

令和2年度第2回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 令和2年7月29日（水） 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	関口 幸一	副会長	石井 啓
委 員	手塚 正二	委 員	関口 三枝子
委 員	千木良 俊彦	委 員	及川 和範
委 員	島津 太	委 員	高野 圭介
委 員	剣持 敬太	委 員	竹元 悦子
委 員	大出 敏文	委 員	渡邊 昭宏
委 員	立川 久雄	委 員	杉山 布美江
委 員	重田 克己	委 員	今関 磨美

(欠席委員)

委 員	木川 綾	委 員	倉上 佳代
委 員	瀧澤 真		

4 出席職員

障がい者支援 課長	多田 智子
支援班班長	高品 誠
支援班副主査	佐久間 勇輔
支援班主任主事	安松 昂汰

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

- (1) 役員の選出について
- (2) 第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会における委員意見等及び対応について
- (3) 本市の障がい者福祉に関する現状・課題等の整理について
 - ①障がいのある人等を取り巻く状況について
 - ②アンケート調査結果の概要について
 - ③そでがうら・ふれあいプランの取組状況について
 - ④障がいのある人を取り巻く課題の整理について
- (4) その他

7 議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐久間副主査)	<p>開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第2回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、15名であり、委員の過半数が出席していますので、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第2項に規定するとおり、会議が成立したことをご報告いたします。なお、木川委員、倉上委員、瀧澤委員から欠席のご連絡及び渡邊委員からは遅れる旨の連絡をいただいていることも併せてお伝えいたします。</p> <p>次に、本日の会議は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっており、傍聴の受付を行いました。傍聴申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。</p> <p>また、会議の公開にあたり、本日の協議会は会議録作成のため録音させていただき、要点筆記により取りまとめ、会議録を公開させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。送付させていただきました資料ですが、次第、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、参考資料1、参考資料2となりますが、不足等はございますか。</p> <p>では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>粕谷市長よりご挨拶申し上げます。</p>
粕谷市長	(市長あいさつ)
事務局 (佐久間副主査)	<p>ありがとうございました。第1回の会議が新型コロナウイルス感染症対策として書面会議であったため、お集まりいただくのは、今回がはじめてですので、名簿順に順次自己紹介をお願いいたします。</p>
各委員	(委員自己紹介)
事務局 (佐久間副主査)	<p>ありがとうございました。引き続き、本日出席しております職員を紹介いたします。</p>
事務局職員	(職員自己紹介)
事務局 (佐久間副主査)	<p>粕谷市長は公務がございましたので、ここで退席させていただきます。</p>

<p>事務局 (多田課長)</p>	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>本協議会の議長につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条の第1項の規定により会長が務めることとなっておりますが、現時点では会長が選出されておりませんので、わたくしの方で仮の議長を務めさせていただきます。</p> <p>お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、議題1の「役員 の選出について」を議題といたします。</p> <p>袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第5条の規定により、協議会に会長及び副会長を委員の皆さまの互選により選出することとなっております。選出方法についてはいかがいたしましょうか。</p>
<p>及川委員</p>	<p>事務局に案があれば、お願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (多田課長)</p>	<p>ただ今、事務局に案があれば、というご発言をいただきました。委員の皆さまにご異存が無いようであれば、事務局からの案があれば説明願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>「異議なし」の声</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>事務局といたしましては、地域総合支援協議会の発足以来、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉、また、地域総合支援協議会の実務者会においても中心的な役割を果たし、ご尽力いただいている前会長の関口幸一委員及び前副会長の石井啓委員に継続してお願いできないかと考えております。</p>
<p>事務局 (多田課長)</p>	<p>ただ今、事務局から、会長に関口委員、副会長に石井委員との案が提示されましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>「異議なし」の声</p>
<p>事務局 (多田課長)</p>	<p>それでは、ご異議が無いようでしたら、皆さま賛成ということで、会長に関口幸一委員、副会長に石井啓委員と決定させていただきます。関口会長、石井副会長からごあいさつをいただきたいと思えます。</p>
<p>関口会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>石井副会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局 (多田課長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、ここからの議事進行につきましては、関口会長をお願いいたします。では、関口会長には議長席へご移動をお願いいたします。</p>

<p>関口会長</p>	<p>それでは、議長席に着かせていただきます。次の議事、議題2の「第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会における委員意見等及び対応について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>——「第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会における委員意見等及び対応について」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>ないようでしたら、続きまして、議題の3に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、議題3「本市の障がい者福祉に関する現状・課題等の整理について」ですが、項目が多岐にわたりますので、一つずつの説明とさせていただきます。まず、「①障がいのある人等を取り巻く状況について」、事務局よりご説明お願いいたします。</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>——「①障がいのある人等を取り巻く状況について」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>身体障害者手帳を所持している方の多くは介護保険制度を利用されている高齢者だと思いますが、本計画を策定するうえでそのことを考える必要はないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>身体障害者手帳所持者という形で推計の方はさせていただいております。身体障害者手帳所持者でも65歳以上者の方は基本的に介護保険制度が適用される場所ですが、状況によっては障害者総合支援法でもサービス等を提供させていただいていることから、本計画にも記載していくこととなります。今年度、高齢者支援課及び介護保険課で、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しているところであり、両制度に該当する方の記載方法については、関係各課で今後調整を図っていきたいと考えております。</p>
<p>関口会長</p>	<p>他にないようでしたら、続きまして「②アンケート調査結果の概要について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>——「②アンケート調査結果の概要について」の説明——</p>

関口会長	ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。
事務局 (佐久間)	資料に誤りがありましたのでご報告いたします。資料3 9ページ 8災害時の避難・対策等についての「災害時要援護者登録制度を知っているか（障がい者・児調査）」のグラフの数値が誤っているため、修正をお願いいたします。正しい数値は令和2年度調査では、「知っていて登録している」が3.7%、「知らない」が76.8%、「知っているが登録していない」が12.9%、「無回答」が6.6%となります。平成28年度調査では、「知っていて登録している」が3.2%、「知らない」が77.6%、「知っているが登録していない」が13.1%、「無回答」が6.2%となります。
石井副会長	資料3 12ページ 11安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについての下のグラフ「暮らしやすいとは思わない理由（障がい者・児調査、一般市民調査）」で無意識に避ける気持ちがあるとありますが、これはどういうことでしょうか。
事務局 (高品班長)	人によって捉え方が異なるところではありますが、障がいに対して無関心であるというように考えております。
石井副会長	アンケート調査で暮らしやすいとは思わない人が平成28年度調査よりかなり増加しているということは、障がい者は暮らしにくくなっていると感じているということなので、よく分析して対策しなければならないと思います。袖ヶ浦市地域総合支援協議会にて、暮らしやすいまちづくりというテーマでも取り組んでおりますので、成果としても表れると思います。
事務局 (高品)	市としても分析し対策していかなければならないと思っております。しかし、市だけではなく、関係事業者の方とも連携をとり、現場の声も届けていただきながら、一緒に取り組んでいく必要があると考えていますので、ご協力の方よろしくをお願いいたします。
手塚委員	資料3 11ページ 差別解消・権利擁護についての上のグラフ「差別受けたことの有無（障がい者・児調査）」で、頻繁にあると回答した人もいるが、市役所へ相談に来たことはありますか。
事務局 (佐久間副主査)	差別関係の相談については、今年度は1件もなく、前年度以前もあまりない状況となっております。
関口会長	アンケート調査の中に虐待に関するものはないのでしょうか。

<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>アンケート調査の中で虐待に関するものもあり、参考資料1をご覧ください。障がいのある方に対してのアンケートは78ページ以降となり、障害者防止法を知っているか、虐待に該当する行為を知っていたか、虐待をなくすためにすべきこと、となります。一般市民へのアンケートは、103ページ以降となり、障害者虐待防止を知っているか、虐待に該当する行為を知っていたか、などとなっております。障がいのある方に対してのアンケートで、虐待防止法を全く知らなかったという方が5割を占め、理解をされていた方が1割強と少ないため、今後周知等していくことが必要となってきます。また、虐待をなくすためにすべきことでは、養護者が休息や息抜きできる機会や養護者の不安や不満の相談窓口、近隣や親せきなど周囲の人の見守りが必要という形になっております。</p>
<p>関口会長</p>	<p>他にないようでしたら、続きまして「③そでがうら・ふれあいプランの取組状況について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>——「③そでがうら・ふれあいプランの取組状況について」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
<p>石井副会長</p>	<p>資料4 10ページ (3) 障がい児支援サービスの「障がい児支援サービスの実績」で、児童発達支援や放課後等デイサービスの実績は横ばいで見込み量より下回っているとのことですが、サービスの供給体制を確認したほうが良いかと思われま。実際サービスを利用したい人がいても、そのサービスが利用できなければ、実績が上がらない可能性もあるかと思われま。根拠としては参考資料2 1ページ 上から2段目の「発達障がい児等療育支援事業(児童サービスセンター)」で、未就学児を対象として療育に関する相談件数が、平成30年度から令和2年度の見込みまでかなり増加しているの、潜在的な療育人数では増えていると思われま。また、資料2 12ページ (2) 就学の状況の上のグラフ「特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移」で特別な支援が必要な児童・生徒数は増加傾向で推移しておりますので、この2つの理由から、実態の人数調査していただければと思われま。</p>
<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>この数値については、現状の実績等をまとめたものであり、この数値がこのまま記載されるわけではありません。実際にサービスを提供されている事業者にもご意見を聞く必要があると思っておりますので、今後事業者に対し、アンケート調査を行いたいと思われま。内容によってはヒアリング等もさせていただくこともあるのかと思われま。アンケート調査を行ったうえで次期計画における数値等も設定し、それに見合う形の取組を行わなければならないと思われま。</p>

	<p>ます。ただ、市で実施できることも限られておりますので、事業者の皆様のご協力が必要となりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
手塚委員	<p>資料4 6ページ (4) 福祉施設から一般就労への移行等の「成果目標と実績」で福祉施設から一般就労への移行した人数が増加することはいいことだと思いますが、就労した後のサポートは何かありますでしょうか。</p>
事務局 (佐久間副主査)	<p>就労後に市としてのサポートは、特になく状況となっています。</p>
関口会長	<p>一般就労した方も就労生活支援センターを活用することも可能なので、対象者に対し、就労後にサポートが何もないわけではありません。</p>
事務局 (安松主任主事)	<p>就労して6月以上経過すると、就労定着支援のサービスを利用することができます。サービスとして就労定着支援を利用している方に関しては把握しておりますが、全ての対象者を把握ができていくかというところは難しいところです。</p>
渡邊委員	<p>資料4 7ページ 障がい児支援の提供体制の整備等のグラフ「成果目標と実績」で重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保ということですが、ニーズとして声は届いていないでしょうか。</p>
事務局 (安松主任主事)	<p>放課後等デイサービス等は、重症心身障がいのある児童の対象者数が少ないところもありまして、市にそのような声は届いてはおりません。</p>
渡邊委員	<p>県内の他の圏域では医療的ケア児を受け入れ、放課後等デイサービス事業所を運営されているところもあります。そのようなお子さんをお持ちの家庭への支援となりますので、できるだけ声を拾い上げていただき、対応していただければと思います。</p>
関口会長	<p>他にないようでしたら、続きまして「④障がいのある人を取り巻く課題の整理について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (高品班長)	<p>——「④障がいのある人を取り巻く課題の整理について」の説明——</p>
関口会長	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>

関口（三）委員	資料5 7ページ 第6 防災・防犯等の推進の「災害時要援護者登録制度」は、高齢者の方が登録する制度は聞いたことがありますが、障がいをお持ちの方でも登録できるのでしょうか。
事務局 （高品班長）	障がいをお持ちの方でも登録の方は可能となります。名簿については民生委員の方にもお渡ししております。登録については、手上げ方式で同意をした方がこの制度の登録となりますので、すべての方が登録するというのは難しいのが現状です。登録をされなかったとしても、障がい者支援課でどこにどのような方がいるのかを把握し、その方々の安否確認等の対応はしていきたいと考えております。
渡邊委員	避難できない障がいのある方がこれだけ高いというのは問題だと思われます。特別支援学校では自分の身は自分で守るというのは伝えているところですが、実際に学校等で災害が起きた場合、大人が周りいるため子供たちを守ってあげられますが、家庭にいた場合は地域で何とかしなければならないと思われます。障がいをお持ちの方の把握は市の方でしているということですが、把握しているだけでは守れないと思います。地域防災としてどれだけ意識をもってやれるかと考えています。
事務局 （高品班長）	防災の方ですと自主防災組織というのがありますが、なかなかすべてをカバーするのは難しく、どこまで何ができるのかをそれぞれ確認しなければならないところです。今後、危機管理課と避難の関係や災害があった際の対応方法等調整を図るための会議を行いますので、いただいたご意見の方を踏まえまとめていきたいと考えております。
竹元委員	災害時要援護者の名簿は、民生委員は持っております。しかし、この名簿では、その人が本当に動けない人なのか、知的障がいをお持ちの方なのか、ここには何人くらい住んでいるのか、病気を持っている人のかななどの情報は全くないことから、助けてあげたくても助けてあげることができません。たまに市から、様子を見てきてほしい旨の連絡がありますが、自らが近隣住民より情報を収集して、何かあったときは気を付けてあげないといけない人がいても、市役所にその旨を報告すると「もういいですよ。民生委員の仕事はそこまでですから。またこちらから連絡した時お願いします。」と言われることが何回かありまして、対応がすごく冷たく感じました。
事務局 （高品班長）	この質問の内容については、回答できかねますので、意見として参考にさせていただきます。
関口会長	他にないようでしたら、議題4「その他」、事務局からなにかありますか。

<p>事務局 (高品班長)</p>	<p>会議録作成について、開会時に事務局よりお伝えいたしましたが、会議録を事務局の方で作成し委員の皆様へ送付いたしますので内容をご確認の上、修正等ありましたらご連絡いただければと思います。皆様の確認が終わりましたら、公開させていただきたいと思います。</p> <p>次回の総合支援協議会ですけれども9月10日(木)午後2時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので、これで議事の方は終わりにさせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (佐久間)</p>	<p>関口会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。本日は長時間にわたり、慎重審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和2年度 第2回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時：令和2年7月29日（水）

午後2時～

場所：旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 出席者自己紹介

4 議 題

(1) 役員を選出について

(2) 第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会における委員意見等及び対応について

【資料1】

(3) 本市の障がい者福祉に関する現状・課題等の整理について

①障がいのある人等を取り巻く状況について

【資料2】

②アンケート調査結果の概要について

【資料3】【参考資料1】

③そでがうら・ふれあいプランの取組状況について

【資料4】【参考資料2】

④障がいのある人を取り巻く課題の整理について

【資料5】

(4) その他

5 閉 会

第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会における委員意見等及び対応

【議題（1）に対する内容】

該当資料	該当項目	意見等	対応
資料3	3. (2) 基本指針の見直しの主なポイント	<p>児童発達支援センターについては、袖ヶ浦市の地域ニーズに基づいて求められる機能を検討し、更にそれをどのような形で整備するかを考えていく必要がある。</p> <p>地域ニーズの把握や、求められる機能とその整備方法の検討に当たっては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会を活用することが望ましい。また整備方法を検討するに際しては、現状で既に同等の機能を果たしている既存の資源（既設置の民間事業所等）の有効活用を視野に入れる必要がある。</p>	<p>児童発達支援センターについては、本市内及び君津圏域内にも設置されており、それぞれ障がい児に対する支援を行っていただいています。</p> <p>児童発達支援としては、障がい児福祉計画（第1期）において設定したサービスの見込量と比較し、実績が少ないものとなっています。児童発達支援センターの地域ニーズ等においては、地域総合支援協議会や事業者等から意見を伺い、必要とする機能を検討し、対応を図っていくことを考えています。</p>
資料3	障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	<p>障害児入所施設については、近年増加している障害のある被虐待児のシェルター機能も期待されることから、既存の施設が「ケア単位の小規模化」や「地域に開かれること」が促進されるに当たって、現状の評価を行ったうえで何が課題になっているかを把握し、必要な支援（設備整備の助成など）を行う必要がある。</p>	<p>国の基本指針において新たに盛り込まれた「ケア単位の小規模化」等については、取組の推進に当たり、小規模化により職員の専門性を高める支援の確保及び職員の孤立化・密室化を防ぐための体制強化が必要になるとの意見もあることから、今後本市の現状と課題を整理し、県の計画も参考に取組について検討していきます。</p>
資料4	アンケート調査	<p>アンケート項目の内容をどのように決めているのか確認をさせていただきたい。</p>	<p>アンケートについては、計画策定や施策推進に役立てる基礎資料とするために実施したものであり、その項目は福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向把握などとなります。なお、基本的に平成28年度に実施したアンケートから必要と考える項目を踏襲して設定しています。</p>

第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会における委員意見等及び対応

【その他（現行そでがうら・ふれあいプラン等に関する）内容】

意見等	対応
<p>P 5 1 防災対策 避難のために今少し細かい配慮が別にあると良い。障がいのある方が避難する場所をはっきりと決めてほしい。これからは、コロナ対応を加えて避難場所の人数が変わるのではないか。</p>	<p>防災対策については、主に関連する事業について位置付けたものであり、災害時の避難に関する内容や避難場所などの防災対策全般については、「袖ヶ浦市地域防災計画」に記載されています。障がいのある方につきましても、まずは近くに開設した一般避難所へ避難していただき、その後必要に応じて開設した福祉避難所に避難することとなります。なお、今後は、新型コロナウイルス等感染症対策として、過密状態防止や避難所スペース確保等の対策を行い避難所を開設運営していく方針としています。</p>
<p>P 7 0 (5) 障害児支援の提供体制の整備等について、取組みの方向性と取組みが書かれていますが、方向性については具体的なサービス名は出ているものの、逆にそれを充実させていくにあたっての根拠となるサービスが明確には示されていないので、取組みの内容も国の指針との合致の検討としか書かれておらず、不明確であるように思われます。第二期計画においては、地域のニーズに基づいた方針の策定と、より具体的な取組みが望まれます。</p>	<p>同項目については、障がい児福祉計画(第2期)においても定めることを考えているところであり、ご意見を踏まえ、計画期間における取組についてできる限り明確に記載するよう努めます。</p>
<p>P 8 4 ■障害児支援見込量の確保のための方策について、過去二年間の利用量が児童発達支援においては1.6倍に、放課後等デイサービスにおいては2倍に増加しているにも関わらず、「関係する事業者との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます」とあるのみで、具体的な方策が書かれているとは言えません。第二期計画においてはより具体的な方策の策定が望まれます。</p>	<p>同項目については、障がい児福祉計画(第2期)においても定めることを考えています。第1期計画における見込量に対し、児童発達支援及び放課後等デイサービスの実績については、ともに概ね横ばいでの推移となったところです。また、令和3年度以降の人口推計から推計される障がい児についても微増と想定されることから、これらの状況を前提とし、ご意見を踏まえ、計画期間における取組についてできる限り明確に記載するよう努めます。</p>

障がいのある人等を取り巻く状況

第1 障がい者施策・社会福祉施策の動向

国では、平成18年に国際連合において採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」）の理念・趣旨に則し、平成23年8月に障害者基本法の一部改正を行い、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、平成25年度からは「障害者基本計画（第3次）（計画期間：平成25～29年度）」に基づき、障がいのある人に関する施策を進めてきました。また、平成25年4月には、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として改正施行されました。

さらに、平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。さらに、同年6月には障害者総合支援法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されています。

加えて、近年では、障がいのある人のほか、様々な生活ニーズのある人々等、すべての人が共に生きる地域社会の実現に向けた議論が進められています。国は、子ども・高齢者・障がいのある人等すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域における複雑な課題の解決にすべての住民が「我が事」として取り組む社会のあり方や、市町村における包括的な相談支援体制のあり方について検討を進め、平成30年4月には、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した、改正「社会福祉法」が施行されています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化している中で、近年では障がいのある人の地域生活への移行が促されていることから、就労支援をはじめ地域で自立して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきています。

■近年の障がい者制度に関わる法制度等の動き■

公布等年月	施行等年月	法制度等の動き	主な内容
平成25年 6月	平成28年4月	障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ・差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施等）
	平成28年4月 （一部平成30年4月）	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加
	平成26年4月 （一部平成28年4月）	精神保健福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止
平成28年 6月	平成30年4月 （一部平成28年6月）	障害者総合支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の訪問先の拡大 ・就労定着支援・自立生活援助の創設 ・サービス提供者の情報公開制度の創設
		児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・障がい児福祉計画に関する規定の創設 ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援の明文化
	平成28年6月	発達障害者支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の基本的な理念に則ることを規定 ・相談体制の整備の規定を創設
平成29年 6月	平成30年4月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ・この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域福祉計画の充実
平成30年 3月	平成30年3月	障害者基本計画第4次の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：平成30年度から5年間 ・政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画 ・共生社会の実現に向けて障がい者の自己実現を支援
平成30年 6月	平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定を規定 ・文化芸術鑑賞機会の拡大 ・文化芸術創造機会の拡大

第2 人口の推移

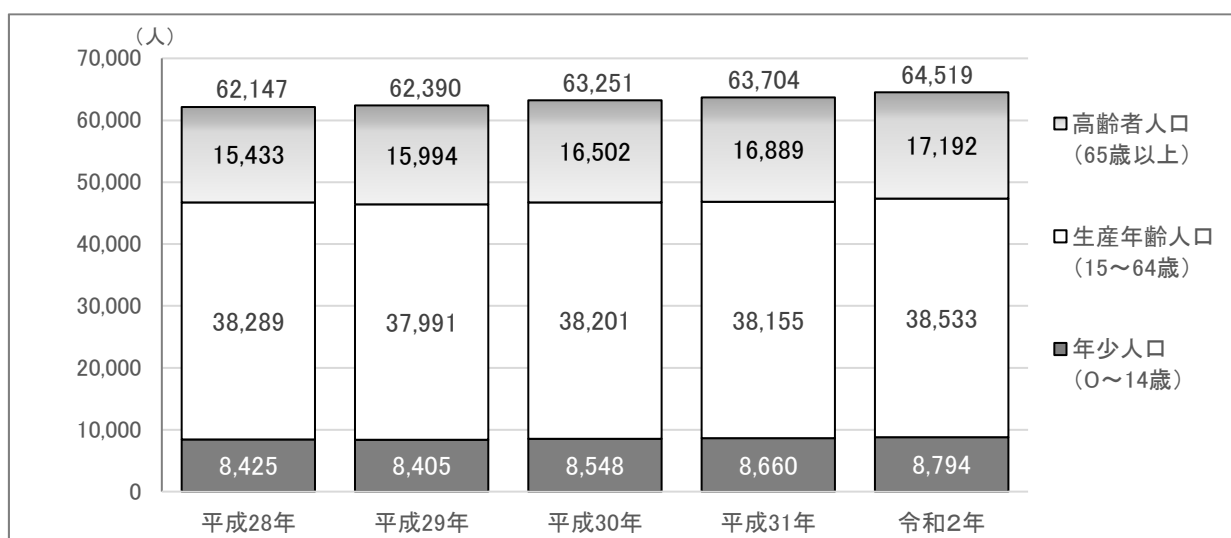
1 年齢3区分別人口の推移

袖ヶ浦市の令和2年4月1日現在の人口は64,519人で、年々微増しています。

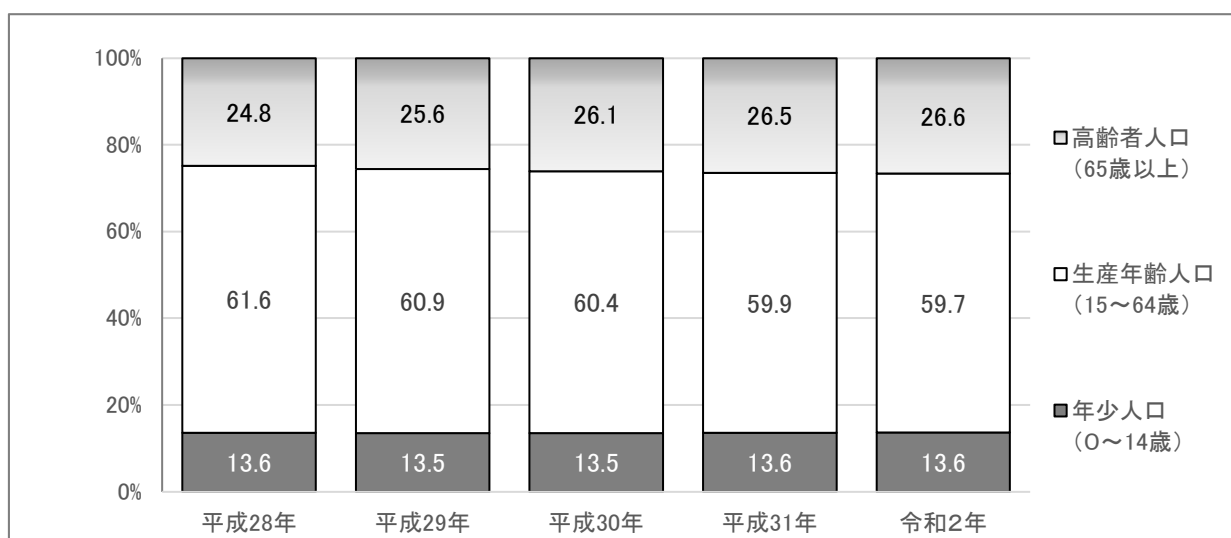
年齢階級別にみると、年少人口（0～14歳）はほぼ横ばい、生産年齢人口（15～64歳）は微増、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。

■年齢3区分別人口の推移■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

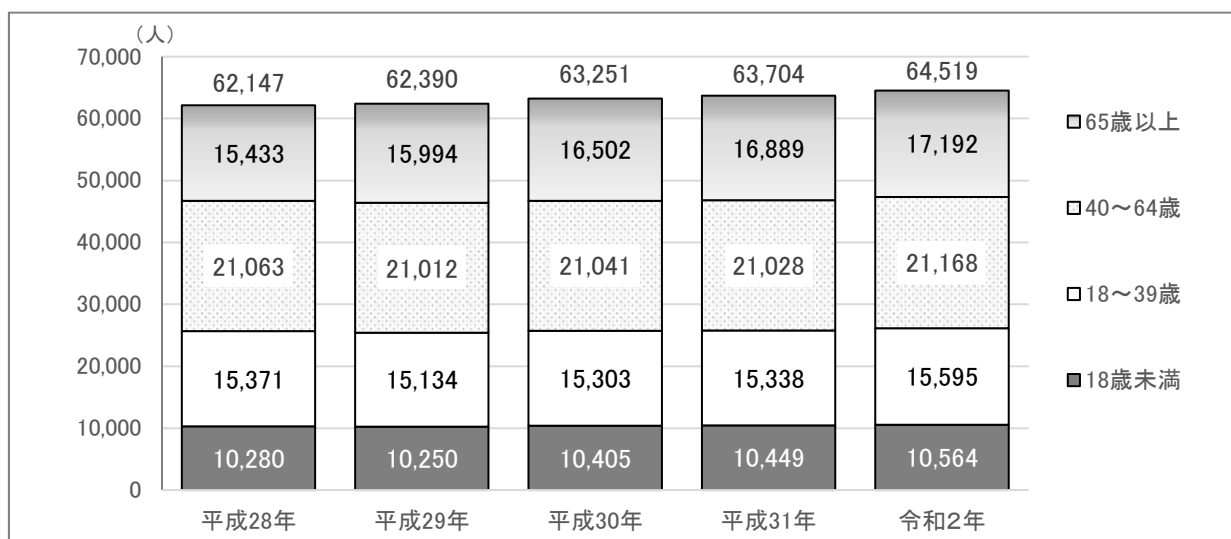
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 年齢別人口の推移

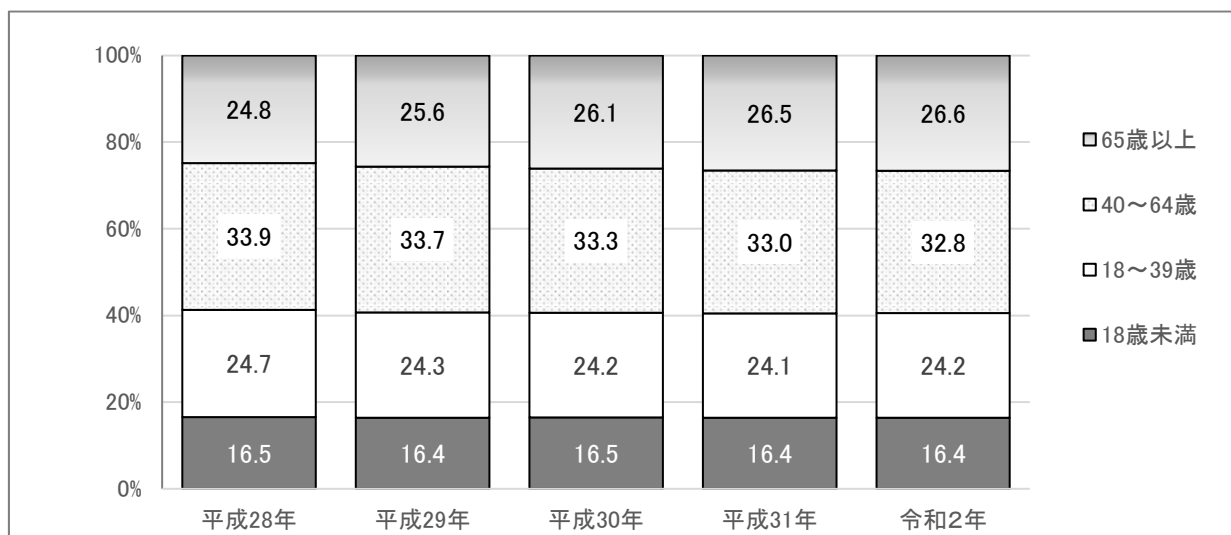
年齢3区分別人口を、18歳未満、18歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上に分けてみると、平令和2年の18歳未満の比率が16.4%、18歳～39歳が24.2%、40歳～64歳が32.8%、65歳以上が26.6%となっており、65歳以上の割合が増加しています。

■ 年齢別人口の推移 ■

■ 人数



■ 割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

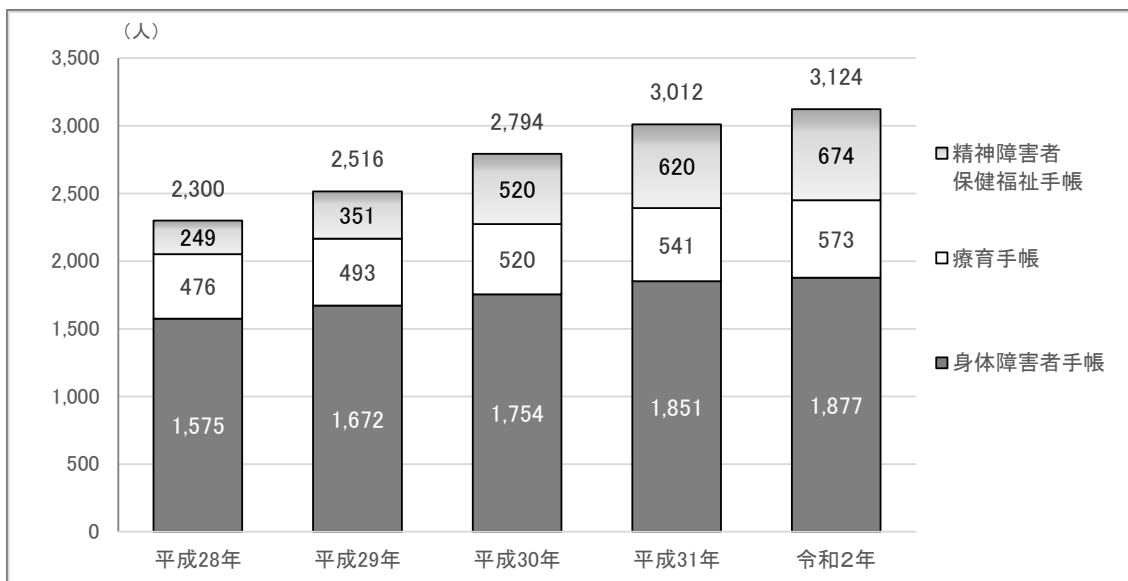
第3 障がいのある人の状況

1 障害者手帳所持者数（全体）の推移

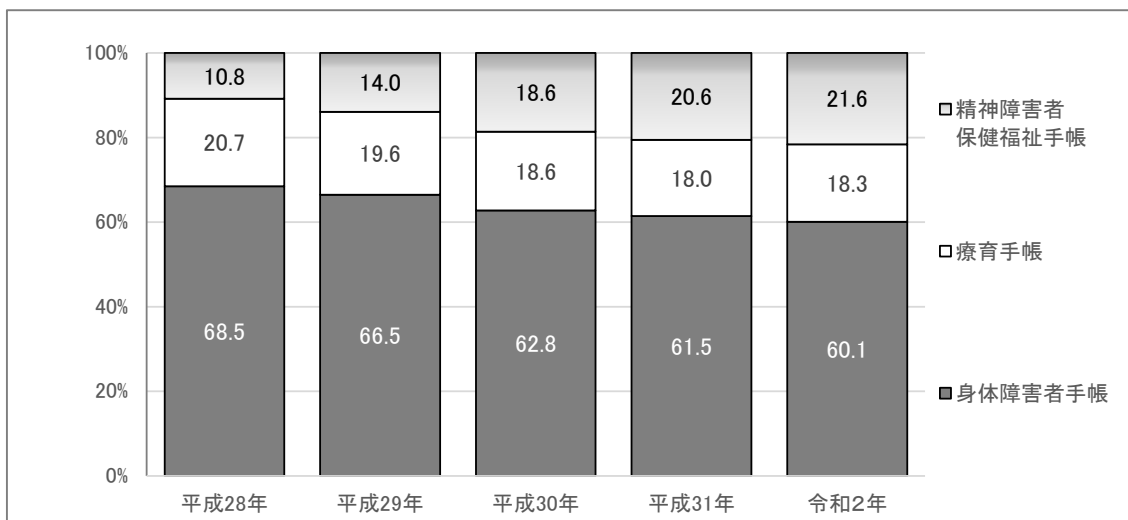
障害者手帳所持者数は増加しており、平成28年は3種合計で2,300人でしたが、平成31年に3,000人を超え、令和2年は3,124人となっています。3種それぞれの障害者手帳所持者数も年々増加しており、令和2年における手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳が60.1%と多くを占めているものの、精神障害者保健福祉手帳は平成28年の10.8%から10ポイント以上増加し、21.6%となっています。

■ 障害者手帳所持者数（全体）の推移（人数） ■

■ 人数



■ 割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

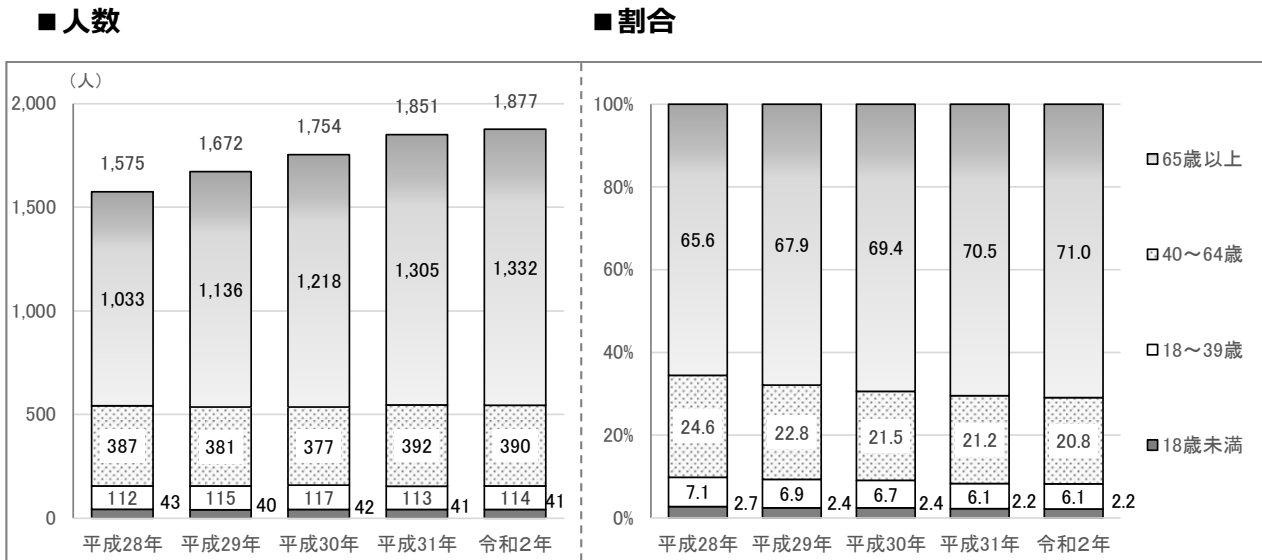
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

2 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の年齢別、等級別の推移

身体障害者手帳所持者数は増加しており、令和2年3月31日現在で1,877人となっています。年齢別では、65歳以上の所持者数が増え、令和2年は1,332人で約7割を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者の年齢別の推移 ■

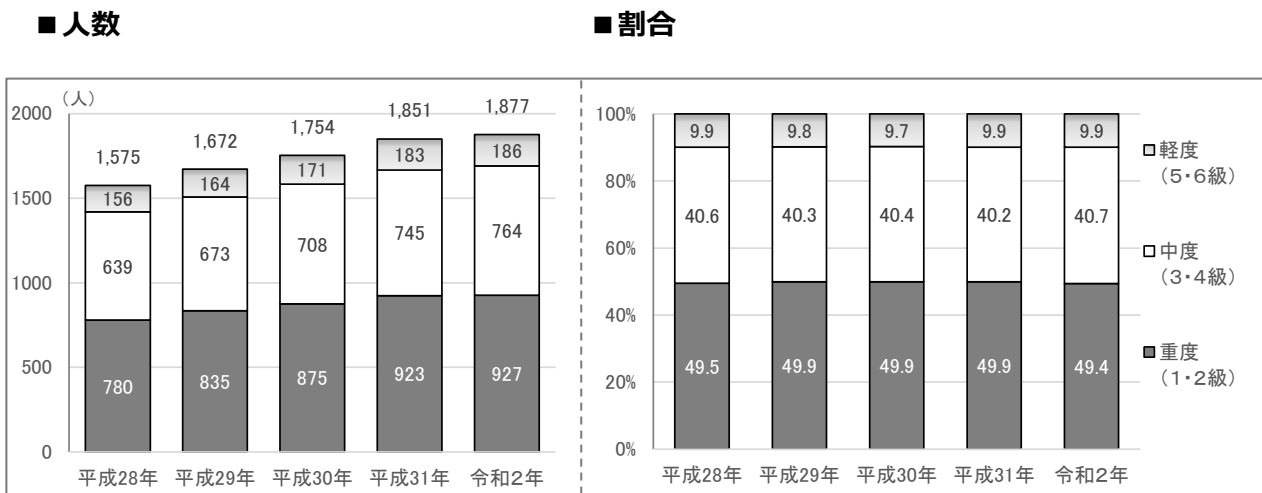


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

等級別で見ると、それぞれの等級の占める割合はほぼ一定で推移しており、重度（1・2級）の人が約半数を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移 ■



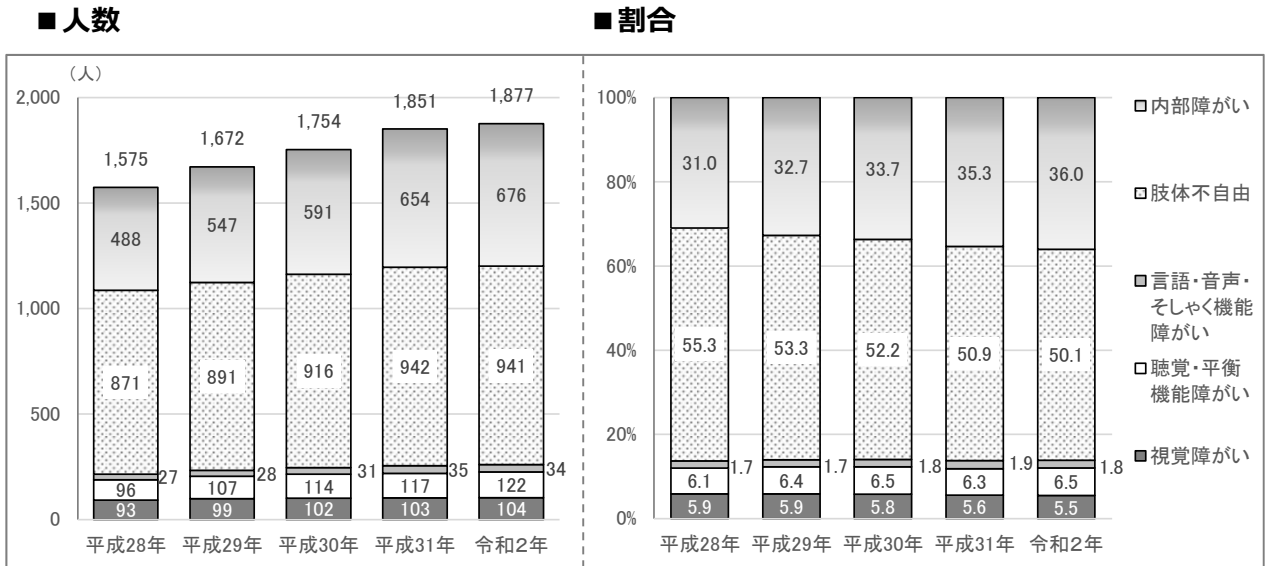
(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

(2) 身体障がいのある人の障がい区分別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移をみると、「肢体不自由」が最も多く、約半数を占めています。次いで「内部障がい」が多く、年々増加しています。

■ 身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移 ■

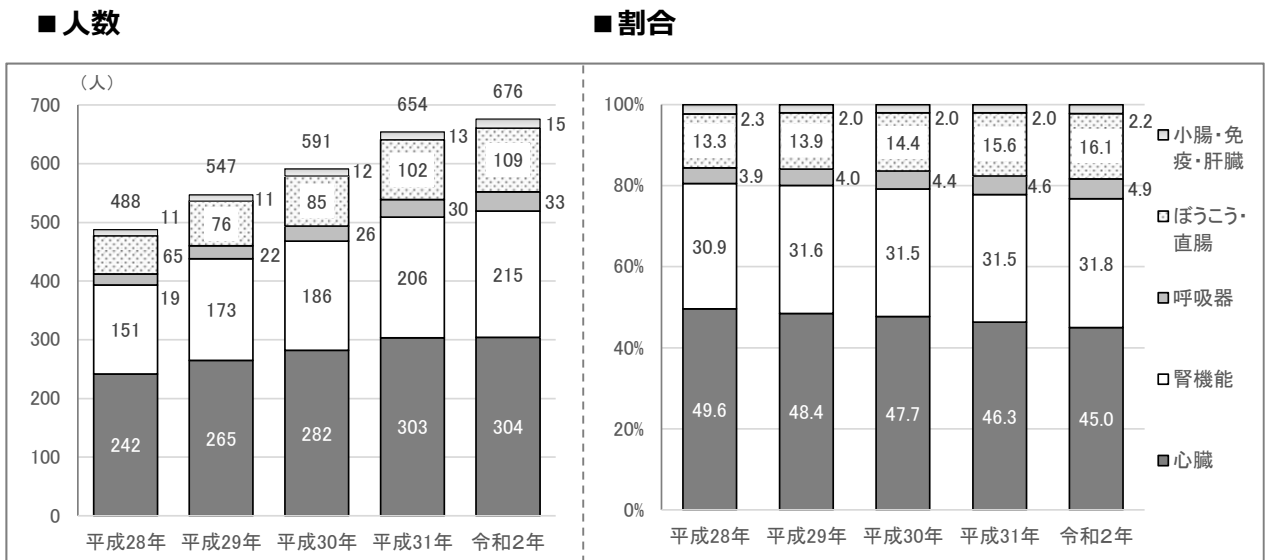


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

「内部障がい」について内訳をみると、「心臓」「腎臓」が多く、合わせて8割近くを占めています。

■ 身体障害者手帳所持者のうち、内部障がいのある人の内訳の推移 ■



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

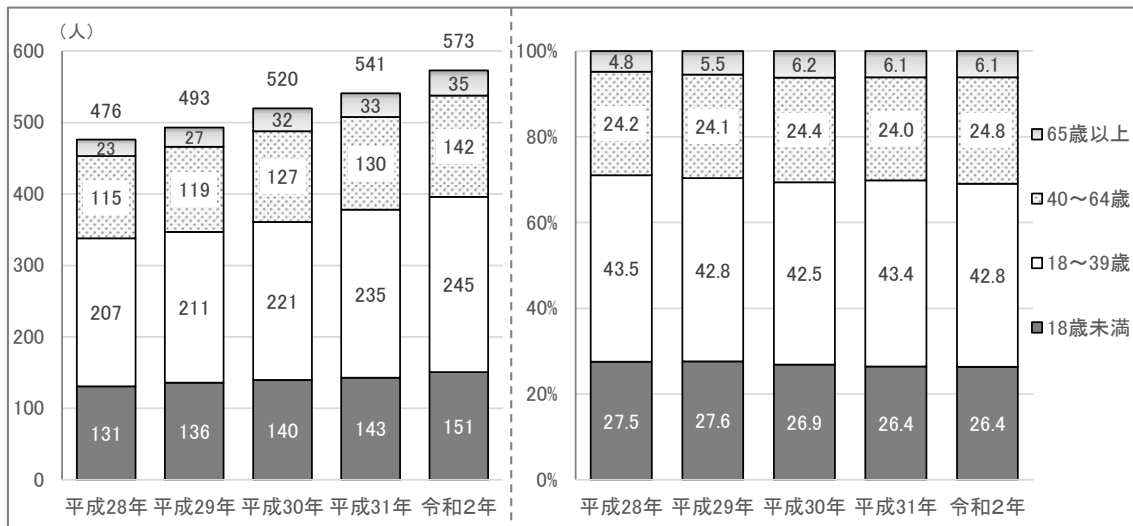
3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は増加しており、平成28年は476人でしたが、平成30年に500人を超え、令和2年は573人となっています。年齢別では、各区分とも微増していますが、18～40歳未満が多く、次いで18歳未満が多くなっています。

■療育手帳所持者の年齢別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

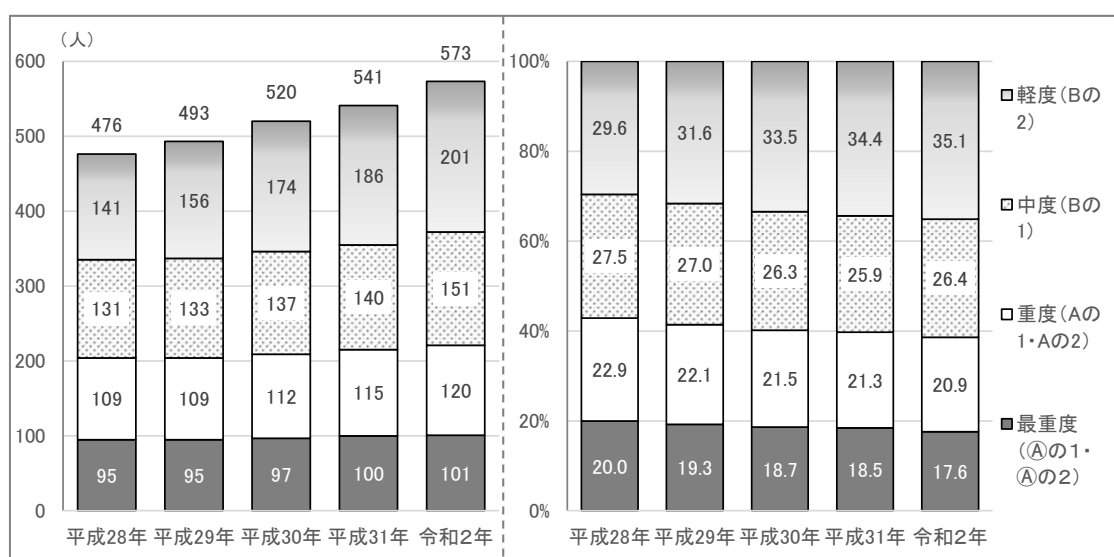
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

障がい程度別では、各区分とも横ばいから微増しており、特にBの2判定が増加しています。

■療育手帳所持者の障がい程度別の推移■

■人数

■割合



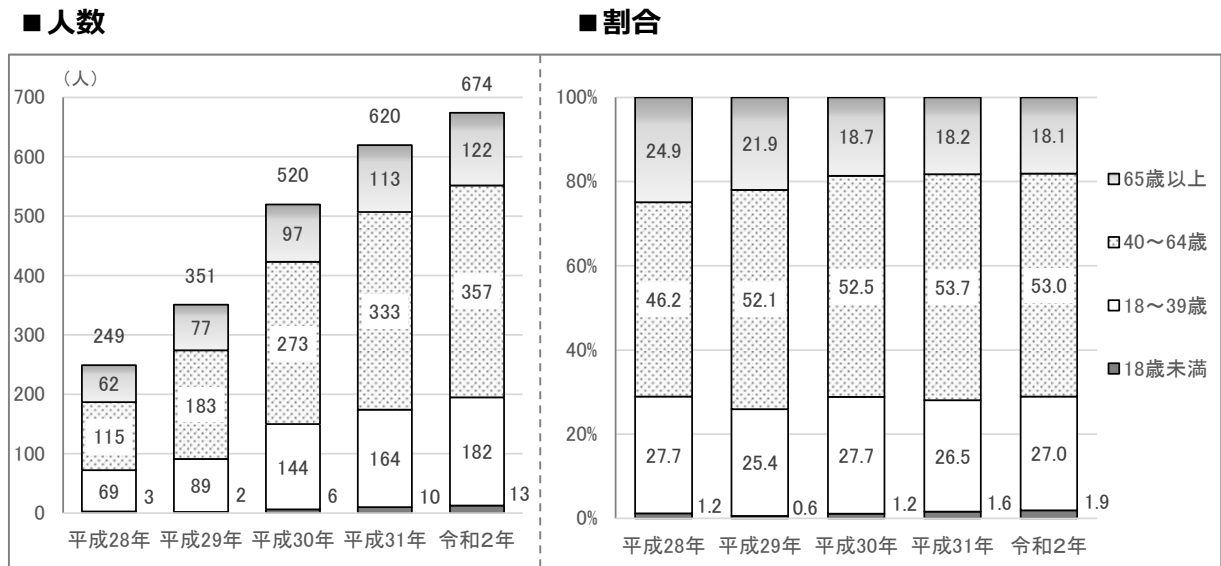
(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

4 精神障がいのある人の状況

精神保健福祉手帳所持者は大幅に増加しており、平成28年は249人でしたが、平成30年に500人を超え、令和2年は674人となっています。年齢別では、40～64歳が年々増加しており、平成29年以降は半数以上を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移 ■

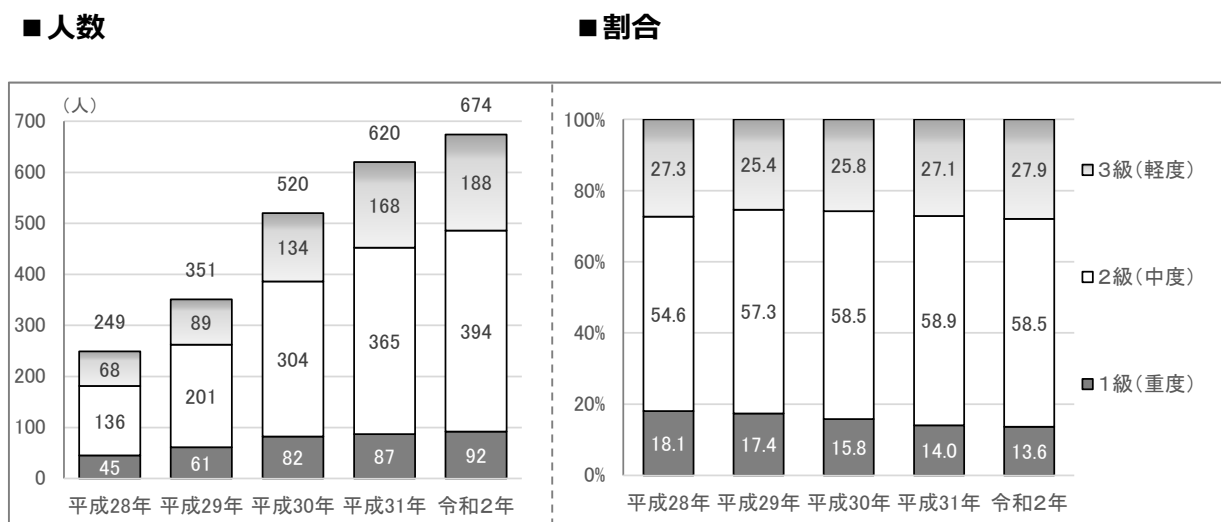


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況（各年3月31日現在）

障がい等級別では、各区分とも増加しており、特に2級（中度）と3級（軽度）は平成28年の3倍近く増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級別の推移 ■



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況（各年3月31日現在）

5 難病等の特定疾患のある人の状況

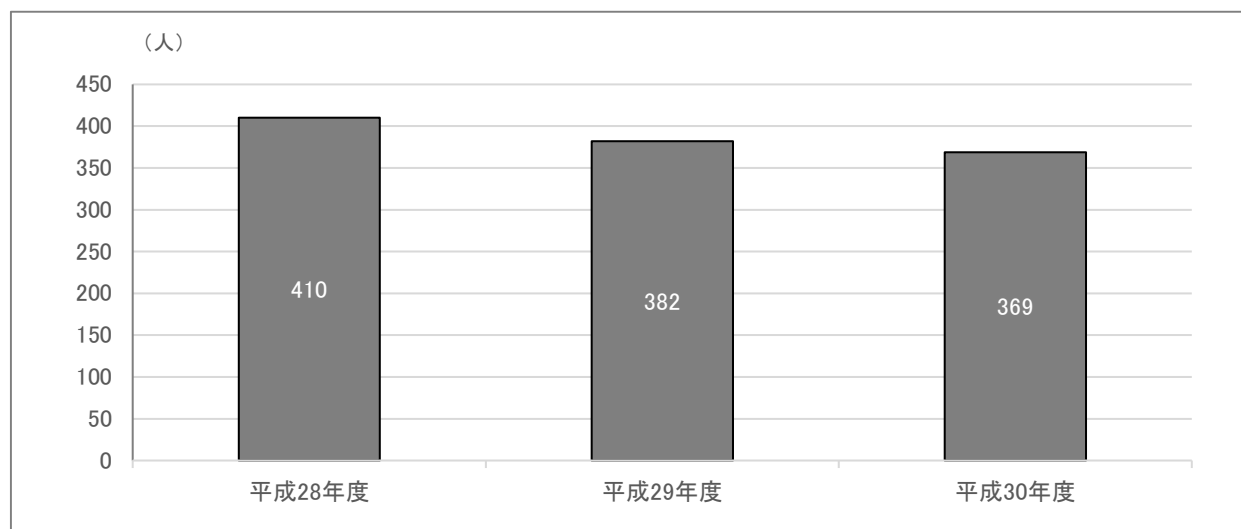
国の難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定められています。

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない“制度の谷間”にあった難病の方も、平成25年4月から障害者総合支援法により、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、平成27年1月1日から施行されました。これに伴い、国が定めた基準に該当する331疾患（平成30年4月1日以降）が指定難病とされ、従来の特定疾患医療費助成制度の対象疾病のうち、指定難病に指定されたものは新制度に移行されています。

平成30年度における指定難病医療費助成制度受給者数は369人となっています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移 ■



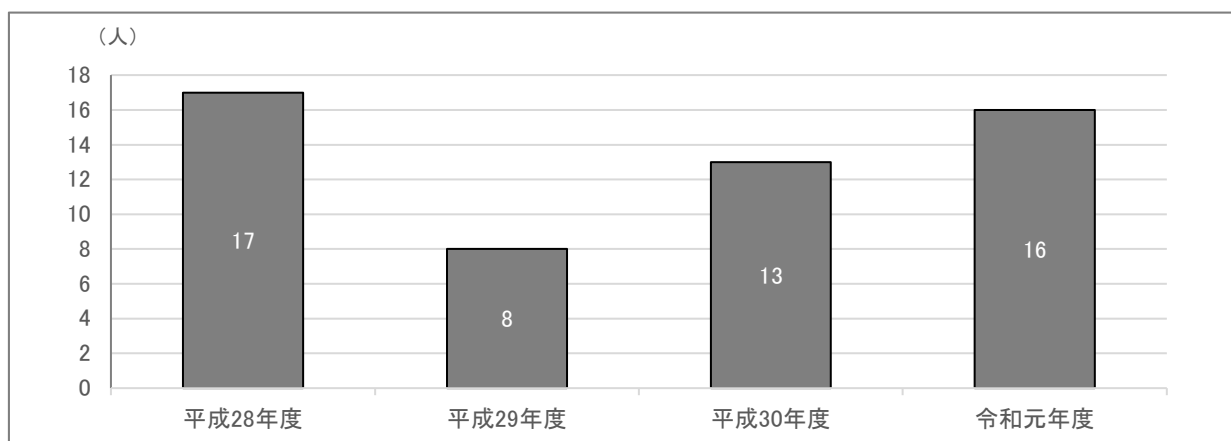
資料：君津保健所 事業年報

6 サポートが必要な児童・生徒の状況

(1) 自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療費受給者の推移

自立支援医療（育成医療）の受給者数は、平成29年度に減少しましたが、令和元年度においては16人と、平成28年度の水準とほぼ同様となっています。

■ 自立支援医療（育成医療）受給者証所持者数の推移 ■

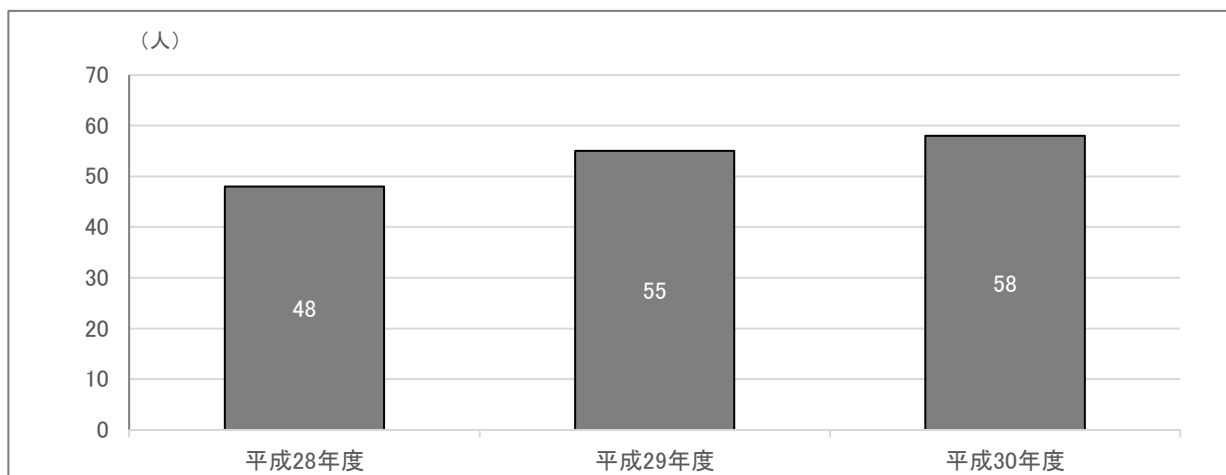


資料：障がい者支援課

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。

対象となる疾病は国が指定した16疾患群762疾病（令和元年7月1日現在）となっており、小児慢性特定疾病医療支援事業受給者証所持者数は、平成30年度で58人となっています。

■ 小児慢性特定疾病医療支援事業受給者証所持者数の推移 ■



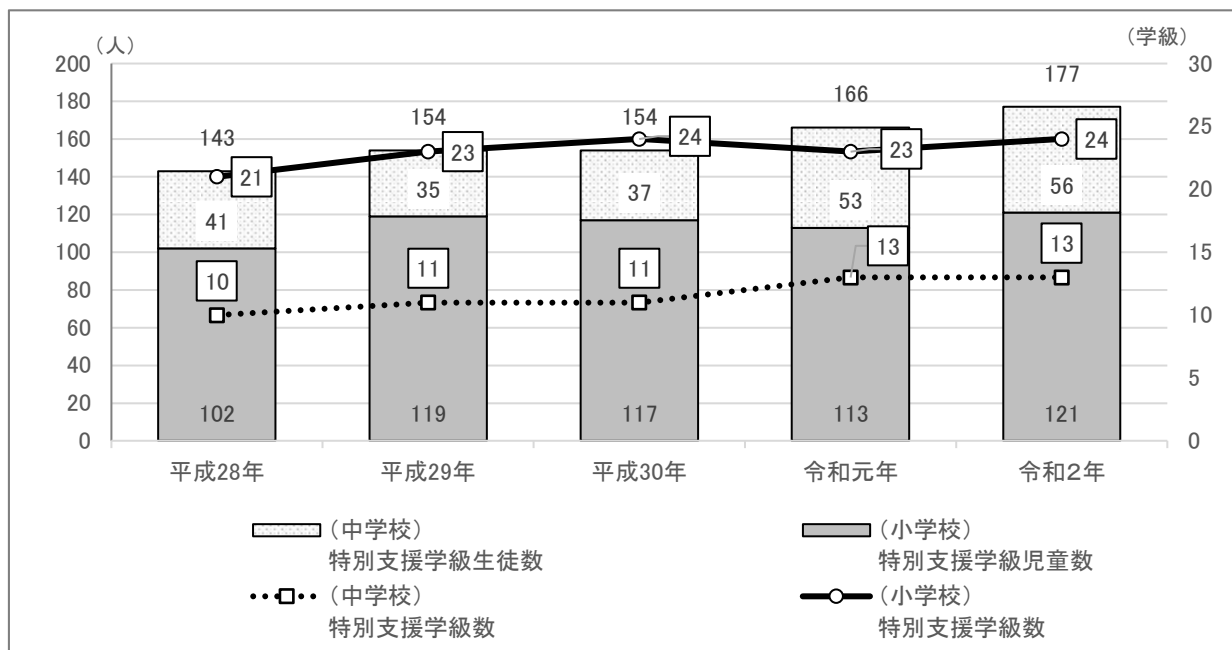
資料：君津保健所 事業年報

(2) 就学の状況

令和2年5月1日現在、本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、37学級（小学校24、中学校13）で、在籍している児童・生徒数は、小学校121人、中学校56人となっており、ここ5年間、児童・生徒数は増加傾向で推移しています。

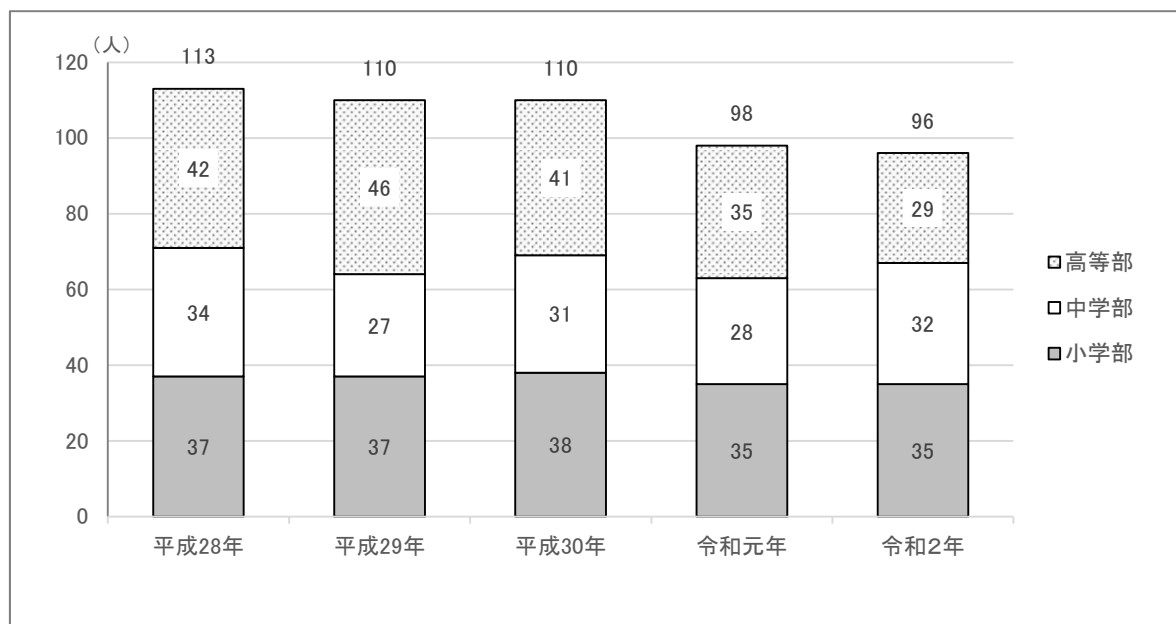
なお、市にある千葉県立楨の実特別支援学校の在籍者数は減少傾向で推移しています。

■ 特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移 ■



資料：袖ヶ浦市教育委員会（各年5月1日）

■ 千葉県立楨の実特別支援学校の在籍者数（市在籍者のみ） ■



資料：袖ヶ浦市教育委員会（各年5月1日）

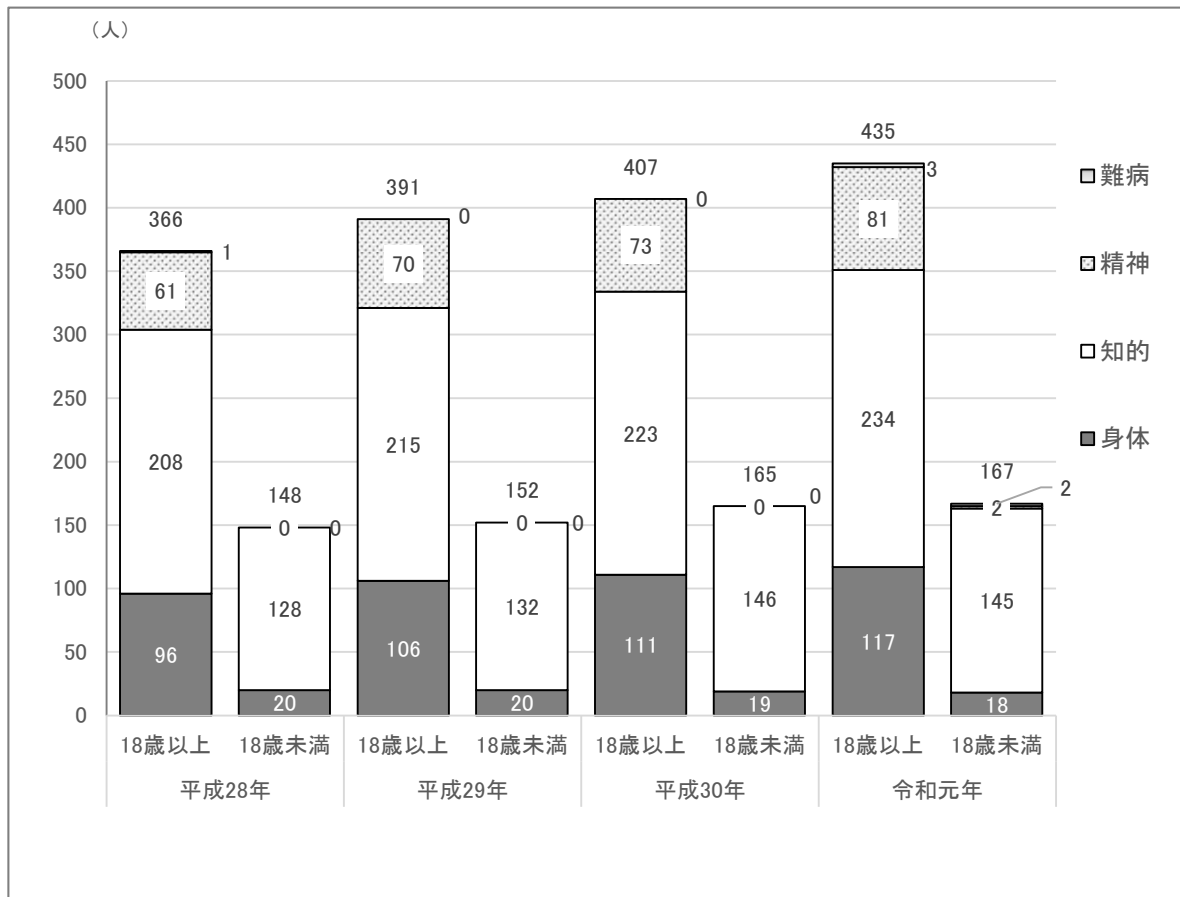
7 障がい福祉サービスの状況

(1) 障がい福祉サービスの利用者数

18歳以上の障がい福祉サービスの利用者数は、各区分とも年々増加しており、令和元年は435人となっています。

18歳未満の障がい福祉サービスの利用者数については、身体障がいのある子どもはほぼ横ばいであるものの、知的障がいのある子どもについては増加傾向で推移しています。

■ 障がい福祉サービスの利用者数の推移 ■



資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

(2) 障がい福祉サービスの支給決定状況（障がい種別・障害支援区分別）

障がい福祉サービスを利用する上で必要となる障害支援区分の推移について、障がい別、障害支援区分別で比較すると、身体障がいのある人の障害支援区分は重い傾向があります。

また、精神障がいのある人の障害支援区分は軽い傾向があり、障害支援区分を必要としないサービスを利用する傾向にあります。

■障がい福祉サービスの支給決定状況（障がい種別・区分別）■

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体	平成28年	2	8	16	12	16	31	31
	平成29年	2	8	20	15	18	31	32
	平成30年	2	12	19	15	16	36	30
	令和元年	2	9	15	15	16	47	30
知的	平成28年	6	34	27	33	38	42	156
	平成29年	4	33	28	36	42	42	162
	平成30年	6	31	25	43	47	45	172
	令和元年	5	34	27	43	49	44	177
精神	平成28年	3	14	13	0	2	0	29
	平成29年	4	17	12	2	2	0	33
	平成30年	2	20	13	2	2	0	34
	令和元年	1	20	13	3	2	0	45
難病	平成28年	0	1	0	0	0	0	0
	平成29年	0	0	0	0	0	0	0
	平成30年	0	0	0	0	0	0	0
	令和元年	0	0	1	0	0	1	3

資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

(注)「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している方を計上
 複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

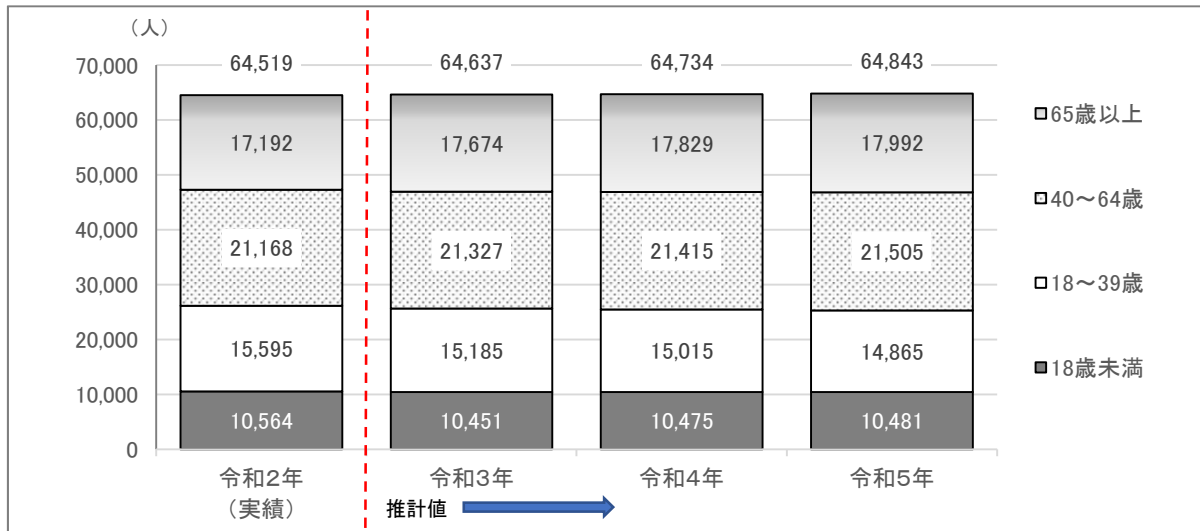
8 障がいのある人等の推計

(1) 年齢別人口の推計

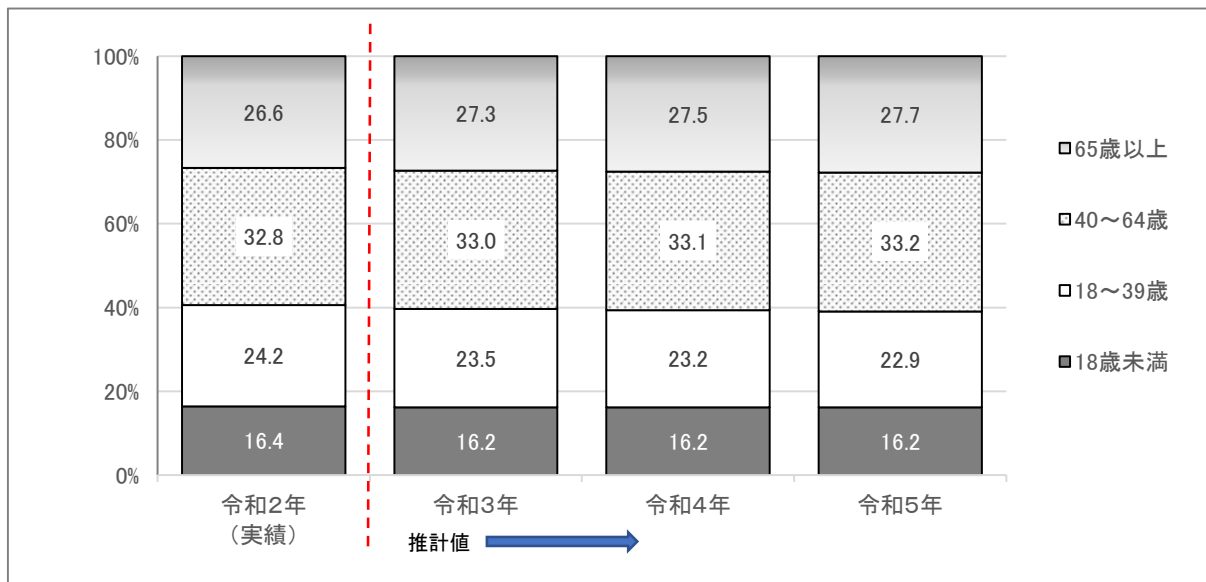
令和2年4月1日時点の人口総数は64,519人で、今後3年間の推計においても微増で推移していくことが予想されています。

■ 年齢別人口の推計 ■

■ 人数



■ 割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：令和2年：住民基本台帳（4月1日現在）

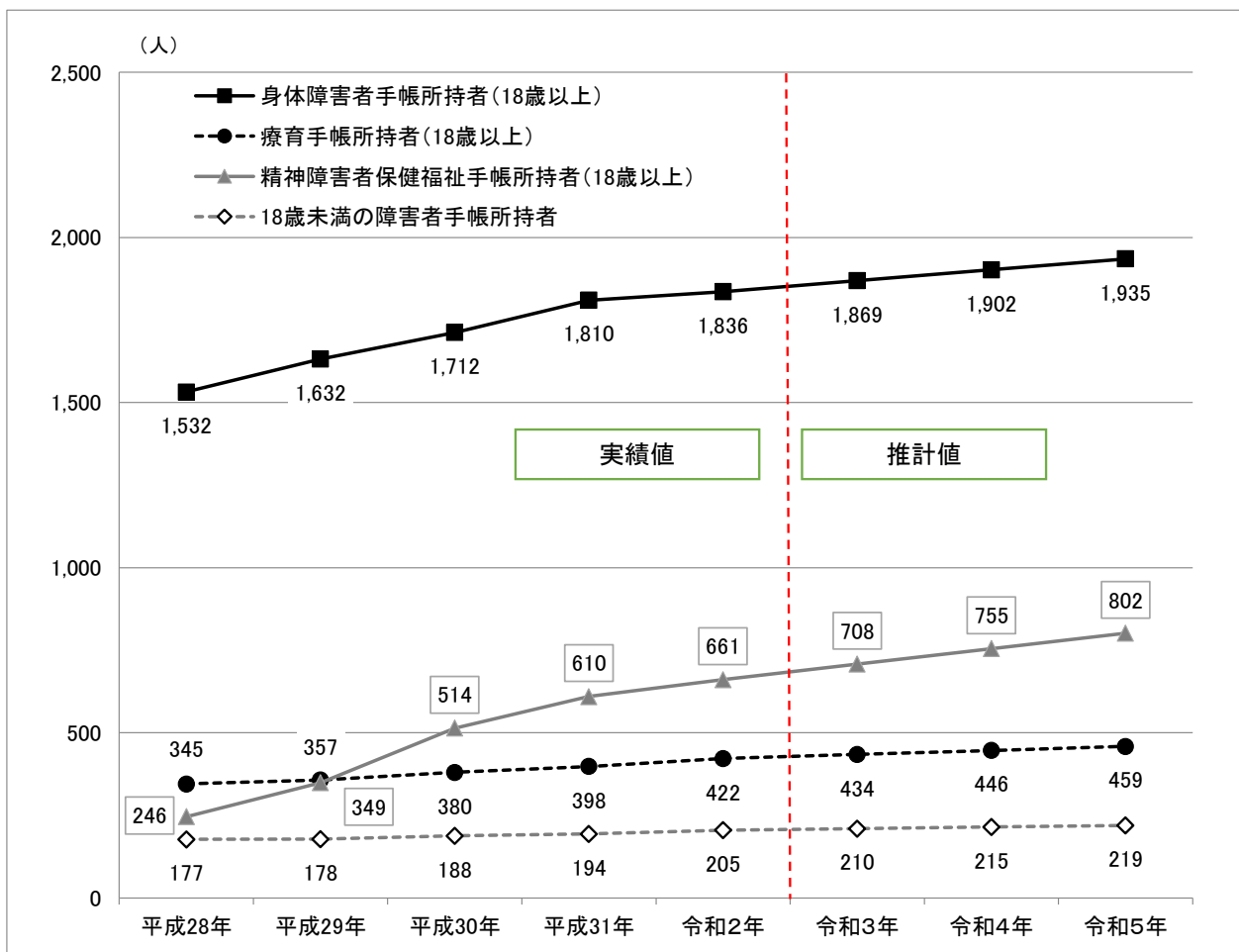
令和3年～令和5年：袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に算出

(2) 障がいのある人の推計

障がい福祉サービスの見込み量推計の参考とするため、令和3年から令和5年までの袖ヶ浦市の各種障害者手帳所持者所持者数（18歳以上・18歳未満別）を推計した結果、身体障害者手帳所持者（18歳以上）で約100人（約5%）、療育手帳所持者（18歳以上）で約40人（約9%）、精神障害者保健福祉手帳所持者（18歳以上）で約140人（約21%）、18歳未満の障害者手帳所持者で約15人（約7%）の増加が見込まれます。

一方、手帳をお持ちでない方についても、今後、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来の障がい者数は下記の推計値よりも多くなる可能性があります。

■ 市の障害者手帳所持者数の推移と推計 ■



(注) 推計の手法については、過去5年間の障害者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の伸び率を踏まえた上で、令和3年から令和5年の障がい者比率を推計し、それに袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に算出した推計人口を掛け合わせて算出したものです。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

資料：平成28年～令和2年：障がい者支援課（各年3月31日現在）

アンケート調査結果の概要

第1 調査の実施概要

本計画を策定するに先立ち、計画策定の基礎資料及びその後の障がいのある人を対象とした行政施策運営の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

調査結果については「障がいのある人に関する調査報告書」にてとりまとめており、以下に袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）策定時（平成29年1月）に調査した内容と比較しつつ、アンケート調査結果からみえる障がい者支援ニーズ等について整理します。

■ 調査の方法及び回収結果 ■

	障がい者・児	一般市民
調査対象者	障害者手帳又は 自立支援医療受給者証をお持ちの方	市内在住の20歳以上の方
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収、督促なし）	
調査期間	令和2年4月	
回収結果	配布数：3,184 回収数：1,716 回収率：53.9%	配布数：500 回収数：227 回収率：45.4%

■ 調査結果の見方 ■

- ①比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計が100%を上下する場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載（number of case の略）し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ④クロス集計表の表側（全体）の実数は、障がい種別や年齢等を無回答を含めた数を表記しており、表側（分類層）の実数（人数）は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。なお、障がい者調査の障がい種別については、重複を含む数を表記しています。
- ⑤クロス集計表については、最も高い比率のものを網かけしています（無回答を除く。）。ただし、回答者数が30件未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめるものとします。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

第2 アンケート調査結果からみえる障がい者支援ニーズ等

1 障がい者・児調査における回答者、障がい等の状況について

障がい者・児調査におけるアンケートの回答者については、全体では「本人」が59.3%と、最も多くなっています。一方、障がい種別にみると、知的障がいでは「家族や介助者」が46.1%で最も多くなっています。

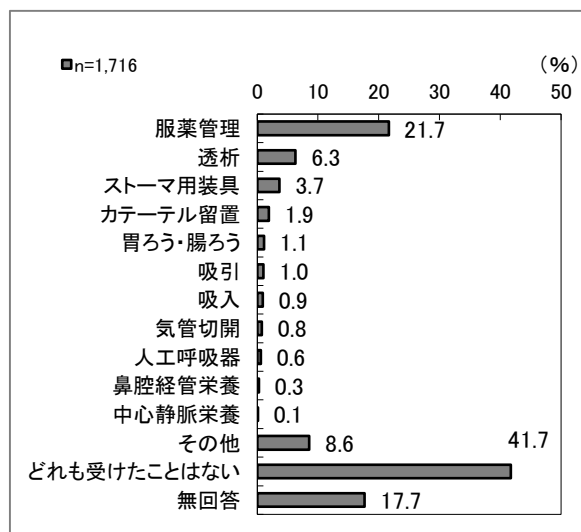
現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が多く、精神障がいのある人の主な病名については、「統合失調症」と「躁うつ病・うつ病」が多くなっています。

■回答者（障がい者・児調査）■

		(人)	本人	本人の意見を家族や介助者などが回答	家族や介助者	無回答
	全体	1716	59.3	17.4	15.2	8.2
障がいの種類	身体	1024	64.7	16.7	11.0	7.5
	知的	319	19.4	26.3	46.1	8.2
	精神	226	73.5	12.4	5.8	8.4
年齢	18歳未満	80	13.8	32.5	50.0	3.8
	18～39歳	272	50.7	19.1	23.5	6.6
	40～64歳	507	70.8	12.8	11.6	4.7
	65歳以上	816	61.4	18.3	11.4	8.9
居住地区	昭和	364	60.7	21.7	13.5	4.1
	長浦	649	59.3	17.7	16.0	6.9
	根形	167	67.1	13.8	14.4	4.8
	平岡	180	60.6	17.8	13.3	8.3
	中川・富岡	145	56.6	16.6	16.6	10.3

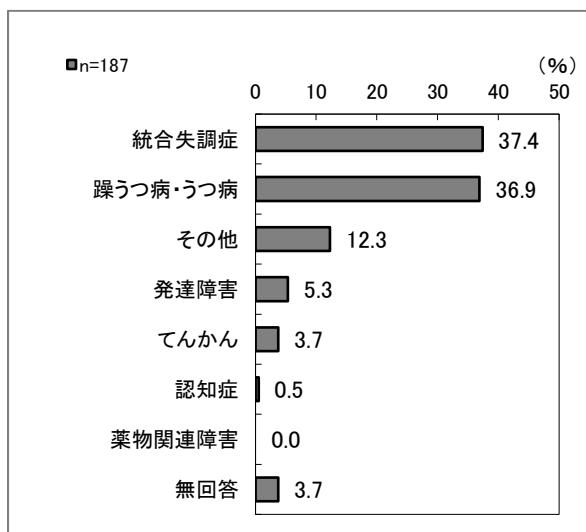
■現在受けている医療ケア■

(障がい者・児調査)



■精神障がいのある人の主な病名■

(障がい者・児調査)

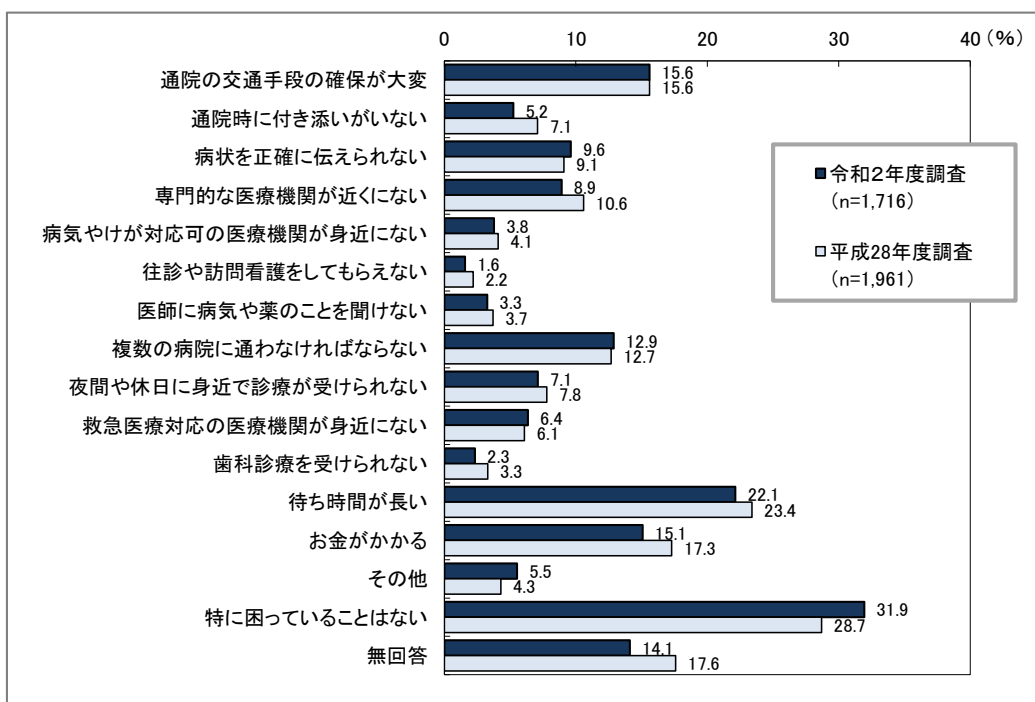


2 医療機関の受診状況等について

医療を受ける際に困ることとしては、平成28年度調査より改善がみられるものの、「待ち時間が長い」が最も多く、次いで「通院の交通手段の確保が大変」や「お金がかかる」が多くなっています。また、知的障がいでは「症状を正確に伝えられない」が多くなっています。

また、18歳未満の全体では「専門的な医療機関が近くにない」が「待ち時間が長い」に次いで多くなっています。

■ 医療について困っていること（障がい者・児調査） ■



		(人)	通院の交通手段の確保が大変	通院時に付き添いがいない	病状を正確に伝えられない	専門的な医療機関が近くにない	病气やけが対応可の医療機関が身近にない	往診や訪問看護をもらえない	医師に病气や薬のことを聞けない	複数の病院に通わなければならない
全体		1,716	15.6	5.2	9.6	8.9	3.8	1.6	3.3	12.9
障がいの種類	身体	1,024	16.7	5.7	6.6	9.8	3.5	1.7	2.1	15.9
	知的	319	11.0	4.7	23.2	9.7	6.9	1.9	6.6	10.3
	精神	226	22.6	5.8	10.6	8.0	4.0	1.8	4.9	12.8
年齢	18歳未満	80	7.5	1.3	12.5	27.5	6.3	1.3	0.0	10.0
	18～39歳	272	12.9	5.5	18.4	9.6	5.1	1.1	4.4	8.8
	40～64歳	507	16.4	5.5	9.9	9.3	4.3	2.0	4.7	11.6
	65歳以上	816	17.2	5.3	6.5	6.9	2.6	1.5	2.3	15.6
		(人)	夜間や休日に身近で診療が受けられない	救急医療対応の医療機関が身近にない	歯科診療を受けられない	待ち時間が長い	お金がかかる	その他	特に困っていることはない	無回答
全体		1,716	7.1	6.4	2.3	22.1	15.1	5.5	31.9	14.1
障がいの種類	身体	1,024	7.5	6.9	1.7	19.1	14.0	5.6	31.6	14.8
	知的	319	9.4	9.7	5.0	25.7	11.3	4.7	30.4	11.6
	精神	226	8.8	4.4	3.1	31.0	25.7	10.6	26.5	10.2
年齢	18歳未満	80	8.8	2.5	10.0	28.8	8.8	3.8	35.0	0.0
	18～39歳	272	8.1	7.4	2.6	28.7	19.9	7.4	31.3	8.5
	40～64歳	507	8.1	7.7	2.6	23.5	18.1	6.1	33.3	10.8
	65歳以上	816	5.9	5.3	1.2	19.4	12.4	5.0	32.0	17.5

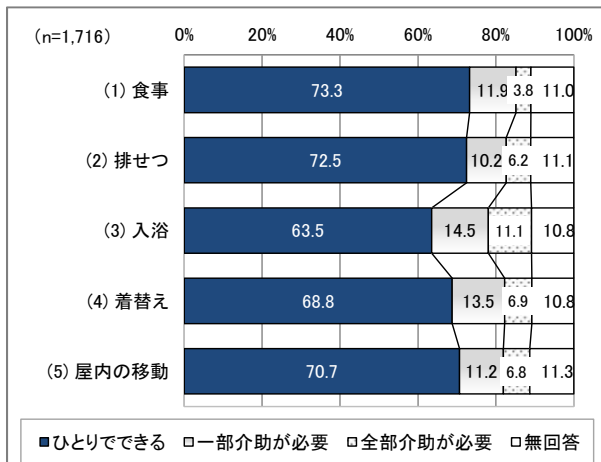
3 日常生活の状況について

日常生活の状況については、(1)食事、(2)排泄、(5)屋内の移動で「ひとりでできる」が7割を超えて多く、次いで(3)入浴、(4)着替え、(12)服薬についても「ひとりでできる」が6割を超えて多くなっています。

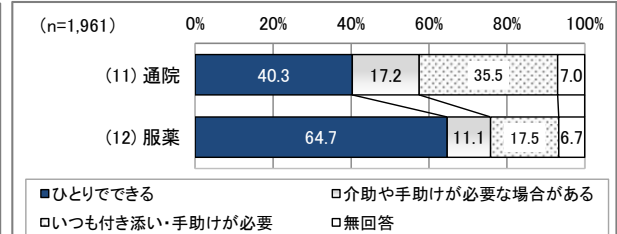
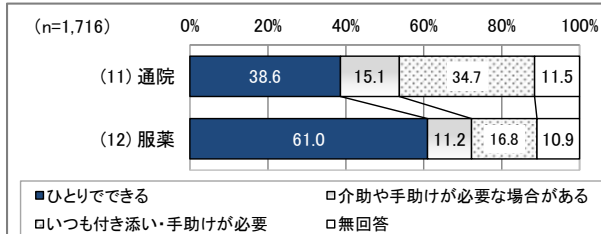
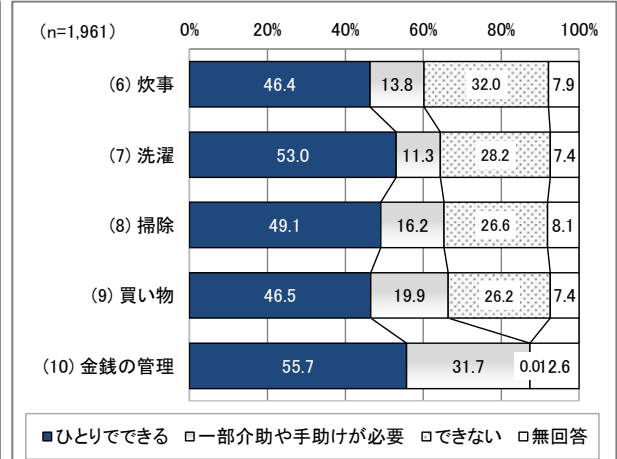
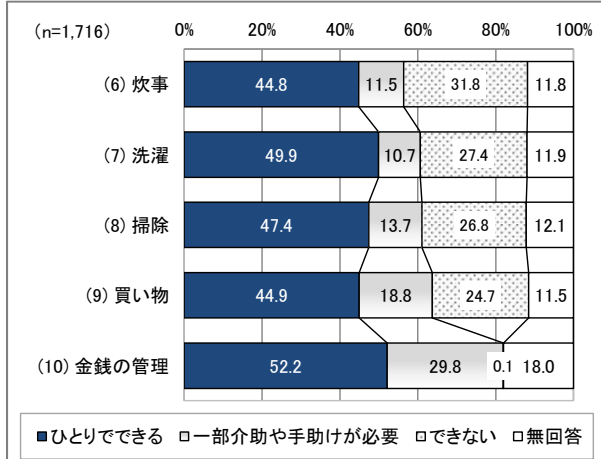
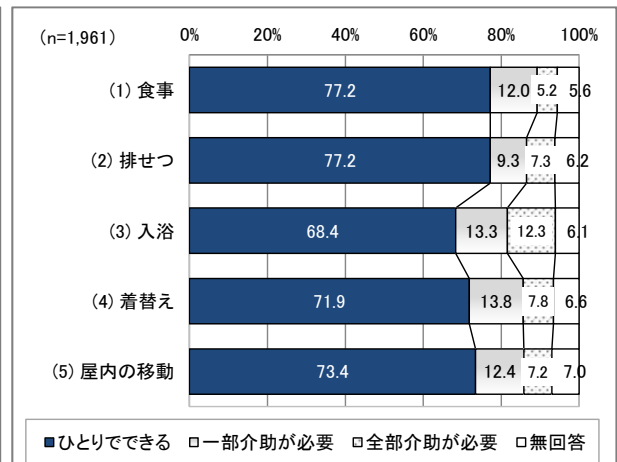
一方、(6)炊事では31.8%、(7)洗濯では27.4%が「できない」と回答しているほか、(11)通院では「いつも付き添い・手助けが必要」が3割台半ばを占めています。

■ 日常生活の状況（障がい者・児調査） ■

■ 令和2年度調査



■ 平成28年度調査



4 養護（介助）の状況について

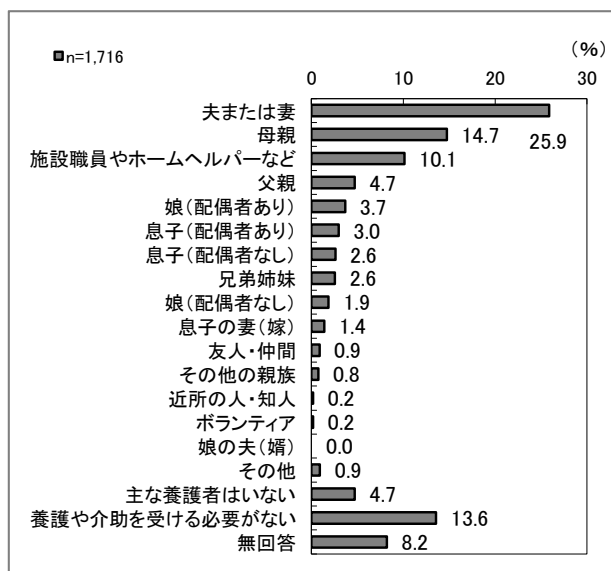
主な養護者（介助者）については、「夫または妻」が他を引き離して最も多く、次いで「母親」や「施設職員やホームヘルパーなど」が続いています。

また、主な養護者（介助者）の年齢については、「65～74歳」が2割台半ばを占めて最も多く、次いで「75歳以上」と、養護者（介助者）の高齢化もみられます。

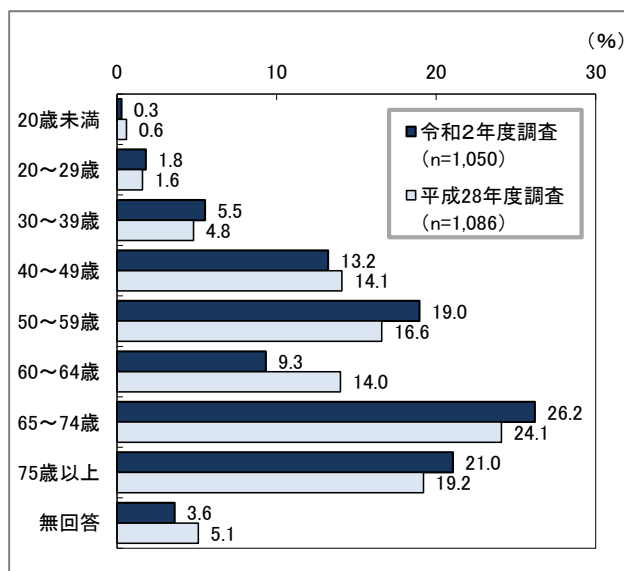
養護者（介助者）が一時的に援助や支援ができない場合の対応については、「同居の他の家族・親族などに頼む」や「別居の他の家族・親族などに頼む」が多くなっているものの、知的障がいでは「施設や病院などに一時的に依頼」が15.3%、精神障がいでは「どのようにしてよいかわからない」が26.8%となっています。

■ 養護者（介助者）の状況（障がい者・児調査） ■

■ 主な養護者（介助者）



■ 主な養護者（介助者）の年齢



■ 養護者（介助者）が一時的に支援できない場合の対処方法（障がい者・児調査） ■

		(人)	同居の他の家族・親族などに頼む	別居の他の家族・親族などに頼む	近所・知人・ボランティアなどに頼む	ホームヘルパーに依頼	施設や病院などに一時的に依頼	自分で対応する	どのようにしてよいかわからない	その他	無回答
全体		1,050	34.2	21.0	0.9	3.2	9.0	12.1	11.7	2.2	5.7
障がいの種類	身体	671	31.1	23.0	1.0	3.3	8.3	13.0	10.4	2.5	7.3
	知的	189	56.1	12.7	0.0	1.6	15.3	3.7	6.9	1.1	2.6
	精神	153	32.0	17.0	0.0	4.6	5.9	8.5	26.8	0.0	5.2
年齢	18歳未満	71	66.2	18.3	0.0	1.4	4.2	4.2	4.2	1.4	0.0
	18～39歳	162	48.8	10.5	0.0	1.2	12.3	11.1	12.3	1.2	2.5
	40～64歳	259	30.1	23.2	0.8	2.7	7.3	15.4	13.9	1.9	4.6
	65歳以上	532	27.4	23.9	1.1	4.5	9.6	11.7	11.1	2.8	7.9

5 暮らしについて

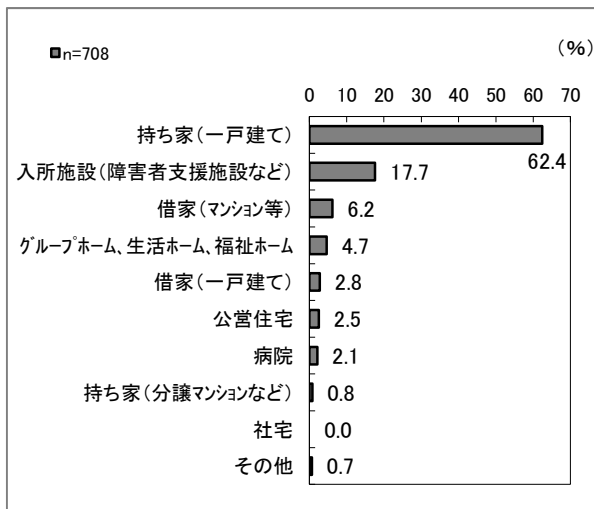
現在生活している場所については、「持ち家（一戸建て）」が最も多く、以下「入所施設（障害者支援施設など）」、「借家（マンション等）」などの順となっています。

また、一緒に暮らしている人については、「夫または妻」が最も多く、次いで「母親」となっているなど、多くの方が家族・親族と暮らしている状況がうかがえます。

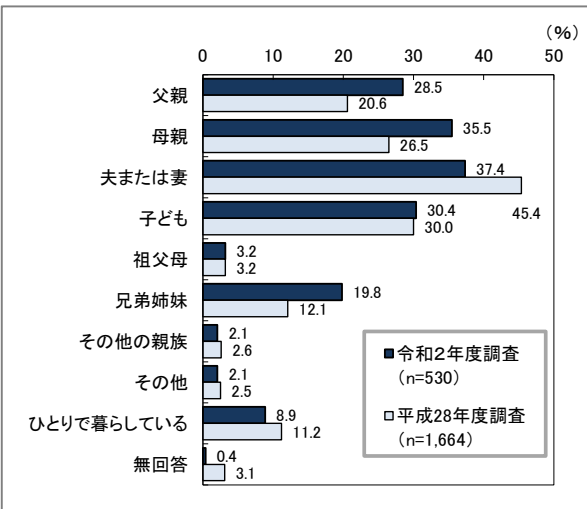
さらに、現在、「グループホーム・生活ホーム・福祉ホーム」や「入所施設」で暮らしている方に、将来、地域で生活したいかとのことに対し、「今のまま生活したい」が7割強を占めています。

■ 暮らしの状況（障がい者・児調査） ■

■ 現在生活している場所

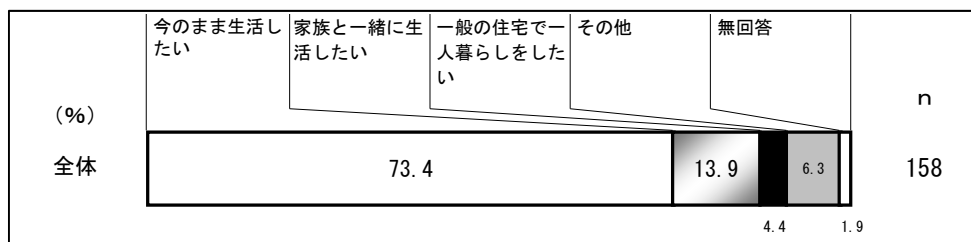


■ 一緒に暮らしている人



※無回答を除いて再集計

■ 将来地域で生活したいと思うか（障がい者・児調査） ■



	(人)	今のまま生活したい (%)	家族と一緒に生活したい (%)	一般の住宅で一人暮らしをしたい (%)	その他 (%)	無回答 (%)	
全体	158	73.4	13.9	4.4	6.3	1.9	
障がいの種類	身体	51	60.8	27.5	2.0	3.9	5.9
	知的	95	78.9	8.4	3.2	8.4	1.1
	精神	10	70.0	0.0	30.0	0.0	0.0

※「グループホーム・生活ホーム・福祉ホーム」や「入所施設」で暮らしている方のみ

6 就業や就学について

日中の過ごし方について、全体では「主に家にいる」が最も多く、次いで「働いている」が続いています。また、知的障がいについては「福祉施設に入所」が多くなっています。

働いている人の就労形態については、身体障がいと知的障がいでは「常勤（フルタイム）」が、精神障がいでは「パート・アルバイト」が多くなっています。

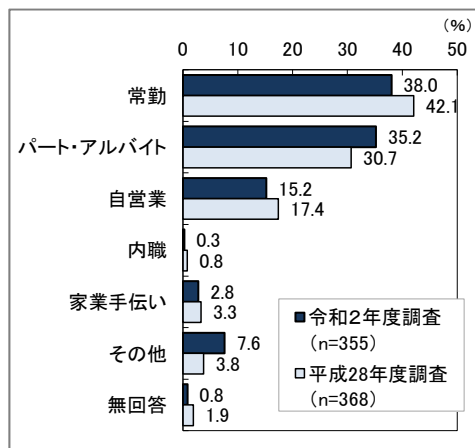
学校等に通っている方の今後の進路については、「進学したい」が最も多く、次いで「障がいのある人の雇用が多い事業所への就業」や「福祉施設や作業所に通所」が続いています。

障がいのある人が働くために必要な支援としては、「上司や同僚に障害の理解がある」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」が続いています。

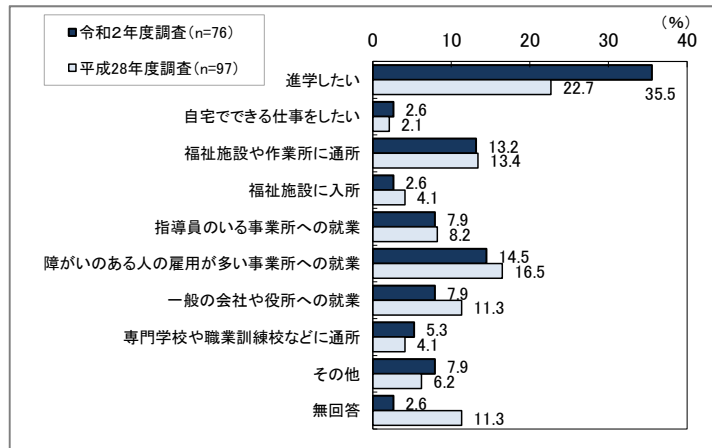
■ 日中の過ごし方（障がい者・児調査） ■

	(人)	働いている	小・中学校	特別支援学校・盲学校・ろう学校	高等学校	大学・専門学校	主に家にいる	保育所・幼稚園	障がい児通所施設	福祉作業所やデイケア	作業や訓練のための福祉施設	福祉施設に入所	病院入院中	年齢が低い ため家で 過ごしている	その他	無回答
全体	1716	20.7	1.7	2.2	0.4	0.2	41.9	0.3	1.0	6.5	2.3	7.2	1.5	0.6	3.7	9.8
障がいの種類																
身体	1024	19.0	0.6	1.2	0.2	0.0	48.7	0.2	0.4	4.9	1.1	4.5	1.8	0.8	4.0	12.7
知的	319	16.9	6.0	10.0	0.3	0.3	10.0	1.3	4.4	13.5	9.4	22.6	0.3	0.6	2.8	1.6
精神	226	21.2	0.0	0.4	0.4	0.0	54.0	0.0	0.4	8.8	1.8	2.2	1.8	0.4	2.7	5.8
年齢																
18歳未満	80	0.0	33.8	40.0	8.8	0.0	3.8	5.0	7.5	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
18～39歳	272	32.7	0.0	0.4	0.0	1.1	23.5	0.0	2.9	14.0	7.7	12.5	0.4	0.0	3.3	1.5
40～64歳	507	32.7	0.2	0.8	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	6.9	2.6	8.9	1.4	0.2	3.0	3.4
65歳以上	816	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	53.1	0.0	0.2	4.7	0.6	5.3	2.1	1.1	4.5	16.8

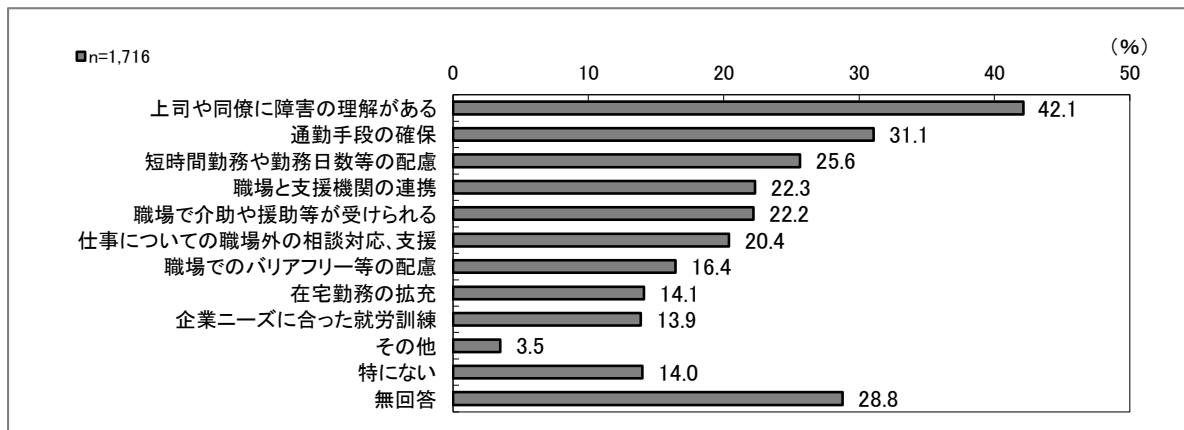
■ 就労形態（障がい者・児調査） ■



■ 今後の進路についての考え（障がい者・児調査） ■



■ 就業支援として必要なこと（障がい者・児調査） ■



7 外出について

外出頻度については、全体では「ほぼ毎日」が3割弱を占めて最も多いものの、精神障がいでは「週1～2回」が最も多くなっています。

外出する際に困っていることとしては、全体では「道路などに段差がある」が多くなっています。

また、知的障がいでは「コミュニケーションがとりにくい」が最も多くおり、精神障がいでは「交通費などがかかる」が最も多く、外出しやすくするために必要なことにおいても「交通費助成の充実」が上位となっています。

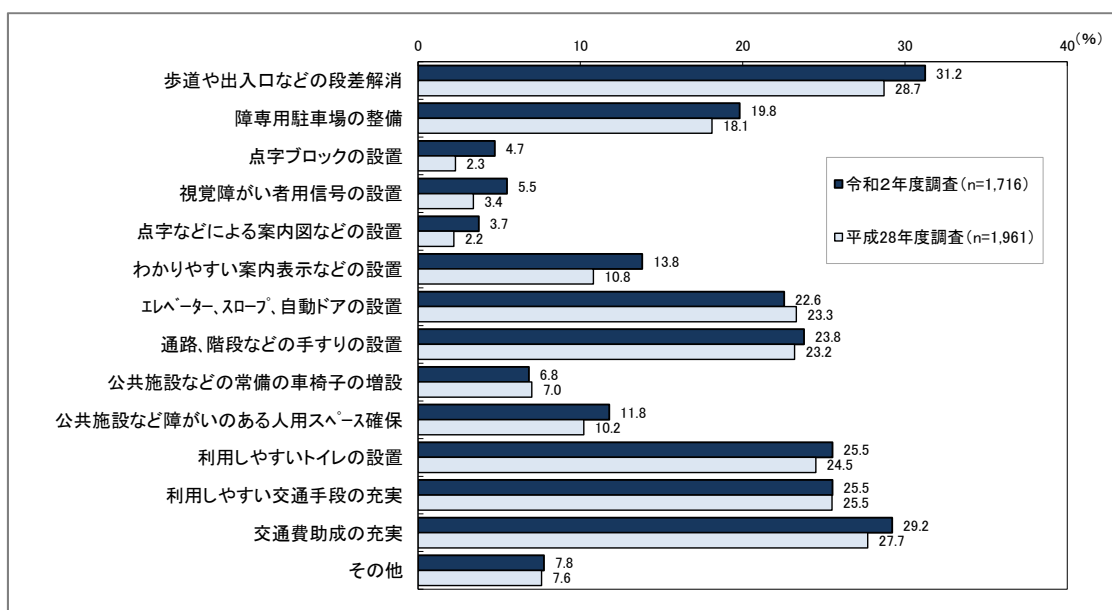
■ 外出頻度（障がい者・児調査） ■

		(人)	ほぼ毎日	週3～4回	週1～2回	月1～3回	年に数回	その他	外出していない	無回答
全体		1,716	27.9	22.6	22.7	13.5	2.9	1.2	4.7	4.7
障がいの種類	身体	1,024	24.5	26.0	22.0	11.6	3.1	1.5	6.0	5.4
	知的	319	34.5	12.5	24.1	19.1	4.7	0.3	2.8	1.9
	精神	226	27.0	16.8	28.3	18.6	0.9	0.9	5.3	2.2

■ 外出の際困ること（障がい者・児調査） ■

		(人)	歩道がせまい	道路などに段差がある	道路に放置された自転車などの障害物が多い	交通機関の利用が難しい	階段の上り下りが難しい	標識や案内表示がわかりにくい	手すりなどが少ない	点字ブロックが不十分	視覚障がい者用信号機が少ない	信号がはやくかわるので渡れない	利用できるトイレが少ない
全体		1554	11.6	16.6	3.2	9.3	12.6	3.8	9.5	0.7	1.7	6.2	15.4
障がいの種類	身体	908	12.3	20.9	3.5	10.4	17.5	2.8	13.2	0.9	2.4	7.0	18.8
	知的	304	9.2	13.8	4.3	11.8	7.2	8.9	4.9	0.7	1.0	5.3	20.7
	精神	209	13.4	11.5	2.4	9.1	8.1	3.8	8.1	1.0	1.0	4.8	9.6
		(人)	障専用駐車場が少ない	休憩できるベンチなどが少ない	買い物や食事をするのが難しい	外出の介助者がいない	同行する仲間がいないので不安	コミュニケーションがとりにくい	困ったときに周りの人が助けてくれない	交通費などがかかる	人目が気になる	その他	無回答
全体		1554	15.8	16.1	7.5	3.9	5.4	14.4	5.2	13.6	10.9	12.9	22.2
障がいの種類	身体	908	22.6	17.8	6.5	3.4	4.1	7.7	2.6	10.2	5.3	11.7	23.2
	知的	304	14.1	14.1	18.1	7.2	8.6	31.3	13.2	11.8	15.1	11.8	15.1
	精神	209	6.7	15.8	7.2	3.3	6.7	23.0	9.6	28.2	25.8	8.6	20.6

■ 外出しやすくするために必要なこと（障がい者・児調査） ■



8 災害時の避難・対策等について

災害時の避難については、全体では「できる」が約4割となっていますが、知的障がい者は「できない」が58.6%と半数以上を占めています。

災害時に困ることについては、「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」「寝る場所の確保」「避難先での薬や医療体制」が多くなっています。

また、災害時要援護者登録制度を知っているかについては、「知らない」が7割台半ばを占め、「知っているが登録していない」は1割強、「知っているが登録している」は3.7%にとどまっています。

■ 災害時に一人で避難できるか（障がい者・児調査） ■

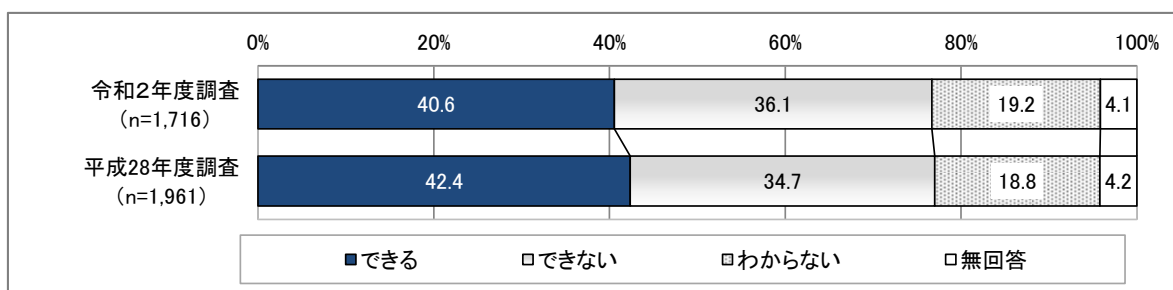
		(人)	できる	できない	わからない	無回答
全体		1,716	40.6	36.1	19.2	4.1
障がいの種類	身体	1,024	40.1	37.5	17.9	4.5
	知的	319	19.7	58.6	19.4	2.2
	精神	226	41.2	25.7	31.9	1.3

■ 災害時に困ること（障がい者・児調査） ■

		(人)	自分だけでは動けない	頼れる人がそばにいない	避難する場所がわからない	避難場所までの行き方がわからない	避難場所までの移動手段の確保	避難先での薬や医療体制	家族との連絡方法	水や食事の確保
全体		1,716	34.8	12.4	12.7	8.3	20.5	44.2	22.0	48.7
障がいの種類	身体	1,024	35.6	10.5	9.8	5.5	20.7	43.4	16.8	46.8
	知的	319	56.1	12.9	20.7	19.4	24.1	35.4	32.0	52.7
	精神	226	28.3	19.0	19.0	12.8	21.2	55.3	27.4	56.6

		(人)	寝る場所の確保	トイレや入浴設備	詳細な情報の入手	周囲とのコミュニケーション	その他	特に不安はない	無回答
全体		1,716	47.8	52.5	27.4	23.5	3.4	6.2	6.8
障がいの種類	身体	1,024	46.3	53.1	23.6	15.5	3.3	6.6	7.0
	知的	319	48.6	48.6	30.7	43.3	4.4	4.1	5.0
	精神	226	54.4	54.9	31.9	35.4	5.8	6.6	4.9

■ 災害時要援護者登録制度を知っているか（障がい者・児調査） ■

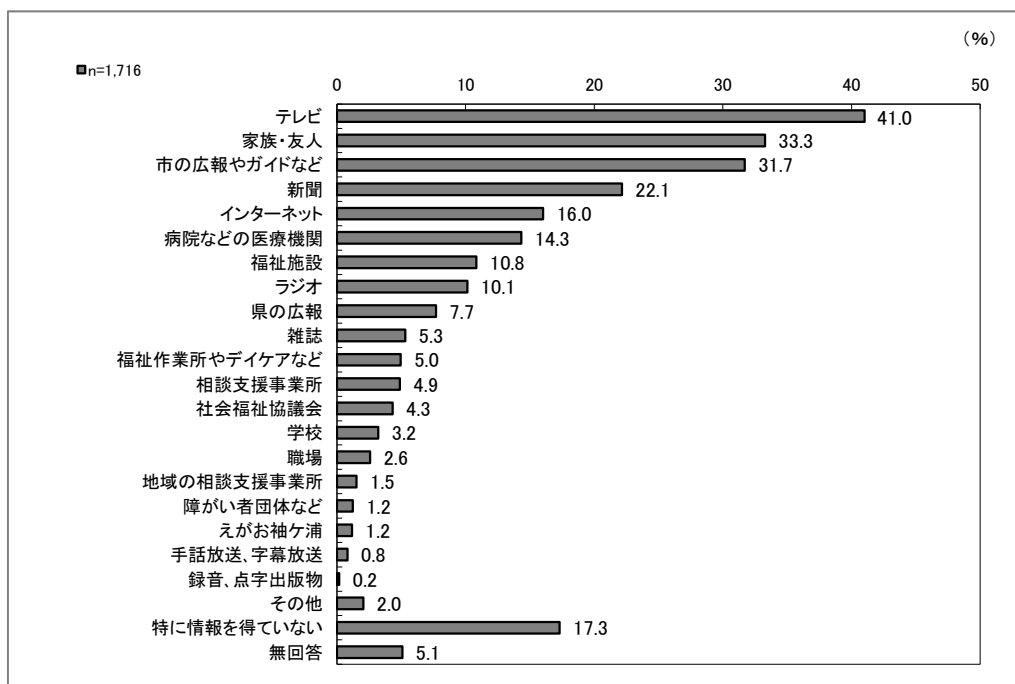


9 福祉や生活に関する情報入手・相談について

福祉に関する情報の取得方法については、「テレビ」や「家族・友人」に次いで「市の広報やガイドなど」が多くなっています。

また、日常生活上の相談で困ることについては、「特に困ったことはない」が最も多くなっているものの、精神障がいでは、他の障がい種別に比べて「相談しても満足な回答が得られない」や「相談先がわからない」「相談できる人がいない」といった回答が多くなっています。

■福祉に関する情報の取得方法（障がい者・児調査）■



■日常生活上の相談で困ること（障がい者・児調査）■

	(人)	相談できる人がいない	相談できるところがない	夜間や休日に相談するところがない	相談先がわからない	相談しても満足な回答が得られない	プライバシー保護が不安	その他	特に困ったことはない	無回答
全体	1716	6.8	4.7	5.1	11.4	11.8	8.4	4.3	53.9	13.0
障がいの種類										
身体	1024	5.8	3.8	3.1	9.5	9.3	6.3	3.5	57.1	14.6
知的	319	4.4	4.4	6.0	13.5	12.2	6.9	7.2	53.9	10.3
精神	226	15.0	8.8	11.9	19.0	23.0	17.7	7.1	37.2	7.5

10 差別解消・権利擁護について

差別を受けたことの有無について、全体では、「たまにある」と「頻繁にある」を合わせた“ある”は、市役所や公共施設、市内の店舗や民間事業所とも1割未満となっています。

一方で、精神障がいでは「たまにある」が他の障がい種別に比べて多くなっています。

また、成年後見制度の認知状況については、障がい者調査及び一般市民調査ともに「目的や内容についても理解している」が増加しており、改善はみられるものの、制度の認知状況は依然として低い状況となっています。

■ 差別を受けたことの有無（障がい者・児調査） ■

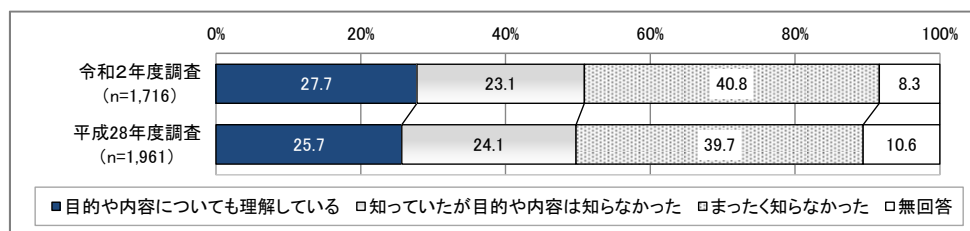
■ 市役所や公共施設

		(人)	頻繁にある	たまにある	以前はあったが最近はない	感じたことはない	わからない	無回答
障がいの種類	全体	1716	0.9	4.1	2.4	57.8	24.4	10.5
	身体	1024	0.5	4.0	2.1	62.1	19.7	11.6
	知的	319	1.6	4.7	2.8	45.1	40.1	5.6
	精神	226	2.2	8.4	5.3	51.8	24.8	7.5

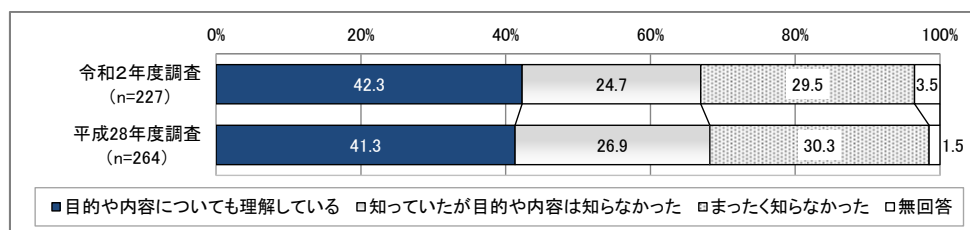
■ 市内の店舗や民間事業所

		(人)	頻繁にある	たまにある	以前はあったが最近はない	感じたことはない	わからない	無回答
障がいの種類	全体	1716	0.9	5.9	2.1	52.9	27.3	10.8
	身体	1024	0.3	5.4	1.5	59.1	21.7	12.1
	知的	319	1.9	9.4	2.8	37.0	42.3	6.6
	精神	226	2.2	11.5	3.5	44.7	29.6	8.4

■ 成年後見制度を知っているか（障がい者・児調査） ■



■ 成年後見制度を知っているか（一般市民調査） ■



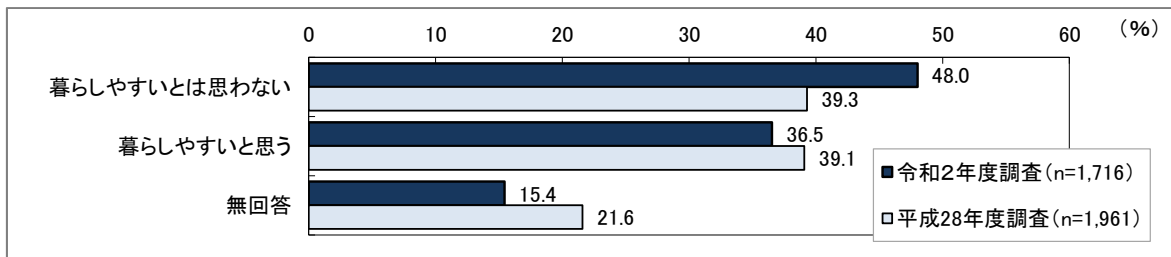
11 安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて

障がいのある人にとって現在の地域社会が暮らしやすいものであると思うかについては、「暮らしやすいとは思わない」が5割弱を占めて多く、「暮らしやすいと思う」は3割台半ばとなっています。

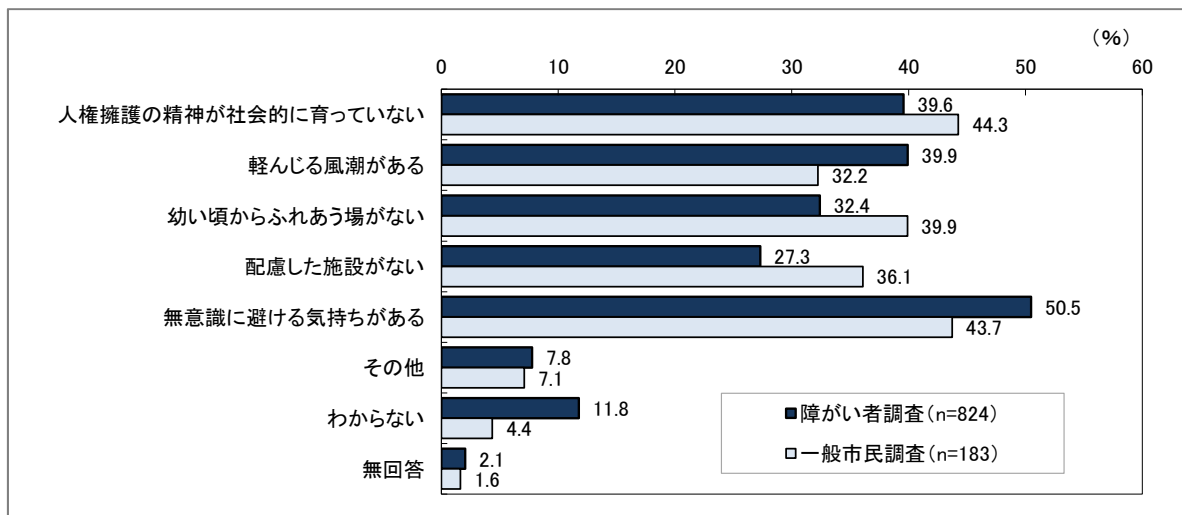
暮らしやすいとは思わない理由については、障がい者調査では「無意識に避ける気持ちがある」が最も多く、次いで「軽んじる風潮がある」や「人権擁護の精神が社会的に育っていない」が続いています。

また、一般市民調査では、「人権擁護の精神が社会的に育っていない」と「無意識に避ける気持ちがある」が上位に並び、次いで「幼いころからふれあう場がない」が続いています。

■ 障がいのある人の暮らしやすさ（障がい者・児調査） ■

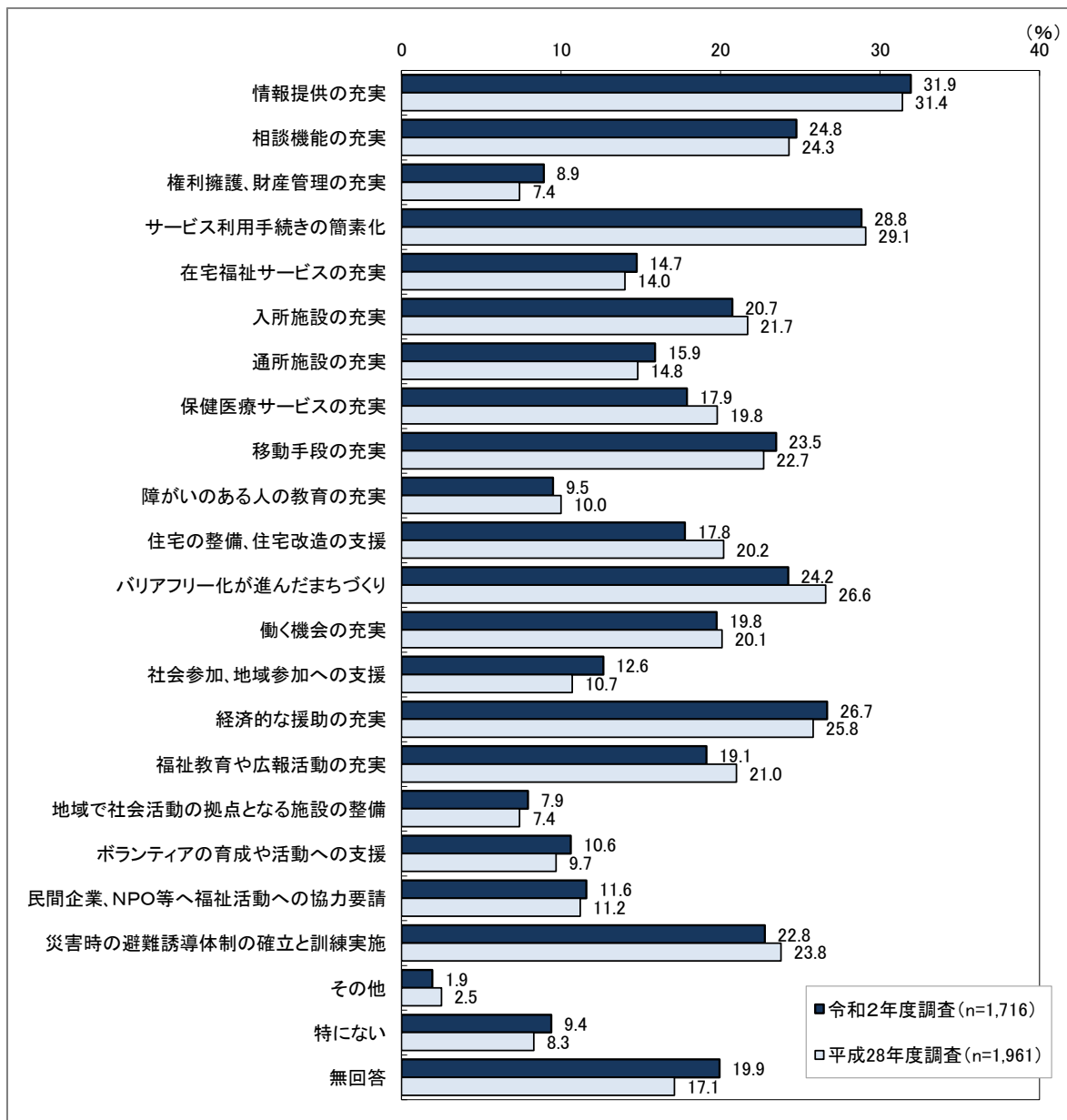


■ 暮らしやすいとは思わない理由（障がい者・児調査、一般市民調査） ■



今後、障がいのある人のために充実して欲しいことについては、令和2年度調査においても平成28年度調査と同様に、「情報提供の充実」が最も多く、次いで「サービス利用手続きの簡素化」が続いています。また、平成28年度調査では第5位であった「経済的な援助の充実」が第3位となり、以下「相談機能の充実」「バリアフリー化が進んだまちづくり」「移動手段の充実」といった施策の推進を求める声が多くなっています。

■ 障がいのある人のために充実して欲しいこと（障がい者・児調査） ■



そでがうら・ふれあいプランの取組状況

第1 障がい者福祉基本計画（第3期）における施策及び事業の進捗状況

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）における計画期間中の施策及び事業を振り返り、評価を行いました。障がい福祉に関する事業の性質上、数的目標値の到達をもって評価することが適さない事業が多いため、事業の進捗状況について着目し、令和2年度末の状況を見込んだうえで、以下の4段階の評価としています。

■評価

「A」… 実施（計画通り進んでいる。）

「B」… 一部見直しして実施（一部見直ししたものの、おおむね計画通り進んでいる。）

「C」… 一部のみ実施（計画のうち、一部のみ実施している。）

「D」… 未実施（現在、ほとんど手をつけていない。）

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）に掲載した事業84事業の評価は、

「A」 = 79事業（92.8%）

「B」 = 4事業（6.0%）

「C」 = 1事業（1.2%）

「D」 = 0事業（0%）

という結果であり、ほぼ計画どおり障がい福祉に関する施策・事業に取り組んでいる状況となっています（評価結果の概要については、次ページに一覧表を示しています。）。

■ 障がい者施策・事業の進捗状況中間評価結果 ■

施策・事業内容 (Plan: 計画)		Check: 点検				合計
基本目標	主要施策	A	B	C	D	
1. 自立生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 各種相談支援の充実	4	1	-	-	5
	(2) 在宅福祉サービス等の充実	10	-	-	-	10
	(3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	4	-	1	-	5
	(4) 介護家族等への支援	2	-	-	-	2
2. 保健・医療の推進	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	5	-	-	-	5
	(2) 医療サービス	6	-	-	-	6
3. 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	(1) 子ども・子育ての支援	4	-	-	-	4
	(2) インクルーシブ教育システムの構築	5	-	-	-	5
	(3) 教育環境の整備	4	1	-	-	5
	(4) 生涯学習・スポーツ	3	1	-	-	4
4. 雇用・就業・経済的自立の支援	(1) 就労支援	2	-	-	-	2
	(2) 経済的支援	3	-	-	-	3
5. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 居住支援	3	-	-	-	3
	(2) 移動支援	5	1	-	-	6
	(3) 情報アクセシビリティの向上	2	-	-	-	2
	(4) 生活環境の整備	4	-	-	-	4
6. 防災・防犯等の推進	(1) 防災対策の推進	3	-	-	-	3
	(2) 防犯対策の推進	2	-	-	-	2
7. 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進	(1) 障がい理解・交流	2	-	-	-	2
	(2) 権利擁護の推進・虐待の防止	4	-	-	-	4
	(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	2	-	-	-	2
合計		79	4	1	0	84
		92.8%	6.0%	1.2%	0.0%	

第2 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）の取組状況

1 成果目標の達成状況

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【達成状況】

- 国の障害者基本計画の基本原則である「地域社会における共生等」を実現するため、地域生活への移行を進めるという観点から、相談支援事業所や施設などと連携し、地域生活への移行に向けた支援に取り組んできました。
- サービスの質や量の確保等とともに、希望する人が必要なサービスを受けられるよう支援に努めていますが、令和元年度末時点において、地域生活移行者数は3人、施設入所者数は66人と、令和2年度末までの達成が困難な状況にあります。

■ 成果目標と実績 ■

指標	項目	数値	備考
地域生活移行者数	平成28年度末の施設入所者数	63人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】 令和2年度末時点での地域生活移行者数	6人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数（63人×9%）
	【令和元年度末現在の実績】	3	
施設入所者数	平成28年度末の施設入所者数（a）	63人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】 令和2年度末の施設入所者数（b）	61人	令和2年度末時点の利用人員（63人－（63人×2%））
	【目標値】削減人数（a－b）	2人	差引減少者数
	【令和元年度末現在の実績】	66	

【今後の取組】

- 施設入所者の地域移行に限らず精神科病院長期入院者の地域移行も含めた障がい者の地域移行について更なる連携を行い、希望者が地域移行ができる体制を整える必要があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【達成状況】

- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、「君津圏域4市担当課会議」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進代表者会議」において検討を行いましたが、協議の場の設置には至っていません。
- 令和元年度末における長期入院患者の地域生活への移行者数は1人であり、令和2年度の目標値の達成は厳しい状況です。

■ 成果目標と実績 ■

指標	項目	数値	備考
協議の場の設置状況	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	令和2年度末時点の設置状況
	【令和元年度末現在の実績】	—	
精神保健医療福祉体制の基盤整備量 (利用者数)	長期入院患者の地域生活への移行者数	11人※	令和2年度末の地域移行者数
	【令和元年度末現在の実績】	1	

※千葉県 の推定による基盤整備量を県内市町村の人口比で按分した数値をもとに設定したもの

【今後の取組】

- 千葉県では、平成31年2月に県内の障害福祉保健圏域ごとに精神保健福祉の総合的な対策を検討する協議の場として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議設置要綱」を施行しており、引き続き圏域での設置方法の検証・検討を行っていく必要があります。
- 長期入院患者の地域生活への移行に向け、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の構築を推進していく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【達成状況】

○障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、地域の生活で生じる障がい者（児）やその家族の緊急事態への対応に係る体制等の整備を図る観点から、地域総合支援協議会の実務者会議において協議し、袖ヶ浦市の地域特性を踏まえて必要とされる機能や体制等を整理してきましたが、地域生活支援拠点等の整備には至っていません。

■ 成果目標と実績 ■

指標	項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備状況	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和2年度末時点の整備状況
	【令和元年度末現在の実績】	—	

【今後の取組】

○令和2年度中に地域生活支援拠点等整備に向けて、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会や基幹相談支援センターに配置するコーディネーターと連携を図りながら、整備に向けた推進を図っていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【達成状況】

- 障がいのある人が就労を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ってきました。
- 令和元年度末時点において、「就労移行支援事業の利用者数」は31人と既に達成している状況にあります。
- 一方で、「福祉施設から一般就労への移行者数」は7人と目標達成に向けては厳しい状況です。また、「就労移行率が3割以上となる事業所」についても達成事業所はありませんでした。

■ 成果目標と実績 ■

指標	項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行 (a)	平成28年度の一般就労移行者数	11人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】 令和2年度の一般就労移行者数	17人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (11人×1.5)
	【令和元年度末現在の実績】	7	
就労移行支援事業の利用者数 (b)	平成28年度就労移行支援事業利用者数	22人	平成28年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)
	【目標値】 令和2年度末就労移行支援事業の利用者数	27人	令和2年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数) (22人×1.2)
	【令和元年度末現在の実績】	31	
就労移行支援事業所数 (c)	平成28年度就労移行支援事業所数	4事業所	平成28年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
	【目標値】 令和2年度末に就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	2事業所	全事業所数の5割以上 (4事業所×0.5)
	【令和元年度末現在の実績】	—	

【今後の取組】

- 就労移行支援事業の利用者が大幅に増加した一方で、一般就労につながらない利用者に対してどのように支援していくかが今後の課題となっています。関係機関と連携して支援強化に努め、福祉施設から一般就労への移行を進めていく必要があります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【達成状況】

- 本市内には、社会福祉法人が児童発達支援センターを運営運営しています。また、君津圏域においては、君津郡市広域市町村圏事務組合が児童発達支援センター「きみつ愛児園」を設置運営しているところであり、今後のあり方について君津4市で協議を行ってきました。
- 「医療的ケア児支援のための場」については、君津4市での設置や市単独での設置について検討してきましたが、未設置となっています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所について確保には至っていない状況です。

■ 成果目標と実績 ■

指標	項目	数値	備考
設置状況	児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和2年度末の設置状況
	【令和元年度末現在の実績】	1 箇所 (1 箇所)	君津圏域での設置 (本市内での設置)
体制の整備状況	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所	令和2年度末の体制の整備状況
	【令和元年度末現在の実績】	—	
事業所の確保の状況	主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 事業所	令和2年度末における当該児童発達支援事業所数
		1 事業所	令和2年度末における当該放課後等デイサービス事業所数
	【令和元年度末現在の実績】	—	
協議の場の設置状況	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 箇所	医療的ケア児支援のための協議の場の整備状況
	【令和元年度末現在の実績】	—	

【今後の取組】

- 「医療的ケア児支援のための場」については、引き続き設置の検討を行い、今年度中の設置に向けて取り組んでいく必要があります。
- 関係機関と連携して圏域内の事業所への働きかけを行い、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していくとともに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める必要があります。

2 活動指標の実施状況

(1) 障がい福祉サービス（自立支援給付等）

障がい福祉計画（第5期）における、各種障がい福祉サービス（自立支援給付等）の活動指標（計画）に対する実績は、以下のとおりです。

■ 障がい福祉サービス（自立支援給付等）の実績 ■

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	実人/月	81	109	102	108	122	110
		時間/月	1,729	1,731	1,825	1,776	1,921	1,800
	重度訪問介護	実人/月	2	4	4	5	5	5
		時間/月	419	551	562	469	704	500
	同行援護	実人/月	12	14	15	13	17	15
		時間/月	247	295	313	268	378	300
行動援護	実人/月	0	1	0	1	0	1	
	時間/月	0	23	0	18	0	20	
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	0	0	0	
日中活動系	生活介護	実人/月	138	167	156	162	174	170
		延人日/月	2,861	3,089	3,038	3,179	3,215	3,200
	自立訓練（機能訓練）	実人/月	4	10	7	10	9	10
		延人日/月	30	55	50	55	70	60
	自立訓練（生活訓練）	実人/月	3	1	5	1	7	1
		延人日/月	65	13	86	13	107	13
	就労移行支援	実人/月	13	26	24	31	34	35
		延人日/月	239	263	306	239	373	250
	就労継続支援（A型）	実人/月	13	23	18	24	23	25
		延人日/月	258	360	326	486	393	500
	就労継続支援（B型）	実人/月	82	104	99	91	115	100
		延人日/月	1,478	1,386	1,610	1,530	1,742	1,600
	就労定着支援	実人/月	6	4	9	5	11	5
	療養介護	実人/月	4	5	4	4	5	4
短期入所（福祉型）	実人/月	38	48	45	45	51	45	
	延人日/月	501	509	564	432	626	432	
短期入所（医療型）	実人/月	1	1	1	1	2	1	
	延人日/月	2	4	2	5	3	5	
居住系	自立生活援助	実人/月	1	0	1	0	1	0
	共同生活援助（グループホーム）	実人/月	59	73	72	83	83	85
	施設入所支援	実人/月	62	69	62	68	62	70
相談支援	計画相談支援（サービス利用計画作成）	実人/月	35	59	44	78	52	80
	地域移行支援	実人/月	0	1	0	2	0	2
	地域定着支援	実人/月	1	0	1	0	2	0

【計画期間における取組状況と今後の取組】

- 障がい福祉サービス（自立支援給付等）の提供については、見込量との乖離がみられるサービスもありますが、求められる必要な支援を提供することができました。
- 引き続き、関係する事業所と連携を強化し、必要な支援を行っていきます。

(2) 障がい福祉サービス（地域支援事業）

障がい福祉計画（第5期）における、地域支援事業の活動指標（計画）に対する実績は、以下のとおりです。

■ 障がい福祉サービス（地域支援事業）の実績 ■

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
②地域総合支援協議会	実施回数	2	2	2	3	2	7
③市町村相談支援機能強化事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	3	1	3	1	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
コミュニケーション支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/年	15	7	15	19	15	20
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	延件/年	5	3	5	4	5	4
②自立生活支援用具	延件/年	12	10	13	7	14	8
③在宅療養等支援用具	延件/年	7	13	8	14	9	14
④情報・意志疎通支援用具	延件/年	6	19	7	5	8	10
⑤排泄管理支援用具	延件/年	1,000	1,066	1,010	919	1,020	950
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	延件/年	3	2	3	1	3	2
移動支援事業	実施箇所	23	24	23	20	23	22
	実人/月	40	47	40	33	40	35
	時間/月	100	287	100	287	100	287
地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センター（Ⅰ型）	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人/月	50	63	50	68	50	70
地域活動支援センター（Ⅱ型）	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	実人/月	3	3	3	3	3	3
地域活動支援センター（Ⅲ型）	実施箇所数	3	4	3	5	3	5
	実人/月	6	10	6	11	6	11
訪問入浴サービス事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	実人/月	40	46	40	43	40	42
	延人日/月	410	418	410	250	410	300
自動車運転免許取得・改造助成	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
知的障害者職親委託制度	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画期間における取組状況と今後の取組】

- 障がい福祉サービス（地域支援事業）の提供については、見込量との乖離がみられるサービスもありますが、求められる必要な支援を提供することができました。
- 各種事業の利用ニーズを踏まえつつ制度の周知を図るとともに、引き続き、関係する事業所と連携を強化し、障がいのある人の社会参加等のための支援の充実を図っていきます。

(3) 障がい児支援サービス

障がい児福祉計画（第1期）における、障がい児支援サービスの活動指標（計画）に対する実績は、以下のとおりです。

■ 障がい児支援サービスの実績 ■

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい児相談支援	実人/月	15	27	24	34	32	50
児童発達支援	実人/月	65	63	88	66	110	63
	延入日/月	651	543	820	550	990	560
医療型児童発達支援	実人/月	1	0	1	0	1	0
	延入日/月	1	0	1	0	1	0
放課後等デイサービス	実人/月	69	97	104	111	139	104
	延入日/月	959	1,122	1,225	1,100	1,490	1,150
保育所等訪問支援	実人/月	1	1	2	1	3	1
	延入日/月	1	1	3	1	4	1
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	1	0	1	0	1	0
	延入日/月	1	0	1	0	1	0
サポートファイルの配布	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画期間における取組状況と今後の取組】

- 「障がい児相談支援」については、利用者数が計画値を上回って推移しているため、引き続き相談支援体制の整備を進めていく必要があります。
- このほか、子ども・子育て支援等に基づく支援として、以下の事業を実施しています。
 - ・「障がい児保育」

保護者や関係機関と連携しながら、入所児童の安全安心な保育を実施し、集団保育が可能な障がいのある児童の受入れを進めていく必要があります。
 - ・「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」

平成30年度において9クラブ 14人の障がい児の受入れを行っています。
 - ・「ファミリー・サポート・センター事業」

障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めた上で、提供会員に対し、援助の受け入れる環境を整えています。
- 障がい児支援サービスの提供に当たっては、障がい児通所支援施設の拡充とともに、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化や福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築が重要となります。引き続き関係する事業所と連携を強化し、必要な支援を行っていきます。

障がいのある人を取り巻く課題の整理

本市の障がいのある人を取り巻く現状やニーズ調査の結果、障がい者施策の取組状況等から、障がい者施策の充実に向けて体系的にまとめるため、障がい者福祉基本計画（第3期）で示された基本目標ごとに、評価結果を踏まえるとともに現状やアンケート結果、事業実施における課題を抽出し、総括した形で見えてくる課題や方向性について、以下のとおり整理しました。

《整理表の見方》

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1	・各施策に位置付けられた事業の評価結果を数をA~Dごとに記載					・当該施策・事業の取組状況についての総括を記載
2						
3						
4						
・施策名を記載						

【障がいのある人等を取り巻く状況】 ・資料2の記載内容等から該当する内容を記載	【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】 ・資料3や参考資料1の記載内容から該当する内容を記載	【施策・事業実施における現状の課題点等】 ・参考資料2の記載内容等から該当する内容を記載
---	--	--

【見えてくる課題・今後の方向性】

> >	・【施策・事業の評価結果、取組状況】を総括した形で、課題や今後の方向性を整理して記載
--------	--

第1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 各種相談支援の充実	4	1	-	-	5	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、令和元年度は447件の必要な情報提供や助言等の支援を行っています。 在宅福祉サービスについては、求められる必要な支援を提供しています。また、日中一時支援事業等を通じ、障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図っています。このほか、手話奉仕員養成研修や音訳ボランティア養成講座の実施など、障がいのある人を支える人材の育成を推進してきました。
2 在宅福祉サービス等の充実	10	-	-	-	10	
3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	4	-	1	-	5	
4 介護家族等への支援	2	-	-	-	2	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 発達障害者支援法の改正による、発達障がい者を含めた相談体制の整備規定の創設等
- 障がい福祉サービスの利用者数は年々増加

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 相談支援については、精神障がいでは、他の障がい種別に比べて「相談しても満足な回答が得られない」や「相談先がわからない」「相談できる人がいない」といった回答が多い。また、「プライバシー保護が不安」という回答も見られる。
- 日常生活の状況については、炊事、洗濯、通院で「できない」あるいは「手助けや介助が必要」という回答が多い。
- 養護者（介助者）の高齢化の進行が見られ、「親などがいなくなること」についての不安も多い。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 幼児相談については、心理発達検査・相談・助言を個別相談にて実施しているものの、専門職（心理判定員）の確保が難しい状況
- 相談支援専門員等の相談・援助に従事する人材や、障がい福祉サービスを提供する人材など、保健福祉専門職の養成については、基幹相談支援センターの設置後の実施を検討

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がい者の自己決定と自己選択を尊重する仕組みが重要になってきています。今後も障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向で推移していくことが想定されていることから、支援ニーズや課題に適切に対応し、適切な障がい福祉サービスに結び付けるため、精神障がいにも対応した専門的な相談支援の充実・強化を図るとともに、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所と連携し、安心して相談できる環境整備を推進していく必要があります。
- 個々の障がいの状況に応じた計画的、効果的な障がい福祉サービスの提供を進めていますが、養護者（介助者）が亡き後の支援等への課題を含め、障がいのある人が地域で安心して暮していくため、引き続き障がい者の自立した生活と社会参加を推進するための施策や事業の展開を図る必要があります。

第2 保健・医療の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	4	1	-	-	5	障がいの原因となる疾病等の予防のため、各種健康診査、保健指導等、各専門職による適切な支援を行うとともに、多様な医療ニーズに対応するため、専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を図っています。 また、自立支援医療等の各種医療助成制度の手続の更新案内を行うなど、切れ目のない利用を促進し、現物給付などによる医療費の負担軽減を図っています。
2 医療サービス	6	-	-	-	6	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 精神保健福祉法の改正による、医療提供を確保するための指針の策定等
- これまでの傾向から、障がいのある人は今後も増加傾向で推移していくことが想定される。
- 自立支援医療（育成医療）の受給者数は、平成29年度以降、年々増加。また、小児慢性特定疾病医療支援事業受給者証所持者数についても微増で推移

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 医療を受ける際に困ることとしては、平成28年度調査より改善がみられるものの、「待ち時間が長い」が最も多く、次いで「通院の交通手段の確保が大変」や「お金がかかる」が多い。
- 知的障がい者では「症状を正確に伝えられない」が多い。
- 18歳未満の全体では「専門的な医療機関が近くにない」も多い。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 障がいに係る経済的な負担軽減を図るために行っている事業の給付費等が増加傾向にあり、今後も大きく減少する見込みが少ない。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がい者や障がいのある子どもを持つ保護者が必要に応じて相談等ができるよう、障がいのある人等が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談を必要な支援につなぐ体制の強化を図っていく必要があります。
- 医療機関に対して、障がいのある人が医師や看護師等と円滑に意思疎通が図れるよう、障がいの状況に応じてコミュニケーションを工夫するように働きかけていく必要があります。また、障がいに係る経済的な負担の軽減を図るため、自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費等助成等の医療費助成制度について、今後も継続して行っていく必要があります。

第3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 子ども・子育ての支援	4	-	-	-	4	幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図っています。また、通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、教育環境の整備のため、障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導、保護者の悩み等への対応を行っています。 さらに、障がいのある人に対応した社会体育施設の整備やスポーツ大会の実施、各種講座の開催を通じて生涯学習・スポーツ等の振興を図っています。
2 インクルーシブ教育システムの構築	5	-	-	-	5	
3 教育環境の整備	4	-	1	-	5	
4 生涯学習・スポーツ	3	1	-	-	4	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定による、文化芸術鑑賞機会の拡大や文化芸術創造機会の拡大
- 特別支援学級の学級数と児童生徒数は、ここ5年間増加傾向で推移

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 学校等に通っている障がいのある人の今後の進路については、「進学したい」が最も多く、次いで「障がいのある人の雇用が多い事業所への就業」や「福祉施設や作業所に通所」が続いている。
- 友人や仲間と共に行う余暇活動に参加している人は少ない。また、参加していない具体的な理由としては、「健康状態がよくない」が最も多く、次いで「活動内容を知らない」「活動場所までの移動が困難」「活動してみたい内容がない」などが多い。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 音訳ボランティアの養成講座については、対面朗読の利用がなく、また、「サピエ」により、録音図書等を提供することができるようになったことから、今後の実施を見直す必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- すべての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進し、同じ場で共に学ぶ環境を整える必要があります。また、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟に対応していく必要があります。
- 障がいのある人が地域で暮らしやすくなるための支援として、スポーツ体験や公開講座内容の充実、展示会など内容を工夫し、参加しやすい環境を整備していく必要があります。

第4 雇用・就業・経済的自立の支援

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 就労支援	2	-	-	-	2	障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援するとともに、安定した就労を継続できるよう、各支援機関との連携を図っています。 また、障害者雇用促進法の趣旨に基づき、平成30年度はチャレンジドオフィスを新規開設し、新たに障がいのある人材を雇用することで市の姿勢を示すとともに、令和2年度の会計年度任用職員制度開始に伴い、市のホームページにおいて広く募集を行っています。
2 経済的支援	3	-	-	-	3	精神又は身体に障がいを有する対象者に対し、申請案内や相談を行うとともに、受給の対象と判定された方への手当の支給や税の減免などにより、経済的な負担の軽減を図ったほか、障害基礎年金等の支給により、生活の安定、福祉の向上を図っています。

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 障害者雇用促進法の改正による、雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務の規定
- 障害者総合支援法の改正による、就労定着支援サービスの創設等

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 日中の過ごし方について、全体では「主に家にいる」が最も多く、次いで「働いている」が続いている。また、知的障がい者については「福祉施設に入所」が多い。
- 障がいのある人が働くために必要な支援としては、「上司や同僚に障害の理解がある」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」が続いている。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 市役所において積極的に障がいのある人の採用に努めているが、庁舎における多目的トイレの不足やバリアフリー化ができていない箇所があることから、今後の庁舎改修も踏まえながら、雇用拡大を検討していく必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がいのある人の就労については、雇用の機会を開いている業種が限られていること、障がい理解に基づく適切な支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。このため、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保などや障がいのある人が働きやすい環境となるよう、障がい者雇用についての啓発活動等を充実していく必要があります。
- 就労に係る福祉施設の整備促進や障がいのある人の仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の拡大方策なども検討し、市内における職場の確保を積極的に進めていく必要があります。

第5 安全・安心な生活環境の整備

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 居住支援	3	-	-	-	3	障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、様々な支援サービスを、利用計画に基づいて適切に提供するとともに、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加の促進を図っています。 また、情報アクセシビリティの向上のため、音声コード等の利用促進や声の広報、インターネットによる市政情報提供を行っています。 このほか、袖ヶ浦駅海側地区において、バリアフリー関連法令の基準に適合した新たな公園整備を進めており、平成30年度、令和元年度においては街区公園を各1公園開設するなど、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい生活環境の整備を推進しています。
2 移動支援	5	1	-	-	6	
3 情報アクセシビリティの向上	2	-	-	-	2	
4 生活環境の整備	4	-	-	-	4	

【障がいのある人等を取り巻く状況】
<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法の改正による、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定等 ○障害者総合支援法の改正による自立生活援助サービスの創設等

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】
<ul style="list-style-type: none"> ○外出する際に困っていることとしては、全体では「道路などに段差がある」が多く、道路や施設等のバリアフリー化を引き続き推進していくことが求められる。一方で知的障がいでは「コミュニケーションがとりにくい」が精神障がいでは「交通費などがかかる」が最も多い。 ○福祉に関する情報の取得方法については、「テレビ」や「家族・友人」に次いで「市の広報やガイドなど」が多く、広報による情報の充実が有効な手段であると考えられる。 ○今後、障がいのある人のために充実して欲しいことについては、令和2年度調査においても平成28年度調査と同様に、「情報提供の充実」が最も多く、次いで「サービス利用手続きの簡素化」が続いている。

【施策・事業実施における課題等】
<ul style="list-style-type: none"> ○スロープ付きワゴン車は運用開始から17年経過しており、更新等を進めていく必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

<p>➤市では、外出の支援について同行援護や移動支援事業などのほかに、福祉カー貸出事業や福祉タクシー料金助成事業を実施しており、行動範囲の拡大を図るための支援を推進しています。今後も、障がいのある人が気軽に外出できるよう、制度の周知を図るとともに、引き続き外出や移動支援を行っていく必要があります。また、障がいのある人が自由に外出し活動していくための支援として、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上を図る必要があります。</p> <p>➤障がいのある人が地域で安心して日常生活を営むためには、福祉サービスをはじめとした様々な情報が不可欠です。福祉サービスに関する情報源は多岐にわたりますが、「市の広報やガイドなど」を有効に活用し、障がいの状況に応じたきめ細かな情報提供を適時行っていく必要があります。</p>

第6 防災・防犯等の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 防災対策の推進	3	-	-	-	3	災害時要援護者台帳を作成して避難支援者等関係者への台帳配付に同意をいただいた方の名簿の共有を行い、支援が必要な方の迅速な避難の確保に向けた取組を行っています。また、各種訓練の実施を通じ、避難支援の意識向上を図っています。 木更津警察署や袖ヶ浦市防犯協会等と連携して、「地域安全ニュース」及び「犯罪発生地図」の発行、市民生活安全メールの配信などによる注意喚起を行っているほか、障がいのある方が消費者トラブル等の相談があった場合は、相談支援事業所や消費生活相談等につなげています。
2 防犯対策の推進	2	-	-	-	2	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 台風や集中豪雨といった大規模な自然災害が全国各地で発生
- 袖ヶ浦市における福祉避難所指定施設数は19箇所

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 災害時の避難については、全体では「できる」が約4割となっているものの、知的障がい者は「できない」が51.4%と約半数を占めている。
- 災害時に困ることについては、「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」「寝る場所の確保」「避難先での薬や医療体制」が多い。
- 災害時要援護者登録制度を知っているかについては、「知らない」が7割台半ばを占め、「知っているが登録していない」は1割強、「知っていて登録している」は3.7%にとどまる。

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 今後は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた避難支援体制、避難所運営体制等についても検討していく必要がある。

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 災害時要援護者登録制度の普及や災害時への対策の準備について促進するとともに、防災・避難情報の提供や避難所での健康管理、医療的ケアの継続など災害時における支援体制について、障害福祉サービス事業所等とも連携し災害から障がいのある人を守る体制強化を図る必要があります。
- 障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれる危険性があるため、安心して地域生活が送れるよう、継続的に地域における日頃の防犯体制の強化を図っていく必要があります。

第7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

【施策・事業の評価結果、取組状況】

施策	事業の評価結果				合計	施策・事業の取組状況
	A	B	C	D		
1 障がい理解・交流	2	-	-	-	2	市民向けの障がいに関する出前講座や小中学校・自治会を対象としたアイマスク体験・車いす体験講座などの福祉教育を実施するとともに、ボランティアの協力を得ながらレクリエーションを企画し、障がいのある人やその家族が集い、交流する場を設置し、障がい理解・交流の促進を図っています。
2 権利擁護の推進・虐待の防止	4	-	-	-	4	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図っています。また、障がいを理由とする差別に関する相談があった場合は、その内容等を聞き取り、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」に報告、情報を共有し、対策の検討をしています。
3 障がいを理由とする差別の解消の推進	2	-	-	-	2	

【障がいのある人等を取り巻く状況】

- 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定による、差別を解消するための措置、差別を解消するための支援措置規定等

【アンケート調査結果からみる支援ニーズ等】

- 差別を受けたことの有無について、全体では、「たまにある」と「頻繁にある」を合わせた“ある”は、市役所や公共施設、市内の店舗や民間事業所とも1割未満。一方で、精神障がい者では「たまにある」が他の障がい種別に比べて多く、障がい種別による偏りが見受けられる。
- 成年後見制度の認知状況については、障がい者調査及び一般市民調査共に「目的や内容についても理解している」が増加しており、改善はみられるものの、制度の認知状況は依然として低い状況

【施策・事業実施における現状の課題点等】

- 県では、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい県づくり条例」に基づき、地域相談員を配置し、広域専門指導員と連携した上で、個別事案の解決に取り組んでいるが、相談窓口が市と県にあるため、それぞれ単独で扱った相談事案が把握できない状況

【見えてくる課題・今後の方向性】

- 障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、引き続き、広く市民を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法及び成年後見制度などの内容に関する普及・啓発を図るとともに、障がいのある人とない人が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていく必要があります。
- 権利擁護の推進・虐待の防止に当たっては、それぞれの解決に向けて、相談事案が内包するニーズを把握するとともに、県の関係機関と事例検討等を通して情報の共有化を図り、相談活動の資質・力量を高めていく必要があります。

袖ヶ浦市

障がいのある人に関する調査
結果報告書

令和2年7月

袖ヶ浦市

R2.07.29

第2回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

参考資料1

目 次

I	アンケート調査の概要	1
1	調査の実施概要	1
	(1) 調査目的	1
	(2) 調査の方法及び回収結果	1
2	本調査報告書の基本的な事項	1
II	障がい者調査の結果	2
1	回答者と対象者の属性	2
	(1) 回答者	2
	(2) 対象者の性別	2
	(3) 年齢	2
	(4) 居住地域	3
2	障がい等の状況について	3
	(1) 身体障害者手帳の障害の程度	3
	(2) 身体障がいの内容	4
	(3) 現在受けている医療ケア	5
	(4) 療育手帳の障害の程度	6
	(5) 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度	7
	(6) 自立支援医療受給者証の所持	8
	(7) 主な病名	9
3	健康状態、リハビリについて	10
	(1) 医療について困っていること	10
	(2) 身体-訓練やリハビリの利用	11
	(3) 身体-主に訓練を受けている場所	12
	(4) 身体-訓練やリハビリの内容	13
	(5) 身体-今後受けたい訓練やリハビリの内容	14
4	生活の状況について	15
	(1) 生活の状況	15
5	養護者（介助者）について	18
	(1) 主な養護者	18
	(2) 主な養護者の年齢	19
	(3) 養護者が一時的に支援できない場合の対処方法	20
	(4) 養護や介助に必要な日数	21
6	暮らしについて	22
	(1) 現在生活している場所	22
	(2) 一緒に暮らしている人	23
	(3) 住まいで困っていること	24
	(4) 将来地域で生活したいと思うか	25

7	就業や就学について	26
	(1) 日中の過ごし方	26
	(2) 就労形態	27
	(3) 1か月の就労日数	28
	(4) 現在の仕事に就いたきっかけ	29
	(5) 今後の進路についての考え	30
	(6) 今後収入を得る仕事をしたいと思うか	31
	(7) 希望する就労形態	32
	(8) 就業支援として必要なこと	33
8	外出について	34
	(1) 外出の回数	34
	(2) 外出の目的	35
	(3) 外出の際の交通手段	36
	(4) 外出の際に困ること	37
	(5) 外出の際の介助について	38
	(6) 外出の際に利用する補装具	39
	(7) 外出しやすくするために必要なこと	40
9	災害時について	41
	(1) 災害時に一人で避難できるか	41
	(2) 災害時に援助が必要なことをまわりに知らせることができるか	42
	(3) 避難場所を知っているか	43
	(4) 災害時に最も頼りにする人	44
	(5) 災害時要援護者登録制度を知っているか	45
	(6) 災害時の対策として行っていること	46
	(7) 災害時に困ること	47
10	余暇活動について	48
	(1) 余暇の過ごし方	48
	(2) 参加している余暇活動	49
	(3) 参加していない理由	50
	(4) 今後参加してみたい行事等	51
11	情報の取得について	52
	(1) 必要な情報の取得方法	52
	(2) 福祉に関する情報の取得方法	53
12	相談、これから望むことについて	54
	(1) 困ったときの相談先	54
	(2) 日常生活上の相談で困ること	55
	(3) 希望する今後の生活	56
	(4) 今後不安に感じていること	57
13	成年後見制度について	58
	(1) 成年後見制度を知っているか	58
14	障がいに関するサービスについて	59

(1) 現在の利用状況について.....	59
(2) 受けているサービスの満足度について.....	62
(3) 福祉サービスに関する意見.....	65
(4) 改善して欲しい点・問題点.....	67
15 ボランティアについて.....	69
(1) ボランティアに介助を頼んだこと.....	69
(2) 頼んだことがない理由.....	70
(3) ボランティアに頼みたいこと.....	71
16 障がいのある人に対する差別の解消について.....	72
(1) 障害者差別解消法を知っているか.....	72
(2) 市役所や公共施設で差別を受けたこと.....	73
(3) 市役所や公共施設は合理的な配慮が足りないと思うか.....	74
(4) 市内の店舗や事業所で差別を受けたこと.....	75
(5) 市内の店舗や事業所は合理的な配慮が足りないと思うか.....	76
(6) 障害者差別解消法推進のために必要なこと.....	77
17 障がいのある人に対する虐待の防止について.....	78
(1) 障害者虐待防止法を知っているか.....	78
(2) 虐待に該当する行為を知っていたか.....	79
(3) 虐待をなくすためにすべきこと.....	80
18 障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて.....	81
(1) 障がいのある人の暮らしやすさ.....	81
(2) 暮らしやすくない理由.....	82
(3) 障がいのある人のために充実して欲しいこと.....	83
Ⅲ 一般市民調査の結果.....	84
1 回答者の属性.....	84
(1) 回答者.....	84
(2) 性別.....	84
(3) 年齢.....	84
(4) 居住地区.....	85
(5) 職業.....	85
2 障がいのある人への福祉について.....	86
(1) ノーマライゼーションを知っているか.....	86
(2) ノーマライゼーションの考え方.....	87
(3) ノーマライゼーション推進のために必要なこと.....	88
(4) バリアフリーを知っているか.....	89
(5) 行事や催しで知っているもの.....	90
(6) 参加してみたい行事や催し.....	91
3 障がいのある人との係わりについて.....	92
(1) 日常生活における障がいのある人との係わり.....	92
(2) 障がいのある人と交流した経験の有無.....	93
(3) 障がいのある人と交流した具体的なこと.....	94

(4) 障がいのある人と交流した経験がない理由.....	95
(5) 障がいのある人の暮らしやすさ.....	96
(6) 暮らしやしくない理由.....	97
4 障がいのある人に対する差別の解消について.....	98
(1) 障害者差別解消法を知っているか.....	98
(2) 障害者差別解消法の考え方について.....	99
(3) 市役所や公共施設で差別や偏見を感じること.....	100
(4) 市内の店舗や民間事業所で差別や偏見を感じること.....	101
(5) 障害者差別解消法の推進のために必要なこと.....	102
5 障がいのある人に対する虐待の防止について.....	103
(1) 障害者虐待防止法を知っているか.....	103
(2) 虐待に該当する行為を知っていたか.....	104
(3) 障がいのある人との付き合いの度合い.....	105
(4) 虐待を発見した場合の行動.....	106
(5) 虐待を発見した際に何もしない理由.....	107
(6) 虐待をなくすために必要なこと.....	108
6 成年後見制度について.....	109
(1) 成年後見制度を知っているか.....	109
7 障がいのある人が安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて ..	110
(1) 障がいのある人のために充実してほしいこと.....	110

I アンケート調査の概要

1 調査の実施概要

(1) 調査目的

本調査は、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」の中間見直しと、令和2年度をもって計画期間満了となる「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障がい福祉計画」に代わる新たな計画の策定に当たって、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てる基礎資料とするために実施した。

(2) 調査の方法及び回収結果

	障がい者	一般市民
調査対象者	障害者手帳又は 自立支援医療受給者証をお持ちの方	市内在住の20歳以上の方
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収、督促なし）	
調査期間	令和2年4月	
回収結果	配布数：3,184 回収数：1,716 回収率：53.9%	配布数：500 回収数：227 回収率：45.4%

2 本調査報告書の基本的な事項

- ①比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計が100.0%を上下する場合もある。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載（number of caseの略）し、各比率はnを100%として算出している。
- ③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っている。このため、比率計が100%を超えることがある。
- ④クロス集計表の表側（分類層）の実数（人数）は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがある。なお、障がい者調査の障がい種別については、重複を含む数を表記しているため、実数（人数）の合計と集計対象総数が一致しないことがある。
- ⑤クロス集計表については、最も高い比率のものを網かけしている（無回答を除く。）。ただし、回答者数が30件未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめるものとする。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合がある。

Ⅱ 障がい者調査の結果

1 回答者と対象者の属性

(1) 回答者

回答者は、「本人」(59.3%)、「本人の意見を家族や介助者などが回答」(17.4%)、「家族や介助者」(15.2%)となっている。

(%)	本人	本人の意見を家族や介助者などが回答	家族や介助者	無回答	n
全体	59.3	17.4	15.2	8.2	1716

(2) 対象者の性別

対象者の性別は、「女」(37.0%)、「男」(36.1%)となっている。

(%)	男	女	無回答	n
全体	36.1	37.0	26.9	1716

(3) 年齢

年齢は、「75歳以上」(27.7%)、「65～74歳」(19.8%)、「40～49歳」(12.1%)、「50～59歳」(11.2%)、「30～39歳」(8.9%)、「60～64歳」(6.2%)、「20～29歳」(5.8%)、「6～11歳」(1.8%)、「18～19歳」・「15～17歳」(同率 1.2%)、「12～14歳」(1.0%)、「0～5歳」(0.6%)となっている。

(%)	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	n
全体	0.6	1.8	1.0	1.2	1.2	5.8	8.9	12.1	11.2	6.2	19.8	27.7	2.4	1716

(4) 居住地域

対象者の居住地域は、「長浦」(37.8%)、「昭和」(21.2%)、「平岡」(10.5%)、「根形」(9.7%)、「中川・富岡」(8.4%) となっている。

(%)	昭和	長浦	根形	平岡	中川・富岡	無回答	n
全体	21.2	37.8	9.7	10.5	8.4	12.3	1716

2 障がい等の状況について

(1) 身体障害者手帳の障害の程度

問3(1) 身体障害者手帳の障害の程度 (○は1つ)

- 全体、障がい種別(身体)とも「1級」が最も多い。
- 年齢別では、65歳以上で「1級」が多くなっている。
- 居住地区別では、昭和、根形、平岡で「1級」が2割台半ば以上となっている。

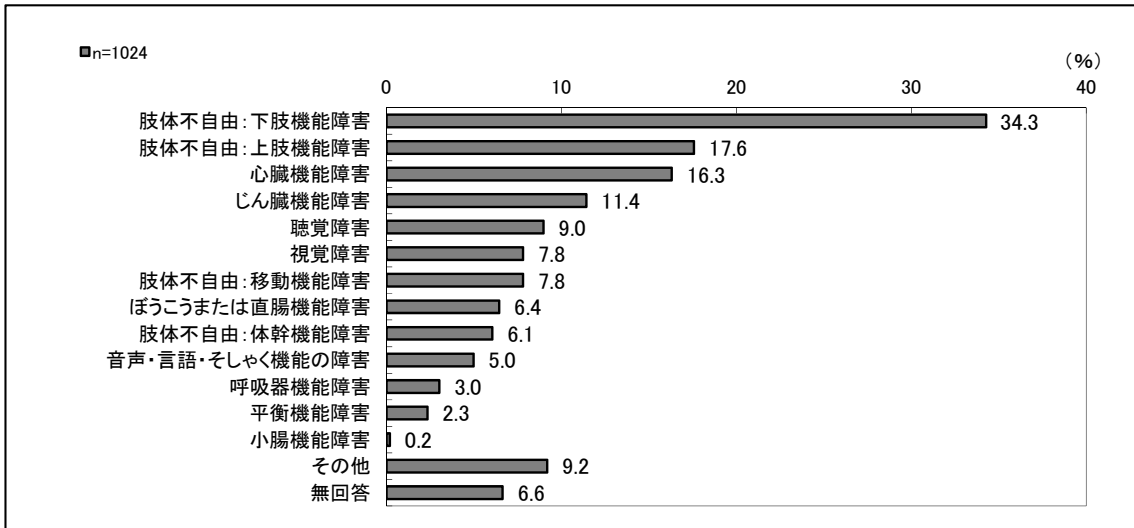
(%)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	身体障害者手帳は持っていない	無回答	n
全体	20.8	11.1	8.9	14.0	2.4	2.4	25.2	15.1	1716

	(人)	問3(1) 身体障害者手帳の障害の程度								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	身体障害者手帳は持っていない	無回答	
全体	1716	20.8	11.1	8.9	14.0	2.4	2.4	25.2	15.1	
障がいの種類	身体	1024	34.9	18.6	14.9	23.5	4.1	4.0	0.0	0.0
	知的	319	9.1	4.1	1.3	2.8	0.9	0.9	49.8	31.0
	精神	226	6.2	15.9	5.3	1.8	0.0	0.9	41.2	28.8
年齢	18歳未満	80	8.8	8.8	3.8	3.8	0.0	0.0	62.5	12.5
	18～39歳	272	8.1	5.1	2.9	2.6	1.8	1.1	51.8	26.5
	40～64歳	507	17.0	11.6	5.3	7.5	2.0	3.0	35.5	18.1
	65歳以上	816	29.0	13.2	13.7	23.0	3.3	2.8	7.2	7.6
居住地区	昭和	364	27.2	13.5	6.3	14.0	3.3	2.7	20.9	12.1
	長浦	649	16.6	10.2	8.5	14.3	1.1	1.8	29.9	17.6
	根形	167	25.1	10.2	12.6	16.8	1.8	1.8	21.0	10.8
	平岡	180	24.4	11.1	13.9	15.0	2.8	2.2	21.1	9.4
	中川・富岡	145	17.9	13.1	11.0	16.6	5.5	4.8	23.4	7.6

(2) 身体障がいの内容

問3(2) 障がいの内容 (〇はいくつでも) 【複数回答】

- 「肢体不自由：下肢機能障害」(34.3%) が他を大きく引き離して最も多い。
- 次いで「肢体不自由：上肢機能障害」(17.6%)、「心臓機能障害」(16.3%)、「じん臓機能障害」(11.4%)が続く。



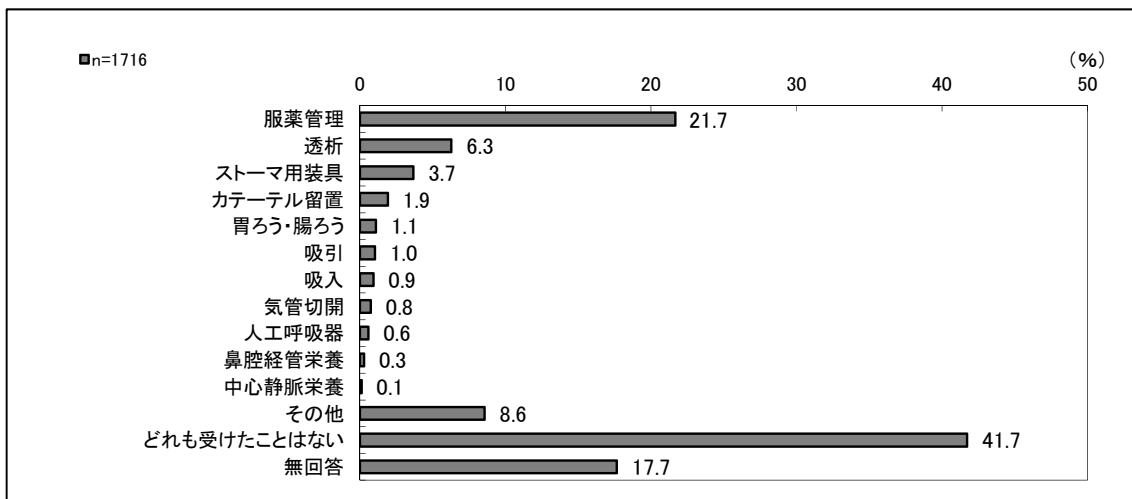
	(人)	問3(2) 身体障がいの内容								
		視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能の障害	肢体不自由：上肢機能障害	肢体不自由：下肢機能障害	肢体不自由：体幹機能障害	肢体不自由：移動機能障害	
全体	1024	7.8	9.0	2.3	5.0	17.6	34.3	6.1	7.8	
障がいの種類	身体	7.8	9.0	2.3	5.0	17.6	34.3	6.1	7.8	
	知的精神	61	14.8	18.0	4.9	11.5	27.9	23.0	9.8	19.7
年齢	18歳未満	68	8.8	5.9	5.9	5.9	10.3	10.3	2.9	1.5
	18～39歳	20	5.0	25.0	0.0	5.0	10.0	10.0	0.0	20.0
	40～64歳	59	6.8	13.6	1.7	5.1	40.7	33.9	8.5	15.3
	65歳以上	235	10.6	6.4	2.6	6.0	17.4	30.2	8.1	4.3
居住地区	65歳以上	695	7.1	9.1	2.4	4.7	16.1	36.5	5.2	7.8
	昭和	244	9.4	7.4	2.0	6.1	24.2	38.1	5.3	9.4
	長浦	341	5.9	9.7	2.9	4.1	16.4	36.4	6.5	6.2
	根形	114	5.3	6.1	0.9	4.4	14.9	32.5	7.0	5.3
	平岡	125	12.0	10.4	4.0	6.4	17.6	38.4	6.4	12.0
中川・富岡	100	7.0	13.0	1.0	4.0	10.0	28.0	5.0	9.0	

	(人)	問3(2) 身体障がいの内容							
		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸機能障害	小腸機能障害	その他	無回答	
全体	1024	16.3	11.4	3.0	6.4	0.2	9.2	6.6	
障がいの種類	身体	16.3	11.4	3.0	6.4	0.2	9.2	6.6	
	知的精神	61	13.1	3.3	3.3	6.6	0.0	6.6	13.1
年齢	18歳未満	68	5.9	5.9	4.4	4.4	0.0	33.8	22.1
	18～39歳	20	15.0	0.0	5.0	5.0	0.0	20.0	0.0
	40～64歳	59	11.9	6.8	0.0	1.7	0.0	15.3	6.8
	65歳以上	235	8.1	13.6	3.0	4.3	0.0	14.9	10.2
居住地区	65歳以上	695	19.6	11.5	3.3	7.8	0.3	6.2	5.5
	昭和	244	17.2	11.1	4.5	4.9	0.8	6.1	4.9
	長浦	341	17.0	11.1	2.6	6.7	0.0	10.3	7.3
	根形	114	19.3	7.9	5.3	7.0	0.0	9.6	7.9
	平岡	125	13.6	9.6	2.4	8.0	0.0	10.4	6.4
中川・富岡	100	14.0	14.0	1.0	6.0	0.0	7.0	5.0	

(3) 現在受けている医療ケア

問4 あなたが現在受けている医療ケアはありますか。(〇はいくつでも【複数回答】)

- 「どれも受けたことはない」(41.7%) が最も多い。
- 現在受けている医療ケアでは、「服薬管理」(21.7%) が他を引き離して最も多い。次いで「透析」(6.3%)、「ストーマ用装具」(3.7%)が続く。



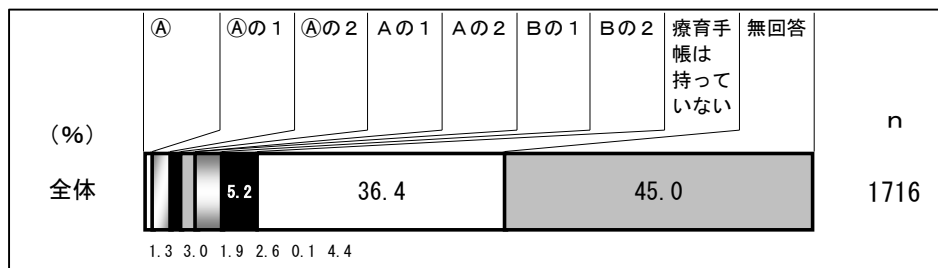
	(人)	問4 現在受けている医療ケア								
		気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養	透析	
全体	1716	0.8	0.6	0.9	1.0	1.1	0.3	0.1	6.3	
障がいの種類	身体	1024	1.3	1.0	1.4	1.7	1.9	0.5	0.2	10.3
	知的	319	0.6	0.9	0.9	1.9	0.6	0.6	0.0	0.9
	精神	226	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
年齢	18歳未満	80	2.5	1.3	5.0	3.8	1.3	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	272	0.4	0.4	0.4	1.1	0.4	1.1	0.0	1.1
	40～64歳	507	1.4	0.6	0.6	1.6	0.8	0.0	0.2	5.3
	65歳以上	816	0.4	0.6	1.0	0.5	1.6	0.2	0.1	9.4
居住地区	昭和	364	0.5	0.3	1.6	0.8	1.1	0.5	0.5	7.4
	長浦	649	0.8	0.8	0.6	0.9	0.9	0.3	0.0	5.4
	根形	167	1.2	1.2	3.0	2.4	1.8	0.0	0.0	3.0
	平岡	180	1.1	0.6	0.6	2.2	1.7	0.0	0.0	5.6
	中川・富岡	145	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.7	0.0	9.7

	(人)	問4 現在受けている医療ケア						
		カテーテル留置	ストーマ用装具	服薬管理	その他	どれも受けたことはない	無回答	
全体	1716	1.9	3.7	21.7	8.6	41.7	17.7	
障がいの種類	身体	1024	3.0	6.1	22.9	10.6	36.7	12.0
	知的	319	0.6	0.3	20.7	4.7	46.1	25.4
	精神	226	1.3	0.0	22.6	7.5	42.9	26.1
年齢	18歳未満	80	0.0	1.3	16.3	7.5	62.5	8.8
	18～39歳	272	0.0	0.0	19.9	5.1	51.8	21.7
	40～64歳	507	0.8	2.0	25.0	7.9	45.0	16.6
	65歳以上	816	3.6	6.3	21.6	10.7	35.2	15.4
居住地区	昭和	364	1.4	3.0	23.1	8.2	41.5	16.2
	長浦	649	1.5	3.7	21.1	9.4	43.3	17.4
	根形	167	3.0	4.2	25.7	12.0	38.9	14.4
	平岡	180	5.0	3.9	23.3	6.7	42.2	15.0
	中川・富岡	145	0.7	4.8	17.2	5.5	47.6	13.8

(4) 療育手帳の障害の程度

問5(1) 療育手帳の障害の程度 (○は1つ)

- 障がい種別（知的）では、「Bの2」（27.9％）が3割弱を占める。
- 次いで「Bの1」（23.5％）、「Aの1」（16.3％）が続く。

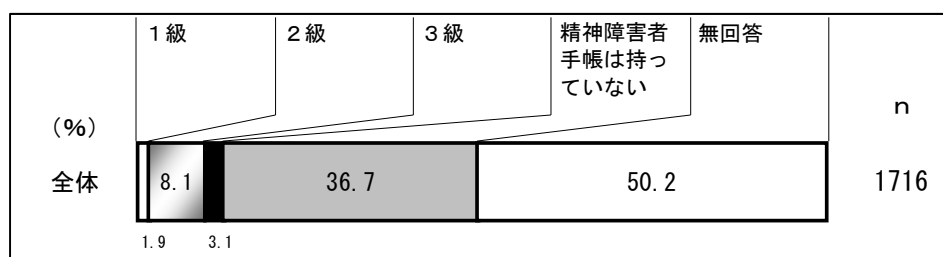


	(人)	問5(1) 療育手帳の障害の程度									
		A	Aの1	Aの2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	療育手帳は持っていない	無回答	
障がいの種類	全体	1716	1.3	3.0	1.9	2.6	0.1	4.4	5.2	36.4	45.0
	身体	1024	1.4	1.3	0.5	0.6	0.2	0.8	1.3	35.4	58.7
	知的	319	7.2	16.3	10.3	14.1	0.6	23.5	27.9	0.0	0.0
	精神	226	2.2	0.9	0.9	0.0	0.0	2.7	1.3	50.4	41.6
年齢	18歳未満	80	8.8	6.3	0.0	10.0	0.0	15.0	33.8	21.3	5.0
	18～39歳	272	1.8	8.5	6.3	5.9	0.0	13.2	14.7	34.9	14.7
	40～64歳	507	1.0	3.6	2.4	2.6	0.2	3.4	3.9	47.3	35.7
	65歳以上	816	0.7	0.6	0.4	0.9	0.1	1.1	0.2	32.7	63.2
居住地区	昭和	364	1.4	1.6	0.5	1.6	0.0	4.7	6.0	41.2	42.9
	長浦	649	1.1	3.2	1.8	3.9	0.2	5.7	5.5	36.8	41.8
	根形	167	0.6	4.2	4.2	1.2	0.0	3.0	2.4	37.7	46.7
	平岡	180	1.7	3.9	1.1	1.7	0.0	3.9	5.6	31.1	51.1
	中川・富岡	145	2.1	0.7	3.4	2.8	0.0	0.7	2.8	37.2	50.3

(5) 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度

問6(1) 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度 (○は1つ)

- 障がい種別（精神）では、「2級」（61.5%）が約6割を占める。
- 以下「3級」（23.9%）、「1級」（14.6%）の順となっている。



		(人)	問6(1) 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度				
			1級	2級	3級	精神障害者手帳を持っていない	無回答
全体		1716	1.9	8.1	3.1	36.7	50.2
障がいの種類	身体	1024	1.8	3.7	1.2	32.2	61.1
	知的	319	3.4	2.2	0.0	53.9	40.4
	精神	226	14.6	61.5	23.9	0.0	0.0
年齢	18歳未満	80	0.0	1.3	0.0	80.0	18.8
	18～39歳	272	1.1	12.5	8.1	47.1	31.3
	40～64歳	507	3.4	16.8	4.5	35.9	39.4
	65歳以上	816	1.5	1.8	1.1	30.8	64.8
居住地区	昭和	364	1.9	6.9	3.8	36.8	50.5
	長浦	649	2.3	9.1	2.9	40.2	45.5
	根形	167	1.2	7.2	2.4	35.3	53.9
	平岡	180	3.3	4.4	3.3	31.1	57.8
	中川・富岡	145	1.4	6.2	1.4	35.9	55.2

(6) 自立支援医療受給者証の所持

問6(2) 自立支援医療受給者証の所持 (○は1つ)

- 「持っている」(82.7%)が8割強を占める。
- 「持っていない」(8.8%)は1割未満となっている。

(%)	持っている	持っていない	無回答	n
全体	82.7	8.8	8.4	226

		(人)	問6(2) 自立支援医療受給者証の所持		
			持っている	持っていない	無回答
	全体	226	82.7	8.8	8.4
障がいの種類	身体	68	63.2	17.6	19.1
	知的	18	38.9	27.8	33.3
	精神	226	82.7	8.8	8.4
年齢	18歳未満	1	100.0	0.0	0.0
	18～39歳	59	88.1	8.5	3.4
	40～64歳	125	88.8	7.2	4.0
	65歳以上	36	52.8	13.9	33.3
居住地区	昭和	46	84.8	8.7	6.5
	長浦	93	86.0	8.6	5.4
	根形	18	83.3	0.0	16.7
	平岡	20	80.0	5.0	15.0
	中川・富岡	13	76.9	23.1	0.0

(7) 主な病名

問6(3) 主な病名 (○は1つ)

- 「統合失調症」(37.4%) が4割弱を占めて最も多い。
- 次いで「躁うつ病・うつ病」(36.9%) が続き、以下「発達障害」(5.3%)、「てんかん」(3.7%)、「認知症」(0.5%) の順となっている。

(%)	統合失調症	躁うつ病・うつ病	てんかん	認知症	薬物関連障害	発達障害	その他	無回答	n
全体	37.4	36.9	3.7	0.5	0.0	5.3	12.3	3.7	187

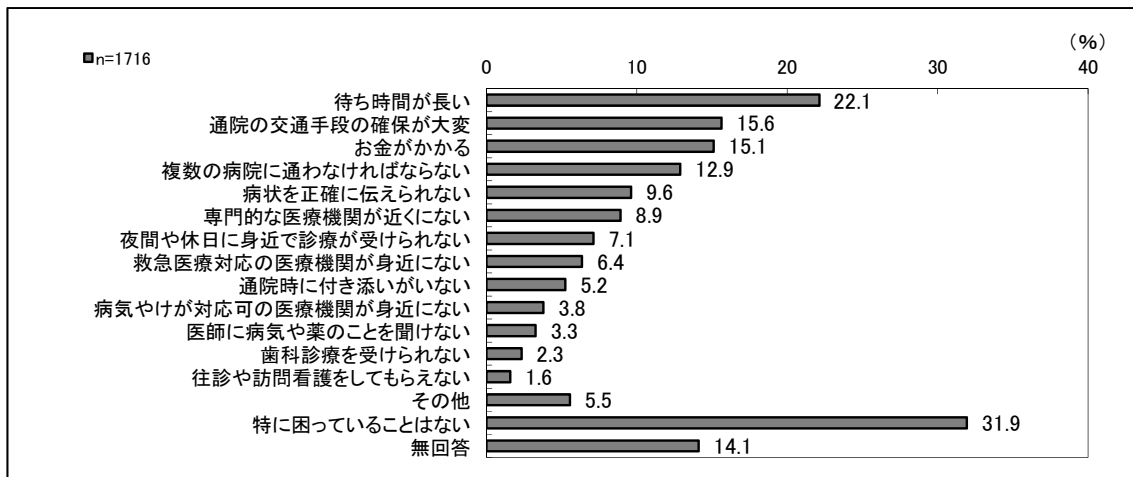
	(人)	問6(3) 主な病名								
		統合失調症	躁うつ病・うつ病	てんかん	認知症	薬物関連障害	発達障害	その他	無回答	
全体	187	37.4	36.9	3.7	0.5	0.0	5.3	12.3	3.7	
障がいの種類	身体	43	48.8	27.9	2.3	0.0	0.0	4.7	9.3	7.0
	知的	7	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	28.6
	精神	187	37.4	36.9	3.7	0.5	0.0	5.3	12.3	3.7
年齢	18歳未満	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	18～39歳	52	15.4	48.1	5.8	0.0	0.0	17.3	9.6	3.8
	40～64歳	111	47.7	33.3	2.7	0.9	0.0	0.0	11.7	3.6
	65歳以上	19	31.6	31.6	5.3	0.0	0.0	0.0	26.3	5.3
居住地区	昭和	39	33.3	35.9	7.7	2.6	0.0	5.1	12.8	2.6
	長浦	80	38.8	40.0	1.3	0.0	0.0	2.5	11.3	6.3
	根形	15	46.7	46.7	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	平岡	16	43.8	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	0.0
	中川・富岡	10	20.0	20.0	10.0	0.0	0.0	20.0	20.0	10.0

3 健康状態、リハビリについて

(1) 医療について困っていること

問7 医療について困っていること、困ったことがありますか。(○はいくつでも)
【複数回答】

- 「待ち時間が長い」(22.1%)が最も多く、次いで「通院の交通手段の確保が大変」(15.6%)、「お金がかかる」(15.1%)が続く。
- 居住地区別(中川・富岡)では、「通院の交通手段の確保が大変」(20.7%)が「待ち時間が長い」と同率で最も多くなっている。



	(人)	問7 医療について困っていること								
		通院の交通手段の確保が大変	通院時に付き添いがいない	病状を正確に伝えられない	専門的な医療機関が近くにない	病気やけがに対応可の医療機関が身近にない	往診や訪問看護をしてもらえない	医師に病気や薬のことを聞けない	複数の病院に通わなければならない	
全体	1716	15.6	5.2	9.6	8.9	3.8	1.6	3.3	12.9	
障がいの種類	身体	1024	16.7	5.7	6.6	9.8	3.5	1.7	2.1	15.9
	知的	319	11.0	4.7	23.2	9.7	6.9	1.9	6.6	10.3
	精神	226	22.6	5.8	10.6	8.0	4.0	1.8	4.9	12.8
年齢	18歳未満	80	7.5	1.3	12.5	27.5	6.3	1.3	0.0	10.0
	18～39歳	272	12.9	5.5	18.4	9.6	5.1	1.1	4.4	8.8
	40～64歳	507	16.4	5.5	9.9	9.3	4.3	2.0	4.7	11.6
	65歳以上	816	17.2	5.3	6.5	6.9	2.6	1.5	2.3	15.6
居住地区	昭和	364	14.0	5.5	8.5	10.4	2.5	1.9	3.0	12.4
	長浦	649	14.6	5.7	12.2	8.9	4.0	2.2	4.5	13.6
	根形	167	16.2	3.6	8.4	7.2	5.4	0.6	1.8	13.2
	平岡	180	23.3	3.3	8.3	12.2	5.0	2.2	2.2	13.3
	中川・富岡	145	20.7	6.9	7.6	11.0	3.4	0.0	3.4	14.5

	(人)	問7 医療について困っていること								
		夜間や休日に身近で診療が受けられない	救急医療対応の医療機関が身近にない	歯科診療を受けられない	待ち時間が長い	お金がかかる	その他	特に困っていることはない	無回答	
全体	1716	7.1	6.4	2.3	22.1	15.1	5.5	31.9	14.1	
障がいの種類	身体	1024	7.5	6.9	1.7	19.1	14.0	5.6	31.6	14.8
	知的	319	9.4	9.7	5.0	25.7	11.3	4.7	30.4	11.6
	精神	226	8.8	4.4	3.1	31.0	25.7	10.6	26.5	10.2
年齢	18歳未満	80	8.8	2.5	10.0	28.8	8.8	3.8	35.0	0.0
	18～39歳	272	8.1	7.4	2.6	28.7	19.9	7.4	31.3	8.5
	40～64歳	507	8.1	7.7	2.6	23.5	18.1	6.1	33.3	10.8
	65歳以上	816	5.9	5.3	1.2	19.4	12.4	5.0	32.0	17.5
居住地区	昭和	364	8.2	7.7	1.6	18.4	12.9	5.2	37.4	13.2
	長浦	649	6.2	4.9	3.1	25.1	14.5	5.2	33.0	11.7
	根形	167	9.6	6.6	3.0	22.2	16.8	8.4	28.7	13.8
	平岡	180	8.9	8.3	2.2	26.1	18.9	6.1	26.1	13.9
	中川・富岡	145	4.1	6.2	1.4	20.7	15.2	2.8	32.4	14.5

(2) 身体-訓練やリハビリの利用

問8 (身体障害者手帳をお持ちの方へ) 機能回復や機能維持のための訓練やリハビリについてお伺いします。

(1) 訓練やリハビリの利用 (○は1つ)

- 「受けていない」(61.9%) が約6割を占めて最も多い。
- 「受けている」(23.2%) は2割強となっている。

(%)	受けている	受けていない	無回答	n
全体	23.2	61.9	14.8	1024

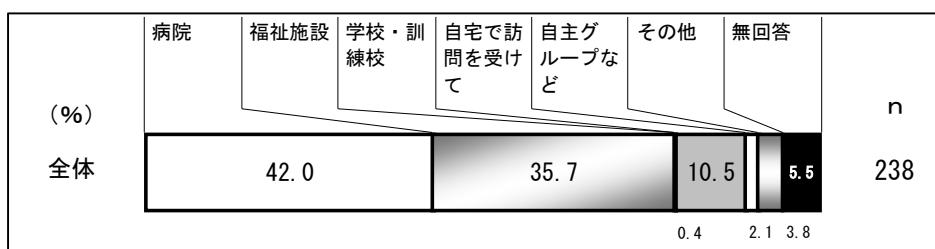
		(人)	問8 (1) 身体-訓練やリハビリの利用		
			受けている	受けていない	無回答
全体		1024	23.2	61.9	14.8
障がいの種類	身体	1024	23.2	61.9	14.8
	知的	61	39.3	49.2	11.5
	精神	68	16.2	55.9	27.9
年齢	18歳未満	20	55.0	40.0	5.0
	18~39歳	59	23.7	59.3	16.9
	40~64歳	235	22.6	64.7	12.8
	65歳以上	695	22.4	61.7	15.8
居住地区	昭和	244	29.1	60.7	10.2
	長浦	341	20.5	63.9	15.5
	根形	114	23.7	62.3	14.0
	平岡	125	24.0	56.8	19.2
	中川・富岡	100	18.0	66.0	16.0

(3) 身体-主に訓練を受けている場所

問8 (身体障害者手帳をお持ちの方へ) 機能回復や機能維持のための訓練やリハビリについてお伺いします。

(2) 主に受けている場所 (○は1つ)

- 「病院」(42.0%) が4割強を占めて最も多い。次いで「福祉施設」(35.7%) が続き、以下「自宅で訪問を受けて」(10.5%)、「自主グループなど」(2.1%)、「学校・訓練校」(0.4%) の順となっている。
- 年齢別では65歳以上で、居住地区別では根形で、「福祉施設」が最も多くなっている。



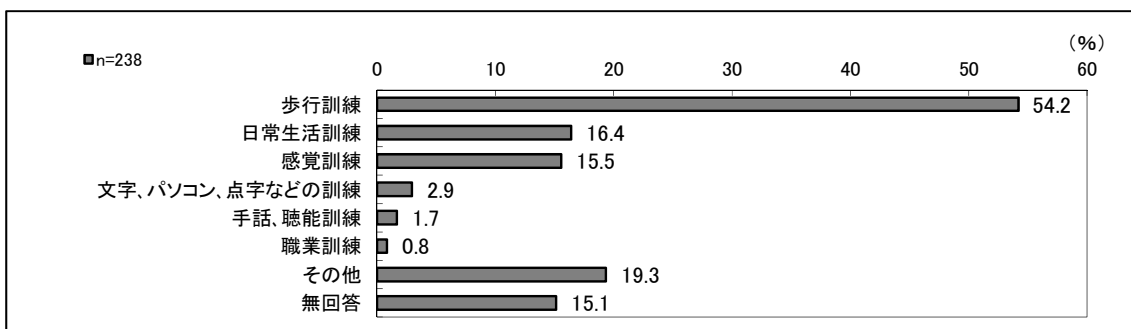
		(人)	問8 (2) 身体-主に訓練を受けている場所						無回答
			病院	福祉施設	学校・訓練校	自宅で訪問を受けて	自主グループなど	その他	
全体		238	42.0	35.7	0.4	10.5	2.1	3.8	5.5
障がいの種類	身体	238	42.0	35.7	0.4	10.5	2.1	3.8	5.5
	知的	24	54.2	33.3	0.0	8.3	0.0	0.0	4.2
	精神	11	36.4	36.4	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0
年齢	18歳未満	11	72.7	0.0	9.1	18.2	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	14	64.3	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40～64歳	53	49.1	32.1	0.0	7.5	0.0	1.9	9.4
	65歳以上	156	34.6	40.4	0.0	12.2	3.2	4.5	5.1
居住地区	昭和	71	45.1	38.0	0.0	8.5	1.4	2.8	4.2
	長浦	70	48.6	27.1	1.4	10.0	1.4	5.7	5.7
	根形	27	11.1	48.1	0.0	22.2	3.7	7.4	7.4
	平岡	30	43.3	40.0	0.0	6.7	3.3	3.3	3.3
	中川・富岡	18	61.1	27.8	0.0	5.6	5.6	0.0	0.0

(4) 身体-訓練やリハビリの内容

問8 (身体障害者手帳をお持ちの方へ) 機能回復や機能維持のための訓練やリハビリについてお伺いします。

(3) 現在受けている訓練やリハビリの内容 (〇はいくつでも) 【複数回答】

- 「歩行訓練」(54.2%)が他を離して最も多く、次いで「日常生活訓練」(16.4%)、「感覚訓練」(15.5%)が続く。
- 「その他」では、“機能訓練”や“機能回復・維持”のほか、“作業療法”や“言語聴覚療法”といった内容があげられている。



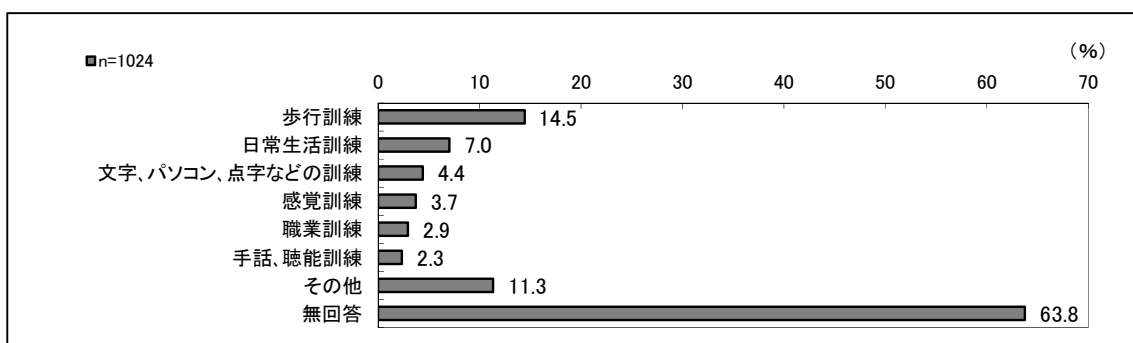
		(人)	問8 (3) 身体-訓練やリハビリの内容							
			感覚訓練	日常生活訓練	文字、パソコン、点字などの訓練	職業訓練	歩行訓練	手話、聴能訓練	その他	無回答
全体		238	15.5	16.4	2.9	0.8	54.2	1.7	19.3	15.1
障がいの種類	身体	238	15.5	16.4	2.9	0.8	54.2	1.7	19.3	15.1
	知的	24	33.3	12.5	0.0	0.0	58.3	0.0	16.7	12.5
	精神	11	18.2	18.2	0.0	9.1	36.4	0.0	27.3	9.1
年齢	18歳未満	11	27.3	9.1	9.1	0.0	36.4	27.3	36.4	9.1
	18～39歳	14	14.3	0.0	7.1	7.1	64.3	0.0	14.3	7.1
	40～64歳	53	20.8	20.8	5.7	1.9	39.6	0.0	26.4	17.0
	65歳以上	156	12.8	17.3	1.3	0.0	59.6	0.6	16.0	16.0
居住地区	昭和	71	9.9	16.9	1.4	0.0	59.2	1.4	18.3	18.3
	長浦	70	15.7	14.3	4.3	0.0	62.9	2.9	12.9	12.9
	根形	27	14.8	18.5	0.0	0.0	40.7	3.7	29.6	18.5
	平岡	30	23.3	26.7	6.7	3.3	46.7	0.0	20.0	10.0
	中川・富岡	18	16.7	5.6	0.0	0.0	66.7	0.0	22.2	11.1

(5) 身体-今後受たい訓練やリハビリの内容

問8 (身体障害者手帳をお持ちの方へ) 機能回復や機能維持のための訓練やリハビリについてお伺いします。

(4) 今後受たい訓練やリハビリの内容 (〇はいくつでも) 【複数回答】

- 「歩行訓練」(14.5%) が最も多く、次いで「日常生活訓練」(7.0%) が続く。
- 障がい種別では、「日常生活訓練」が、知的で 16.4% (「歩行訓練」と同率)、精神で 11.8% と最も多くなっている。



		問8 (4) 身体-今後受たい訓練やリハビリの内容								
		(人)	感覚訓練	日常生活訓練	文字、パソコン、点字などの訓練	職業訓練	歩行訓練	手話、聴能訓練	その他	無回答
障がいの種類	全体	1024	3.7	7.0	4.4	2.9	14.5	2.3	11.3	63.8
	身体	1024	3.7	7.0	4.4	2.9	14.5	2.3	11.3	63.8
	知的	61	8.2	16.4	4.9	4.9	16.4	4.9	11.5	44.3
	精神	68	4.4	11.8	10.3	8.8	5.9	2.9	8.8	64.7
年齢	18歳未満	20	5.0	10.0	15.0	10.0	5.0	20.0	20.0	25.0
	18~39歳	59	3.4	15.3	6.8	6.8	11.9	1.7	11.9	55.9
	40~64歳	235	4.7	6.8	9.4	6.8	13.6	2.6	15.3	57.4
	65歳以上	695	3.5	6.5	2.3	1.0	15.4	1.9	9.8	67.3
居住地区	昭和	244	3.7	8.6	3.3	2.5	17.6	4.1	9.0	61.5
	長浦	341	4.1	7.0	4.1	3.5	15.2	1.5	13.5	61.6
	根形	114	3.5	6.1	4.4	1.8	11.4	2.6	14.0	64.0
	平岡	125	4.8	8.8	4.8	4.8	13.6	2.4	4.8	69.6
	中川・富岡	100	2.0	4.0	3.0	1.0	15.0	1.0	9.0	71.0

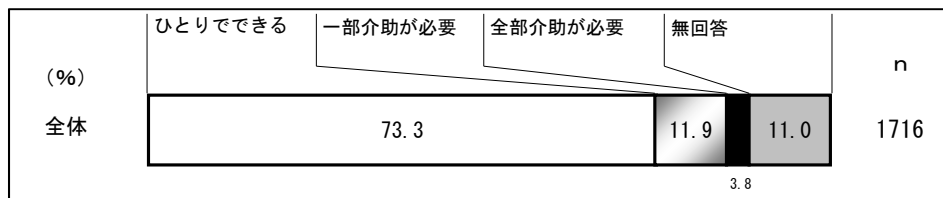
4 生活の状況について

(1) 生活の状況

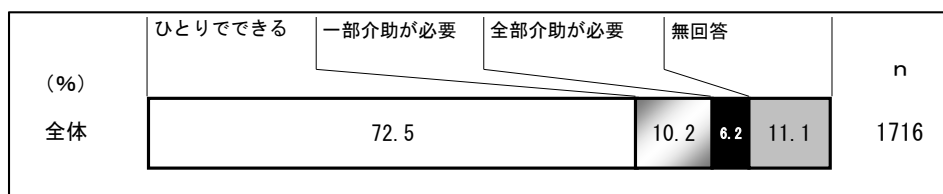
問9 生活の状況についておたずねします。(1)～(13)それぞれについて、○は1つ

- (1) 食事、(2) 排泄、(5) 屋内の移動で「ひとりでできる」が7割を超えて多く、次いで(3) 入浴、(4) 着替え、(12) 服薬についても「ひとりでできる」が6割を超えて多くなっている。
- 一方、(6) 炊事では31.8%、(7) 洗濯では27.4%が「できない」と回答しているほか、(11) 通院では「いつも付き添いが必要」(34.7%)が3割台半ばを占めて多くなっている。

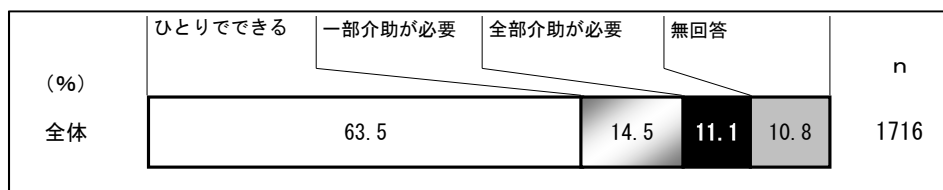
(1) 食事



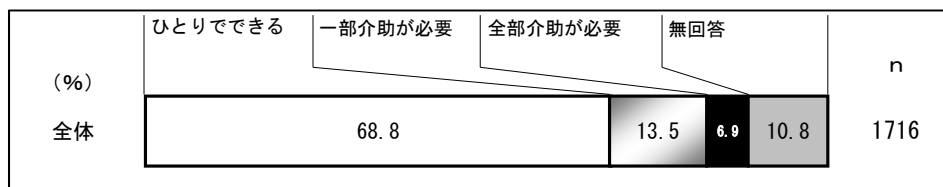
(2) 排せつ



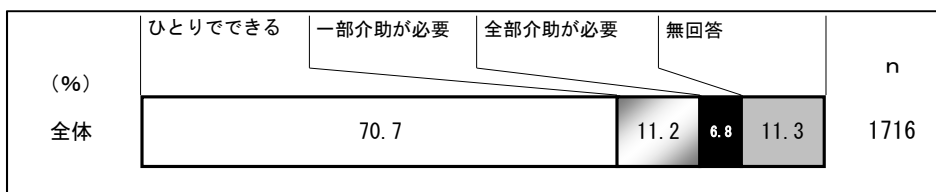
(3) 入浴



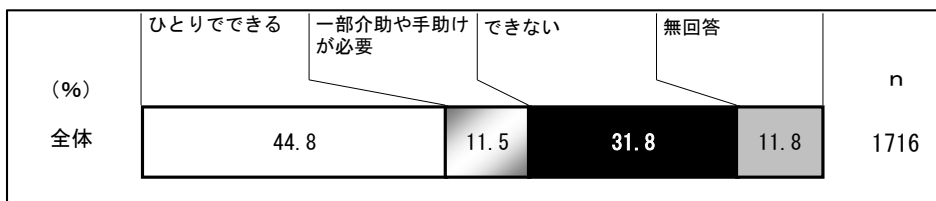
(4) 着替え



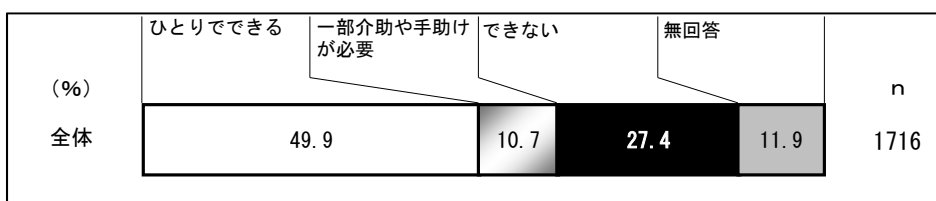
(5) 屋内の移動



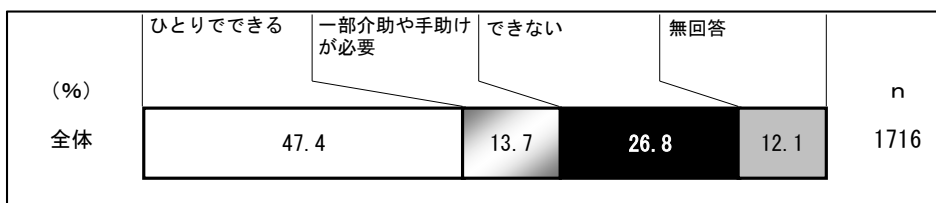
(6) 炊事



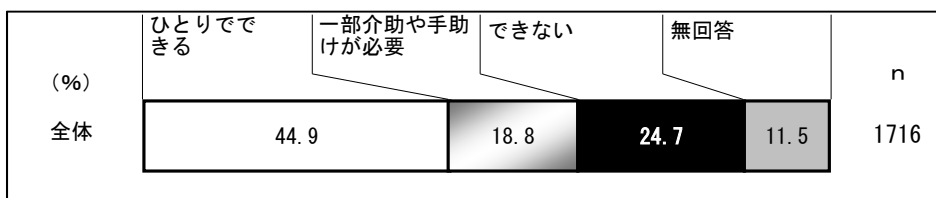
(7) 洗濯



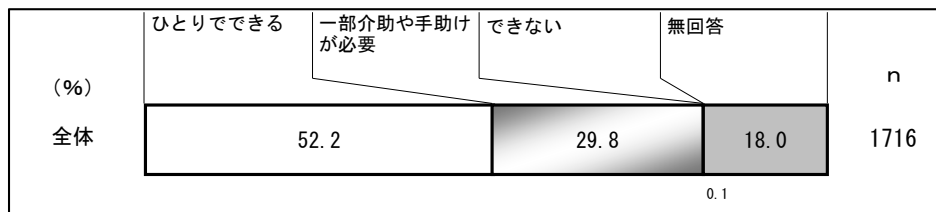
(8) 掃除



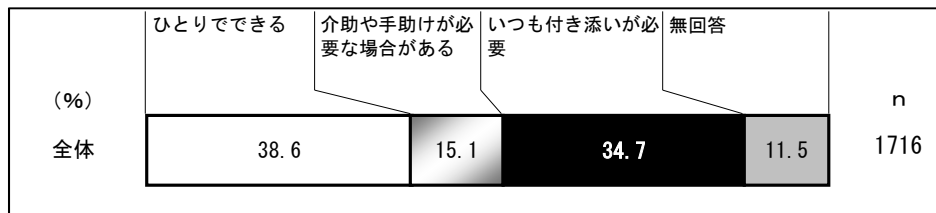
(9) 買い物



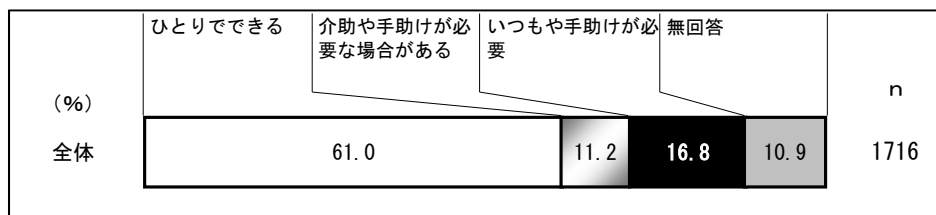
(10) 金銭の管理



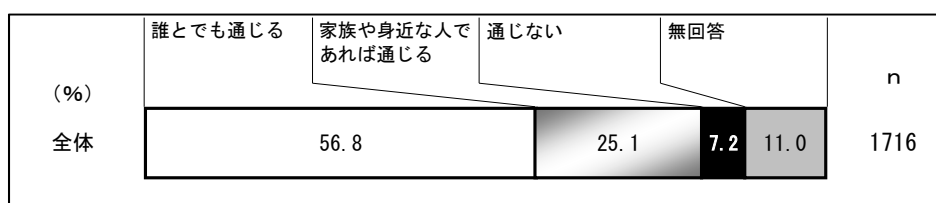
(11) 通院



(12) 服薬



(13) 会話・意思の伝達

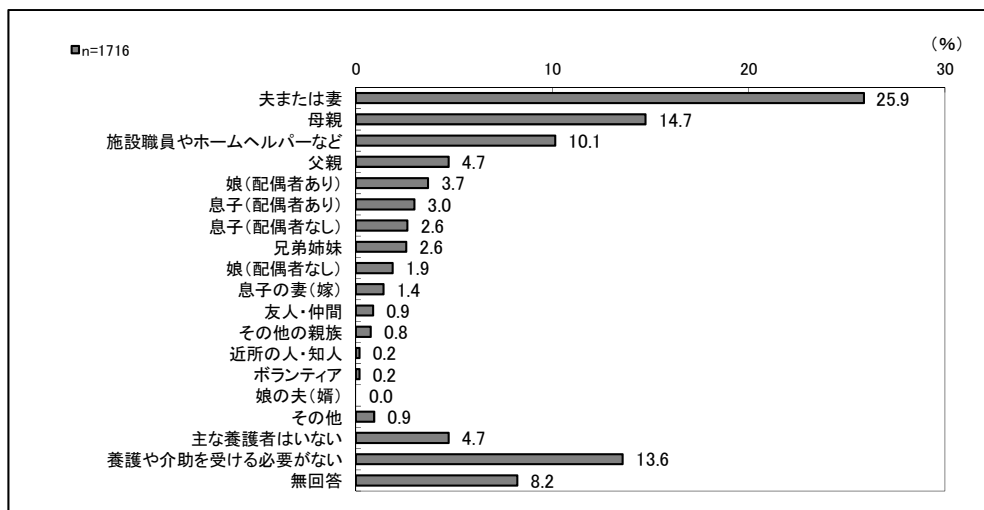


5 養護者（介助者）について

(1) 主な養護者（介助者）

問10 あなたの主な養護者（介助者）は、どなたですか。（○は1つ）

- 「夫または妻」（25.9%）が他を引き離して最も多く、次いで「母親」（14.7%）、
「施設職員やホームヘルパーなど」（10.1%）が続く。
- 「養護や介助を受ける必要がない」は13.6%となっている。



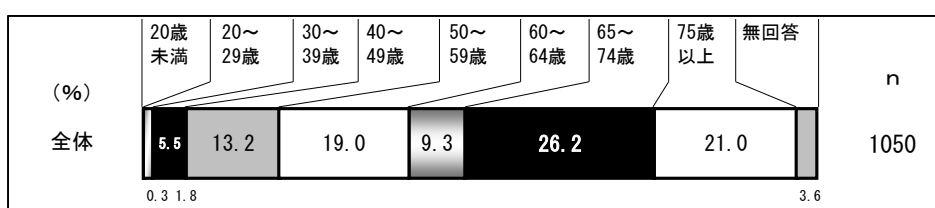
	(人)	問10 主な養護者									
		父親	母親	夫または妻	息子(配偶者あり)	息子(配偶者なし)	娘(配偶者あり)	娘(配偶者なし)	息子の妻(嫁)	娘の夫(婿)	兄弟姉妹
全体	1716	4.7	14.7	25.9	3.0	2.6	3.7	1.9	1.4	0.0	2.6
障がいの種類	身体	1024	2.9	8.0	34.6	4.4	3.6	5.0	2.5	2.0	1.9
	知的	319	11.3	39.8	2.5	0.6	0.6	0.0	0.3	0.0	3.1
	精神	226	8.8	24.8	21.2	0.4	2.7	3.1	0.9	0.4	4.4
年齢	18歳未満	80	12.5	73.8	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	272	11.8	39.3	6.3	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.7
	40～64歳	507	6.7	14.4	20.5	0.6	1.6	1.2	0.8	0.0	4.1
	65歳以上	816	0.4	1.1	38.4	5.6	4.2	6.5	3.2	2.9	2.3
居住地区	昭和	364	6.3	14.8	26.6	2.5	3.0	3.0	3.0	2.2	2.2
	長浦	649	4.8	15.9	24.5	3.1	2.3	3.9	2.2	1.2	2.0
	根形	167	4.2	19.8	32.3	4.2	1.8	4.2	1.2	0.6	1.8
	平岡	180	2.8	10.6	25.6	4.4	3.3	2.8	0.6	1.7	5.0
	中川・富岡	145	4.8	13.8	30.3	3.4	3.4	4.8	0.7	2.8	3.4

	(人)	問10 主な養護者									
		その他の親族	友人・仲間	近所の人・知人	ボランティア	施設職員やホームヘルパーなど	その他	主な養護者はいない	養護や介助を受ける必要がない	無回答	
全体	1716	0.8	0.9	0.2	0.2	10.1	0.9	4.7	13.6	8.2	
障がいの種類	身体	1024	0.7	1.2	0.2	0.3	6.1	0.9	4.4	12.1	9.4
	知的	319	0.9	0.3	0.0	0.0	30.7	1.9	0.9	3.4	3.4
	精神	226	0.9	1.3	0.4	0.0	4.4	3.1	7.5	10.2	5.3
年齢	18歳未満	80	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	5.0	0.0
	18～39歳	272	0.4	0.7	0.0	0.0	16.2	1.5	4.8	14.3	2.9
	40～64歳	507	1.2	1.6	0.2	0.0	13.0	1.2	8.1	18.3	6.5
	65歳以上	816	0.6	0.6	0.2	0.4	6.7	0.7	2.9	11.8	11.4
居住地区	昭和	364	0.3	1.4	0.3	0.0	8.5	1.6	3.6	14.6	6.0
	長浦	649	0.8	0.6	0.3	0.2	11.6	0.8	5.2	12.9	7.9
	根形	167	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	6.0	16.8	4.2
	平岡	180	1.7	0.6	0.0	0.0	10.6	0.0	5.0	13.9	11.7
	中川・富岡	145	1.4	0.0	0.0	0.7	2.8	1.4	2.1	12.4	11.7

(2) 主な養護者の年齢

問11 (問10で「1～11」と回答した方へ) 主な養護者(介助者)の年齢はいくつですか。
(○は1つ)

- 「65～74歳」(26.2%)が2割台半ばを占めて最も多く、次いで「75歳以上」(21.0%)、「50～59歳」(19.0%)、「40～49歳」(13.2%)が続く。
- 障がい種別では、知的で「50～59歳」(29.1%)が最も多く、他の障がい種別に比べると介助者の年齢が低くなっている。
- 居住地区別では、昭和で「75歳以上」(24.5%)が最も多く、他の居住地区に比べると介助者の年齢が高くなっている。

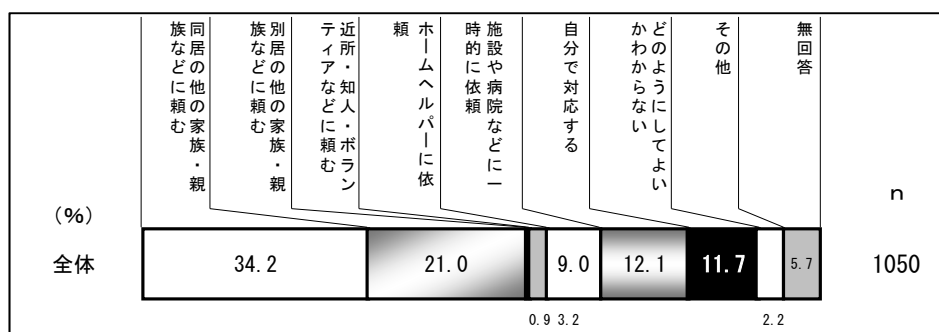


	(人)	問11 主な養護者の年齢									
		20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	
	1050	0.3	1.8	5.5	13.2	19.0	9.3	26.2	21.0	3.6	
障がいの種類	全体	671	0.0	1.0	4.2	11.3	17.3	9.4	28.2	24.7	3.9
	知的	189	0.0	0.0	12.2	20.6	29.1	10.1	15.3	9.0	3.7
	精神	153	1.3	4.6	3.9	13.7	16.3	7.2	28.8	22.2	2.0
年齢	18歳未満	71	0.0	0.0	35.2	49.3	14.1	0.0	1.4	0.0	0.0
	18～39歳	162	0.0	3.1	5.6	13.0	32.1	19.1	22.2	1.9	3.1
	40～64歳	259	1.2	4.2	3.9	12.0	23.6	7.7	23.9	20.8	2.7
	65歳以上	532	0.0	0.4	2.4	9.6	14.1	8.3	31.4	29.5	4.3
居住地区	昭和	233	0.0	1.3	4.7	16.7	17.6	9.9	23.6	24.5	1.7
	長浦	393	0.8	3.3	7.1	12.2	19.8	8.4	23.4	20.6	4.3
	根形	117	0.0	0.0	4.3	9.4	19.7	10.3	31.6	19.7	5.1
	平岡	105	0.0	0.0	1.9	13.3	24.8	9.5	26.7	21.9	1.9
	中川・富岡	100	0.0	1.0	5.0	9.0	19.0	10.0	34.0	19.0	3.0

(3) 養護者が一時的に支援できない場合の対処方法

問12 (問10で「1~11」と回答した方へ) 主な養護者(介助者)が万一急病、事故、出産などのため、一時的に援助や支援ができなくなった場合、どのようにしていますか(どのようにしますか)。(〇は1つ)

- 「同居の他の家族・親族などに頼む」(34.2%)が3割台半ばを占めて最も多く、次いで「別居の他の家族・親族などに頼む」(21.0%)、「自分で対応する」(12.1%)が続く。
- 「どのようにしてよいかわからない」は全体で11.7%となっており、障がい種別の精神では26.8%と他の障がい種別に比べて多くなっている。

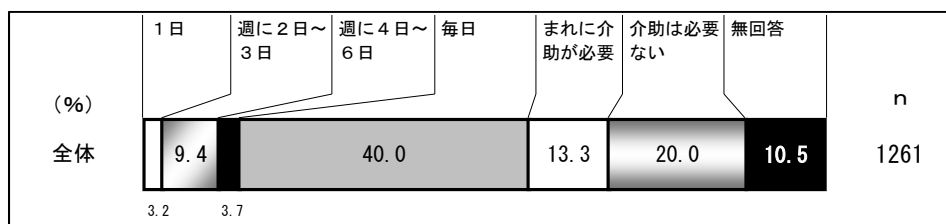


	(人)	問12 養護者が一時的に支援できない場合の対処方法									
		同居の他の家族・親族などに頼む	別居の他の家族・親族などに頼む	近所・知人・ボランティアなどに頼む	ホームヘルパーに依頼	施設や病院などに一時的に依頼	自分で対応する	どのようにしてよいかわからない	その他	無回答	
全体	1050	34.2	21.0	0.9	3.2	9.0	12.1	11.7	2.2	5.7	
障がいの種類	身体	671	31.1	23.0	1.0	3.3	8.3	13.0	10.4	2.5	7.3
	知的	189	56.1	12.7	0.0	1.6	15.3	3.7	6.9	1.1	2.6
年齢	精神	153	32.0	17.0	0.0	4.6	5.9	8.5	26.8	0.0	5.2
	18歳未満	71	66.2	18.3	0.0	1.4	4.2	4.2	4.2	1.4	0.0
居住地区	18~39歳	162	48.8	10.5	0.0	1.2	12.3	11.1	12.3	1.2	2.5
	40~64歳	259	30.1	23.2	0.8	2.7	7.3	15.4	13.9	1.9	4.6
	65歳以上	532	27.4	23.9	1.1	4.5	9.6	11.7	11.1	2.8	7.9
	昭和	233	34.8	21.0	0.9	1.7	10.3	12.9	12.4	2.6	3.4
居住地区	長浦	393	32.3	21.4	0.8	4.1	8.7	13.2	11.2	2.5	5.9
	根形	117	38.5	19.7	1.7	1.7	9.4	9.4	14.5	0.9	4.3
	平岡	105	26.7	25.7	0.0	3.8	8.6	11.4	13.3	1.0	9.5
	中川・富岡	100	42.0	20.0	0.0	6.0	10.0	8.0	5.0	5.0	4.0

(4) 養護や介助に必要な日数

問13 (問10で「1～16」と回答した方へ) 養護や介助に必要な日数は、一週間のうち、何日くらいになりますか。(○は1つ)

- 「毎日」(40.0%)が4割を占めて最も多く、次いで「まれに介助が必要」(13.3%)、「週に2日～3日」(9.4%)、「週に4日～6日」(3.7%)が続く。
- 一方、「介助は必要ない」(20.0%)は2割となっている。



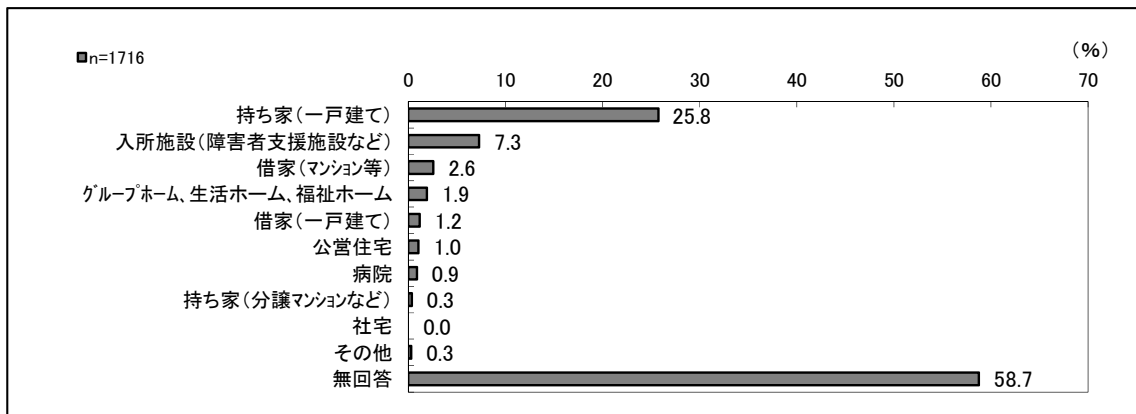
		(人)	問13 養護や介助に必要な日数						
			1日	週に2日～3日	週に4日～6日	毎日	まれに介助が必要	介助は必要ない	無回答
全体		1261	3.2	9.4	3.7	40.0	13.3	20.0	10.5
障がいの種類	身体	759	3.4	11.9	4.0	33.7	12.8	21.6	12.6
	知的	294	1.4	4.1	2.0	67.3	7.5	12.2	5.4
	精神	174	2.9	10.9	5.7	35.6	20.1	17.2	7.5
年齢	18歳未満	76	0.0	1.3	1.3	60.5	10.5	22.4	3.9
	18～39歳	212	1.4	5.7	3.3	53.8	15.6	17.0	3.3
	40～64歳	340	2.4	9.1	3.2	39.7	15.0	22.6	7.9
	65歳以上	603	4.6	11.9	4.5	32.8	12.1	19.4	14.6
居住地区	昭和	276	2.9	10.9	6.9	39.1	15.2	16.7	8.3
	長浦	480	3.3	8.5	3.3	41.0	12.5	21.7	9.6
	根形	122	2.5	11.5	0.8	39.3	15.6	18.9	11.5
	平岡	125	3.2	8.0	2.4	40.8	11.2	20.0	14.4
	中川・富岡	107	1.9	11.2	3.7	34.6	17.8	19.6	11.2

6 暮らしについて

(1) 現在生活している場所

問14 今、どこで生活していますか。(〇は1つ)

- 「持ち家（一戸建て）」(25.8%) が他を引き離して最も多く、以下「入所施設（障害者支援施設など）」(7.3%)、「借家（マンション等）」(2.6%) などの順となっている。

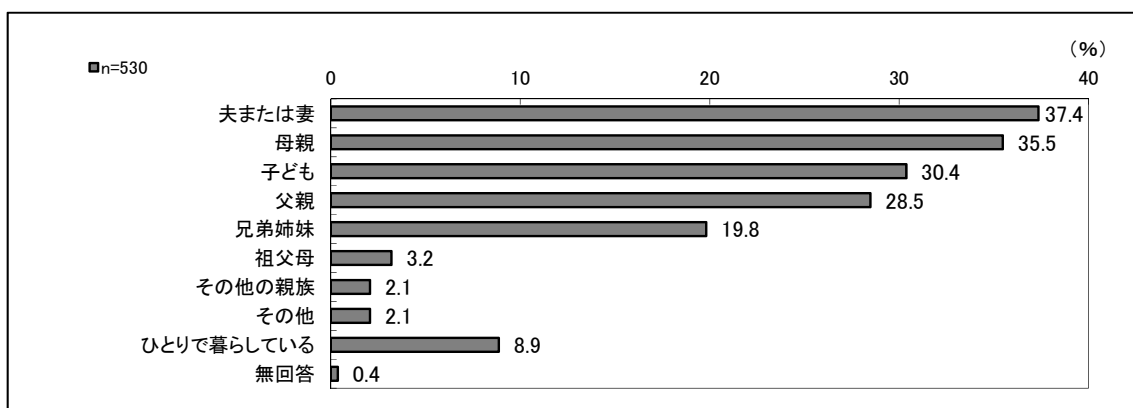


	(人)	問14 現在生活している場所											
		持ち家 (一戸建て)	持ち家 (分譲マンションなど)	借家(一戸建て)	借家(マンション等)	公営住宅	社宅	病院	グループホーム、生活ホーム、福祉ホーム	入所施設(障害者支援施設など)	その他	無回答	
全体	1716	25.8	0.3	1.2	2.6	1.0	0.0	0.9	1.9	7.3	0.3	58.7	
障がいの種類	身体	1024	28.6	0.5	1.3	1.7	0.9	0.0	1.1	0.7	4.3	0.2	60.8
	知的	319	32.0	0.0	1.3	3.8	1.6	0.0	0.0	6.0	23.8	0.6	31.0
	精神	226	25.7	0.9	1.8	5.8	2.2	0.0	1.3	2.7	1.8	0.4	57.5
年齢	18歳未満	80	43.8	0.0	0.0	7.5	3.8	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	40.0
	18～39歳	272	26.5	0.4	0.7	4.8	1.1	0.0	0.0	3.3	13.2	0.0	50.0
	40～64歳	507	17.2	0.6	1.4	3.9	0.6	0.0	1.0	2.6	8.9	0.4	63.5
	65歳以上	816	29.5	0.2	1.2	0.5	1.0	0.0	1.2	1.0	4.8	0.4	60.2
居住地区	昭和	364	30.8	1.4	1.1	3.8	0.0	0.0	1.1	1.9	4.9	0.3	54.7
	長浦	649	22.3	0.0	1.7	3.9	2.2	0.0	0.5	2.2	8.6	0.3	58.4
	根形	167	32.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.6	3.0	1.2	61.1
	平岡	180	23.9	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	2.8	1.7	8.9	0.0	62.2
	中川・富岡	145	35.2	0.0	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.0	62.1

(2) 一緒に暮らしている人

問15 (問14で「1～6」と回答した方へ) 今、誰といっしょに暮らしていますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「夫または妻」(37.4%)が最も多く、次いで「母親」(35.5%)、「子ども」(30.4%)、「父親」(28.5%)、「兄弟姉妹」(19.8%)が続く。
- 「ひとりで暮らしている」は全体で8.9%となっており、年齢別の65歳以上では、14.7%と他の年齢区分に比べて多くなっている。

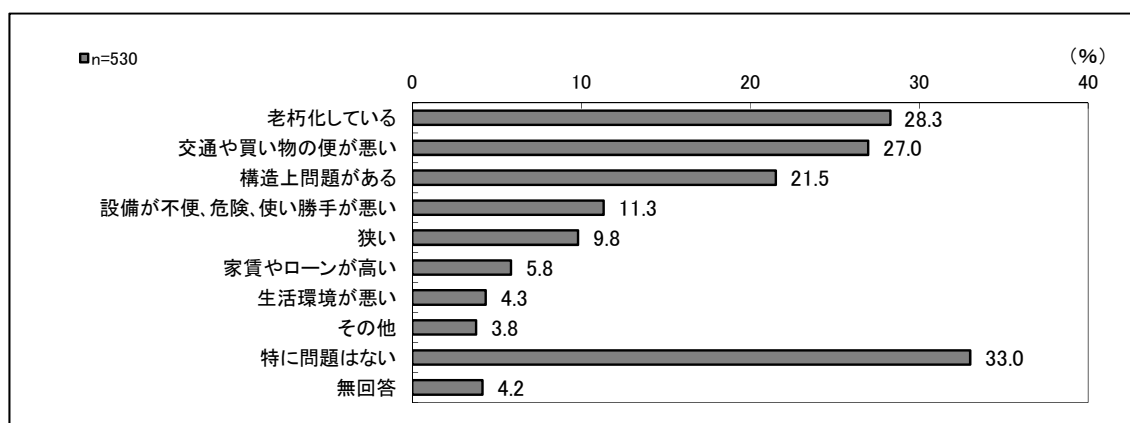


	(人)	問15 一緒に暮らしている人										
		父親	母親	夫または妻	子ども	祖父母	兄弟姉妹	その他の親族	その他	ひとりで暮らしている	無回答	
全体	530	28.5	35.5	37.4	30.4	3.2	19.8	2.1	2.1	8.9	0.4	
障がいの種類	身体	337	13.9	21.1	46.9	39.5	1.2	10.7	2.7	3.0	9.8	0.3
	知的	123	74.8	87.0	4.9	3.3	8.9	54.5	0.8	0.8	3.3	0.0
	精神	82	39.0	48.8	29.3	24.4	2.4	18.3	0.0	3.7	6.1	0.0
年齢	18歳未満	44	79.5	100.0	2.3	4.5	13.6	79.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	91	78.0	86.8	6.6	2.2	9.9	37.4	1.1	2.2	2.2	0.0
	40～64歳	120	32.5	45.8	33.3	27.5	1.7	21.7	0.8	3.3	5.0	0.8
	65歳以上	265	1.1	2.6	55.8	46.0	0.0	2.6	3.0	1.9	14.7	0.4
居住地区	昭和	135	22.2	29.6	37.8	31.9	3.0	13.3	1.5	2.2	10.4	0.0
	長浦	195	31.3	39.0	35.4	28.2	3.1	23.1	1.0	2.6	9.7	0.5
	根形	54	42.6	42.6	42.6	35.2	3.7	14.8	3.7	0.0	3.7	0.0
	平岡	44	29.5	34.1	43.2	22.7	4.5	25.0	4.5	2.3	6.8	0.0
	中川・富岡	53	20.8	30.2	35.8	34.0	3.8	22.6	3.8	1.9	9.4	0.0

(3) 住まいで困っていること

問 16 (問 14 で「1～6」と回答した方へ) 現在お住まいの住宅で、困っていることは何ですか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「特に問題はない」(33.0%) が最も多くなっている。
- 住まいで困っていることとしては、「老朽化している」(28.3%) が最も多く、次いで「交通や買い物の便が悪い」(27.0%)、「構造上問題がある」(21.5%) が続く。
- 居住地区別では、「交通や買い物の便が悪い」が根形で 59.3%、平岡で 43.2% と最も多くなっている。

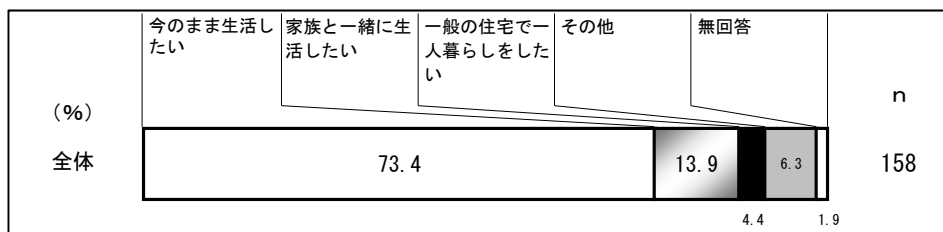


	(人)	問16 住まいで困っていること										
		老朽化している	狭い	構造上問題がある	設備が不便、危険、使い勝手が悪い	交通や買い物の便が悪い	生活環境が悪い	家賃やローンが高い	その他	特に問題はない	無回答	
全体	530	28.3	9.8	21.5	11.3	27.0	4.3	5.8	3.8	33.0	4.2	
障がいの種類	身体	337	26.1	7.7	26.4	10.7	26.4	2.7	3.9	3.6	32.6	5.6
	知的	123	24.4	12.2	17.9	13.8	21.1	3.3	8.1	4.1	39.8	2.4
	精神	82	40.2	12.2	19.5	14.6	35.4	11.0	9.8	7.3	20.7	4.9
年齢	18歳未満	44	13.6	11.4	22.7	13.6	9.1	2.3	18.2	0.0	52.3	0.0
	18～39歳	91	28.6	14.3	19.8	11.0	34.1	7.7	1.1	7.7	29.7	1.1
	40～64歳	120	37.5	15.8	16.7	13.3	31.7	8.3	11.7	5.0	26.7	3.3
	65歳以上	265	26.4	5.3	24.2	10.2	25.7	1.5	2.3	2.6	34.0	6.4
居住地区	昭和	135	25.2	4.4	20.0	8.9	19.3	2.2	5.9	5.2	34.8	5.9
	長浦	195	28.7	14.4	24.6	13.3	21.5	5.6	10.3	4.1	33.8	3.6
	根形	54	22.2	5.6	18.5	9.3	59.3	3.7	1.9	0.0	22.2	5.6
	平岡	44	31.8	11.4	20.5	11.4	43.2	6.8	0.0	4.5	20.5	2.3
	中川・富岡	53	35.8	7.5	22.6	11.3	24.5	3.8	1.9	3.8	37.7	0.0

(4) 将来地域で生活したいと思うか

問17 (問14で「8、9」と回答した方へ) 将来、地域で生活したいと思いますか。
(○は1つ)

- 「今のまま生活したい」(73.4%)が7割強を占めて最も多い。
- 次いで「家族と一緒に生活したい」(13.9%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(4.4%)の順となっている。



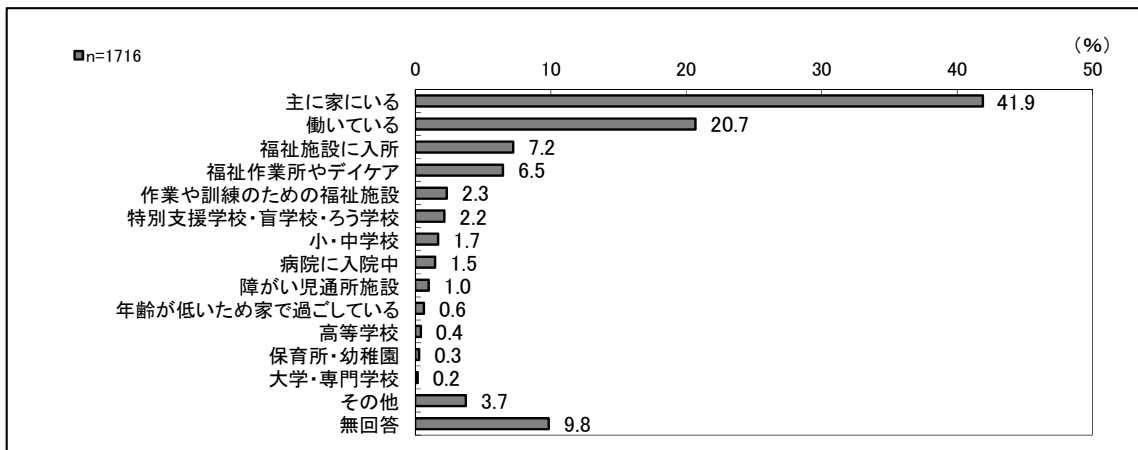
		(人)	問17 将来地域で生活したいと思うか				
			今のまま生活したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
	全体	158	73.4	13.9	4.4	6.3	1.9
障がいの種類	身体	51	60.8	27.5	2.0	3.9	5.9
	知的	95	78.9	8.4	3.2	8.4	1.1
	精神	10	70.0	0.0	30.0	0.0	0.0
年齢	18歳未満	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	45	75.6	13.3	6.7	4.4	0.0
	40～64歳	58	75.9	6.9	6.9	10.3	0.0
	65歳以上	47	63.8	25.5	0.0	4.3	6.4
居住地区	昭和	25	64.0	20.0	12.0	0.0	4.0
	長浦	70	77.1	14.3	2.9	4.3	1.4
	根形	6	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0
	平岡	19	63.2	10.5	0.0	21.1	5.3
	中川・富岡	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

7 就業や就学について

(1) 日中の過ごし方

問 18 現在、日中の過ごし方として、もっともあてはまるものはどれですか。(〇は1つ)

- 「主に家にいる」(41.9%) が他を引き離して最も多く、次いで「働いている」(20.7%) が続く。
- 障がい種別では、知的で「福祉施設に入所」(22.6%) が最も多くなっている。
- 年齢別では、18歳未満で「特別支援学校・盲学校・ろう学校」(40.0%) が、18～39歳で「働いている」(32.7%) が最も多くなっている。



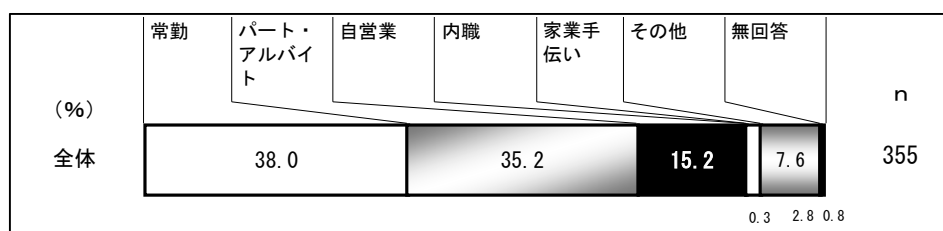
	(人)	問18 日中の過ごし方								
		働いている	小・中学校	特別支援学校・盲学校・ろう学校	高等学校	大学・専門学校	主に家にいる	保育所・幼稚園	障がい児通所施設	
全体	1716	20.7	1.7	2.2	0.4	0.2	41.9	0.3	1.0	
障がいの種類	身体	1024	19.0	0.6	1.2	0.2	0.0	48.7	0.2	0.4
	知的	319	16.9	6.0	10.0	0.3	0.3	10.0	1.3	4.4
	精神	226	21.2	0.0	0.4	0.4	0.0	54.0	0.0	0.4
年齢	18歳未満	80	0.0	33.8	40.0	8.8	0.0	3.8	5.0	7.5
	18～39歳	272	32.7	0.0	0.4	0.0	1.1	23.5	0.0	2.9
	40～64歳	507	32.7	0.2	0.8	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	65歳以上	816	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	53.1	0.0	0.2
居住地区	昭和	364	23.4	2.5	2.5	0.3	0.5	41.2	0.3	0.8
	長浦	649	19.9	1.5	2.5	0.3	0.2	42.5	0.3	0.9
	根形	167	20.4	0.6	2.4	0.6	0.0	44.9	0.0	3.0
	平岡	180	21.7	0.0	2.2	0.0	0.0	38.9	0.0	0.6
	中川・富岡	145	19.3	2.8	1.4	0.7	0.0	50.3	0.0	0.0

	(人)	問18 日中の過ごし方							
		福祉作業所やデイケア	作業や訓練のための福祉施設	福祉施設に入所	病院に入院中	年齢が低いため家で過ごしている	その他	無回答	
全体	1716	6.5	2.3	7.2	1.5	0.6	3.7	9.8	
障がいの種類	身体	1024	4.9	1.1	4.5	1.8	0.8	4.0	12.7
	知的	319	13.5	9.4	22.6	0.3	0.6	2.8	1.6
	精神	226	8.8	1.8	2.2	1.8	0.4	2.7	5.8
年齢	18歳未満	80	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	272	14.0	7.7	12.5	0.4	0.0	3.3	1.5
	40～64歳	507	6.9	2.6	8.9	1.4	0.2	3.0	3.4
	65歳以上	816	4.7	0.6	5.3	2.1	1.1	4.5	16.8
居住地区	昭和	364	8.0	2.5	6.0	1.4	0.0	1.1	9.6
	長浦	649	6.8	2.3	8.3	1.1	0.6	4.8	8.0
	根形	167	5.4	3.6	3.6	2.4	0.0	3.6	9.6
	平岡	180	3.3	2.8	7.2	3.9	1.7	4.4	13.3
	中川・富岡	145	6.2	0.7	0.7	0.7	1.4	4.8	11.0

(2) 就労形態

問 19 (問 18 で「1 働いている」と回答した方へ) どのような形態で働いていますか。
(○は1つ)

- 「常勤」(38.0%) が4割弱を占めて最も多い。
- 次いで「パート・アルバイト」(35.2%) が続き、以下「自営業」(15.2%)、「家業手伝い」(2.8%)「内職」(0.5%) の順となっている。
- 障がい種別では、精神で「パート・アルバイト」が50.0%と最も多くなっている。



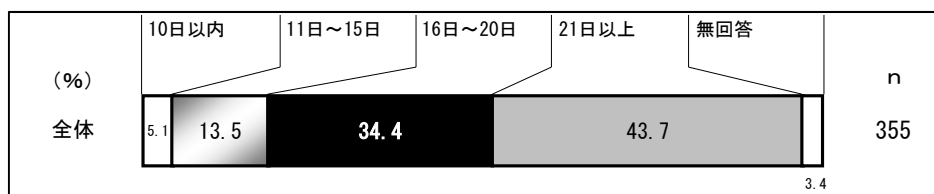
	(人)	問19 就労形態							
		常勤	パート・アルバイト	自営業	内職	家業手伝い	その他	無回答	
全体	355	38.0	35.2	15.2	0.3	2.8	7.6	0.8	
障がいの種類	身体	195	32.3	29.7	22.6	0.5	4.6	9.7	0.5
	知的	54	46.3	35.2	0.0	0.0	1.9	13.0	3.7
	精神	48	35.4	50.0	2.1	0.0	4.2	8.3	0.0
年齢	18～39歳	89	50.6	43.8	1.1	0.0	0.0	4.5	0.0
	40～64歳	166	48.2	31.9	9.6	0.0	2.4	6.6	1.2
	65歳以上	95	9.5	32.6	38.9	0.0	6.3	11.6	1.1
居住地区	昭和	85	43.5	34.1	11.8	0.0	3.5	5.9	1.2
	長浦	129	43.4	38.0	10.9	0.0	1.6	5.4	0.8
	根形	34	29.4	23.5	29.4	0.0	11.8	5.9	0.0
	平岡	39	25.6	35.9	28.2	0.0	2.6	7.7	0.0
	中川・富岡	28	32.1	25.0	25.0	3.6	0.0	14.3	0.0

※年齢の18歳未満は該当者なし。

(3) 1か月の就労日数

問20 (問18で「1 働いている」と回答した方へ) 1か月に何日くらい働いていますか。
(○は1つ)

- 「21日以上」(43.7%)が4割強を占めて最も多い。
- 次いで「16日～20日」(34.4%)が続き、以下「11日～15日」(13.5%)、「10日以内」(5.1%)の順となっている。
- 年齢別では、65歳以上で「16日～20日」(34.7%)が多くなっている。



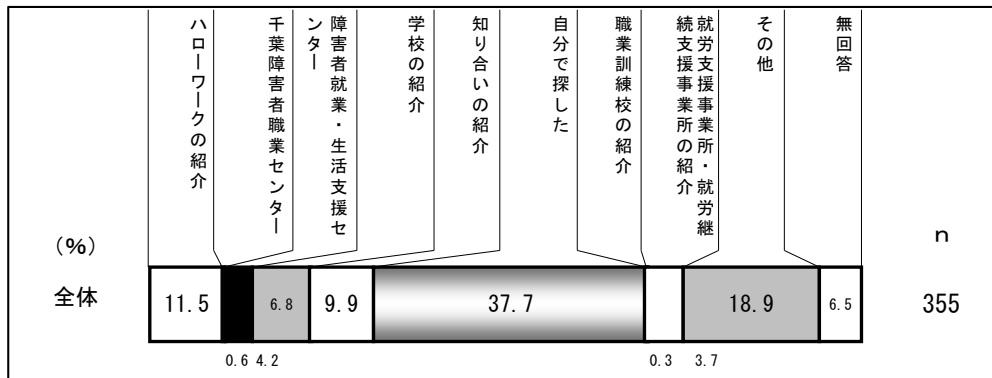
	(人)	問20 1か月の就労日数					
		10日以内	11日～15日	16日～20日	21日以上	無回答	
全体	355	5.1	13.5	34.4	43.7	3.4	
障がいの種類	身体	195	5.1	12.3	33.3	45.6	3.6
	知的	54	3.7	5.6	40.7	46.3	3.7
	精神	48	4.2	14.6	39.6	41.7	0.0
年齢	18～39歳	89	2.2	9.0	37.1	50.6	1.1
	40～64歳	166	3.0	12.7	33.1	48.2	3.0
	65歳以上	95	11.6	17.9	34.7	30.5	5.3
居住地区	昭和	85	5.9	20.0	22.4	48.2	3.5
	長浦	129	4.7	8.5	38.0	46.5	2.3
	根形	34	2.9	11.8	47.1	35.3	2.9
	平岡	39	5.1	17.9	38.5	30.8	7.7
	中川・富岡	28	7.1	17.9	35.7	35.7	3.6

※年齢の18歳未満は該当者なし。

(4) 現在の仕事に就いたきっかけ

問21 (問18で「1 働いている」と回答した方へ) 今の仕事に就いたきっかけは、何でしたか。(〇は1つ)

- 「自分で探した」(37.7%)が4割弱を占めて最も多い。
- 次いで「ハローワークの紹介」(11.5%)が続き、以下「知り合いの紹介」(9.9%)、「学校の紹介」(6.8%)、「障害者就業・生活支援センター」(4.2%)、「就労支援事業所・就労継続支援事業所の紹介」(3.7%)などの順となっている。
- 障がい種別では、知的で「学校の紹介」(29.6%)が最も多くなっている。

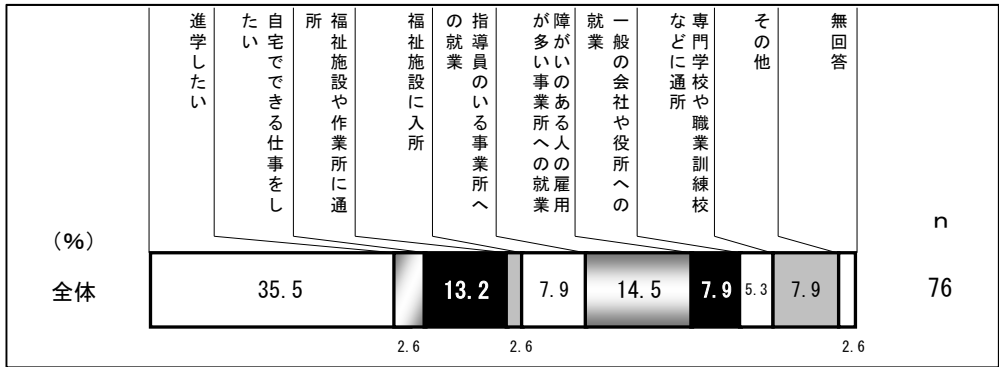


		(人)	問21 現在の仕事に就いたきっかけ									
			ハローワークの紹介	千葉障害者職業センター	障害者就業・生活支援センター	学校の紹介	知り合いの紹介	自分で探した	職業訓練校の紹介	就労支援事業所・就労継続支援事業所の紹介	その他	無回答
	全体	355	11.5	0.6	4.2	6.8	9.9	37.7	0.3	3.7	18.9	6.5
障がいの種類	身体	195	11.8	0.0	3.6	2.1	8.2	37.4	0.0	3.6	24.6	8.7
	知的	54	9.3	3.7	18.5	29.6	5.6	7.4	0.0	11.1	11.1	3.7
	精神	48	25.0	0.0	2.1	6.3	8.3	31.3	2.1	10.4	12.5	2.1
年齢	18～39歳	89	14.6	2.2	6.7	22.5	9.0	28.1	0.0	9.0	7.9	0.0
	40～64歳	166	12.0	0.0	4.8	2.4	10.2	44.6	0.6	3.0	19.9	2.4
	65歳以上	95	7.4	0.0	1.1	0.0	8.4	35.8	0.0	0.0	28.4	18.9
居住地区	昭和	85	8.2	1.2	5.9	7.1	11.8	48.2	0.0	1.2	11.8	4.7
	長浦	129	14.0	0.8	5.4	7.0	7.0	34.9	0.8	5.4	20.2	4.7
	根形	34	11.8	0.0	0.0	2.9	11.8	32.4	0.0	0.0	35.3	5.9
	平岡	39	7.7	0.0	2.6	2.6	10.3	35.9	0.0	7.7	20.5	12.8
	中川・富岡	28	14.3	0.0	3.6	7.1	7.1	28.6	0.0	0.0	25.0	14.3

(5) 今後の進路についての考え

問 22 (問 18 で「2～5」と回答した方へ) 今後の進路について、どのようにお考えですか。(○は1つ)

- 「進学したい」(35.5%) が3割台半ばを占めて最も多い。
- 次いで「障がいのある人の雇用が多い事業所への就業」(14.5%)、「福祉施設や作業所に通所」(13.2%)が続く。



	(人)	問22 今後の進路についての考え										
		進学したい	自宅でできる仕事をしたい	福祉施設や作業所に通所	福祉施設に入所	指導員のいる事業所への就業	障がいのある人の雇用が多い事業所への就業	一般の会社や役所への就業	専門学校や職業訓練校などに通所	その他	無回答	
全体	76	35.5	2.6	13.2	2.6	7.9	14.5	7.9	5.3	7.9	2.6	
障がいの種類	身体	20	40.0	5.0	15.0	5.0	0.0	5.0	5.0	5.0	10.0	10.0
	知的精神	53	26.4	3.8	17.0	3.8	11.3	18.9	7.5	0.0	7.5	3.8
年齢	18歳未満	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	18～39歳	66	37.9	3.0	15.2	3.0	9.1	13.6	6.1	4.5	6.1	1.5
	40～64歳	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0
居住地区	昭和	5	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0
	長浦	21	23.8	4.8	19.0	0.0	4.8	28.6	4.8	4.8	4.8	4.8
	根形	29	44.8	0.0	10.3	0.0	13.8	6.9	10.3	3.4	10.3	0.0
	平岡	6	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0
	中川・富岡	4	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0
中川・富岡	7	42.9	0.0	14.3	0.0	14.3	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	

※年齢の65歳以上は該当者なし。

(6) 今後収入を得る仕事をしたいと思うか

問 23 (問 18 で「2～5」と回答した方へ) 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。
(○は1つ)

- 「仕事をしたい」(52.6%) が5割強を占めて最も多い。
- 以下「わからない」(21.1%)、「仕事をしたくない、またはできない」(6.6%)の順となっている。

(%)	仕事をしたい	仕事をしたくない、またはできない	わからない	無回答	n
全体	52.6	6.6	21.1	19.7	76

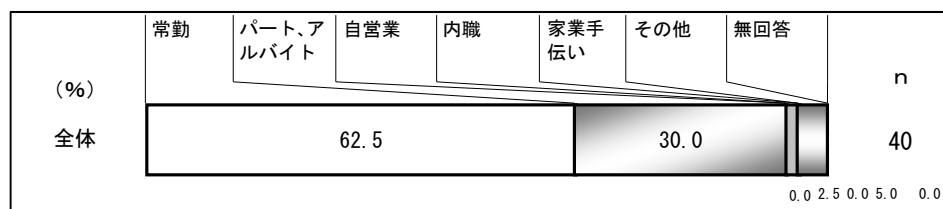
	(人)	問23 今後収入を得る仕事をしたいと思うか				
		仕事をしたい	仕事をしたくない、またはできない	わからない	無回答	
全体	76	52.6	6.6	21.1	19.7	
障がいの種類	身体	20	40.0	15.0	25.0	20.0
	知的	53	49.1	9.4	24.5	17.0
	精神	2	50.0	0.0	50.0	0.0
年齢	18歳未満	66	53.0	7.6	21.2	18.2
	18～39歳	4	100.0	0.0	0.0	0.0
	40～64歳	5	20.0	0.0	20.0	60.0
居住地区	昭和	21	66.7	4.8	9.5	19.0
	長浦	29	55.2	3.4	20.7	20.7
	根形	6	33.3	16.7	33.3	16.7
	平岡	4	25.0	50.0	0.0	25.0
	中川・富岡	7	42.9	0.0	42.9	14.3

※年齢の65歳以上は該当者なし。

(7) 希望する就労形態

問24 (問23で「1 仕事をしたい」と回答した方へ) 今後どのような形態で仕事をしたいですか。(○は1つ)

- 「常勤」(62.5%)が6割強を占めて最も多く、次いで「パート、アルバイト」(30.0%)が続く。

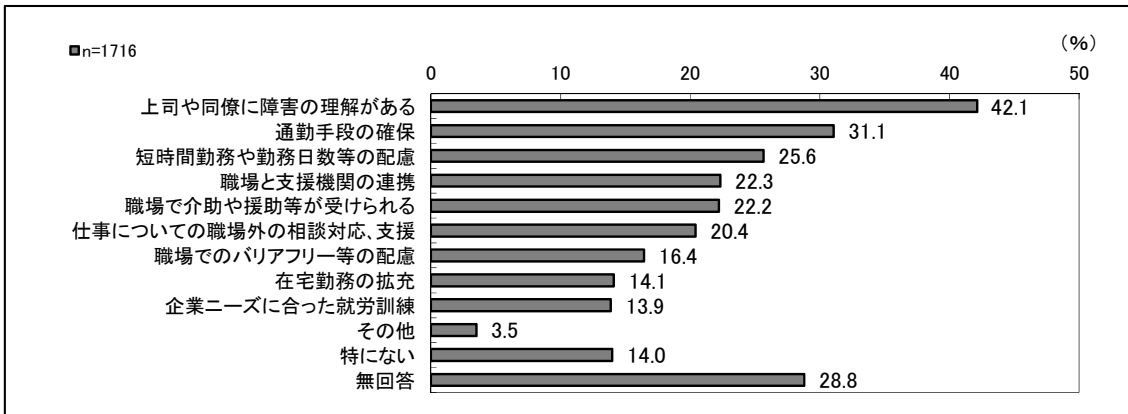


	(人)	問24 希望する就労形態							
		常勤	パート、アルバイト	自営業	内職	家業手伝い	その他	無回答	
全体	40	62.5	30.0	0.0	2.5	0.0	5.0	0.0	
障がいの種類	身体	8	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	知的	26	50.0	38.5	0.0	3.8	0.0	7.7	0.0
	精神	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	18歳未満	35	60.0	31.4	0.0	2.9	0.0	5.7	0.0
	18～39歳	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40～64歳	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居住地区	昭和	14	50.0	35.7	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0
	長浦	16	68.8	25.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0
	根形	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	平岡	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中川・富岡	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(8) 就業支援として必要なこと

問25 障がいのある人が仕事に就くための支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「上司や同僚に障害の理解がある」(42.1%) が最も多く、次いで「通勤手段の確保」(31.1%) が続く。
- 以下「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(25.6%)、「職場と支援機関の連携」(22.3%)、「職場で介助や援助等が受けられる」(22.2%)、「仕事についての職場外の相談対応、支援」(20.4%) などの順となっている。



	(人)	問25 就業支援として必要なこと						
		通勤手段の確保	職場でのバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	上司や同僚に障害の理解がある	職場で介助や援助等が受けられる	
全体	1716	31.1	16.4	25.6	14.1	42.1	22.2	
障がいの種類	身体	1024	26.0	18.4	19.3	12.0	33.1	17.6
	知的	319	47.0	15.7	27.3	8.8	58.6	42.3
	精神	226	38.5	10.6	39.4	24.8	55.8	23.0
年齢	18歳未満	80	52.5	27.5	35.0	16.3	81.3	47.5
	18～39歳	272	46.7	18.4	38.6	22.8	69.1	35.3
	40～64歳	507	38.1	19.5	36.3	18.7	56.8	27.4
	65歳以上	816	19.9	13.1	14.3	8.2	21.2	12.5
居住地区	昭和	364	33.0	19.2	26.4	15.1	45.6	22.3
	長浦	649	32.2	17.6	28.5	13.7	45.0	23.0
	根形	167	31.1	13.8	25.1	11.4	38.3	20.4
	平岡	180	27.8	16.1	19.4	15.0	39.4	26.1
	中川・富岡	145	28.3	11.0	20.0	13.1	34.5	20.0

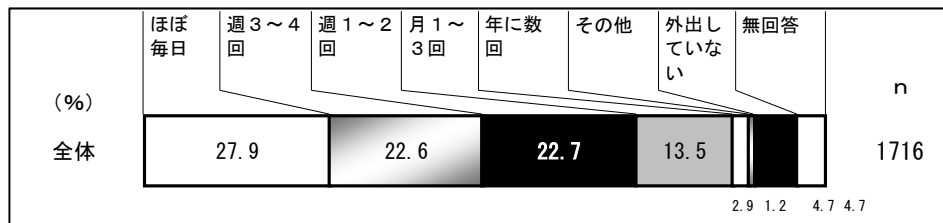
	(人)	問25 就業支援として必要なこと					
		職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外の相談対応、支援	その他	特にない	
全体	1716	22.3	13.9	20.4	3.5	14.0	
障がいの種類	身体	1024	14.3	9.6	12.5	2.8	16.0
	知的	319	41.7	21.9	36.4	4.4	12.5
	精神	226	30.5	18.1	28.8	6.6	8.4
年齢	18歳未満	80	60.0	42.5	46.3	3.8	0.0
	18～39歳	272	36.0	22.1	37.9	4.4	11.4
	40～64歳	507	30.0	17.4	26.8	3.9	12.0
	65歳以上	816	9.8	6.4	8.3	2.8	17.6
居住地区	昭和	364	23.9	13.5	20.9	3.3	14.0
	長浦	649	23.6	13.6	22.2	3.7	14.6
	根形	167	16.8	12.6	16.2	4.8	15.0
	平岡	180	22.2	14.4	16.7	2.8	12.2
	中川・富岡	145	17.9	13.1	17.9	3.4	11.0

8 外出について

(1) 外出の回数

問 26 外出の回数はどのくらいですか。(○は1つ)

- 「ほぼ毎日」(27.9%) が3割弱を占めて最も多い。
- 次いで「週1～2回」(22.7%)、「週3～4回」(22.6%)、「月1～3回」(13.5%)が続く。
- 障がい種別では、精神で「週1～2回」(28.3%)が最も多くなっており、「外出していない」(5.3%)も全体の4.7%より多くなっているなど、他の障がい種別に比べて外出頻度が低い人が多くなっている。

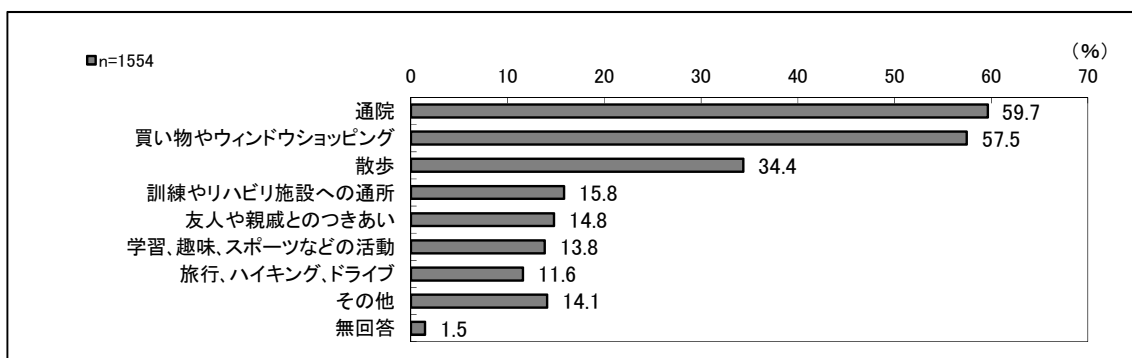


	(人)	問26 外出の回数								
		ほぼ毎日	週3～4回	週1～2回	月1～3回	年に数回	その他	外出していない	無回答	
全体	1716	27.9	22.6	22.7	13.5	2.9	1.2	4.7	4.7	
障がいの種類	身体	1024	24.5	26.0	22.0	11.6	3.1	1.5	6.0	5.4
	知的	319	34.5	12.5	24.1	19.1	4.7	0.3	2.8	1.9
	精神	226	27.0	16.8	28.3	18.6	0.9	0.9	5.3	2.2
年齢	18歳未満	80	56.3	12.5	21.3	5.0	1.3	1.3	2.5	0.0
	18～39歳	272	32.0	16.5	27.2	17.6	3.3	0.0	1.8	1.5
	40～64歳	507	35.7	19.1	21.9	13.8	2.6	1.4	3.6	2.0
	65歳以上	816	19.0	28.3	21.8	12.4	3.2	1.5	6.6	7.2
居住地区	昭和	364	28.3	26.4	21.7	9.1	2.5	1.4	6.6	4.1
	長浦	649	30.7	22.8	23.6	14.5	1.7	1.1	3.1	2.6
	根形	167	30.5	22.8	22.8	10.2	2.4	0.6	5.4	5.4
	平岡	180	21.7	17.2	20.0	20.6	5.6	1.7	7.2	6.1
	中川・富岡	145	24.1	25.5	20.7	11.0	4.1	2.1	6.2	6.2

(2) 外出の目的

問 27 (問 26 で「1～6」と回答した方へ) どんな目的で外出しますか。(○はいくつでも)
【複数回答】

- 「通院」(59.7%) と「買い物やウィンドウショッピング」(57.5%) が他を離して多く、次いで「散歩」(34.4%)、「訓練やリハビリ施設への通所」(15.8%) が続く。

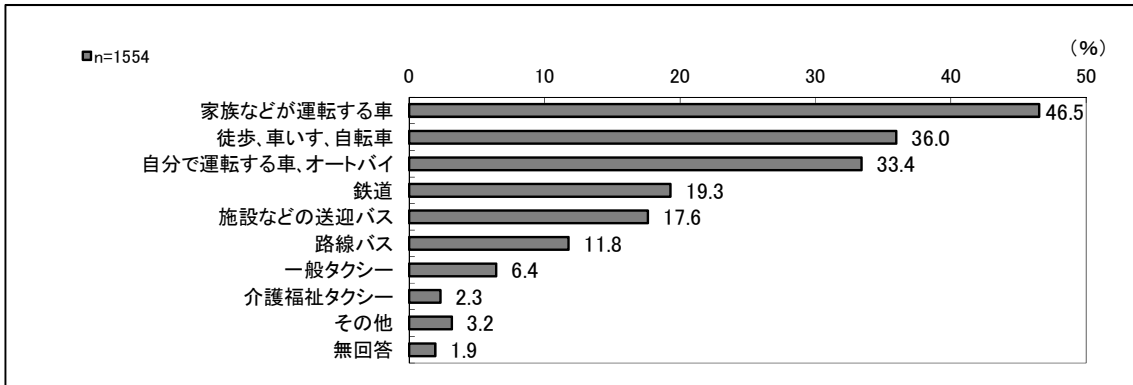


	(人)	問27 外出の目的								無回答	
		通院	訓練やリハビリ施設への通所	買い物やウィンドウショッピング	友人や親戚とのつきあい	散歩	学習、趣味、スポーツなどの活動	旅行、ハイキング、ドライブ	その他		
全体	1554	59.7	15.8	57.5	14.8	34.4	13.8	11.6	14.1	1.5	
障がいの種類	身体	908	62.1	15.5	53.3	15.7	34.8	12.4	9.3	13.7	2.0
	知的	304	38.8	20.7	58.2	9.9	33.2	18.8	20.4	12.8	1.0
	精神	209	74.2	13.9	63.6	14.8	35.9	9.6	10.5	9.1	1.9
年齢	18歳未満	78	20.5	16.7	50.0	14.1	25.6	39.7	11.5	23.1	0.0
	18～39歳	263	52.5	17.5	65.8	15.2	34.2	16.3	20.2	12.5	0.4
	40～64歳	479	63.0	12.5	63.7	15.0	32.6	10.9	11.9	18.6	0.8
	65歳以上	703	64.4	17.4	51.8	14.5	36.7	12.4	8.1	10.4	2.3
居住地区	昭和	325	59.1	19.1	52.0	15.7	37.8	14.5	8.3	13.5	0.9
	長浦	612	62.1	15.4	60.5	14.2	36.1	14.7	13.1	15.4	1.8
	根形	149	55.7	16.1	57.7	13.4	30.9	12.1	14.1	10.7	0.7
	平岡	156	54.5	12.8	53.8	13.5	30.1	11.5	10.3	13.5	3.8
	中川・富岡	127	59.8	18.1	46.5	21.3	30.7	15.7	8.7	13.4	0.8

(3) 外出の際の交通手段

問28 (問26で「1～6」と回答した方へ) 外出するとき、どのような交通手段を利用しますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「家族などが運転する車」(46.5%)が最も多く、次いで「徒歩、車いす、自転車」(36.0%)、「自分で運転する車、オートバイ」(33.4%)が続く。
- 「徒歩、車いす、自転車」については、障がい種別では精神で53.1%、居住地区別では長浦で45.1%と最も多くなっている。

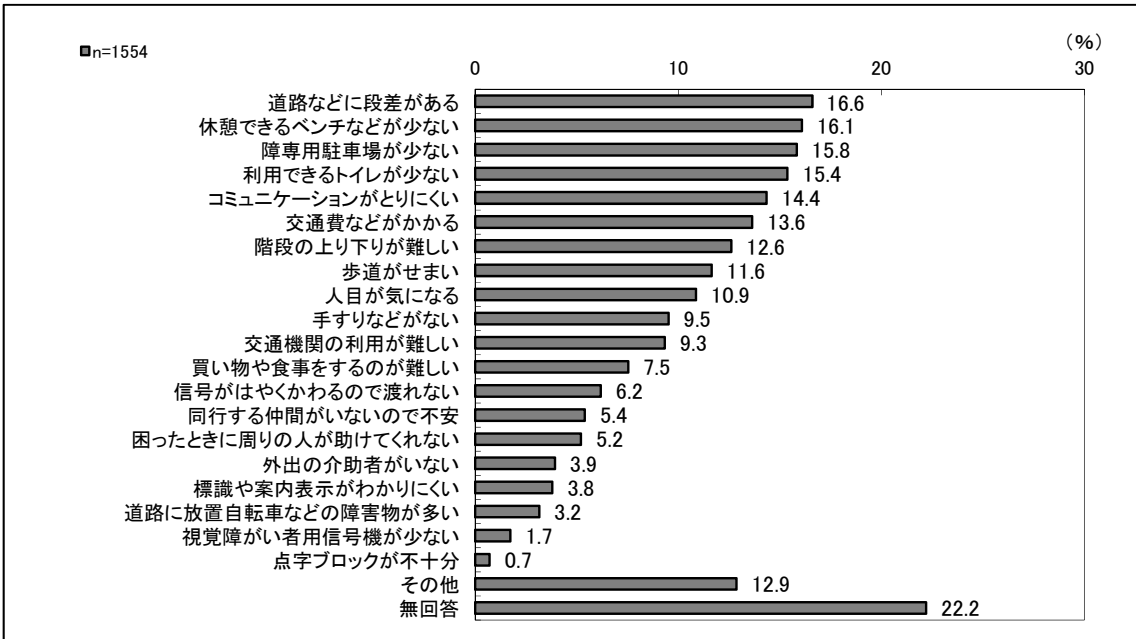


	(人)	問28 外出の際の交通手段									
		徒歩、車いす、自転車	自分で運転する車、オートバイ	家族などが運転する車	鉄道	路線バス	施設などの送迎バス	一般タクシー	介護福祉タクシー	その他	無回答
全体	1554	36.0	33.4	46.5	19.3	11.8	17.6	6.4	2.3	3.2	1.9
障がいの種類	身体	31.2	38.3	47.6	15.5	10.2	14.9	8.5	3.4	2.9	2.1
	知的	38.5	3.9	51.0	20.1	12.8	38.5	1.6	1.0	4.9	1.6
	精神	53.1	28.2	49.8	35.4	22.0	10.5	9.1	1.4	2.4	1.4
年齢	18歳未満	47.4	5.1	76.9	19.2	5.1	12.8	0.0	1.3	1.3	2.6
	18～39歳	43.3	19.4	57.4	33.5	16.0	24.0	3.4	0.0	2.7	0.4
	40～64歳	40.3	40.7	35.9	25.5	18.6	16.3	6.9	1.5	2.9	1.7
	65歳以上	28.9	37.3	46.2	10.2	6.5	17.1	8.1	3.7	3.7	2.4
居住地区	昭和	37.2	28.9	48.9	22.8	13.2	17.5	7.1	2.5	3.7	2.8
	長浦	45.1	31.4	43.1	22.1	12.6	18.6	8.3	1.8	2.8	1.8
	根形	24.8	46.3	53.7	14.8	10.7	14.8	2.0	2.7	2.7	1.3
	平岡	22.4	36.5	45.5	12.2	11.5	16.0	2.6	1.9	4.5	0.6
	中川・富岡	22.8	44.9	48.8	11.8	4.7	14.2	5.5	3.9	3.1	1.6

(4) 外出の際に困ること

問29 (問26で「1～6」と回答した方へ) 外出するときに、困ることは何ですか。(〇は
いくつでも)【複数回答】

- 「道路などに段差がある」(16.6%)が最も多く、次いで「休憩できるベンチなどが少ない」(16.1%)、「障専用駐車場が少ない」(15.8%)、「利用できるトイレが少ない」(15.4%)が続く。
- 障がい種別では、知的で「コミュニケーションがとりにくい」(31.3%)が最も多く、精神で「交通費などがかかる」(28.2%)が最も多くなっている。
- 居住地区別では、中川・富岡で「利用できるトイレが少ない」(15.0%)が最も多くなっている。



	(人)	問29 外出の際に困ること											
		歩道がせまい	道路などに段差がある	道路に放置自転車などの障害物が多い	交通機関の利用が難しい	階段の上り下りが難しい	標識や案内表示がわかりにくい	手すりがない	点字ブロックが不十分	視覚障がい者用信号機が少ない	信号がはやくかわるので渡れない	利用できるトイレが少ない	
障がいの種類	全体	1554	11.6	16.6	3.2	9.3	12.6	3.8	9.5	0.7	1.7	6.2	15.4
	身体	908	12.3	20.9	3.5	10.4	17.5	2.8	13.2	0.9	2.4	7.0	18.8
	知的	304	9.2	13.8	4.3	11.8	7.2	8.9	4.9	0.7	1.0	5.3	20.7
	精神	209	13.4	11.5	2.4	9.1	8.1	3.8	8.1	1.0	1.0	4.8	9.6
年齢	18歳未満	78	15.4	14.1	3.8	5.1	5.1	7.7	2.6	1.3	1.3	6.4	20.5
	18～39歳	263	14.1	11.0	2.7	11.4	8.0	5.3	3.8	0.0	0.8	4.9	13.3
	40～64歳	479	11.3	16.1	4.2	8.6	11.5	4.8	6.9	1.3	2.9	5.8	15.7
	65歳以上	703	10.2	19.2	2.6	9.2	15.9	2.3	14.2	0.6	1.4	6.7	15.2
居住地区	昭和	325	13.8	20.0	4.3	11.4	14.8	3.1	13.5	0.9	3.1	8.3	17.8
	長浦	612	11.1	17.2	3.8	9.5	13.4	4.9	8.7	0.8	1.0	8.0	13.7
	根形	149	12.1	12.1	2.7	8.1	12.8	3.4	8.1	0.0	0.7	1.3	15.4
	平岡	156	7.7	17.3	0.6	9.6	10.3	3.8	7.1	0.6	2.6	4.5	15.4
	中川・富岡	127	14.2	10.2	1.6	8.7	11.8	1.6	11.0	0.0	1.6	2.4	15.0

	(人)	問29 外出の際に困ること											
		障専用駐車場が少ない	休憩できるベンチなどが少ない	買い物や食事をするのが難しい	外出の介助者がいない	同行する仲間がいないので不安	コミュニケーションがとりにくい	困ったときに周りの人が助けてくれない	交通費などがかかる	人目が気になる	その他	無回答	
障がいの種類	全体	1554	15.8	16.1	7.5	3.9	5.4	14.4	5.2	13.6	10.9	12.9	22.2
	身体	908	22.6	17.8	6.5	3.4	4.1	7.7	2.6	10.2	5.3	11.7	23.2
	知的	304	14.1	14.1	18.1	7.2	8.6	31.3	13.2	11.8	15.1	11.8	15.1
	精神	209	6.7	15.8	7.2	3.3	6.7	23.0	9.6	28.2	25.8	8.6	20.6
年齢	18歳未満	78	11.5	12.8	14.1	6.4	14.1	30.8	9.0	9.0	14.1	17.9	12.8
	18～39歳	263	8.7	11.4	14.4	4.2	8.7	28.5	9.1	17.9	25.9	17.9	11.8
	40～64歳	479	13.8	16.9	6.3	4.6	5.4	16.3	7.1	19.4	13.6	13.2	21.3
	65歳以上	703	20.1	17.9	5.1	2.7	3.3	5.8	2.3	8.8	3.1	10.5	27.7
居住地区	昭和	325	16.0	19.1	7.1	3.1	6.8	13.2	4.6	12.3	9.2	12.3	21.5
	長浦	612	15.0	18.3	8.2	5.4	5.4	18.1	5.4	15.0	12.6	12.4	20.3
	根形	149	20.1	9.4	9.4	2.0	2.7	10.1	4.7	12.1	8.7	18.1	23.5
	平岡	156	17.3	11.5	6.4	1.9	5.1	12.2	7.7	16.7	15.4	9.6	28.2
	中川・富岡	127	12.6	11.0	4.7	3.1	7.9	12.6	3.9	10.2	10.2	11.0	23.6

(5) 外出の際の介助について

問30 (問26で「1～6」と回答した方へ) 外出するとき、介助者は必要ですか。
(○は1つ)

- 「必要ない」(41.6%) が約4割を占め最も多い。
- 以下「いつも必要」(26.9%)、「行く所によっては必要」(26.2%) の順となっている。
- 「いつも必要」については、障がい種別では知的で51.0%、年齢別では18歳未満で48.7%と最も多くなっている。

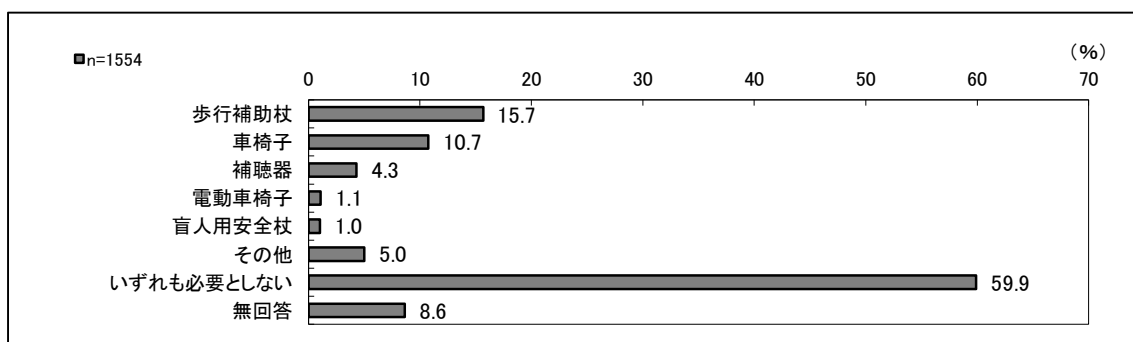
(%)	いつも必要	行く所によっては必要	必要ない	無回答	n
全体	26.9	26.2	41.6	5.3	1554

		(人)	問30 外出の際の介助について			
			いつも必要	行く所によっては必要	必要ない	無回答
全体		1554	26.9	26.2	41.6	5.3
障がいの種類	身体	908	26.2	27.2	42.1	4.5
	知的	304	51.0	26.3	17.1	5.6
	精神	209	16.3	35.9	43.1	4.8
年齢	18歳未満	78	48.7	24.4	20.5	6.4
	18～39歳	263	31.2	31.6	34.2	3.0
	40～64歳	479	21.3	23.8	49.9	5.0
	65歳以上	703	26.6	25.9	41.3	6.3
居住地区	昭和	325	24.9	28.6	41.2	5.2
	長浦	612	26.0	28.1	41.0	4.9
	根形	149	30.2	24.2	42.3	3.4
	平岡	156	27.6	25.0	42.3	5.1
	中川・富岡	127	28.3	22.0	44.1	5.5

(6) 外出の際に利用する補装具

問31 (問26で「1～6」と回答した方へ) 外出するとき、利用する補装具は何ですか。(○はいくつでも)【複数回答】

- 「いずれも必要としない」(59.9%) が他を引き離して最も多い。
- 「いずれも必要としない」を除くと、「歩行補助杖」(15.7%)、「車いす」(10.7%)、「補聴器」(4.3%)などの順となっている。
- 「歩行補助杖」については、障がい種別では身体で24.1%、年齢別では65歳以上で27.2%と多くなっている。

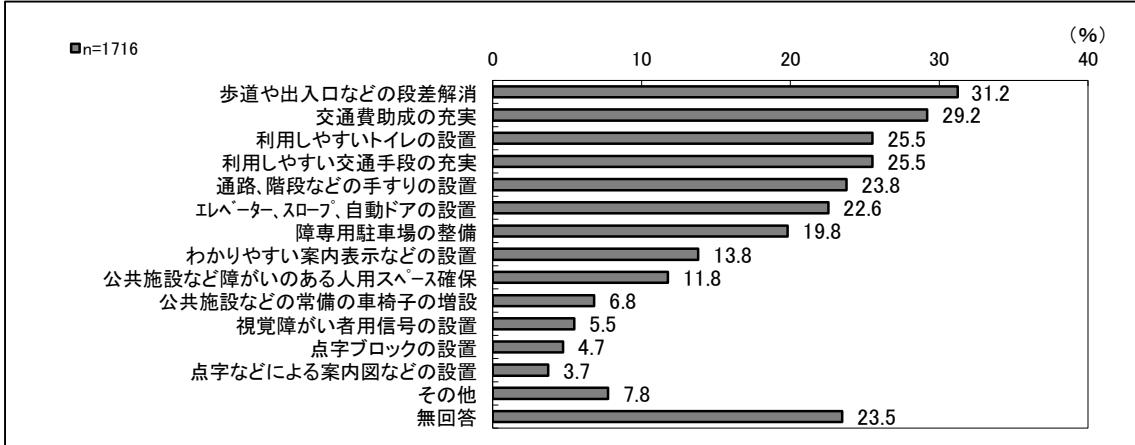


	(人)	問31 外出の際に利用する補装具							
		歩行補助杖	盲人用安全杖	車椅子	電動車椅子	補聴器	その他	いずれも必要としない	無回答
全体	1554	15.7	1.0	10.7	1.1	4.3	5.0	59.9	8.6
障がいの種類	身体	24.1	1.5	15.6	1.8	6.4	6.8	46.0	7.6
	知的	1.3	0.0	9.9	0.3	1.6	3.0	73.7	10.5
	精神	7.2	0.0	4.3	0.5	1.4	4.8	73.2	11.0
年齢	18歳未満	0.0	0.0	10.3	0.0	6.4	3.8	73.1	6.4
	18～39歳	2.7	0.4	6.5	0.8	1.5	3.8	80.2	6.1
	40～64歳	8.1	1.9	8.8	0.8	2.3	5.4	69.3	8.1
	65歳以上	27.2	0.7	13.8	1.4	6.5	5.3	45.1	10.0
居住地区	昭和	17.5	0.9	14.2	1.2	4.0	4.9	56.9	8.6
	長浦	15.0	1.1	9.5	1.5	3.4	5.6	62.4	6.9
	根形	14.8	0.0	10.7	0.0	3.4	6.0	62.4	8.1
	平岡	18.6	2.6	13.5	0.6	6.4	3.2	51.3	11.5
	中川・富岡	18.1	0.0	8.7	0.0	7.9	3.1	61.4	8.7

(7) 外出しやすくするために必要なこと

問 32 外出をしやすくするためには、どのようなことが必要であると思いますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

●「歩道や出入口などの段差解消」(31.2%) が最も多く、次いで「交通費助成の充実」(29.2%)、「利用しやすいトイレの設置」・「利用しやすい交通手段の充実」(同率 25.5%) が続く。



	(人)	問32 外出しやすくするために必要なこと								
		歩道や出入口などの段差解消	障害専用駐車場の整備	点字ブロックの設置	視覚障がい者用信号の設置	点字などによる案内図などの設置	わかりやすい案内表示などの設置	エレベーター、スロープ、自動ドアの設置	通路、階段などの手すりの設置	
全体	1716	31.2	19.8	4.7	5.5	3.7	13.8	22.6	23.8	
障がいの種類	身体	1024	38.2	25.2	4.0	5.7	2.9	10.7	27.0	27.9
	知的	319	21.3	16.9	4.7	4.7	5.0	21.3	16.6	16.9
	精神	226	18.6	11.1	5.3	4.9	4.4	15.5	16.4	14.6
年齢	18歳未満	80	26.3	15.0	10.0	8.8	10.0	30.0	18.8	17.5
	18～39歳	272	22.1	15.8	5.9	6.3	5.5	19.9	18.4	14.7
	40～64歳	507	30.4	19.3	6.7	7.5	5.3	17.4	25.8	23.5
	65歳以上	816	35.9	22.7	2.8	3.9	1.7	8.6	22.7	27.8
居住地区	昭和	364	36.8	19.0	6.3	8.2	5.5	15.7	26.6	30.5
	長浦	649	31.4	20.2	4.6	4.8	4.0	15.6	23.4	23.4
	根形	167	28.1	18.6	1.8	3.0	1.2	10.2	20.4	19.8
	平岡	180	28.9	25.0	5.6	5.6	2.2	13.9	20.0	21.7
	中川・富岡	145	23.4	20.0	2.8	4.1	2.1	10.3	14.5	23.4

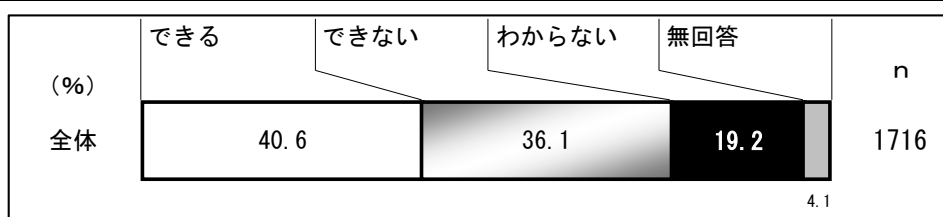
	(人)	問32 外出しやすくするために必要なこと							無回答
		公共施設などの常備の車椅子の増設	公共施設など障がいのある人用スペース確保	利用しやすいトイレの設置	利用しやすい交通手段の充実	交通費助成の充実	その他		
全体	1716	6.8	11.8	25.5	25.5	29.2	7.8	23.5	
障がいの種類	身体	1024	7.7	12.7	28.6	23.0	27.3	6.8	22.6
	知的	319	6.6	17.6	31.3	35.7	27.9	10.3	17.2
	精神	226	6.6	10.2	15.5	27.0	42.5	8.8	28.3
年齢	18歳未満	80	6.3	13.8	36.3	35.0	27.5	12.5	13.8
	18～39歳	272	7.0	19.1	23.5	36.4	37.1	8.8	19.9
	40～64歳	507	6.3	12.8	25.0	30.2	36.9	9.1	19.5
	65歳以上	816	7.0	8.6	25.7	18.1	22.8	5.9	27.5
居住地区	昭和	364	9.3	15.4	28.8	28.0	31.3	8.8	20.1
	長浦	649	6.3	10.6	23.9	27.1	29.6	7.2	21.6
	根形	167	4.2	8.4	23.4	21.6	28.7	7.2	23.4
	平岡	180	6.1	13.9	30.6	26.7	31.7	5.0	26.7
	中川・富岡	145	6.2	8.3	19.3	21.4	25.5	6.2	29.7

9 災害時について

(1) 災害時に一人で避難できるか

問 33 火事や地震などの災害時に、ひとりで避難できますか。(○は1つ)

- 「できる」(40.6%) が約4割を占め最も多い。
- 「できない」(36.1%) は3割台半ば、「わからない」(19.2%) は約2割となっている。
- 「できない」については、障がい種別では知的で58.6%、年齢別では18歳未満で60.0%、居住地区別では平岡で41.1%と最も多くなっている。

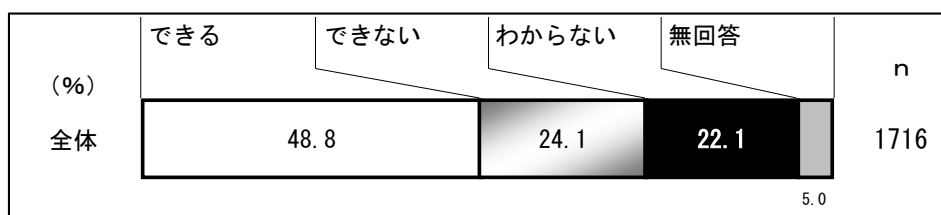


		(人)	問33 災害時に一人で避難できるか			
			できる	できない	わからない	無回答
全体		1716	40.6	36.1	19.2	4.1
障がいの種類	身体	1024	40.1	37.5	17.9	4.5
	知的	319	19.7	58.6	19.4	2.2
	精神	226	41.2	25.7	31.9	1.3
年齢	18歳未満	80	21.3	60.0	16.3	2.5
	18～39歳	272	39.3	34.6	23.9	2.2
	40～64歳	507	48.1	30.4	19.5	2.0
	65歳以上	816	38.6	37.4	18.3	5.8
居住地区	昭和	364	40.1	36.0	17.9	6.0
	長浦	649	43.8	35.0	19.7	1.5
	根形	167	40.7	33.5	21.6	4.2
	平岡	180	39.4	41.1	16.7	2.8
	中川・富岡	145	37.9	35.2	18.6	8.3

(2) 災害時に援助が必要なことをまわりに知らせることができるか

問34 火事や地震などの災害時に、援助が必要なことなどをまわりの人に知らせることができますか。(○は1つ)

- 「できる」(48.8%) が5割弱を占め最も多い。
- 「できない」(24.1%) は2割台半ば、「わからない」(22.1%) は2割強となっている。
- 「できない」については、障がい種別では知的で51.4%、年齢別では18歳未満で50.0%と最も多くなっている。

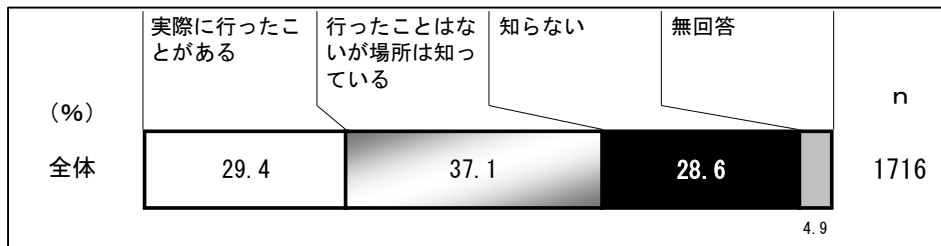


		(人)	問34 災害時に援助が必要なことをまわりに知らせることができるか			
			できる	できない	わからない	無回答
	全体	1716	48.8	24.1	22.1	5.0
障がいの種類	身体	1024	53.1	21.2	20.4	5.3
	知的	319	26.3	51.4	19.4	2.8
	精神	226	44.2	18.6	34.5	2.7
年齢	18歳未満	80	25.0	50.0	21.3	3.8
	18～39歳	272	40.1	33.8	23.2	2.9
	40～64歳	507	52.9	20.1	24.3	2.8
	65歳以上	816	52.6	20.3	20.7	6.4
居住地区	昭和	364	48.4	23.6	20.1	8.0
	長浦	649	48.2	25.0	24.8	2.0
	根形	167	49.1	25.1	21.6	4.2
	平岡	180	52.8	25.6	18.3	3.3
	中川・富岡	145	49.7	20.7	21.4	8.3

(3) 避難場所を知っているか

問 35 お住まいの周辺の災害時の避難場所を知っていますか。(○は1つ)

- 「行ったことはないが場所は知っている」(37.1%)が4割弱を占めて最も多い。
- 「実際に行ったことがある」(29.4%)は約3割、「知らない」(28.6%)は3割弱となっている。
- 「知らない」については、障がい種別では知的で43.9%、精神で37.2%、年齢別では18歳未満で41.3%と最も多くなっている。

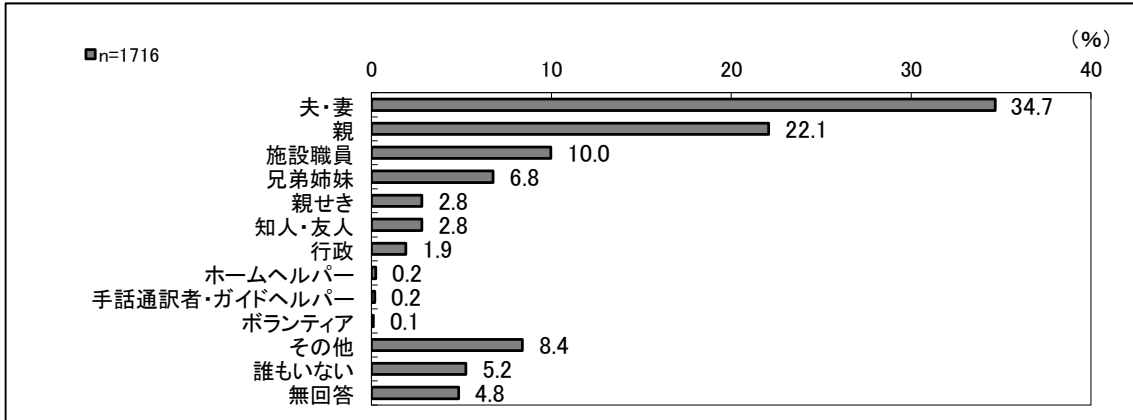


	(人)	問35 避難場所を知っているか				
		実際に行ったことがある	行ったことはないが場所は知っている	知らない	無回答	
全体	1716	29.4	37.1	28.6	4.9	
障がいの種類	身体	1024	30.6	39.4	24.9	5.2
	知的	319	26.6	27.0	43.9	2.5
	精神	226	28.3	33.2	37.2	1.3
年齢	18歳未満	80	28.8	28.8	41.3	1.3
	18～39歳	272	29.4	37.1	30.1	3.3
	40～64歳	507	32.0	34.3	31.0	2.8
	65歳以上	816	28.9	39.5	25.2	6.4
居住地区	昭和	364	29.9	37.4	26.1	6.6
	長浦	649	31.9	35.7	29.9	2.5
	根形	167	31.7	34.7	29.3	4.2
	平岡	180	23.3	45.6	27.8	3.3
	中川・富岡	145	31.7	33.8	26.9	7.6

(4) 災害時に最も頼りにする人

問36 災害時、最も頼りにするのは誰ですか。(○は1つ)

- 「夫・妻」(34.7%) が他を引き離して最も多く、次いで「親」(22.1%)、「施設職員」(10.0%)、「兄弟姉妹」(6.8%)が続く。
- 「誰もいない」については、障がい種別では精神で9.3%と、他の障がい種別に比べて多くなっている。



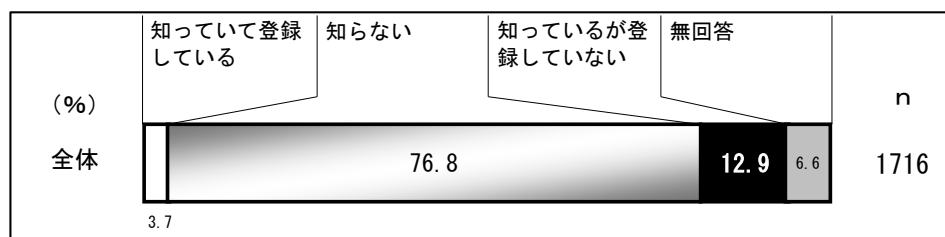
	(人)	問36 災害時に最も頼りにする人							
		親	兄弟姉妹	夫・妻	親せき	知人・友人	ボランティア	ホームヘルパー	
全体	1716	22.1	6.8	34.7	2.8	2.8	0.1	0.2	
障がいの種類	身体	1024	11.1	6.5	45.1	3.5	3.1	0.0	0.3
	知的	319	53.3	4.1	3.8	0.9	2.2	0.0	0.0
	精神	226	36.7	9.3	23.5	0.9	3.1	0.4	0.0
年齢	18歳未満	80	88.8	1.3	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～39歳	272	61.8	1.8	9.2	1.1	1.8	0.0	0.0
	40～64歳	507	25.2	9.9	29.0	2.4	3.4	0.4	0.0
	65歳以上	816	0.5	6.6	50.5	3.9	3.2	0.0	0.5
居住地区	昭和	364	23.1	6.6	35.2	3.0	3.0	0.3	0.0
	長浦	649	23.6	5.7	32.5	2.3	3.5	0.0	0.5
	根形	167	25.1	6.6	43.1	3.6	1.8	0.6	0.0
	平岡	180	17.2	7.8	40.0	5.0	1.7	0.0	0.6
	中川・富岡	145	19.3	9.0	37.9	3.4	1.4	0.0	0.0

	(人)	問36 災害時に最も頼りにする人						
		手話通訳者・ガイドヘルパー	施設職員	行政	その他	誰もいない	無回答	
全体	1716	0.2	10.0	1.9	8.4	5.2	4.8	
障がいの種類	身体	1024	0.3	6.1	2.1	11.5	4.9	5.4
	知的	319	0.0	29.5	0.6	2.5	0.9	2.2
	精神	226	0.0	7.1	3.1	4.9	9.3	1.8
年齢	18歳未満	80	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	1.3
	18～39歳	272	0.0	15.4	0.4	2.6	3.7	2.2
	40～64歳	507	0.2	13.0	2.0	4.1	8.1	2.4
	65歳以上	816	0.2	6.7	2.5	14.1	4.4	6.9
居住地区	昭和	364	0.3	7.4	0.8	11.5	2.7	6.0
	長浦	649	0.2	11.4	2.3	7.9	6.9	3.2
	根形	167	0.0	4.8	1.2	6.6	4.2	2.4
	平岡	180	0.6	11.1	2.8	7.2	3.3	2.8
	中川・富岡	145	0.0	2.1	2.1	10.3	4.8	9.7

(5) 災害時要援護者登録制度を知っているか

問 37 災害時要援護者登録制度を知っていますか。(○は1つ)

- 「知らない」(76.8%) が7割台半ばを占める。
- 「知っているが登録していない」(12.9%) は1割強、「知っているが登録している」は3.7%にとどまる。



	(人)	問37 災害時要援護者登録制度を知っているか				
		知っているが登録している	知らない	知っているが登録していない	無回答	
全体	1716	3.7	76.8	12.9	6.6	
障がいの種類	身体	1024	5.2	71.8	15.5	7.5
	知的	319	3.1	82.8	10.0	4.1
	精神	226	4.0	85.0	8.4	2.7
年齢	18歳未満	80	3.8	78.8	15.0	2.5
	18～39歳	272	1.8	87.9	7.7	2.6
	40～64歳	507	2.2	84.8	9.7	3.4
	65歳以上	816	5.4	68.3	16.8	9.6
居住地区	昭和	364	5.5	75.0	13.2	6.3
	長浦	649	3.7	80.3	11.6	4.5
	根形	167	3.6	72.5	18.6	5.4
	平岡	180	2.8	75.0	15.0	7.2
	中川・富岡	145	3.4	69.7	15.2	11.7

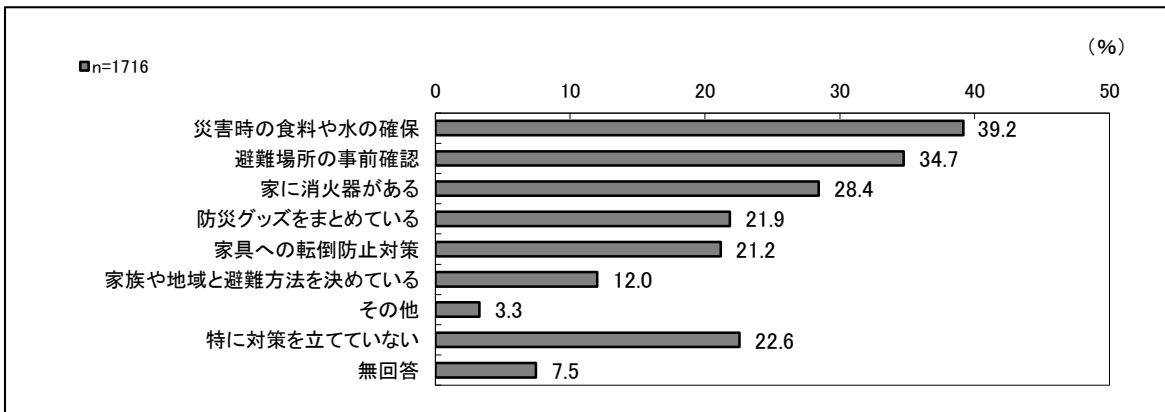
知っているが登録していない理由

<ul style="list-style-type: none"> ・登録を必要としない(自分で動ける、家族等の支援がある、施設に入所している等) ・プライバシーの問題 ・どこで登録するかわからない。 ・手続きが面倒 ・登録しているか否か不明 ・対象にならないと言われた ・最近知ったのでまだしていない。これから申請予定 ・2～3回は登録していたが毎年係の人が変わるため 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で過ごすことができないため ・高齢者のための制度だと思っていた ・登録しても本当に手伝っていただけるのか不安であるため ・登録を迷っている ・あまり近所の人に世話になりたくない。知らない人にはなじめない ・自治会員ではないため ・あきらめている <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

(6) 災害時の対策として行っていること

問 38 火事や地震などの災害時の対策として行っているのは、どのようなものですか。(〇は
いくつでも)【複数回答】

- 「災害時の食料や水の確保」(39.2%)が最も多く、次いで「避難場所の事前確認」(34.7%)、「家に消火器がある」(28.4%)、「防災グッズをまとめている」(21.9%)、「家具への転倒防止対策」(21.2%)が続き、「特に対策を立てていない」は22.6%となっている。
- 居住地区別では、昭和で「避難場所の事前確認」(37.1%)が最も多くなっている。

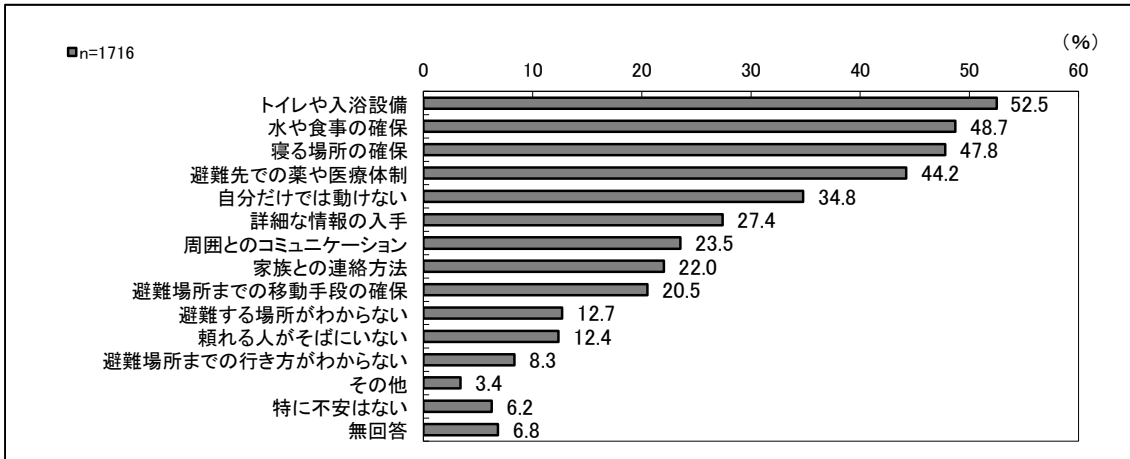


	(人)	問38 災害時の対策として行っていること									
		避難場所の事前確認	家族や地域と避難方法を決めている	災害時の食料や水の確保	防災グッズをまとめている	家具への転倒防止対策	家に消火器がある	その他	特に対策を立てていない	無回答	
全体	1716	34.7	12.0	39.2	21.9	21.2	28.4	3.3	22.6	7.5	
障がいの種類	身体	1024	33.3	10.6	39.3	20.0	21.8	30.4	2.5	21.4	8.1
	知的	319	32.9	14.1	43.9	26.3	24.5	28.8	7.5	24.1	5.0
	精神	226	31.4	8.0	32.3	16.8	15.9	22.1	4.4	30.5	3.5
年齢	18歳未満	80	31.3	17.5	50.0	31.3	26.3	15.0	1.3	26.3	1.3
	18～39歳	272	36.8	14.7	42.6	24.3	18.4	23.5	4.8	25.0	4.4
	40～64歳	507	38.3	11.2	40.0	25.4	18.9	25.2	4.3	25.6	4.3
	65歳以上	816	33.1	11.4	37.1	18.3	23.3	33.8	2.2	19.5	9.8
居住地区	昭和	364	37.1	12.9	34.3	21.2	20.6	28.3	1.6	22.8	6.6
	長浦	649	36.5	13.4	41.9	25.0	25.1	31.6	3.9	21.9	5.4
	根形	167	29.9	7.8	41.3	17.4	19.8	28.1	4.2	19.8	8.4
	平岡	180	26.1	7.2	36.1	16.7	17.2	27.2	1.7	30.0	9.4
	中川・富岡	145	36.6	11.0	44.1	20.0	14.5	22.8	2.1	22.1	7.6

(7) 災害時に困ること

問 39 災害時に困ると考えられるのは、どのようなことですか。(〇はいくつでも)
【複数回答】

- 「トイレや入浴設備」(52.5%)が最も多く、次いで「水や食事の確保」(48.7%)、「寝る場所の確保」(47.8%)、「避難先での薬や医療体制」(44.2%)が続き、「特に不安はない」は6.2%となっている。
- 障がい種別では、知的で「自分だけでは動けない」(56.1%)が最も多くなっている。



	(人)	問39 災害時に困ること								
		自分だけでは動けない	頼れる人がそばにいない	避難する場所がわからない	避難場所までの行き方がわからない	避難場所までの移動手段の確保	避難先での薬や医療体制	家族との連絡方法	水や食事の確保	
全体	1716	34.8	12.4	12.7	8.3	20.5	44.2	22.0	48.7	
障がいの種類	身体	1024	35.6	10.5	9.8	5.5	20.7	43.4	16.8	46.8
	知的	319	56.1	12.9	20.7	19.4	24.1	35.4	32.0	52.7
	精神	226	28.3	19.0	19.0	12.8	21.2	55.3	27.4	56.6
年齢	18歳未満	80	46.3	16.3	22.5	22.5	16.3	32.5	40.0	57.5
	18～39歳	272	35.7	13.2	15.1	12.1	18.4	44.5	31.6	52.2
	40～64歳	507	29.6	14.8	13.6	9.9	22.1	50.3	23.7	55.2
	65歳以上	816	36.2	9.8	10.0	4.5	20.6	42.3	16.4	42.8
居住地区	昭和	364	37.6	11.0	11.3	7.1	23.1	46.4	20.3	53.0
	長浦	649	33.1	14.3	14.3	9.9	19.1	46.5	23.6	52.1
	根形	167	32.9	10.2	13.2	7.8	21.6	47.9	19.8	41.9
	平岡	180	37.2	10.0	11.1	6.1	25.6	42.8	22.2	50.0
	中川・富岡	145	33.1	9.7	7.6	4.8	17.2	36.6	20.7	37.9

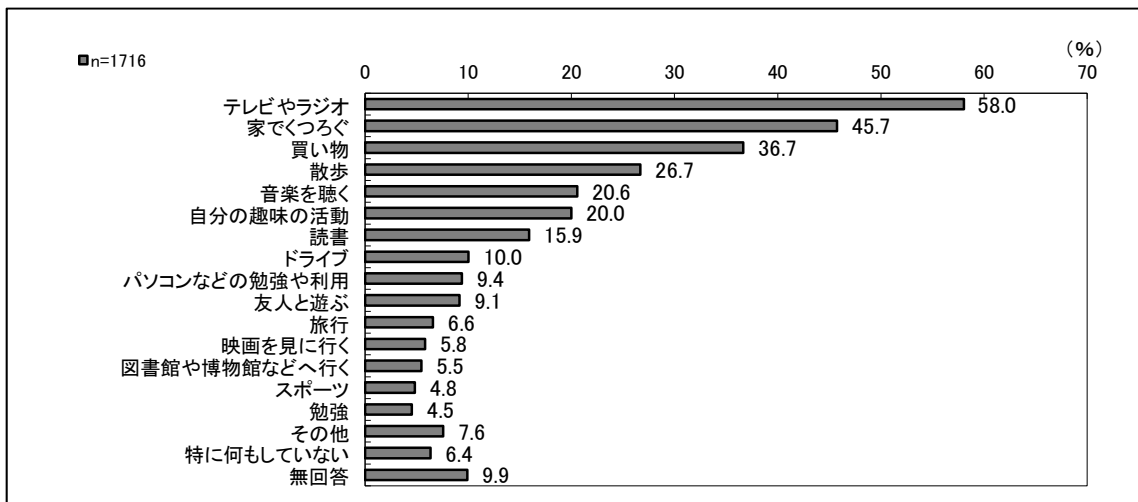
	(人)	問39 災害時に困ること							
		寝る場所の確保	トイレや入浴設備	詳細な情報の入手	周囲とのコミュニケーション	その他	特に不安はない	無回答	
全体	1716	47.8	52.5	27.4	23.5	3.4	6.2	6.8	
障がいの種類	身体	1024	46.3	53.1	23.6	15.5	3.3	6.6	7.0
	知的	319	48.6	48.6	30.7	43.3	4.4	4.1	5.0
	精神	226	54.4	54.9	31.9	35.4	5.8	6.6	4.9
年齢	18歳未満	80	47.5	46.3	33.8	51.3	5.0	6.3	1.3
	18～39歳	272	49.6	53.3	34.6	41.9	4.8	5.9	3.7
	40～64歳	507	53.5	58.2	33.9	27.8	3.6	6.1	3.9
	65歳以上	816	44.2	49.9	21.0	12.5	2.8	6.7	9.3
居住地区	昭和	364	50.8	52.7	30.2	27.2	3.6	3.8	6.3
	長浦	649	51.0	54.5	29.6	26.7	4.0	6.3	5.5
	根形	167	43.1	50.3	24.6	17.4	6.0	6.0	4.8
	平岡	180	48.9	55.0	25.0	18.3	2.2	6.1	8.9
	中川・富岡	145	38.6	46.2	22.1	20.7	2.1	9.7	9.0

10 余暇活動について

(1) 余暇の過ごし方

問40 仕事や福祉作業所、学校などに行っていないときは、どのように過ごしていますか。
(○はいくつでも)【複数回答】

- 「テレビやラジオ」(58.0%) が最も多く、次いで「家でくつろぐ」(45.7%)、「買い物」(36.7%)、「散歩」(26.7%)、「音楽を聴く」(20.6%)、「自分の趣味の活動」(20.0%) が続き、「特に何もしていない」は6.4%となっている。



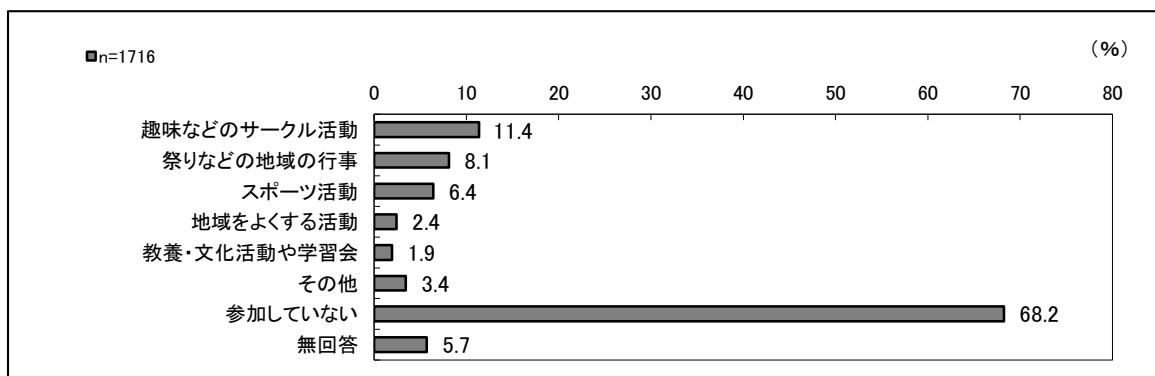
	(人)	問40 余暇の過ごし方									
		読書	パソコンなどの勉強や利用	音楽を聴く	勉強	テレビやラジオ	家でくつろぐ	スポーツ	友人と遊ぶ	散歩	
障がいの種類	全体	1716	15.9	9.4	20.6	4.5	58.0	45.7	4.8	9.1	26.7
	身体	1024	16.2	8.6	14.3	3.0	58.3	42.3	4.4	7.7	26.5
	知的	319	6.3	5.6	25.1	3.8	60.2	52.7	6.0	10.7	29.8
	精神	226	22.6	11.5	35.0	8.0	57.1	51.3	4.9	11.5	29.6
年齢	18歳未満	80	12.5	12.5	22.5	25.0	62.5	66.3	11.3	22.5	35.0
	18～39歳	272	16.9	14.0	41.9	4.0	58.5	61.0	5.1	14.3	30.1
	40～64歳	507	18.1	10.7	27.4	5.7	61.7	50.5	5.1	10.8	26.0
	65歳以上	816	14.7	6.9	9.3	1.8	56.0	36.3	3.8	5.0	25.4
居住地区	昭和	364	16.5	9.9	20.9	4.4	56.9	45.3	5.2	11.0	29.4
	長浦	649	18.8	11.1	23.6	6.0	60.7	47.8	5.2	9.2	28.5
	根形	167	14.4	8.4	20.4	3.6	66.5	49.1	3.6	10.2	22.2
	平岡	180	8.9	7.8	15.6	2.8	53.3	37.2	5.6	5.6	21.7
	中川・富岡	145	15.2	8.3	15.9	3.4	49.0	47.6	4.1	5.5	24.1

	(人)	問40 余暇の過ごし方									
		買い物	図書館や博物館などへ行く	自分の趣味の活動	映画を見に行く	ドライブ	旅行	その他	特に何もしていない	無回答	
障がいの種類	全体	1716	36.7	5.5	20.0	5.8	10.0	6.6	7.6	6.4	9.9
	身体	1024	33.4	4.2	19.0	5.5	9.9	6.4	6.3	6.5	12.1
	知的	319	38.9	2.2	16.0	5.3	12.9	7.2	11.0	3.4	5.6
	精神	226	41.2	8.8	23.0	7.1	7.1	7.1	9.7	8.8	4.4
年齢	18歳未満	80	36.3	5.0	25.0	7.5	15.0	6.3	18.8	1.3	1.3
	18～39歳	272	48.2	5.9	26.1	9.6	16.2	8.8	9.2	4.8	2.2
	40～64歳	507	46.2	7.9	19.7	8.1	11.8	8.1	7.9	7.1	4.1
	65歳以上	816	27.9	4.2	17.9	3.3	6.3	4.9	5.6	7.1	16.1
居住地区	昭和	364	31.9	6.0	19.0	4.1	8.8	6.0	7.1	7.4	9.6
	長浦	649	40.4	6.2	22.5	6.2	10.6	7.4	7.9	4.9	7.1
	根形	167	37.7	6.0	18.0	7.2	12.6	6.6	8.4	4.8	11.4
	平岡	180	35.0	1.7	18.9	4.4	7.2	7.2	7.2	10.0	12.2
	中川・富岡	145	27.6	4.8	17.2	6.9	8.3	4.1	5.5	9.0	15.9

(2) 参加している余暇活動

問 41 次のような友人や仲間とともに行うものに参加していますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「参加していない」が68.2%と最も多くなっている。
- 参加している余暇活動としては、「趣味などのサークル活動」(11.4%)、「祭りなどの地域の行事」(8.1%)、「スポーツ活動」(6.4%)などの順となっている。

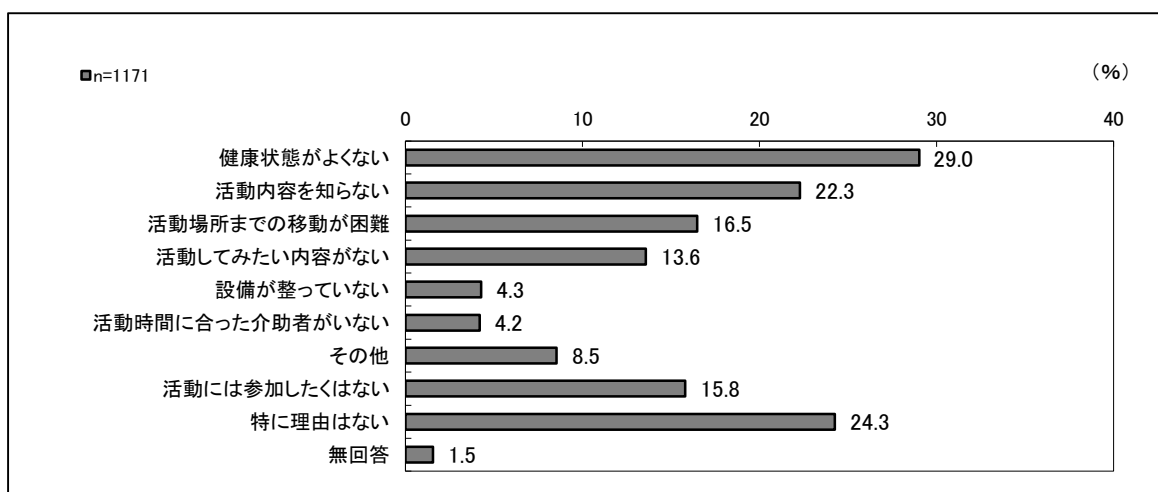


	(人)	問41 参加している余暇活動							参加して いない	無回答
		趣味など のサーク ル活動	教養・文 化活動や 学習会	スポーツ 活動	祭りなど の地域の 行事	地域をよ くする活 動	その他			
全体	1716	11.4	1.9	6.4	8.1	2.4	3.4	68.2	5.7	
障がいの種類	身体	1024	13.8	2.1	6.7	7.3	3.1	3.6	66.3	6.6
	知的	319	10.0	0.6	7.5	11.9	0.9	4.1	67.4	2.2
	精神	226	6.6	2.7	4.0	6.6	2.2	2.7	80.1	1.8
年齢	18歳未満	80	5.0	2.5	12.5	7.5	0.0	3.8	75.0	0.0
	18～39歳	272	8.5	0.4	6.3	9.6	1.1	2.6	75.4	2.2
	40～64歳	507	9.3	2.2	4.9	8.5	2.8	2.8	73.0	3.0
	65歳以上	816	14.5	2.2	7.0	7.4	2.6	4.3	62.5	8.7
居住地区	昭和	364	12.9	1.6	6.6	7.1	2.2	3.0	70.9	4.4
	長浦	649	12.0	2.0	7.2	8.3	2.5	4.0	66.9	3.2
	根形	167	10.8	3.0	6.6	9.0	3.6	5.4	65.9	8.4
	平岡	180	8.3	1.7	5.0	10.0	2.2	1.7	67.8	10.0
	中川・富岡	145	11.7	1.4	6.9	7.6	2.8	3.4	65.5	8.3

(3) 参加していない理由

問 42 (問 41 で「7 参加していない」と回答した方へ) 参加していない理由は何ですか。
(〇はいくつでも)【複数回答】

- 参加していない具体的な理由としては、「健康状態がよくない」(29.0%)が最も多く、次いで「活動内容を知らない」(22.3%)、「活動場所までの移動が困難」(16.5%)、「活動してみたい内容がない」(13.6%)などが続く。
- 「活動には参加したくはない」は15.8%、「特に理由はない」は24.3%となっている。

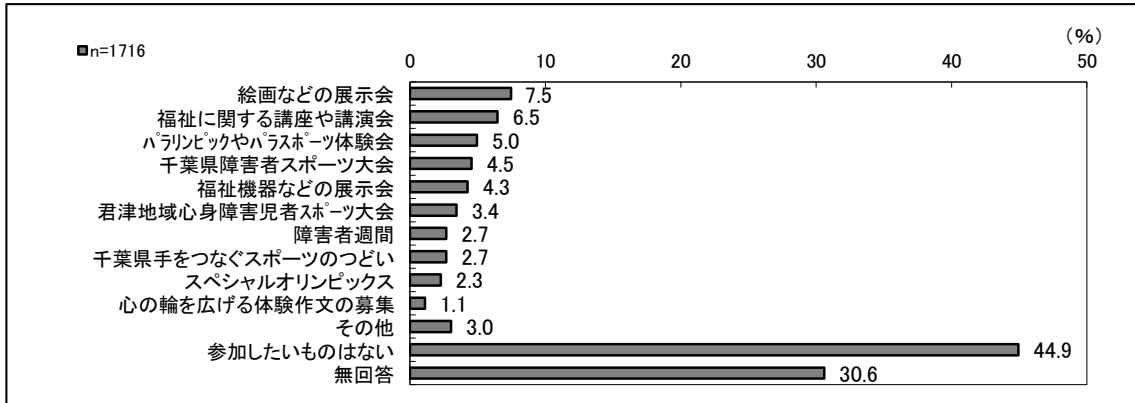


	(人)	問42 参										
		健康状態がよくない	活動場所までの移動が困難	設備が整っていない	活動時間に合った介助者がいない	活動内容を知らない	活動してみたい内容がない	その他	活動には参加したくはない	特に理由はない	無回答	
全体	1171	29.0	16.5	4.3	4.2	22.3	13.6	8.5	15.8	24.3	1.5	
障がいの種類	身体	679	33.6	21.1	3.8	3.2	20.5	11.3	7.2	13.0	23.1	2.1
	知的	215	8.8	13.0	7.0	11.2	24.2	13.0	9.8	10.7	32.1	1.4
	精神	181	34.8	15.5	3.9	4.4	27.1	19.9	13.3	20.4	16.6	0.6
年齢	18歳未満	60	1.7	13.3	11.7	13.3	26.7	10.0	10.0	10.0	35.0	0.0
	18～39歳	205	17.1	9.3	3.9	4.4	26.3	19.5	12.7	17.6	28.3	1.0
	40～64歳	370	26.2	13.5	3.8	4.9	27.6	14.3	7.0	18.9	24.9	1.1
	65歳以上	510	39.2	22.0	3.9	2.5	16.9	10.8	7.8	12.7	21.2	2.0
	昭和	258	30.6	16.3	7.0	5.4	23.3	11.2	6.6	14.0	20.5	1.6
居住地区	長浦	434	28.3	16.1	3.5	3.2	21.9	15.0	8.8	17.1	23.0	1.8
	根形	110	25.5	13.6	3.6	4.5	20.9	13.6	9.1	18.2	25.5	0.0
	平岡	122	32.0	24.6	4.1	4.9	23.8	11.5	9.0	15.6	21.3	2.5
	中川・富岡	95	28.4	11.6	1.1	0.0	18.9	11.6	11.6	14.7	32.6	1.1

(4) 今後参加してみたい行事等

問43 次の行事や催しのうち、今後、機会があれば、見に行ったり、参加したりしたいと思うものはどれですか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「参加したいものはない」(44.9%)が最も多くなっている。
- 今後参加してみたい行事としては、「絵画などの展示会」(7.5%)、「福祉に関する講座や講演会」(6.5%)、「パラリンピックやパラスポーツ体験会」(5.0%)などの順となっている。



	(人)	問43 今後参加してみたい行事等							
		障害者週間	心の輪を広げる体験作文の募集	福祉機器などの展示会	絵画などの展示会	福祉に関する講座や講演会	パラリンピックやパラスポーツ体験会	スペシャルオリンピックス	
全体	1716	2.7	1.1	4.3	7.5	6.5	5.0	2.3	
障がいの種類	身体	1024	3.0	0.9	6.4	6.9	6.3	4.3	1.2
	知的	319	2.2	0.6	3.1	10.7	5.3	8.8	6.3
	精神	226	4.4	2.7	2.2	7.5	7.1	5.3	1.3
年齢	18歳未満	80	1.3	1.3	2.5	10.0	11.3	18.8	8.8
	18～39歳	272	3.3	1.5	1.5	10.3	3.7	7.0	5.9
	40～64歳	507	4.1	1.2	4.7	6.9	8.1	6.3	2.4
	65歳以上	816	1.8	0.7	4.9	6.5	6.1	2.2	0.4
居住地区	昭和	364	3.8	1.1	4.4	9.1	6.3	6.9	3.3
	長浦	649	2.5	1.4	4.5	6.5	7.1	5.4	2.3
	根形	167	4.2	0.0	3.6	7.8	9.0	6.6	0.6
	平岡	180	1.7	0.6	5.6	8.9	7.8	3.9	2.2
	中川・富岡	145	2.1	0.0	3.4	6.2	2.8	2.8	2.8

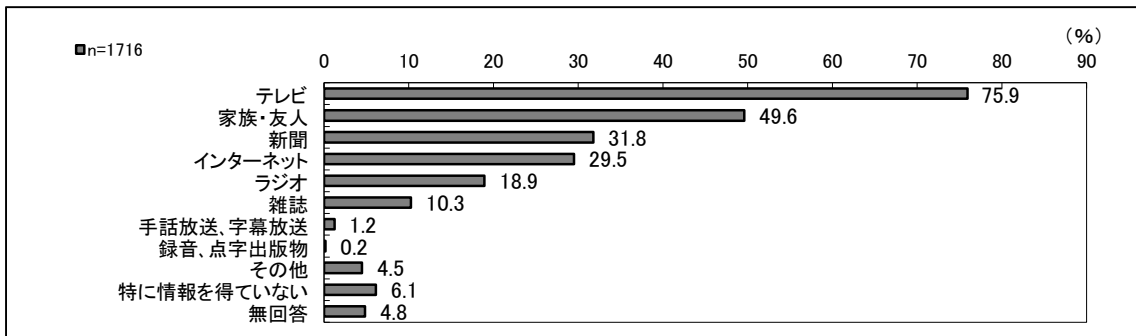
	(人)	問43 今後参加してみたい行事等						
		千葉県障害者スポーツ大会	千葉県手をつなぐスポーツのつどい	君津地域心身障害児者スポーツ大会	その他	参加したいものはない	無回答	
全体	1716	4.5	2.7	3.4	3.0	44.9	30.6	
障がいの種類	身体	1024	3.4	0.8	2.8	2.2	44.7	32.6
	知的	319	11.3	10.7	7.5	4.7	29.5	30.7
	精神	226	4.0	1.3	2.7	4.0	54.4	23.0
年齢	18歳未満	80	16.3	3.8	7.5	6.3	28.8	27.5
	18～39歳	272	9.6	8.5	6.3	3.3	40.4	26.8
	40～64歳	507	4.3	3.0	3.2	3.0	47.7	27.0
	65歳以上	816	1.7	0.4	2.2	2.6	46.4	34.2
居住地区	昭和	364	5.2	2.2	3.3	2.5	48.4	27.5
	長浦	649	4.5	3.7	3.9	2.9	46.1	27.9
	根形	167	3.6	1.8	2.4	3.0	41.9	34.1
	平岡	180	5.0	1.7	5.0	3.3	41.1	30.6
	中川・富岡	145	5.5	1.4	4.1	3.4	41.4	35.9

11 情報の取得について

(1) 必要な情報の取得方法

問 44 日頃、どのようにして必要な情報を得ていますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「テレビ」(75.9%) が他を引き離して最も多く、以下「家族・友人」(49.6%)、「新聞」(31.8%)、「インターネット」(29.5%)、「ラジオ」(18.9%)、「雑誌」(10.3%) が続く。
- 「特に情報を得ていない」は 6.1% となっている。

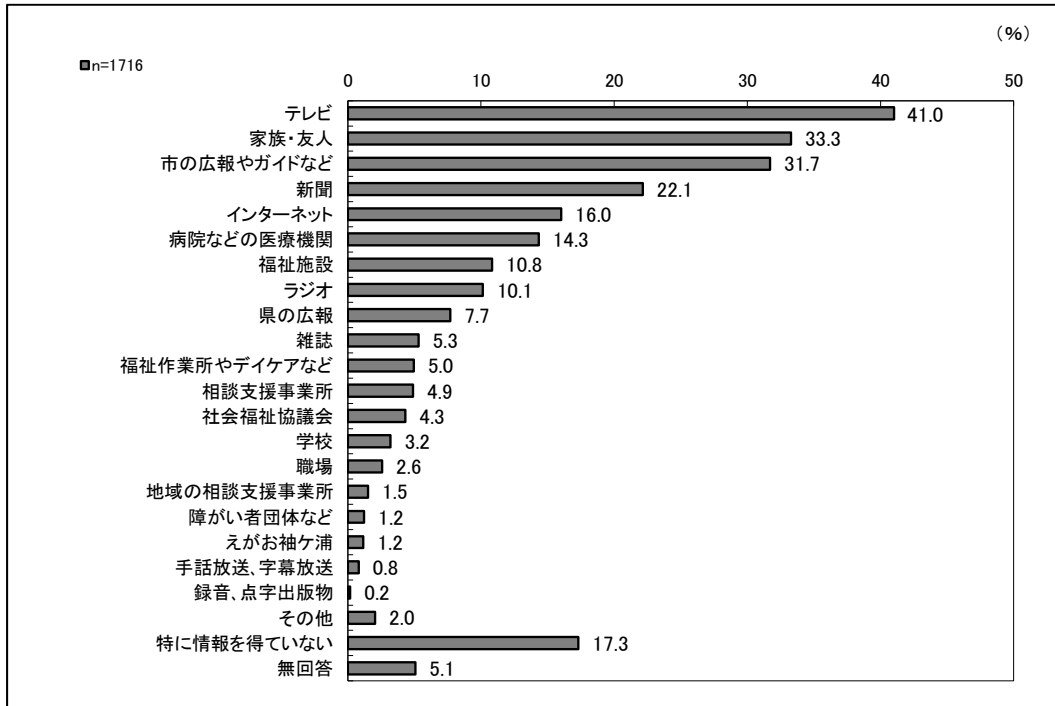


		(人)	問44 必要な情報の取得方法						
			家族・友人	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	インターネット	
	全体	1716	49.6	75.9	18.9	31.8	10.3	29.5	
障がいの種類	身体	1024	49.6	78.6	22.7	40.0	10.1	23.6	
	知的	319	49.5	59.6	6.9	11.0	6.0	21.3	
	精神	226	50.9	77.4	15.9	23.5	14.2	43.8	
年齢	18歳未満	80	73.8	71.3	2.5	5.0	5.0	48.8	
	18～39歳	272	56.3	68.8	9.2	13.6	10.3	51.1	
	40～64歳	507	46.0	77.3	17.2	26.6	13.8	40.8	
	65歳以上	816	48.0	78.8	24.3	44.0	8.8	14.1	
居住地区	昭和	364	53.6	77.7	18.4	30.5	9.3	31.0	
	長浦	649	50.5	76.7	17.4	33.6	10.8	32.2	
	根形	167	53.3	76.6	20.4	36.5	11.4	29.9	
	平岡	180	43.3	75.6	23.3	31.1	5.6	25.0	
	中川・富岡	145	48.3	73.1	20.7	37.2	11.7	24.8	
		(人)	問44 必要な情報の取得方法						
			手話放送、字幕放送	録音、点字出版物	その他	特に情報を得ていない	無回答		
	全体	1716	1.2	0.2	4.5	6.1	4.8		
障がいの種類	身体	1024	1.8	0.2	3.1	4.6	5.3		
	知的	319	0.3	0.0	9.4	15.7	3.8		
	精神	226	0.9	0.0	5.3	4.0	2.2		
年齢	18歳未満	80	5.0	0.0	7.5	5.0	0.0		
	18～39歳	272	1.1	0.0	3.7	7.7	1.8		
	40～64歳	507	0.8	0.2	5.5	7.3	3.7		
	65歳以上	816	1.2	0.1	3.7	4.5	6.5		
居住地区	昭和	364	1.1	0.3	3.6	5.5	3.8		
	長浦	649	1.2	0.0	4.3	6.6	2.9		
	根形	167	1.2	0.0	3.0	5.4	4.8		
	平岡	180	2.2	0.6	3.9	6.1	6.1		
	中川・富岡	145	0.7	0.0	3.4	2.1	9.0		

(2) 福祉に関する情報の取得方法

問 45 日頃、福祉に関する情報について、どこから情報を得ていますか。(〇はいくつでも)
【複数回答】

- 「テレビ」(41.0%) が最も多く、以下「家族・友人」(33.3%)、「市の広報やガイドなど」(31.7%)、「新聞」(22.1%)、「インターネット」(16.0%) が続く。
- 「特に情報を得ていない」は 17.3% となっている。



	(人)	問45 福祉に関する情報の取得方法											
		家族・友人	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	インターネット	手話放送、字幕放送	録音、点字出版物	市の広報やガイドなど	県の広報	社会福祉協議会	学校
全体	1716	33.3	41.0	10.1	22.1	5.3	16.0	0.8	0.2	31.7	7.7	4.3	3.2
障がいの種類													
身体	1024	34.3	46.4	13.3	28.6	6.2	13.7	1.2	0.3	37.8	10.5	6.1	1.0
知的	319	43.6	30.7	4.1	7.8	1.9	13.2	0.3	0.0	16.6	3.1	2.8	13.2
精神	226	31.4	38.1	6.2	14.6	5.8	22.6	0.9	0.0	25.2	4.9	1.8	0.9
年齢													
18歳未満	80	65.0	35.0	0.0	1.3	1.3	25.0	1.3	0.0	25.0	2.5	3.8	56.3
18～39歳	272	39.3	28.7	2.9	8.8	4.0	26.8	0.7	0.0	14.0	1.8	1.5	1.5
40～64歳	507	25.4	38.5	8.9	17.2	4.9	22.7	0.8	0.2	28.6	7.5	3.2	1.2
65歳以上	816	33.5	47.9	14.2	32.0	6.4	7.8	0.9	0.2	40.8	10.4	6.3	0.0
居住地区													
昭和	364	37.1	43.1	10.7	21.4	3.8	17.0	0.8	0.5	30.5	8.0	6.3	3.0
長浦	649	31.9	40.1	9.1	22.5	6.0	16.8	0.6	0.0	32.7	8.0	4.0	3.5
根形	167	38.9	46.1	13.2	25.7	6.0	19.2	0.6	0.0	43.7	9.0	5.4	3.6
平岡	180	34.4	41.7	10.6	21.1	5.6	15.0	1.7	0.6	30.6	6.1	3.3	1.7
中川・富岡	145	29.7	40.7	12.4	28.3	6.2	13.1	0.7	0.0	35.2	9.0	4.1	4.1

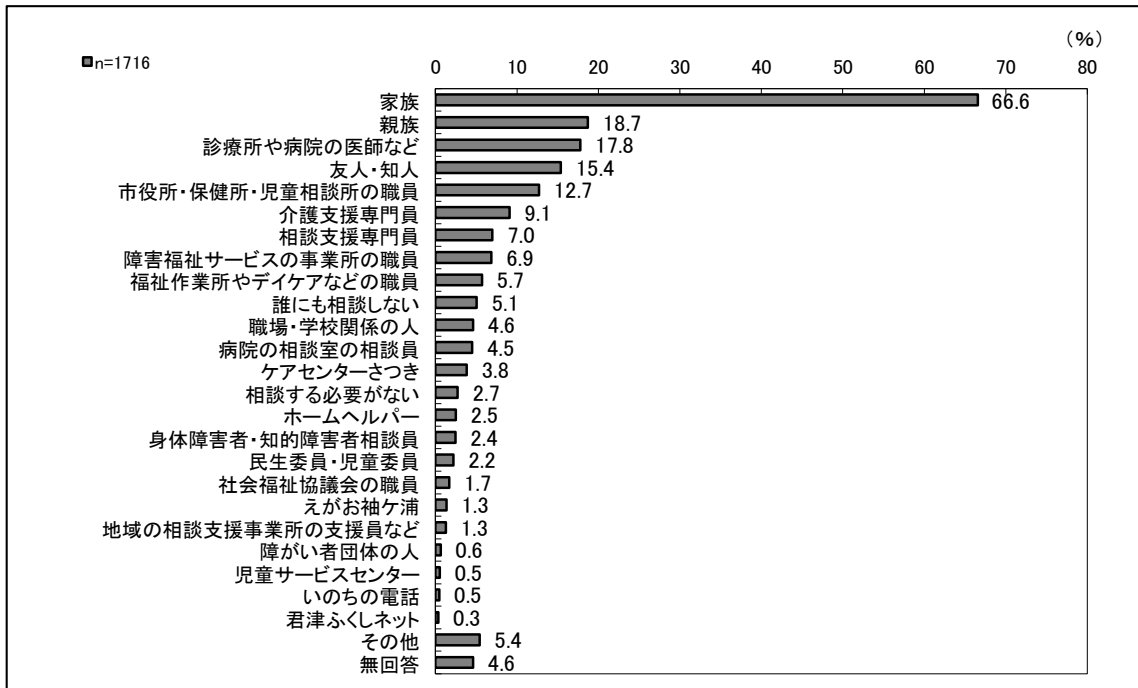
	(人)	問45 福祉に関する情報の取得方法										
		職場	福祉施設	えがお袖ヶ浦	相談支援事業所	地域の相談支援事業所	福祉作業所やデイケアなど	病院などの医療機関	障がい者団体など	その他	特に情報を得ていない	無回答
全体	1716	2.6	10.8	1.2	4.9	1.5	5.0	14.3	1.2	2.0	17.3	5.1
障がいの種類												
身体	1024	1.9	7.2	1.4	3.8	1.1	4.2	13.9	1.6	1.3	15.5	5.5
知的	319	3.8	31.7	0.6	12.5	1.6	9.1	5.3	1.6	2.5	19.4	1.9
精神	226	3.1	8.0	2.2	4.0	2.2	7.1	26.5	0.4	6.2	19.0	1.8
年齢												
18歳未満	80	2.5	12.5	0.0	16.3	1.3	2.5	8.8	1.3	1.3	11.3	1.3
18～39歳	272	3.7	21.3	0.7	7.7	0.4	8.1	13.6	1.8	2.2	22.8	2.6
40～64歳	507	4.9	10.7	1.8	4.7	2.4	5.5	17.6	0.6	3.0	21.7	3.0
65歳以上	816	0.7	7.1	1.0	3.1	1.2	3.9	13.0	1.5	1.5	13.1	6.9
居住地区												
昭和	364	3.6	9.1	2.2	3.6	1.1	5.8	16.8	1.6	1.4	17.0	4.4
長浦	649	2.2	11.7	0.9	6.3	1.8	6.5	14.2	1.4	2.6	16.3	3.1
根形	167	1.8	11.4	0.0	3.6	0.0	3.0	13.8	0.6	0.6	18.0	5.4
平岡	180	2.8	12.2	1.1	3.3	2.8	3.3	11.7	1.1	2.8	17.2	6.7
中川・富岡	145	2.8	4.1	1.4	3.4	0.7	3.4	11.7	0.7	0.0	18.6	8.3

12 相談、これから望むことについて

(1) 困ったときの相談先

問 46 悩み事があるときや困ったとき、誰に相談していますか。(〇はいくつでも)
【複数回答】

- 「家族」(66.6%) が他を引き離して最も多く、以下「親族」(18.7%)、「診療所や病院の医師など」(17.8%)、「友人・知人」(15.4%)、「市役所・保健所・児童相談所の職員」(12.7%)が続く。



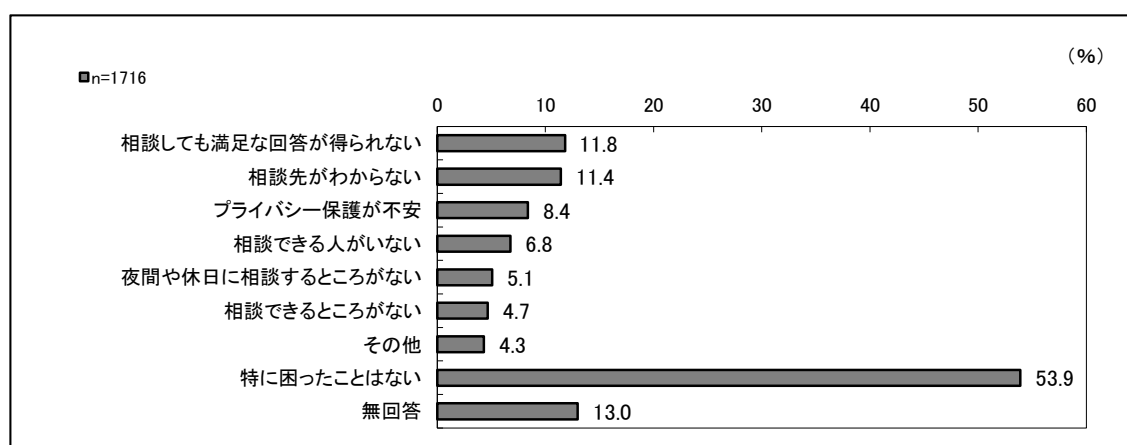
	(人)	問46 困ったときの相談先													
		家族	親族	市役所・保健所・児童相談所の職員	社会福祉協議会の職員	身体障害者・知的障害者相談員	民生委員・児童委員	診療所や病院の医師など	病院の相談室の相談員	障害福祉サービスの事業所の職員	えがお袖ヶ浦	ケアセンターさつき	児童サービスセンター	君津ふくしネット	
全体	1716	66.6	18.7	12.7	1.7	2.4	2.2	17.8	4.5	6.9	1.3	3.8	0.5	0.3	
障がいの種類	全体	1024	68.4	22.6	14.5	2.3	3.4	3.1	17.0	3.9	4.1	1.7	3.5	0.1	0.3
	身体的	319	58.6	11.9	11.6	1.3	3.1	0.0	11.6	2.8	20.1	1.9	2.8	2.5	0.3
	知的	226	62.4	15.5	12.8	1.3	0.9	1.8	27.4	10.6	6.2	3.5	10.6	0.0	1.3
年齢	18歳未満	80	81.3	17.5	13.8	0.0	1.3	0.0	17.5	2.5	7.5	0.0	3.8	11.3	0.0
	18～39歳	272	66.5	10.3	8.5	0.7	1.5	0.0	18.8	3.7	14.0	1.1	2.6	0.0	0.4
	40～64歳	507	62.3	17.0	13.2	1.0	2.6	0.8	20.1	6.3	8.1	2.2	5.7	0.0	1.0
	65歳以上	816	68.1	22.9	13.5	2.6	2.9	4.2	16.2	3.7	3.7	1.1	3.1	0.0	0.0
居住地区	昭和	364	70.6	19.8	14.0	2.5	2.7	2.2	19.5	4.4	4.1	1.6	2.7	0.5	0.3
	長浦	649	67.2	14.8	13.1	1.4	2.3	3.2	17.9	4.6	7.4	1.2	5.5	0.8	0.3
	根形	167	70.7	18.0	10.2	0.6	2.4	1.2	18.0	4.8	6.0	1.8	3.0	0.0	0.0
	平岡	180	65.6	29.4	16.1	2.8	3.9	2.2	16.7	5.6	9.4	1.7	2.8	0.0	1.1
	中川・富岡	145	68.3	29.0	8.3	2.8	2.1	2.1	13.8	3.4	3.4	0.7	1.4	0.7	0.0

	(人)	問46 困ったときの相談先													
		相談支援専門員	地域の相談支援事業所の支援員など	福祉作業所やデイケアなどの職員	障がい者団体の人	介護支援専門員	ホームヘルパー	友人・知人	職場・学校関係の人	いのちの電話	誰にも相談しない	相談する必要がある	その他	無回答	
全体	1716	7.0	1.3	5.7	0.6	9.1	2.5	15.4	4.6	0.5	5.1	2.7	5.4	4.6	
障がいの種類	全体	1024	5.4	1.0	4.5	0.7	12.4	3.1	16.0	3.0	0.4	4.6	2.8	3.7	5.2
	身体的	319	21.3	3.4	12.9	1.3	1.6	1.9	10.7	9.4	0.0	4.4	1.6	11.0	3.1
	知的	226	4.9	1.3	8.4	0.4	6.6	4.4	12.8	2.2	1.8	7.5	1.8	9.3	1.8
年齢	18歳未満	80	13.8	0.0	1.3	1.3	1.3	0.0	20.0	33.8	0.0	3.8	0.0	7.5	1.3
	18～39歳	272	13.2	2.2	11.0	0.7	0.4	0.7	15.8	5.9	0.7	7.0	1.8	7.7	2.6
	40～64歳	507	7.5	1.6	7.1	0.6	4.9	3.6	18.1	6.1	0.8	5.9	4.3	5.7	2.6
	65歳以上	816	4.0	1.0	3.7	0.6	15.4	2.8	13.6	6.0	0.2	3.8	2.5	4.3	6.7
居住地区	昭和	364	6.6	1.4	6.6	1.4	12.1	3.3	17.0	6.0	0.8	2.5	1.6	4.9	4.1
	長浦	649	8.3	1.8	6.3	0.3	8.6	2.6	16.2	4.9	0.5	6.0	3.7	6.0	2.8
	根形	167	8.4	0.0	6.0	0.6	9.0	1.2	16.8	3.0	0.0	5.4	1.8	4.8	6.6
	平岡	180	6.1	1.1	2.2	0.6	10.0	2.8	13.3	3.9	0.0	3.9	2.2	3.9	6.7
	中川・富岡	145	0.7	0.0	6.2	0.7	9.0	0.7	13.8	5.5	0.7	6.2	2.8	2.1	6.2

(2) 日常生活上の相談で困ること

問 47 日常生活上などの相談について困ることがありますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「特に困ったことはない」(53.9%) 他を引き離して最も多くなっている。
- 日常生活上の相談で困ることは、「相談しても満足な回答が得られない」(11.8%)、「相談先がわからない」(11.4%)、「プライバシー保護が不安」(8.4%) などの順となっている。
- 障がい種別では、精神で「相談できる人がいない」が15.0%と他の障がい種別に比べて多くなっている。

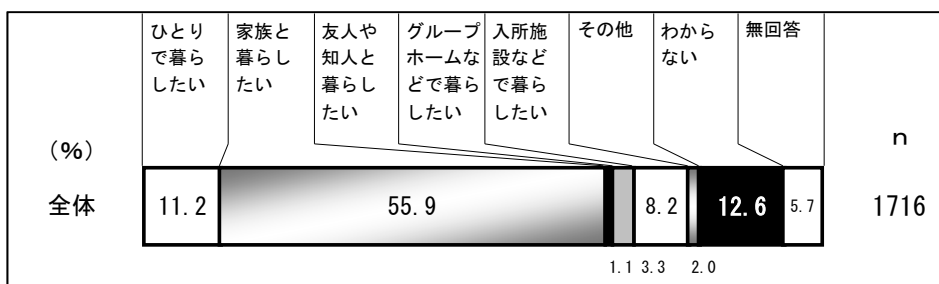


		問47 日常生活上の相談で困ること									
		(人)	相談できる人がいない	相談できるところがない	夜間や休日に相談するところがない	相談先がわからない	相談しても満足な回答が得られない	プライバシー保護が不安	その他	特に困ったことはない	無回答
全体		1716	6.8	4.7	5.1	11.4	11.8	8.4	4.3	53.9	13.0
障がいの種類	身体	1024	5.8	3.8	3.1	9.5	9.3	6.3	3.5	57.1	14.6
	知的	319	4.4	4.4	6.0	13.5	12.2	6.9	7.2	53.9	10.3
	精神	226	15.0	8.8	11.9	19.0	23.0	17.7	7.1	37.2	7.5
年齢	18歳未満	80	2.5	2.5	6.3	12.5	13.8	3.8	1.3	68.8	6.3
	18～39歳	272	9.2	5.9	6.6	16.9	16.5	10.3	7.7	49.3	6.6
	40～64歳	507	7.9	5.9	7.3	12.6	16.4	12.8	4.5	51.1	7.7
	65歳以上	816	5.5	3.4	3.2	8.7	7.2	5.1	3.1	56.7	18.4
居住地区	昭和	364	4.7	2.2	4.1	8.0	9.3	7.7	2.7	57.7	14.6
	長浦	649	8.0	5.1	6.5	12.9	12.8	9.4	4.6	54.9	10.0
	根形	167	7.2	6.6	2.4	12.6	10.8	7.2	6.0	50.9	13.2
	平岡	180	7.2	5.6	7.2	14.4	12.2	6.7	2.8	45.0	17.8
	中川・富岡	145	3.4	4.8	3.4	8.3	11.7	6.2	3.4	57.2	15.2

(3) 希望する今後の生活

問 48 今後どのように生活したいですか。(○は1つ)

- 「家族と暮らしたい」(55.9%)が5割台半ばを占めて最も多い。
- 次いで「ひとりで暮らしたい」(11.2%)が続き、以下「入所施設などで暮らしたい」(8.2%)、「グループホームなどで暮らしたい」(3.3%)、「友人や知人と暮らしたい」(1.1%)などの順となっている。
- 障がい種別では、知的で「グループホームなどで暮らしたい」が12.2%と他の障がい種別に比べて多くなっている。

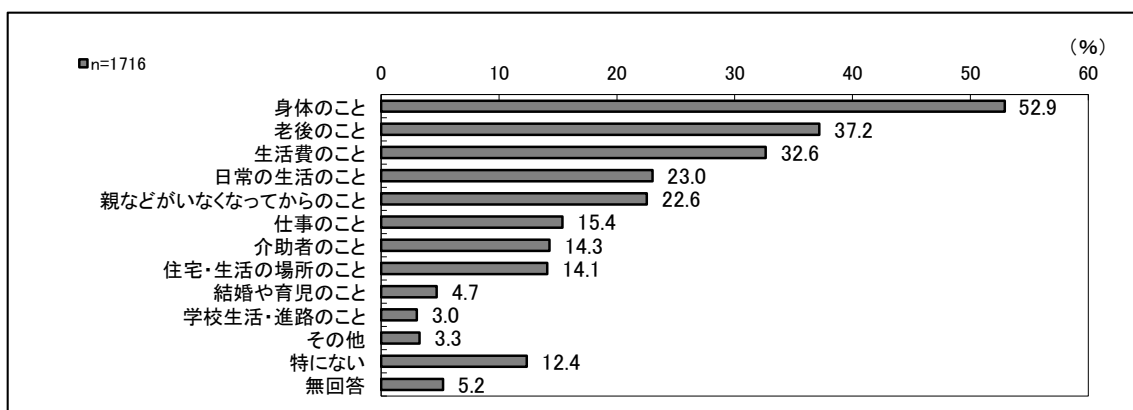


		問48 希望する今後の生活								
		(人)	ひとりで暮らしたい	家族と暮らしたい	友人や知人と暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	入所施設などで暮らしたい	その他	わからない	無回答
障がいの種類	全体	1716	11.2	55.9	1.1	3.3	8.2	2.0	12.6	5.7
	身体	1024	9.5	61.6	1.0	1.7	6.4	1.9	11.3	6.6
	知的	319	8.8	39.8	0.9	12.2	21.6	1.6	12.5	2.5
	精神	226	18.1	50.4	2.2	2.2	5.3	4.0	15.0	2.7
年齢	18歳未満	80	7.5	57.5	1.3	11.3	3.8	0.0	17.5	1.3
	18～39歳	272	15.8	46.3	1.8	5.1	13.6	2.2	13.6	1.5
	40～64歳	507	11.8	53.5	1.6	3.7	7.5	3.0	16.0	3.0
	65歳以上	816	9.8	60.8	0.4	1.8	7.4	1.5	9.7	8.7
居住地区	昭和	364	11.5	59.3	0.5	3.0	7.1	1.1	11.0	6.3
	長浦	649	12.3	52.1	1.2	4.5	8.5	2.5	14.3	4.6
	根形	167	7.8	62.3	1.2	0.0	7.2	2.4	14.4	4.8
	平岡	180	9.4	57.2	1.1	4.4	8.3	2.8	12.2	4.4
	中川・富岡	145	11.7	65.5	0.0	2.1	3.4	0.0	10.3	6.9

(4) 今後不安に感じていること

問 49 これからのことについて、不安を感じていることがありますか。(○はいくつでも)
【複数回答】

- 「身体のこと」(52.9%) が他を引き離して最も多く、次いで「老後のこと」(37.2%)、「生活費のこと」(32.6%) が続き、「特にない」は 12.4% となっている。
- 障がい種別では、知的で「親などがいなくなること」(46.1%) が最も多く、精神では「生活費のこと」(54.0%) が最も多くなっている。
- 年齢別では、18 歳未満で「学校生活・進路のこと」(57.5%) が最も多く、18～39 歳で「親などがいなくなること」(52.6%) が最も多くなっている。



	(人)	問49 今後不安に感じていること												
		身体のこと	住宅・生活の場所のこと	生活費のこと	介助者のこと	仕事のこと	学校生活・進路のこと	日常生活のこと	結婚や育児のこと	老後のこと	親などがいなくなること	その他	特にない	無回答
全体	1716	52.9	14.1	32.6	14.3	15.4	3.0	23.0	4.7	37.2	22.6	3.3	12.4	5.2
障がいの種類														
身体	1024	65.5	10.2	28.2	16.2	8.9	0.9	20.4	2.3	37.1	11.0	2.3	10.7	6.1
知的	319	25.1	17.9	24.5	13.2	18.2	11.0	25.4	6.0	27.9	46.1	2.8	21.3	2.8
精神	226	46.0	29.6	54.0	17.7	31.9	1.3	33.6	13.7	52.7	43.4	7.1	6.2	1.8
年齢														
18歳未満	80	22.5	17.5	22.5	18.8	36.3	57.5	36.3	13.8	23.8	56.3	5.0	13.8	1.3
18～39歳	272	30.9	22.4	40.1	11.4	33.5	0.7	27.6	14.7	29.0	52.6	4.8	15.4	1.8
40～64歳	507	50.7	22.3	47.1	13.0	24.3	0.6	25.8	5.7	47.3	33.3	3.6	12.2	3.0
65歳以上	816	64.8	5.9	22.4	15.4	2.5	0.0	18.5	0.1	34.9	2.5	2.5	11.5	7.8
居住地区														
昭和	364	56.9	14.8	34.3	17.3	17.6	3.8	26.6	6.6	37.1	21.4	2.7	11.0	4.9
長浦	649	52.7	16.0	31.9	13.9	16.3	3.7	23.4	4.9	36.4	24.2	4.3	13.7	3.5
振形	167	50.3	10.2	28.7	12.0	13.8	1.8	20.4	5.4	37.7	27.5	4.2	7.2	6.6
平岡	180	58.3	12.2	37.2	15.6	14.4	1.1	21.1	2.2	41.1	20.0	1.7	10.6	5.6
中川・富岡	145	49.7	11.0	29.7	13.8	11.0	2.8	17.2	3.4	37.2	20.7	0.7	10.3	7.6

13 成年後見制度について

(1) 成年後見制度を知っているか

問 50 あなたは「成年後見制度」を知っていましたか。(○は1つ)

- 「まったく知らなかった」(40.8%) が約4割を占めて最も多い。
- 以下「目的や内容についても理解している」(27.7%)、「知っていたが目的や内容は知らなかった」(23.1%) の順となっている。
- 年齢別では、65歳以上で「目的や内容についても理解している」(31.3%) が最も多くなっている。

(%)	目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	n
全体	27.7	23.1	40.8	8.3	1716

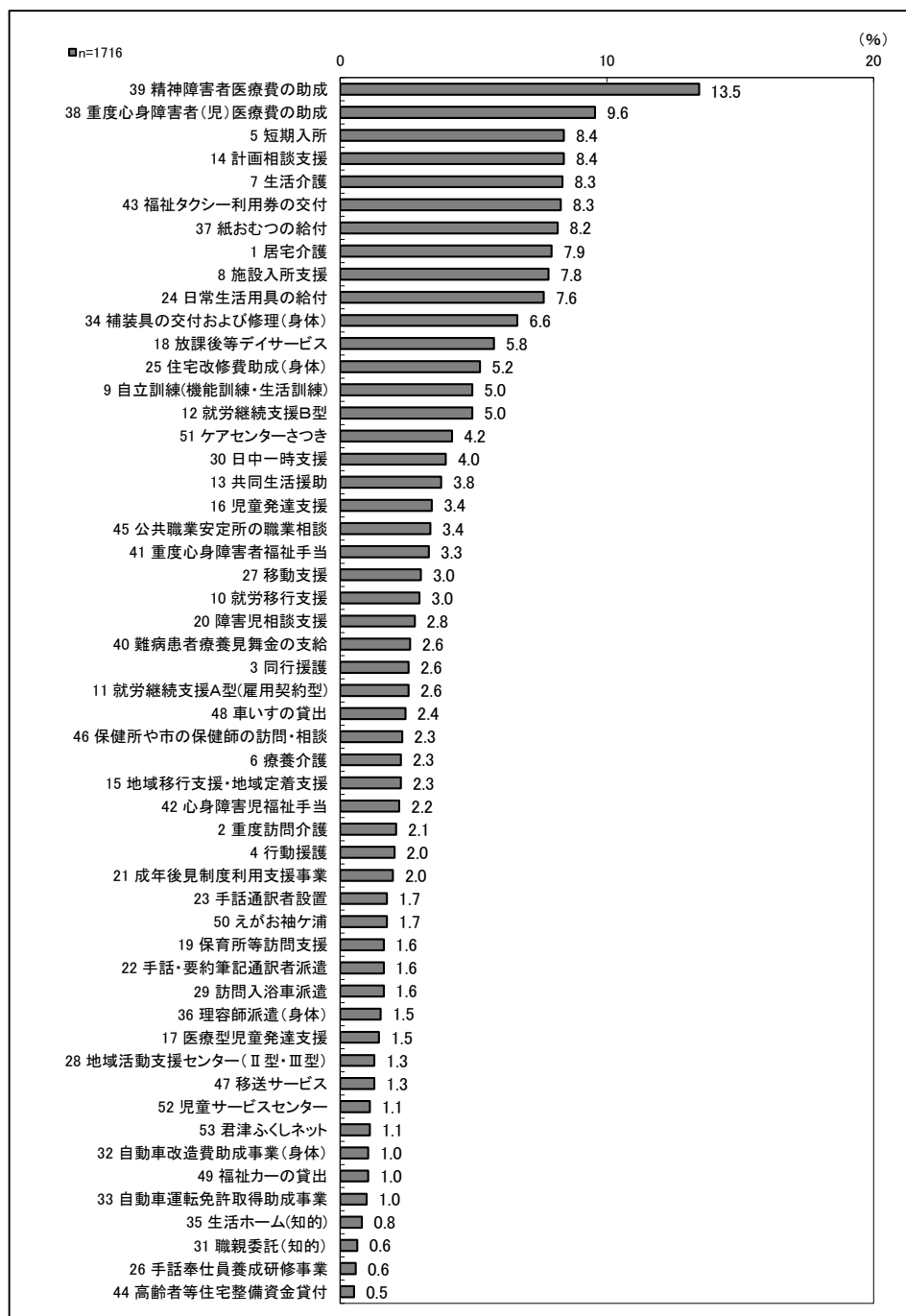
	(人)	問50 成年後見制度を知っているか				
		目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	
全体	1716	27.7	23.1	40.8	8.3	
障がいの種類	身体	1024	31.8	24.3	34.2	9.7
	知的	319	21.6	18.5	55.2	4.7
	精神	226	19.5	21.7	52.2	6.6
年齢	18歳未満	80	33.8	20.0	45.0	1.3
	18～39歳	272	19.5	18.0	59.2	3.3
	40～64歳	507	25.8	22.1	46.5	5.5
	65歳以上	816	31.3	26.1	30.9	11.8
居住地区	昭和	364	32.7	25.8	34.1	7.4
	長浦	649	27.6	23.3	41.8	7.4
	根形	167	32.9	18.0	38.3	10.8
	平岡	180	20.6	28.9	43.3	7.2
	中川・富岡	145	26.2	20.0	44.8	9.0

14 障がいに関するサービスについて

(1) 現在の利用状況について

問 51(1) 現在の利用状況について該当するところの数字を○で囲んでください。

●「利用している」障がい福祉サービスを見ると、「39 精神障害者医療費の助成」が13.5%で最も多く、次いで「38 重度心身障害者(児)医療費の助成」が9.6%、以下「5 短期入所」・「14 計画相談支援」(同率8.4%)などの順となっている。



現在の利用状況について-1 (1~27)

	(%)				n
	利用している	利用したことはない	知らない	無回答	
1 居宅介護	7.9	36.1	18.4	37.6	1716
2 重度訪問介護	28.0	28.6		41.4	1716
3 同行援護	22.4	33.2		41.8	1716
4 行動援護	20.3	35.3		42.4	1716
5 短期入所	8.4	35.6	17.0	39.0	1716
6 療養介護	25.3	30.5		41.8	1716
7 生活介護	8.3	27.1	26.9	37.7	1716
8 施設入所支援	7.8	28.3	25.5	38.4	1716
9 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	29.7	24.2		41.1	1716
10 就労移行支援	22.8	31.9		42.3	1716
11 就労継続支援A型(雇用契約型)	20.2	34.7		42.5	1716
12 就労継続支援B型	20.0	33.4		41.6	1716
13 共同生活援助	32.1	22.7		41.4	1716
14 計画相談支援	8.4	14.6	35.9	41.1	1716
15 地域移行支援・地域定着支援	15.9	38.8		43.1	1716
16 児童発達支援	17.9	35.1		43.6	1716
17 医療型児童発達支援	16.8	37.6		44.2	1716
18 放課後等デイサービス	20.2	31.6		42.5	1716
19 保育所等訪問支援	16.9	37.7		43.8	1716
20 障害児相談支援	20.4	32.9		43.9	1716
21 成年後見制度利用支援事業	23.0	32.2		42.9	1716
22 手話・要約筆記通訳者派遣	17.7	37.0		43.7	1716
23 手話通訳者設置	18.2	36.2		43.8	1716
24 日常生活用具の給付	7.6	21.5	29.9	41.0	1716
25 住宅改修費助成(身体)	24.9	28.6		41.3	1716
26 手話奉仕員養成研修事業	11.1	41.0		47.3	1716
27 移動支援	15.2	36.1		45.7	1716

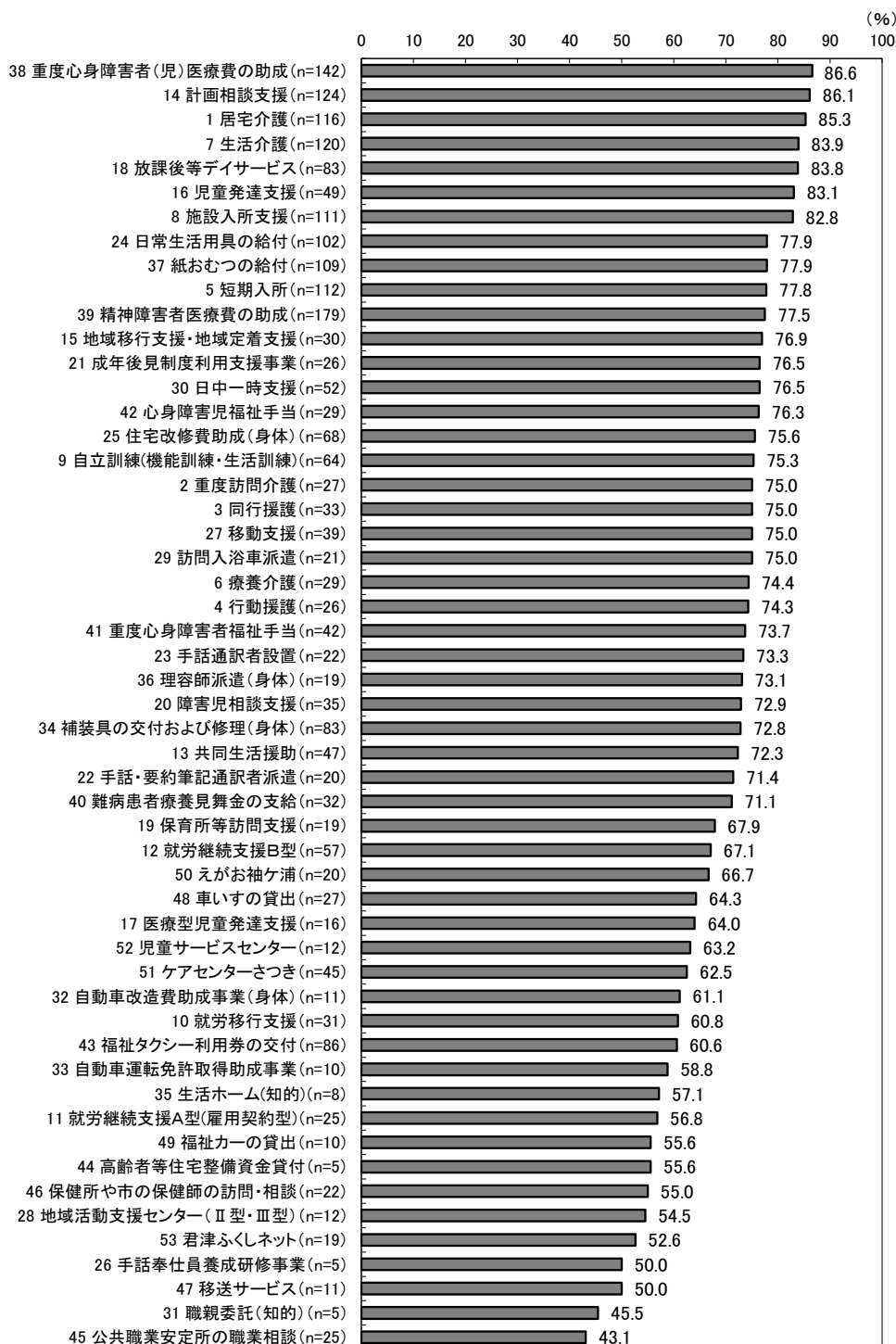
現在の利用状況について-2 (28~53)

	(%)				n
	利用している	利用したことはない	知らない	無回答	
28 地域活動支援センター (Ⅱ型・Ⅲ型)	14.3	37.4	47.0		1716
29 訪問入浴車派遣	28.3	24.1	46.0	11.3	1716
30 日中一時支援	14.5	35.8	45.7	1.6	1716
31 職親委託 (知的)	11.5	40.2	47.7	4.0	1716
32 自動車改造費助成事業 (身体)	18.4	33.6	47.0	0.6	1716
33 自動車運転免許取得助成事業	15.0	36.9	47.1	1.0	1716
34 補装具の交付および修理 (身体)	16.9	31.2	45.2	6.6	1716
35 生活ホーム (知的)	15.0	36.6	47.6	0.8	1716
36 理容師派遣 (身体)	20.9	30.9	46.6	1.5	1716
37 紙おむつの給付	8.2	20.9	43.6	27.3	1716
38 重度心身障害者 (児) 医療費の助成	9.6	16.4	29.1	44.9	1716
39 精神障害者医療費の助成	13.5	17.2	25.4	43.9	1716
40 難病患者療養見舞金の支給	15.1	35.3	47.0	2.6	1716
41 重度心身障害者福祉手当	17.4	32.3	46.9	3.8	1716
42 心身障害児福祉手当	17.5	32.3	47.9	2.2	1716
43 福祉タクシー利用券の交付	8.3	25.5	24.6	41.6	1716
44 高齢者等住宅整備資金貸付	15.6	36.2	47.7	0.5	1716
45 公共職業安定所の職業相談	17.6	31.6	47.4	3.4	1716
46 保健所や市の保健師の訪問・相談	19.0	31.9	46.8	2.3	1716
47 移送サービス	16.6	34.9	47.2	1.3	1716
48 車いすの貸出	21.9	29.1	46.6	2.4	1716
49 福祉カーの貸出	16.1	35.2	47.7	1.0	1716
50 えがお袖ヶ浦	13.2	37.4	47.7	1.7	1716
51 ケアセンターさつき	17.4	32.3	46.1	4.2	1716
52 児童サービスセンター	12.8	38.3	47.8	1.1	1716
53 君津ふくしネット	12.3	39.2	47.4	1.1	1716

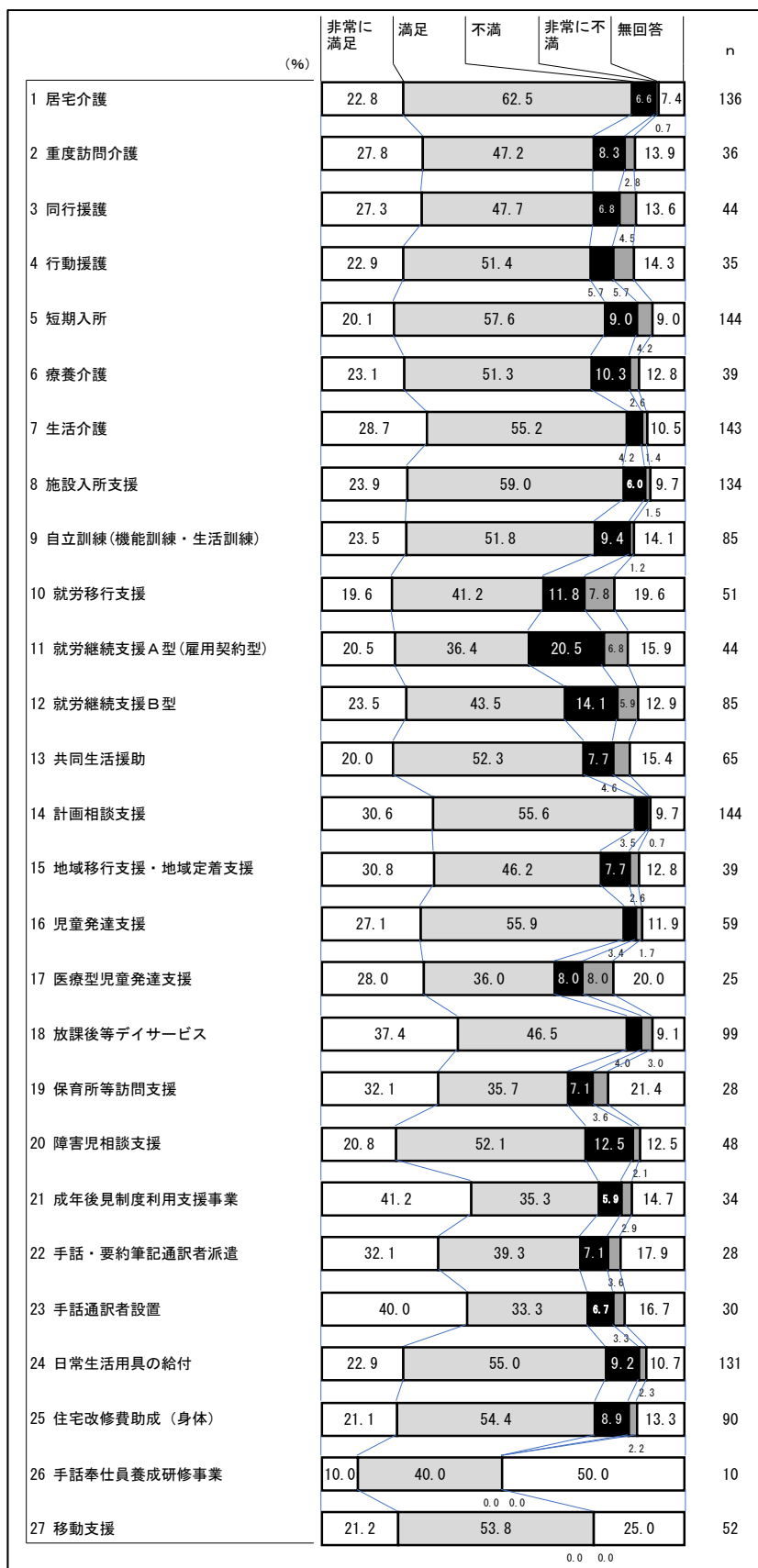
(2) 受けているサービスの満足度について

問 51(2) 受けているサービスの満足度について該当するところの数字を○で囲んでください。

●利用している人の「非常に満足している」と「満足している」をあわせた“満足”を見ると、「38 重度心身障害者（児）医療費の助成」が86.6%で最も多く、次いで「14 計画相談支援」が86.1%、「1 居宅介護」が85.3%となっている。



受けているサービスの満足度について-1 (1~27)



受けているサービスの満足度について-2 (28~53)

(%)	非常に満足	満足	不満	非常に不満	無回答	n
28 地域活動支援センター (Ⅱ型・Ⅲ型)	18.2	36.4	9.1	31.8		22
29 訪問入浴車派遣	32.1	42.9		21.4		28
30 日中一時支援	23.5	52.9		17.6		68
31 職親委託 (知的)	18.2	27.3	9.1	45.5		11
32 自動車改造費助成事業 (身体)	22.2	38.9		33.3		18
33 自動車運転免許取得助成事業	17.6	41.2		41.2		17
34 補装具の交付および修理 (身体)	23.7	49.1		7.0	18.4	114
35 生活ホーム (知的)	7.1	50.0		42.9		14
36 理容師派遣 (身体)	19.2	53.8		23.1		26
37 紙おむつの給付	32.9	45.0	8.6	12.1		140
38 重度心身障害者 (児) 医療費の助成	48.8	37.8		11.0		164
39 精神障害者医療費の助成	29.0	48.5		16.0		231
40 難病患者療養見舞金の支給	11.1	60.0		17.8		45
41 重度心身障害者福祉手当	22.8	50.9	10.5	14.0		57
42 心身障害児福祉手当	36.8	39.5		21.1		38
43 福祉タクシー利用券の交付	21.8	38.7	12.0	9.9	17.6	142
44 高齢者等住宅整備資金貸付	22.2	33.3		44.4		9
45 公共職業安定所の職業相談	39.7	15.5	10.3	31.0		58
46 保健所や市の保健師の訪問・相談	7.5	47.5	12.5	27.5		40
47 移送サービス	18.2	31.8	9.1	40.9		22
48 車いすの貸出	19.0	45.2	7.1	23.8		42
49 福祉カーの貸出	16.7	38.9		38.9		18
50 えがお袖ケ浦	13.3	53.3	10.0	20.0		30
51 ケアセンターさつき	26.4	36.1	8.3	26.4		72
52 児童サービスセンター	26.3	36.8		31.6		19
53 君津ふくしネット	21.1	31.6	10.5	10.5	26.3	19

(3) 福祉サービスに関する意見

問 52 今後、どのような福祉サービスがあったらいいと思いますか。自由にご記入ください。

- 「移動手段の確保」や「移動に係る交通費支援」など、移動支援に関するサービスの充実を求める声が多い。
- 福祉サービスに係る情報提供や就労支援を含めた相談支援体制の充実を求める声も多くあがっている。

主な記述内容

- 病院への移動や買い物に利用できるオンデマンドタクシー、コミュニティバス、福祉タクシーの拡充等、手帳の階級が低い人でも受けられる移動支援サービスの充実 (36 件)
- 移動に係る交通費支援 (36 件)
- 情報提供・相談支援の充実 (17 件)
- 就労支援、ジョブコーチ、就労してからの相談窓口 (15 件)
- 補助具購入や障がい者福祉手当に関する助成金の増額 (15 件)
- 医療にかかる費用の助成拡充・無償化 (9 件)
- 道路、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 (7 件)
- 入所施設の拡充・充実 (7 件)
- 医療的ケアの充実・医療機関における配慮 (6 件)
- ごみ出し・家の片付け・庭木の手入れ等を手伝える日常生活に係る支援サービス (5 件)
- スポーツやゲーム等を気軽にできる場所の確保 (5 件)
- 行政手続きの簡素化 (4 件)
- 配食サービス (4 件)
- 知的、精神、発達障害、高齢者等への理容師派遣等のサービス (4 件)
- リハビリ専用訓練所の設置、リハビリ等の体操・運動、散策ができる場の提供 (3 件)
- 一人ひとりに寄りそう様なきめ細かいサービスの充実 (3 件)
- 災害時の避難支援 (3 件)
- 障がい者への理解促進 (3 件)
- 買い物支援サービス (3 件)
- デイケア・デイサービスの拡充・改善 (2 件)
- 手話通訳者の派遣・手話サークル (2 件)
- 利用しやすいグループホームの拡充 (2 件)
- 旅行・娯楽への介助 (2 件)
- 日中一時支援の充実 (2 件)
- QOLや自立(共生)に向けた講演会や講習会の実施
- おやつ教室
- プライバシー保護の徹底

- 安否確認サービス
- 介助者のあっせん
- 機能訓練の充実
- 県営住宅の環境改善
- 言語発達支援の充実
- 市内における就労継続支援A型施設の設置
- 児童施設に入所している方へのおこづかいの増額
- 児童発達支援施設
- 重度訪問介護（24時間、短期）
- 障がいサービスと介護サービスの併用
- 障がいに対する理解促進
- 障がい児に対する短期入所施設の充実
- 成年後見制度の無料化
- 地域の助け合い意識の向上
- 定期的な家庭訪問
- 発達障害児等療育支援事業の拡充
- 服薬に関する説明
- 文通の介助
- 歩行訓練
- 放課後デイの充実
- 訪問看護、訪問介護 など

(4) 改善して欲しい点・問題点

問 53 現在、市で行っている障がいのある人への施策で、利用しにくいサービスや改善して欲しいサービスがありましたら、サービス名と改善すべき点・問題点を自由にご記入ください。



- 各種障がい福祉サービスや助成制度については、提供施設や受入人数、対象者の拡充を求める声が多くあげられている。
- 問 52 と同様、「タクシー券とガソリン券の選択制への変更(ガソリン券の復活)」や「距離制限、利用枚数制限の撤廃」等移動手段の確保」や「移動に係る交通費支援」など、福祉タクシー・福祉タクシー利用券についての意見が多くなっている。

主な記述内容

サービス等	改善すべき点・問題点
グループホーム	○体験入所の充実、施設の拡充
ショートステイ	○施設・受入人数の拡充
移動支援	○事業所の拡充 ○利用対象者の拡充（下肢障がいだけでは利用できないと言われた等）
日中一時支援	○施設の拡充、手当の増額
就労A型・B型就労	○賃金の増加
就労移行支援	○施設の拡充
同行援護	○随意に支援を受けられる体制の充実（買物に同行を希望）
放課後デイサービス	○施設の拡充
日常生活用具の給付	○限度額の増額 ○更新手続きの簡素化（年2回から1回への変更、オンライン化） ○条件の見直し（年齢で区別している理由が不明）
補装具の交付及び修理	○補装具の質の向上及び公費での交付の回数制限緩和（すぐに修理が必要な状態になってしまう）。 ○金額の拡充と審査の緩和。
紙おむつの給付	○給付対象者の条件等の透明化
理容師派遣	○対象者の拡充
車いすの貸出	○手続きの簡素化（介護保険の手続きを不要とするなど） ○貸出の台数や回数に係る条件の緩和
入浴サービス	○コロナ、インフルエンザ・ノロ等での受入不可の回避
住宅改修	○災害発生後の対応（「何か困りごとはないですか」の連絡がほしかった。）

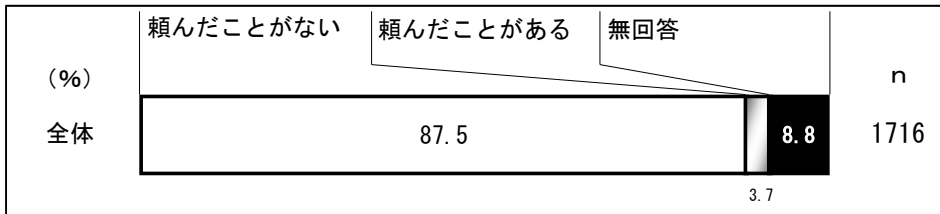
サービス等	改善すべき点・問題点
医療費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○更新手続きの簡素化（行政センターでの受付、書類の郵送による手続き、オンライン化） ○支給条件の緩和 ○申請から入金までの期間の短縮
福祉カーの貸出	<ul style="list-style-type: none"> ○（時々貸りる事ができないため）台数の増加
福祉タクシー・福祉タクシー利用券	<ul style="list-style-type: none"> ○金額の細分化（500円→500円と100円） ○連絡方法の改善 ○手続きの簡素化 ○タクシー券とガソリン券の選択制への変更（ガソリン券の復活） ○距離制限、利用枚数制限の撤廃 ○利用対象者の拡充 ○枚数の増加 ○年間利用できる、割引券の発行。
窓口対応、相談支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○対応の悪さや対応の遅さ、当人への配慮等の改善 ○休日の受付、開設時間の延長 ○障がいの程度に応じた専門員の配置 ○法テラスと契約している弁護士の導入等（法律相談） ○公共職業安定所の職業相談対応の改善
障がい福祉サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス内容の周知徹底 ○精神障がいによるケガや体の異常が生じたときの対応項目の追加 ○オンライン申請の導入
公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレ環境の改善 ○障がい者用駐車スペースの増加
医療的ケア等	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の改善 ○市内への医療的ケアを必要な児者の施設の設置

15 ボランティアについて

(1) ボランティアに介助を頼んだこと

問 54 あなたは今までに、社会福祉協議会などのボランティアに介助を頼んだことがありますか。(○は1つ)

- 「頼んだことがない」(87.5%) が9割弱を占めて多い。
- 「頼んだことがある」は3.7%にとどまる。

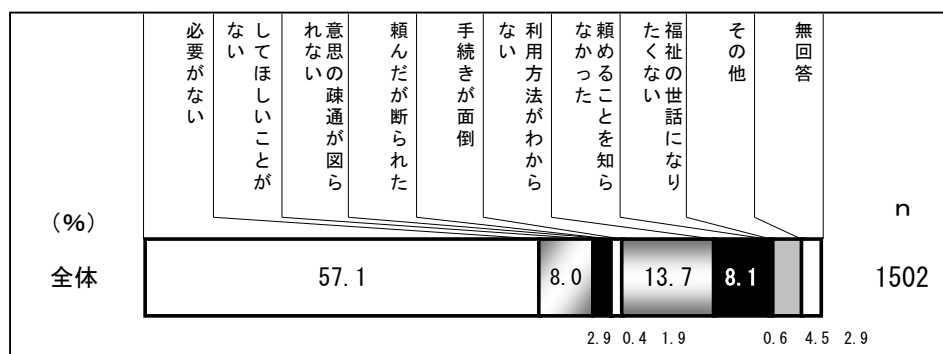


	(人)	問54 ボランティアに介助を頼んだこと			
		頼んだことがない	頼んだことがある	無回答	
全体	1716	87.5	3.7	8.8	
障がいの種類	身体	1024	86.4	3.7	9.9
	知的	319	91.2	4.4	4.4
	精神	226	88.9	5.3	5.8
年齢	18歳未満	80	93.8	2.5	3.8
	18～39歳	272	91.2	5.1	3.7
	40～64歳	507	89.5	4.5	5.9
	65歳以上	816	84.8	2.9	12.3
居住地区	昭和	364	87.4	4.4	8.2
	長浦	649	87.8	4.5	7.7
	根形	167	91.0	1.2	7.8
	平岡	180	90.0	2.2	7.8
	中川・富岡	145	87.6	2.8	9.7

(2) 頼んだことがない理由

問55 (問54で「1 頼んだことがない」と答えた方へ) 社会福祉協議会などのボランティアに頼んだことがないのは、なぜですか。(○は1つ)

- 「必要がない」(57.1%) が6割弱を占めて最も多い。
- 以下「利用方法がわからない」(13.7%)、「頼めることを知らなかった」(8.1%)、「して欲しいことがない」(8.0%)、「意思の疎通が図られない」(2.9%)、「手続きが面倒」(1.9%)などの順となっている。



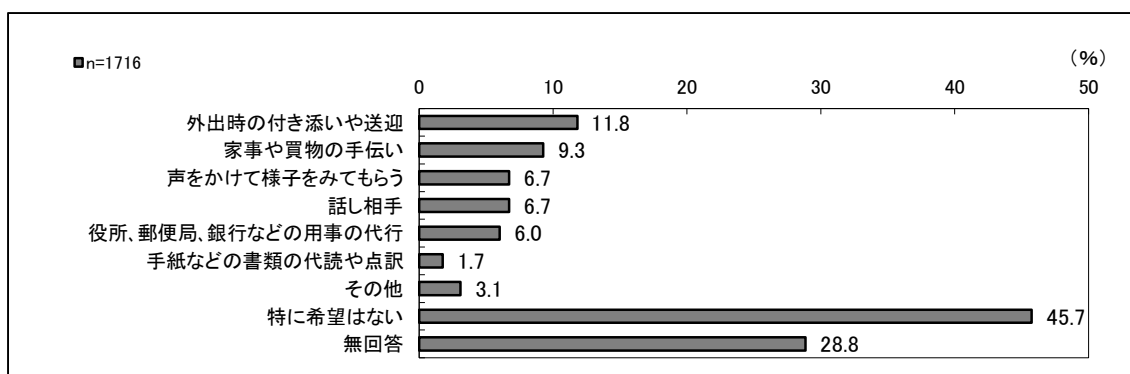
	(人)	問55 頼んだことがない理由						
		必要がない	してほしいことがない	意思の疎通が図られない	頼んだが断られた	手続きが面倒	利用方法がわからない	
全体	1502	57.1	8.0	2.9	0.4	1.9	13.7	
障がいの種類	身体	885	56.2	9.5	2.4	0.5	2.1	12.7
	知的	291	47.8	6.9	6.9	0.7	2.7	16.2
	精神	201	44.8	10.0	3.0	0.0	2.0	20.4
年齢	18歳未満	75	53.3	1.3	2.7	2.7	1.3	17.3
	18～39歳	248	58.5	6.5	3.6	0.0	2.0	12.9
	40～64歳	454	59.0	7.0	2.2	0.2	2.4	15.9
	65歳以上	692	56.5	10.0	2.6	0.4	1.6	12.3
居住地区	昭和	318	53.5	10.4	1.9	0.3	0.9	14.8
	長浦	570	58.4	6.3	2.5	0.9	1.8	13.5
	根形	152	53.3	11.2	5.9	0.0	2.6	9.9
	平岡	162	54.3	9.3	3.1	0.0	3.1	17.3
	中川・富岡	127	64.6	4.7	1.6	0.0	3.1	12.6

	(人)	問55 頼んだことがない理由				
		頼めることを知らなかった	福祉の世話になりたくない	その他	無回答	
全体	1502	8.1	0.6	4.5	2.9	
障がいの種類	身体	885	8.9	0.7	3.7	3.4
	知的	291	7.2	0.0	7.6	4.1
	精神	201	9.0	2.5	4.5	4.0
年齢	18歳未満	75	16.0	0.0	1.3	4.0
	18～39歳	248	5.6	0.8	7.7	2.4
	40～64歳	454	6.6	1.1	4.2	1.3
	65歳以上	692	9.1	0.3	3.8	3.5
居住地区	昭和	318	11.9	0.9	2.2	3.1
	長浦	570	8.4	0.0	5.4	2.8
	根形	152	7.2	1.3	5.3	3.3
	平岡	162	5.6	0.6	4.9	1.9
	中川・富岡	127	3.9	0.8	4.7	3.9

(3) ボランティアに頼みたいこと

問 56 あなたが、社会福祉協議会などのボランティアに頼みたいことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「特に希望はない」(45.7%)が他を引き離して最も多くなっている。
- ボランティアに頼みたいこととしては、「外出時の付き添いや送迎」(11.8%)、「家事や買物の手伝い」(9.3%)、「声をかけて様子をみてもらう」・「話し相手」(同率6.7%)などの順となっている。
- 障がい種別では、精神で「家事や買物の手伝い」が16.8%と他の障がい種別に比べて多くなっている。
- 年齢別では、18歳未満で「声をかけて様子をみてもらう」が18.8%、「外出時の付き添いや送迎」が22.5%と多年齢区分に比べて多くなっている。



	(人)	問56 ボランティアに頼みたいこと									
		声をかけて様子をみてもらう	話し相手	外出時の付き添いや送迎	手紙などの書類の代読や点訳	家事や買物の手伝い	役所、郵便局、銀行などの用事の代行	その他	特に希望はない	無回答	
全体	1716	6.7	6.7	11.8	1.7	9.3	6.0	3.1	45.7	28.8	
障がいの種類	身体	1024	6.5	6.1	11.8	1.2	8.2	4.7	3.1	43.8	31.3
	知的	319	9.7	7.5	18.5	3.4	7.8	6.0	2.2	43.6	25.7
	精神	226	11.1	13.7	13.7	2.2	16.8	11.9	4.0	40.7	23.5
年齢	18歳未満	80	18.8	7.5	22.5	7.5	11.3	8.8	3.8	45.0	17.5
	18～39歳	272	4.8	8.8	13.6	1.8	8.5	5.1	2.2	49.6	24.3
	40～64歳	507	6.5	7.7	11.0	1.8	11.2	8.1	2.8	49.7	25.0
	65歳以上	816	5.8	5.5	10.5	1.0	8.2	4.8	3.7	42.8	33.2
居住地区	昭和	364	6.3	6.9	14.3	1.9	10.2	7.1	1.9	48.6	26.1
	長浦	649	6.8	7.7	11.7	1.8	9.4	6.3	3.7	46.5	27.1
	根形	167	3.0	3.6	7.8	0.0	6.0	2.4	4.8	49.1	30.5
	平岡	180	10.6	8.9	15.0	4.4	10.0	7.2	4.4	37.8	27.2
	中川・富岡	145	6.2	6.2	12.4	0.7	7.6	5.5	2.1	45.5	31.7

16 障がいのある人に対する差別の解消について

(1) 障害者差別解消法を知っているか

問 57 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っていましたか。（○は1つ）

- 「まったく知らなかった」（54.6%）が5割台半ばを占めて最も多い。
- 「知っていたが目的や内容は知らなかった」（22.6%）は2割強、「目的や内容についても理解している」（11.2%）は約1割となっている。
- 年齢別では、18歳未満で「目的や内容についても理解している」が26.3%と他の年齢区分に比べて多くなっている。

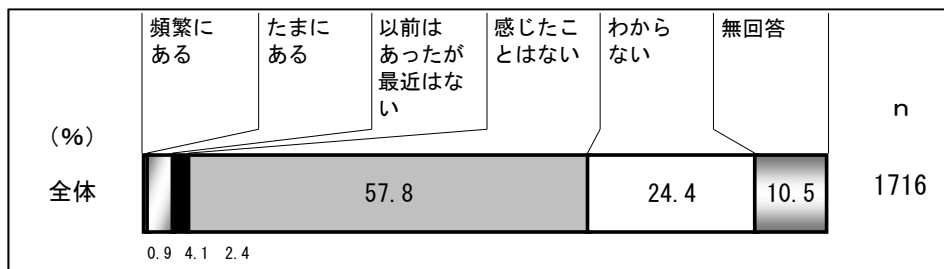
(%)	目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	n
全体	11.2	22.6	54.6	11.6	1716

	(人)	問57 障害者差別解消法を知っているか				
		目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	
全体	1716	11.2	22.6	54.6	11.6	
障がいの種類	身体	1024	11.5	26.1	49.1	13.3
	知的	319	11.3	17.9	63.9	6.9
	精神	226	9.7	19.9	62.8	7.5
年齢	18歳未満	80	26.3	22.5	50.0	1.3
	18～39歳	272	9.2	19.5	67.3	4.0
	40～64歳	507	11.2	19.5	61.7	7.5
	65歳以上	816	10.4	25.6	47.3	16.7
居住地区	昭和	364	12.9	28.3	49.2	9.6
	長浦	649	10.5	19.6	57.6	12.3
	根形	167	13.8	21.0	56.3	9.0
	平岡	180	10.0	23.9	55.0	11.1
	中川・富岡	145	11.7	26.2	48.3	13.8

(2) 市役所や公共施設で差別を受けたこと

問 58 あなたは、市役所や公民館など袖ヶ浦市の施設で障がいがあることを理由に、不当な「差別的取扱い」を受けたと感じたことがありますか。(○は1つ)

- 「感じたことはない」(57.8%)が6割弱を占めて最も多い。
- 「たまにある」(4.1%)と「頻繁にある」(0.9%)を合わせた“ある”(5.0%)は1割未満。
- 障がい種別では、精神で「たまにある」が8.4%、「以前はあったが最近はない」が5.3%と、他の障がい種別に比べて多くなっている。



	(人)	問58 市役所や公共施設で差別を受けたこと						
		頻繁にある	たまにある	以前はあったが最近はない	感じたことはない	わからない	無回答	
全体	1716	0.9	4.1	2.4	57.8	24.4	10.5	
障がいの種類	身体	1024	0.5	4.0	2.1	62.1	19.7	11.6
	知的	319	1.6	4.7	2.8	45.1	40.1	5.6
	精神	226	2.2	8.4	5.3	51.8	24.8	7.5
年齢	18歳未満	80	0.0	2.5	2.5	61.3	30.0	3.8
	18～39歳	272	2.6	5.9	3.3	47.4	36.8	4.0
	40～64歳	507	1.0	6.9	3.0	55.6	25.2	8.3
	65歳以上	816	0.4	2.1	1.6	63.8	18.4	13.7
居住地区	昭和	364	0.8	3.0	2.2	64.6	20.1	9.3
	長浦	649	1.2	4.3	2.8	56.5	24.8	10.3
	根形	167	0.0	2.4	1.8	60.5	28.7	6.6
	平岡	180	0.6	5.0	2.2	57.8	22.2	12.2
	中川・富岡	145	0.7	4.8	2.1	55.9	26.2	10.3

(3) 市役所や公共施設は合理的な配慮が足りないと思うか

問 59 あなたは、市役所や公民館など市の施設は障がいのある人に対する「合理的な配慮」が足りないと思いますか。(○は1つ)

- 「わからない」(49.7%) が約5割を占めて最も多くなっている。
- 「以前からよく配慮してくれる」(16.5%) と「以前より最近はよく配慮してくれる」(5.9%) を合わせた“配慮してくれる” (22.4%)。2割強となっている。
- 「少し足りない」(11.7%) と「まったく足りない」(4.1%) を合わせた“配慮が足りない” (15.8%) 1割台半ばとなっている。

(%)	まったく 足りない	少し足り ない	以前より 最近はよ く配慮し てくれる	以前から よく配慮 してくれ る	わか らな い	無回答	n
全体	11.7	5.9	16.5	49.7	12.1	1716	

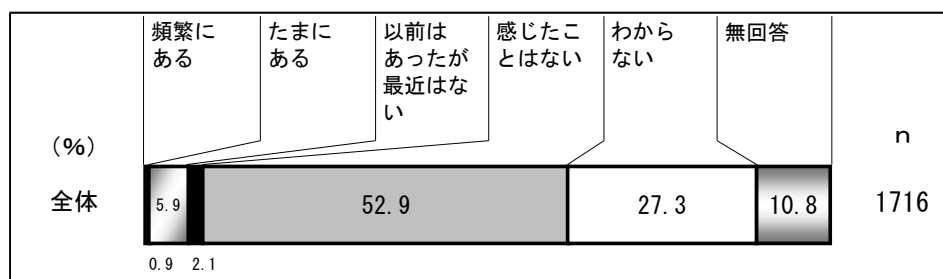
4.1

	(人)	問59 市役所や公共施設は合理的な配慮が足りないと思うか						
		まったく 足りない	少し足り ない	以前より 最近はよ く配慮し てくれる	以前から よく配慮 してくれ る	わか らな い	無回答	
全体	1716	4.1	11.7	5.9	16.5	49.7	12.1	
障がいの種類	身体	1024	3.6	11.7	6.7	16.4	47.5	14.1
	知的	319	5.0	11.6	3.8	16.9	56.4	6.3
	精神	226	7.1	17.3	5.3	17.7	44.2	8.4
年齢	18歳未満	80	0.0	8.8	6.3	17.5	62.5	5.0
	18～39歳	272	4.0	14.7	2.6	15.1	58.8	4.8
	40～64歳	507	6.5	15.0	4.7	13.8	51.5	8.5
	65歳以上	816	2.9	9.4	7.8	18.5	45.0	16.3
居住地区	昭和	364	1.9	12.4	7.4	17.3	50.5	10.4
	長浦	649	4.9	11.6	4.6	17.1	50.5	11.2
	根形	167	3.0	11.4	6.0	15.0	55.7	9.0
	平岡	180	4.4	12.2	11.1	12.2	45.0	15.0
	中川・富岡	145	4.1	14.5	4.8	21.4	42.8	12.4

(4) 市内の店舗や事業所で差別を受けたこと

問 60 あなたは、市内の店舗や民間の事業所などで障がいがあることを理由に不当な「差別的取扱い」を受けたと感じたことがありますか。(○は1つ)

- 「感じたことはない」(52.9%)が5割強を占めて最も多い。
- 一方、「たまにある」(5.9%)と「頻繁にある」(0.9%)を合わせた“ある”(6.8%)は1割未満、「わからない」(27.3%)は3割弱となっている。



		(人)	問60 市内の店舗や事業所で差別を受けたこと					
			頻繁にある	たまにある	以前はあったが最近はない	感じたことはない	わからない	無回答
全体		1716	0.9	5.9	2.1	52.9	27.3	10.8
障がいの種類	身体	1024	0.3	5.4	1.5	59.1	21.7	12.1
	知的	319	1.9	9.4	2.8	37.0	42.3	6.6
	精神	226	2.2	11.5	3.5	44.7	29.6	8.4
年齢	18歳未満	80	1.3	7.5	1.3	48.8	37.5	3.8
	18～39歳	272	1.8	9.9	2.2	39.7	41.2	5.1
	40～64歳	507	1.2	8.1	3.9	51.1	28.4	7.3
	65歳以上	816	0.5	3.3	1.1	60.2	20.2	14.7
居住地区	昭和	364	0.3	4.9	2.7	58.8	23.6	9.6
	長浦	649	1.4	6.5	2.5	51.8	27.9	10.0
	根形	167	0.6	3.6	2.4	56.3	29.3	7.8
	平岡	180	1.7	7.2	0.6	52.8	25.0	12.8
	中川・富岡	145	0.0	6.9	2.1	49.7	30.3	11.0

(5) 市内の店舗や事業所は合理的な配慮が足りないと思うか

問 61 あなたは、市内の店舗や事業所などは障がいのある人に対する「合理的な配慮」が足りないと思いますか。(○は1つ)

- 「わからない」(55.6%) が5割台半ばを占めて最も多くなっている。
- 「以前からよく配慮してくれる」(11.0%) と「以前より最近はよく配慮してくれる」(5.4%) を合わせた“配慮してくれる” (16.4%) 1割台半ばとなっている。
- 「少し足りない」(12.3%) と「まったく足りない」(3.5%) を合わせた“配慮が足りない” (15.8%) 1割台半ばとなっている。

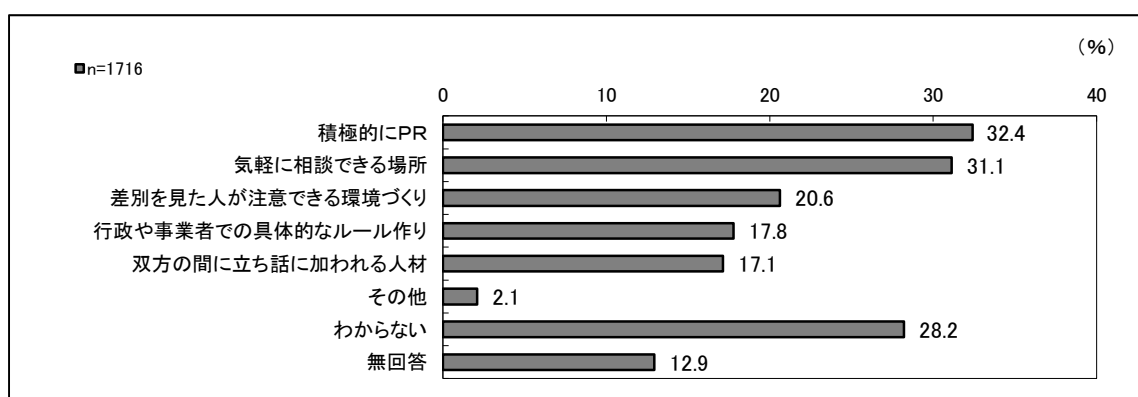
(%)	まったく足りない	少し足りない	以前より最近はよく配慮してくれる	以前からよく配慮してくれる	わからない	無回答	n
全体	12.3	5.4	11.0	55.6	12.2	3.5	1716

		(人)	問61 市内の店舗や事業所は合理的な配慮が足りないと思うか					
			まったく足りない	少し足りない	以前より最近はよく配慮してくれる	以前からよく配慮してくれる	わからない	無回答
全体		1716	3.5	12.3	5.4	11.0	55.6	12.2
障がいの種類	身体	1024	2.7	11.4	6.7	11.1	54.0	14.0
	知的	319	4.4	14.1	3.8	11.9	58.3	7.5
	精神	226	7.5	13.7	4.4	8.8	56.6	8.8
年齢	18歳未満	80	1.3	13.8	1.3	10.0	70.0	3.8
	18～39歳	272	5.1	16.2	2.9	11.4	58.8	5.5
	40～64歳	507	5.9	13.2	5.1	9.1	59.0	7.7
	65歳以上	816	1.7	10.3	7.0	12.0	52.1	16.9
居住地区	昭和	364	2.7	12.1	7.1	11.3	56.3	10.4
	長浦	649	3.4	14.3	4.3	10.0	56.9	11.1
	根形	167	1.8	11.4	3.0	11.4	62.9	9.6
	平岡	180	5.0	10.6	8.9	10.0	51.7	13.9
	中川・富岡	145	3.4	11.0	6.2	11.7	55.2	12.4

(6) 障害者差別解消法推進のために必要なこと

問 62 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を推進するためには、どういったことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）【複数回答】

- 「積極的にPR」(32.4%)が最も多く、次いで「気軽に相談できる場所」(31.1%)が続く。
- 以下「差別を見た人が注意できる環境づくり」(20.6%)、「行政や事業者での具体的なルール作り」(17.8%)、「双方の間に立ち話に加われる人材」(17.1%)などの順となっている。



	(人)	問62 障害者差別解消法推進のために必要なこと								
		積極的にPR	気軽に相談できる場所	差別を見た人が注意できる環境づくり	行政や事業者での具体的なルール作り	双方の間に立ち話に加われる人材	その他	わからない	無回答	
全体	1716	32.4	31.1	20.6	17.8	17.1	2.1	28.2	12.9	
障がいの種類	身体	1024	31.6	29.6	18.6	16.3	13.8	1.8	27.3	14.6
	知的	319	30.7	32.9	23.8	16.3	18.5	1.9	37.6	6.3
	精神	226	34.5	37.6	26.1	25.2	26.1	6.2	23.0	7.5
年齢	18歳未満	80	48.8	37.5	28.8	25.0	21.3	2.5	27.5	1.3
	18～39歳	272	32.7	42.6	28.3	20.2	23.9	2.6	28.3	5.1
	40～64歳	507	37.9	35.7	22.7	22.9	21.1	3.4	28.2	7.7
	65歳以上	816	28.2	24.4	16.5	13.5	12.4	1.0	28.4	18.6
居住地区	昭和	364	34.9	33.8	22.0	18.7	16.5	1.9	24.2	11.3
	長浦	649	33.0	32.2	20.8	17.4	17.9	2.0	29.7	12.0
	根形	167	33.5	26.9	19.2	16.8	13.8	2.4	30.5	10.8
	平岡	180	32.2	31.1	21.7	17.8	15.0	2.8	28.3	14.4
	中川・富岡	145	29.0	27.6	16.6	17.2	20.0	0.7	25.5	15.2

17 障がいのある人に対する虐待の防止について

(1) 障害者虐待防止法を知っているか

問 63 あなたは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を知っていましたか。（○は1つ）

- 「まったく知らなかった」（50.1%）が約5割を占めて最も多い。
- 「知っていたが目的や内容は知らなかった」（24.8%）は2割台半ば、「目的や内容についても理解している」（13.9%）は1割強となっている。

(%)	目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	n
全体	13.9	24.8	50.1	11.2	1716

		(人)	問63 障害者虐待防止法を知っているか			
			目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答
	全体	1716	13.9	24.8	50.1	11.2
障がいの種類	身体	1024	14.2	28.1	45.0	12.7
	知的	319	14.7	23.2	54.9	7.2
	精神	226	11.9	20.8	59.7	7.5
年齢	18歳未満	80	16.3	30.0	51.3	2.5
	18～39歳	272	16.2	21.3	58.5	4.0
	40～64歳	507	13.0	19.7	60.2	7.1
	65歳以上	816	13.4	29.0	41.7	15.9
居住地区	昭和	364	14.0	24.2	51.9	9.9
	長浦	649	12.5	25.1	51.8	10.6
	根形	167	15.6	24.0	51.5	9.0
	平岡	180	13.3	30.0	45.0	11.7
	中川・富岡	145	20.0	20.7	47.6	11.7

(2) 虐待に該当する行為を知っていたか

問 64 以下に示す行為は、すべて虐待の対象になります。

- ・障がいのある人に暴行（殴る・蹴る・正当な理由なく縛るなど）を加える。
- ・障がいのある人にわいせつな行為（性的行為・裸にするなど）を強要する。
- ・障がいのある人に対し、心理的外傷（暴言・差別的言動・無視など）を与える。
- ・養護の必要な障がいのある人を衰弱させるような放置・放任をする。
- ・障がいのある人の財産を不当に処分する。または障がいのある人から不当に財産上の利益を得る。

これらの行為が、虐待に該当することを知っていましたか。（○は1つ）



- 「いくつか知っていた」(41.1%) が約4割を占めて最も多い。
- 「知らなかった」(23.8%) と「全て知っていた」(22.5%) は2割強となっている。
- 障がい種別では、知的で「知らなかった」(35.7%) が最も多くなっている。
- 年齢別では、18歳未満で「全て知っていた」(35.0%) が最も多くなっている。

(%)	全て知っていた	いくつか知っていた	知らなかった	無回答	n
全体	22.5	41.1	23.8	12.6	1716

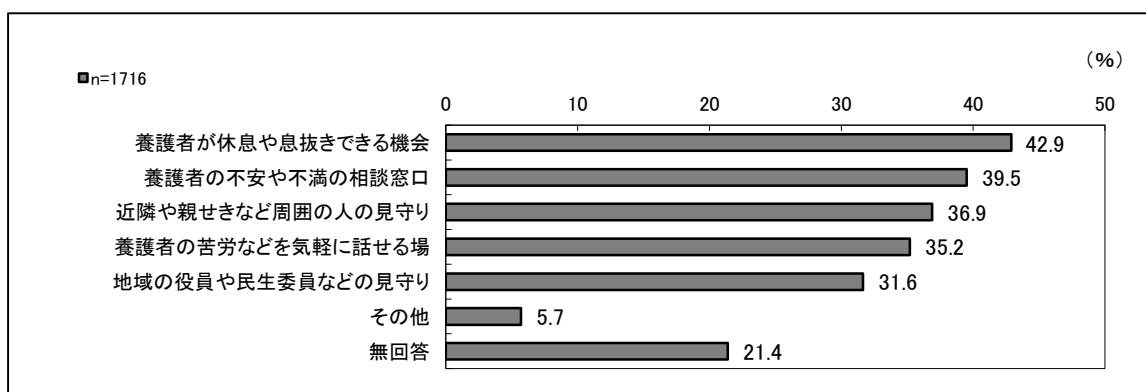
	(人)	問64 虐待に該当する行為を知っていたか				
		全て知っていた	いくつか知っていた	知らなかった	無回答	
全体	1716	22.5	41.1	23.8	12.6	
障がいの種類	身体	1024	22.2	43.8	19.6	14.5
	知的	319	24.1	32.6	35.7	7.5
	精神	226	18.6	45.6	27.4	8.4
年齢	18歳未満	80	35.0	33.8	28.8	2.5
	18～39歳	272	26.8	40.4	27.2	5.5
	40～64歳	507	22.3	40.0	29.8	7.9
	65歳以上	816	20.1	43.8	18.4	17.8
居住地区	昭和	364	24.5	41.8	22.5	11.3
	長浦	649	21.3	41.3	25.4	12.0
	根形	167	23.4	45.5	21.6	9.6
	平岡	180	22.2	45.0	20.6	12.2
	中川・富岡	145	22.8	38.6	24.1	14.5

(3) 虐待をなくすためにすべきこと

問 65 障がいのある人に対する虐待は、障がいのある人にとって日常的に最も身近な養護者（介助者）が虐待の行為者になる場合があり、その背景には、養護者の「介護疲れ」や養護者に対する「周囲の理解不足」「サポートの不足」など、不安や不満を抱え込んで苦しんでいるということもあるようです。

市では、短期入所や通所サービスなど養護者の負担を軽減するサービスを提供したり、障がいに関する不安や不満を相談する窓口を開設するなどの対策をしておりますが、あなたは障がいのある人に対する虐待をなくすにはどうしたらいいと思いますか。（〇はいくつでも）【複数回答】

- 「養護者が休息や息抜きできる機会」（42.9%）が最も多く、次いで「養護者の不安や不満の相談窓口」（39.5%）、「近隣や親せきなど周囲の人の見守り」（36.9%）が続く。
- 年齢別では 65 歳以上で「近隣や親せきなど周囲の人の見守り」（36.9%）が最も多くなっている。



	(人)	問65 虐待をなくすためにすべきこと						その他	無回答
		近隣や親せきなど周囲の人の見守り	地域の役員や民生委員などの見守り	養護者の不安や不満の相談窓口	養護者の苦労などを気軽に話せる場	養護者が休息や息抜きできる機会			
全体	1716	36.9	31.6	39.5	35.2	42.9	5.7	21.4	
障がいの種類	身体	1024	38.2	31.6	35.5	34.7	39.8	3.8	24.3
	知的	319	31.3	23.8	40.4	31.3	43.9	11.9	16.9
	精神	226	37.2	37.2	47.3	35.4	48.7	7.5	15.0
年齢	18歳未満	80	33.8	30.0	43.8	42.5	61.3	6.3	10.0
	18～39歳	272	33.8	29.8	51.5	42.3	54.8	10.3	10.3
	40～64歳	507	39.3	34.5	45.4	39.8	45.6	7.5	16.0
	65歳以上	816	36.6	30.9	32.2	29.8	36.2	3.1	28.8
居住地区	昭和	364	41.5	36.0	46.7	38.5	47.8	2.2	15.7
	長浦	649	36.1	32.8	39.8	35.4	43.3	8.0	20.5
	根形	167	34.7	25.1	36.5	33.5	39.5	6.6	22.2
	平岡	180	36.1	33.3	33.9	36.7	42.8	5.6	22.8
	中川・富岡	145	34.5	27.6	31.0	28.3	37.9	2.1	28.3

18 障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて

(1) 障がいのある人の暮らしやすさ

問 66 あなたは、障がいのある人にとって現在の地域社会が暮らしやすいものであると思いますか。(○は1つ)

- 「暮らしやすいとは思わない」(48.0%)が5割弱を占めて多い。
- 「暮らしやすいと思う」(36.5%)は3割台半ばとなっている。
- 障がい種別では、精神で「暮らしやすいとは思わない」が57.5%と特に多くなっている。

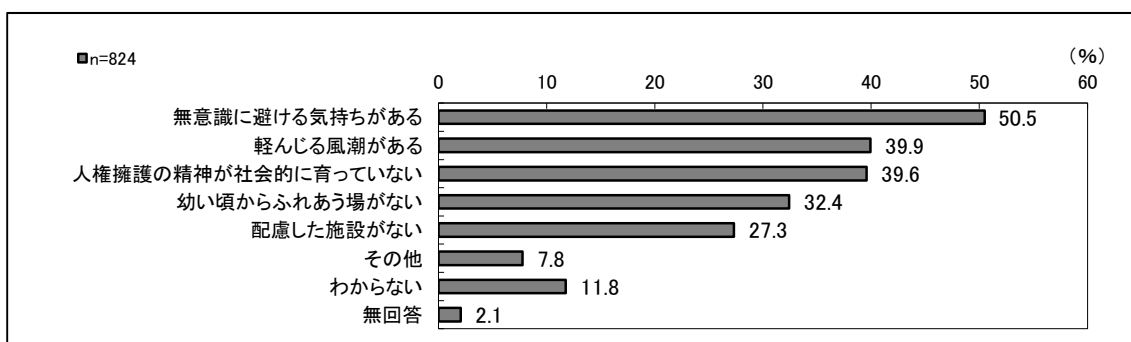
(%)	暮らしやすいとは思わない	暮らしやすいと思う	無回答	n
全体	48.0	36.5	15.4	1716

		(人)	問66 障がいのある人の暮らしやすさ		
			暮らしやすいとは思わない	暮らしやすいと思う	無回答
全体		1716	48.0	36.5	15.4
障がいの種類	身体	1024	47.0	35.3	17.8
	知的	319	48.6	42.9	8.5
	精神	226	57.5	35.0	7.5
年齢	18歳未満	80	57.5	33.8	8.8
	18～39歳	272	55.1	39.0	5.9
	40～64歳	507	52.9	37.1	10.1
	65歳以上	816	42.2	36.3	21.6
居住地区	昭和	364	49.2	36.3	14.6
	長浦	649	47.8	37.8	14.5
	根形	167	52.1	35.9	12.0
	平岡	180	52.2	33.3	14.4
	中川・富岡	145	43.4	38.6	17.9

(2) 暮らしやすい理由

問 67 (問 66 で「1 暮らしやすいとは思わない」と回答した方へ) 今の地域社会が障がいのある人にとって暮らしやすいと思う理由は、どのようなことだと思いますか。(〇はいくつでも) 【複数回答】

- 「無意識に避ける気持ちがある」(50.5%) が最も多く、次いで「軽んじる風潮がある」(39.9%)、「人権擁護の精神が社会的に育っていない」(39.6%) が続く。
- 以下「幼い頃からふれあう場がない」(32.4%)、「配慮した施設がない」(27.3%) の順となっている。

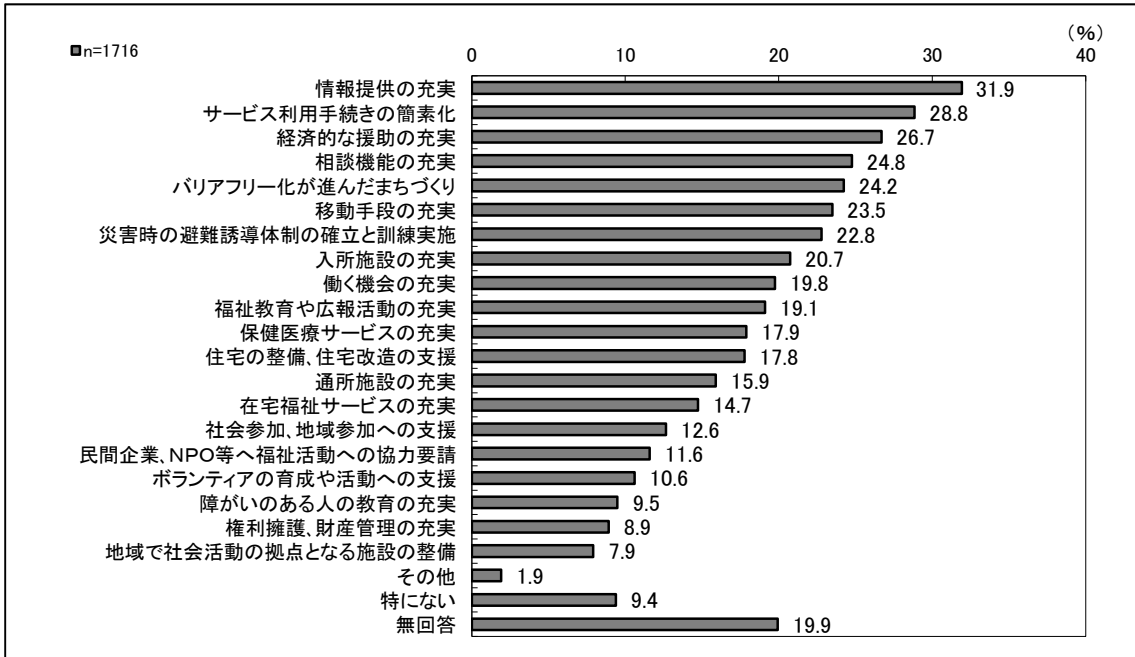


	(人)	問67 暮らしやすい理由								
		人権擁護の精神が社会的に育っていない	軽んじる風潮がある	幼い頃からふれあう場がない	配慮した施設がない	無意識に避ける気持ちがある	その他	わからない	無回答	
全体	824	39.6	39.9	32.4	27.3	50.5	7.8	11.8	2.1	
障がいの種類	身体	481	36.0	36.6	30.1	27.0	46.2	7.7	12.7	2.7
	知的	155	37.4	35.5	41.3	30.3	55.5	7.7	14.2	1.9
	精神	130	47.7	46.9	30.8	26.2	51.5	15.4	6.2	3.1
年齢	18歳未満	46	34.8	23.9	47.8	37.0	56.5	4.3	13.0	2.2
	18～39歳	150	46.0	43.3	40.7	27.3	60.7	8.0	7.3	1.3
	40～64歳	268	43.3	44.4	34.3	23.9	48.9	11.6	11.9	2.6
	65歳以上	344	34.9	36.6	25.0	28.2	45.9	5.2	13.1	2.0
居住地区	昭和	179	39.7	40.8	38.0	29.6	54.7	6.7	7.8	2.2
	長浦	310	41.0	43.2	31.9	26.8	51.0	8.7	11.0	2.6
	根形	87	36.8	35.6	27.6	25.3	46.0	6.9	17.2	0.0
	平岡	94	39.4	33.0	25.5	30.9	45.7	8.5	13.8	3.2
	中川・富岡	63	31.7	36.5	28.6	23.8	42.9	6.3	9.5	1.6

(3) 障がいのある人のために充実して欲しいこと

問 68 障がいのある人に対する市の施策として、今後、特に充実して欲しいと思うことは何ですか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「情報提供の充実」(31.9%) が最も多く、次いで「サービス利用手続きの簡素化」(28.8%)、「経済的な援助の充実」(26.7%) が続く。
- 障がい種別では、知的で「入所施設の充実」(32.3%) が最も多く、年齢別では18歳未満で「働く機会の充実」(46.3%) が最も多くなっている。



	(人)	問68 障がいのある人のために充実してほしいこと											
		情報提供の充実	相談機能の充実	権利擁護、財産管理の充実	サービス利用手続きの簡素化	在宅福祉サービスの充実	入所施設の充実	通所施設の充実	保健医療サービスの充実	移動手段の充実	障がいのある人の教育の充実	住宅の整備、住宅改造の支援	バリアフリー化が進んだまちづくり
全体	1716	31.9	24.8	8.9	28.8	14.7	20.7	15.9	17.9	23.5	9.5	17.8	24.2
障がいの種類													
身体	1024	31.0	22.4	6.9	28.0	15.8	19.4	14.0	17.3	23.8	6.3	18.7	28.9
知的	319	29.8	23.8	11.3	26.6	9.4	32.3	23.2	19.1	19.7	16.6	17.9	14.7
精神	226	38.1	37.6	15.5	33.2	15.0	17.3	15.0	20.4	29.2	13.7	20.8	19.0
年齢													
18歳未満	80	43.8	32.5	12.5	40.0	11.3	22.5	28.8	21.3	21.3	37.5	23.8	22.5
18～39歳	272	33.1	30.9	13.2	30.5	8.5	23.5	16.9	20.2	23.2	12.9	16.5	16.9
40～64歳	507	37.5	31.0	12.6	31.2	15.8	21.5	17.8	19.9	25.8	10.3	22.1	26.4
65歳以上	816	27.7	18.5	4.9	26.5	16.8	19.7	13.2	15.8	22.7	5.4	15.2	25.9
居住地区													
昭和	364	33.5	28.8	11.3	34.9	17.6	20.9	15.9	20.6	25.3	11.3	20.3	26.9
長浦	649	33.0	24.7	8.9	29.1	14.8	21.7	15.1	17.3	23.4	9.7	16.8	25.3
根形	167	30.5	22.8	6.6	24.0	14.4	20.4	18.6	21.0	24.0	10.2	19.8	23.4
平岡	180	37.8	25.0	8.9	28.3	11.1	20.0	17.2	17.8	25.0	5.6	18.9	21.7
中川・富岡	145	24.8	21.4	6.9	29.7	15.9	20.7	17.2	16.6	24.1	9.7	14.5	24.1

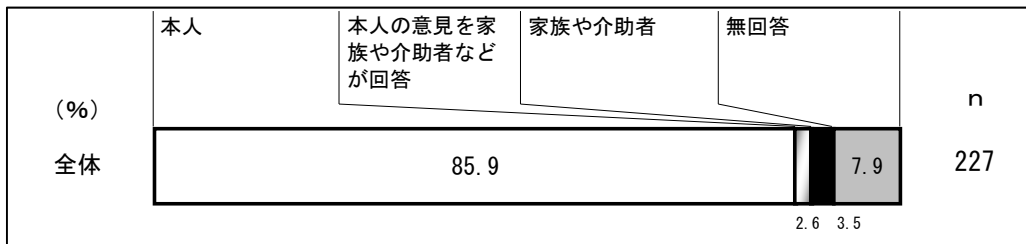
	(人)	問68 障がいのある人のために充実してほしいこと										特にない	無回答
		働く機会の充実	社会参加、地域参加への支援	経済的な援助の充実	福祉教育や広報活動の充実	地域で社会活動の拠点となる施設の整備	ボランティアの育成や活動への支援	民間企業、NPO等へ福祉活動への協力要請	災害時の避難誘導體制の確立と訓練実施	その他			
全体	1716	19.8	12.6	26.7	19.1	7.9	10.6	11.6	22.8	1.9	9.4	19.9	
障がいの種類													
身体	1024	13.2	10.4	22.9	17.1	6.5	9.3	8.9	22.6	1.5	8.5	21.9	
知的	319	24.5	17.6	24.1	25.4	9.7	11.6	16.6	28.8	3.1	14.7	13.8	
精神	226	35.8	16.4	42.0	27.4	11.1	12.8	19.5	23.5	2.2	8.4	12.8	
年齢													
18歳未満	80	46.3	28.8	40.0	33.8	11.3	7.5	15.0	33.8	0.0	5.0	8.8	
18～39歳	272	33.5	15.8	35.3	25.7	11.0	10.7	19.1	23.5	2.9	12.9	12.5	
40～64歳	507	28.0	16.6	35.1	22.7	10.3	13.2	15.8	24.9	1.8	10.3	14.8	
65歳以上	816	8.0	8.0	17.6	13.5	5.3	9.1	6.4	20.6	1.7	8.1	26.0	
居住地区													
昭和	364	23.1	14.0	26.4	22.8	10.7	15.7	14.0	26.9	0.5	5.8	20.3	
長浦	649	18.5	13.1	24.7	19.0	7.1	10.0	11.1	21.9	2.6	10.9	18.2	
根形	167	19.8	12.0	25.7	19.8	8.4	7.2	10.8	16.8	1.2	7.8	16.8	
平岡	180	18.9	12.2	32.8	15.0	7.8	7.2	11.1	26.1	1.7	7.8	20.0	
中川・富岡	145	20.7	11.7	29.0	17.2	6.9	10.3	10.3	20.0	1.4	7.6	20.0	

Ⅲ 一般市民調査の結果

1 回答者の属性

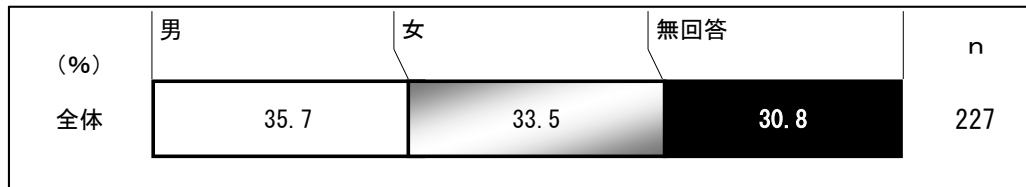
(1) 回答者

回答者は、「本人」が85.9%、「本人の意見を家族や介助者などが回答」が3.5%、「家族や介助者」が2.6%となっている。



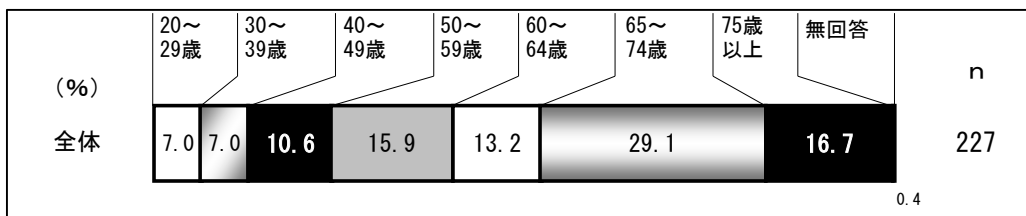
(2) 性別

性別は、「男性」が35.7%、「女性」が33.5%となっている。



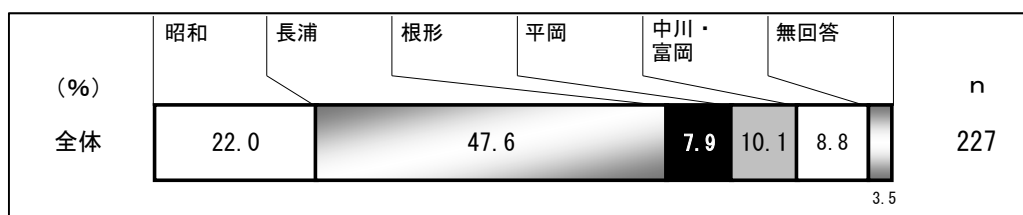
(3) 年齢

年齢は、「65～74歳」(29.1%)、「75歳以上」(16.7%)、「50～59歳」(15.9%)、「60～64歳」(13.2%)、「40～49歳」(10.6%)、「20～29歳」・「30～39歳」(同率7.0%)となっている。



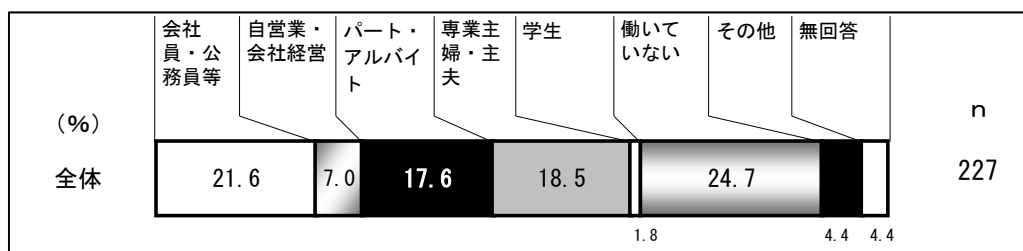
(4) 居住地区

居住地区は、「長浦」(47.6%)、「昭和」(22.0%)、「平岡」(10.1%)、「中川・富岡」(8.8%)、「根形」(7.9%) となっている。



(5) 職業

対象者の職業は、「会社員・公務員等」(21.6%)、「専業主婦・主夫」(18.5%)、「パート・アルバイト」(17.6%)、「自営業・会社経営」(7.0%)、「学生」(1.8%) となっている。なお、「働いていない」は24.7%となっている。

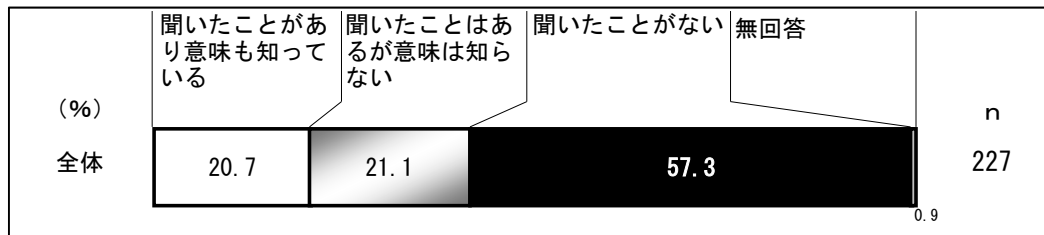


2 障がいのある人への福祉について

(1) ノーマライゼーションを知っているか

問3 あなたは、「ノーマライゼーション」という言葉を知っていますか。(○は1つ)

- 「聞いたことがない」(57.3%)が6割弱を占め最も多い。
- 「聞いたことはあるが意味は知らない」(21.1%)と「聞いたことがあり意味も知っている」(20.7%)は約2割となっている。

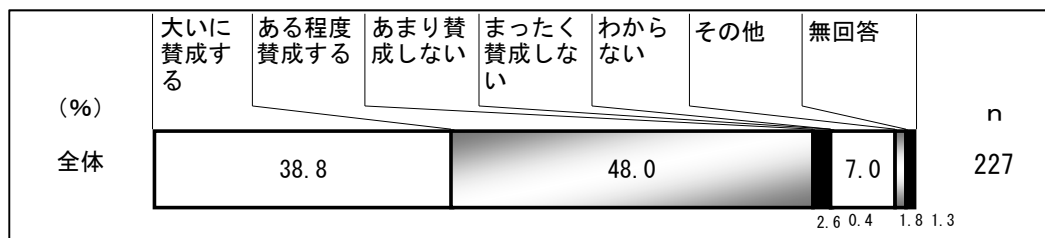


	(人)	問3 ノーマライゼーションを知っているか				
		聞いたことがあり意味も知っている	聞いたことはあるが意味は知らない	聞いたことがない	無回答	
全体	227	20.7	21.1	57.3	0.9	
性別	男	81	22.2	22.2	54.3	1.2
	女	76	21.1	17.1	60.5	1.3
年齢	20～39歳	32	34.4	21.9	43.8	0.0
	40～64歳	90	24.4	17.8	57.8	0.0
	65歳以上	104	13.5	24.0	60.6	1.9

(2) ノーマライゼーションの考え方

問4 あなたは、「ノーマライゼーション」の考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

- 「ある程度賛成する」が5割弱で最も多い。次いで「大いに賛成する」(38.8%)が続き、これらを合わせた“賛成する”(86.8%)が8割台半ばを占める。
- 「あまり賛成しない」(2.6%)と「まったく賛成しない」(0.4%)を合わせた“賛成しない”は3.0%にとどまる。

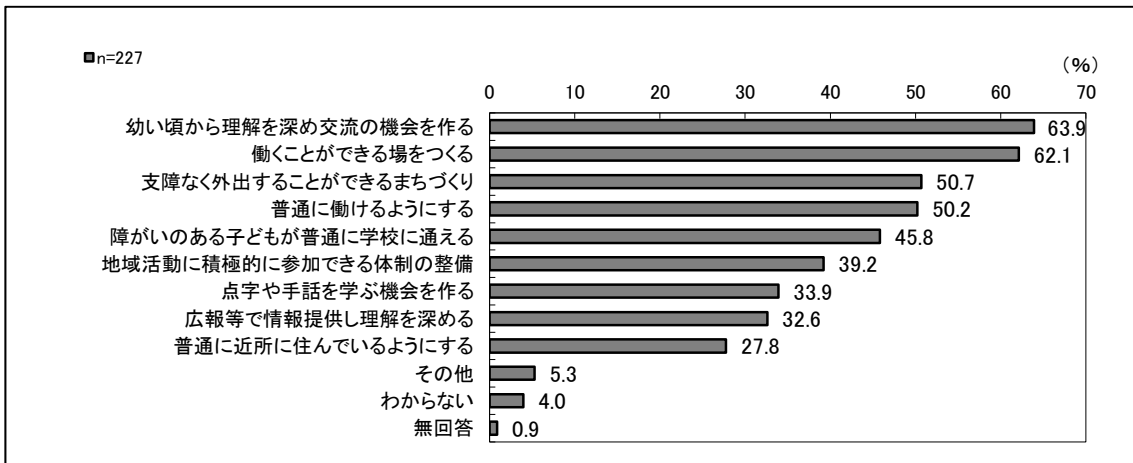


		(人)	問4 ノーマライゼーションの考え方						
			大いに賛成する	ある程度賛成する	あまり賛成しない	まったく賛成しない	わからない	その他	無回答
全体		227	38.8	48.0	2.6	0.4	7.0	1.8	1.3
性別	男	81	46.9	42.0	2.5	0.0	8.6	0.0	0.0
	女	76	31.6	53.9	2.6	0.0	6.6	3.9	1.3
年齢	20～39歳	32	53.1	34.4	3.1	0.0	6.3	3.1	0.0
	40～64歳	90	34.4	53.3	1.1	0.0	7.8	2.2	1.1
	65歳以上	104	38.5	47.1	3.8	1.0	6.7	1.0	1.9

(3) ノーマライゼーション推進のために必要なこと

問5 「ノーマライゼーション」を進めるためには、どういったことが必要であると思いますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「幼い頃から理解を深め交流の機会を作る」(63.9%)が最も多く、次いで「働くことができる場をつくる」(62.1%)が続く。
- 年齢別では、20～39歳で「支障なく外出することができるまちづくり」(50.0%)が多くなっている。



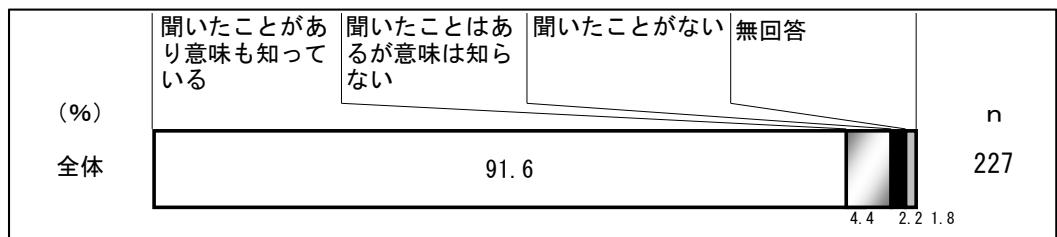
		(人)	問5 ノーマライゼーション推進のために必要なこと					
			幼い頃から理解を深め交流の機会を作る	障がいのある子どもが普通に学校に通える	普通に働けるようにする	普通に近所に住んでいるようにする	点字や手話を学ぶ機会を作る	広報等で情報提供し理解を深める
全体		227	63.9	45.8	50.2	27.8	33.9	32.6
性別	男	81	63.0	55.6	55.6	34.6	38.3	34.6
	女	76	71.1	40.8	48.7	26.3	36.8	32.9
年齢	20～39歳	32	46.9	37.5	43.8	21.9	37.5	21.9
	40～64歳	90	66.7	33.3	47.8	17.8	32.2	30.0
	65歳以上	104	66.3	59.6	54.8	38.5	33.7	37.5

		(人)	問5 ノーマライゼーション推進のために必要なこと					
			働くことができる場をつくる	支障なく外出することができるまちづくり	地域活動に積極的に参加できる体制の整備	その他	わからない	無回答
全体		227	62.1	50.7	39.2	5.3	4.0	0.9
性別	男	81	63.0	50.6	43.2	6.2	4.9	0.0
	女	76	65.8	55.3	36.8	5.3	1.3	1.3
年齢	20～39歳	32	46.9	50.0	40.6	9.4	6.3	0.0
	40～64歳	90	60.0	47.8	30.0	4.4	3.3	1.1
	65歳以上	104	68.3	52.9	46.2	4.8	3.8	1.0

(4) バリアフリーを知っているか

問6 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。(○は1つ)

- 「聞いたことがあり意味も知っている」(91.6%)が約9割を占める。
- 「聞いたことはあるが意味は知らない」(4.4%)と「聞いたことがない」(2.2%)は1割未満にとどまる。

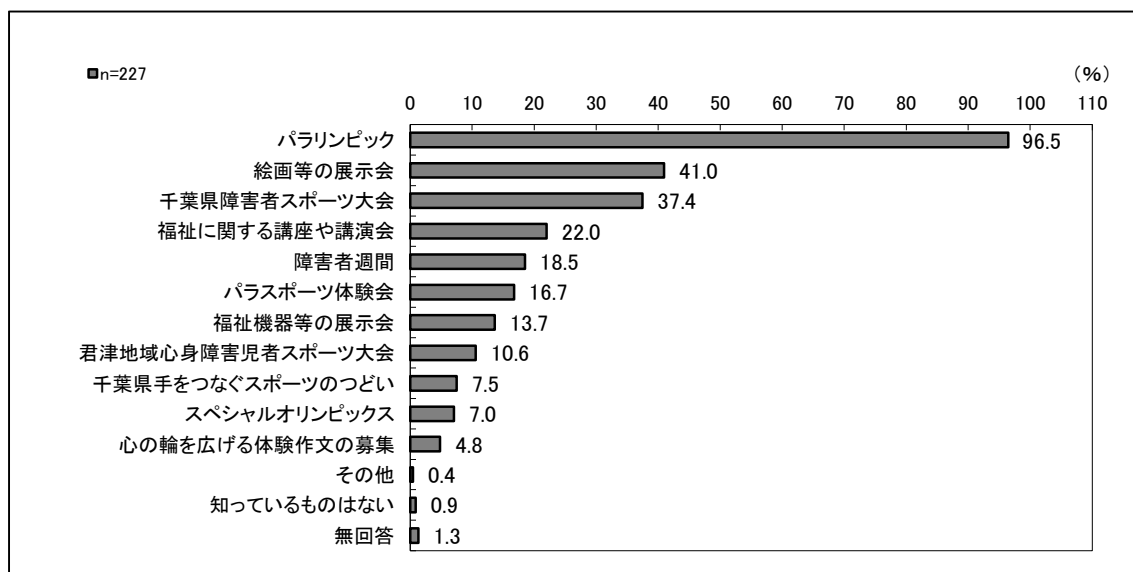


		(人)	問6 バリアフリーを知っているか			
			聞いたことがあり意味も知っている	聞いたことはあるが意味は知らない	聞いたことがない	無回答
	全体	227	91.6	4.4	2.2	1.8
性別	男	81	87.7	6.2	4.9	1.2
	女	76	96.1	2.6	1.3	0.0
年齢	20～39歳	32	93.8	6.3	0.0	0.0
	40～64歳	90	93.3	4.4	1.1	1.1
	65歳以上	104	89.4	3.8	3.8	2.9

(5) 行事や催しで知っているもの

問7 次にあげる障がいのある人に関する行事や催しのうち、あなたが知っているものをお答え下さい。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「パラリンピック」(96.5%)が他を大きく引き離して最も多い。
- 次いで「絵画等の展示会」(41.0%)、「千葉県障害者スポーツ大会」(37.4%)が続く。



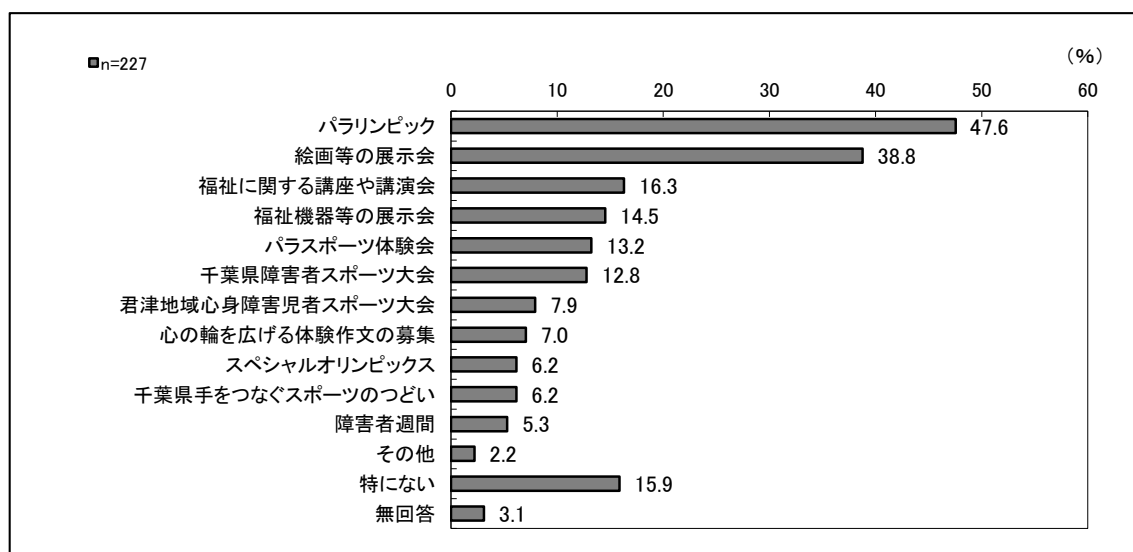
	(人)	問7 行事や催しで知っているもの						
		障害者週間	心の輪を広げる体験作文の募集	福祉機器等の展示会	絵画等の展示会	福祉に関する講座や講演会	パラリンピック	スペシャルオリンピックス
全体	227	18.5	4.8	13.7	41.0	22.0	96.5	7.0
性別								
男	81	22.2	4.9	12.3	42.0	18.5	93.8	8.6
女	76	13.2	3.9	15.8	46.1	25.0	100.0	7.9
年齢								
20～39歳	32	15.6	9.4	9.4	37.5	18.8	96.9	9.4
40～64歳	90	21.1	1.1	14.4	32.2	24.4	96.7	8.9
65歳以上	104	17.3	6.7	14.4	50.0	21.2	96.2	4.8

	(人)	問7 行事や催しで知っているもの						
		千葉県障害者スポーツ大会	千葉県手をつなぐスポーツのつどい	君津地域心身障害児者スポーツ大会	パラスポーツ体験会	その他	知っているものはない	無回答
全体	227	37.4	7.5	10.6	16.7	0.4	0.9	1.3
性別								
男	81	38.3	6.2	12.3	21.0	1.2	1.2	2.5
女	76	35.5	9.2	11.8	14.5	0.0	0.0	0.0
年齢								
20～39歳	32	46.9	6.3	15.6	28.1	0.0	0.0	0.0
40～64歳	90	37.8	11.1	8.9	15.6	0.0	1.1	2.2
65歳以上	104	34.6	4.8	10.6	14.4	1.0	1.0	1.0

(6) 参加してみたい行事や催し

問8 障がいのある人に関する次の行事や催しのうち、今後、機会があれば、見に行ったり、参加したりしたいと思うものはどれですか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「パラリンピック」(47.6%)が他を引き離して最も多い。
- 次いで「絵画等の展示会」(38.8%)が続く。
- 「特にない」は15.9%はとなっており、年齢別に見ると、年齢が若くなるほど多くなっている。



		(人)	問8 参加してみたい行事や催し						
			障害者週間	心の輪を広げる体験作文の募集	福祉機器等の展示会	絵画等の展示会	福祉に関する講座や講演会	パラリンピック	スペシャルオリンピックス
全体		227	5.3	7.0	14.5	38.8	16.3	47.6	6.2
性別	男	81	6.2	7.4	13.6	30.9	18.5	54.3	11.1
	女	76	3.9	9.2	9.2	46.1	17.1	44.7	2.6
年齢	20～39歳	32	3.1	3.1	6.3	31.3	25.0	62.5	9.4
	40～64歳	90	3.3	8.9	10.0	35.6	18.9	48.9	6.7
	65歳以上	104	7.7	6.7	21.2	43.3	11.5	42.3	4.8

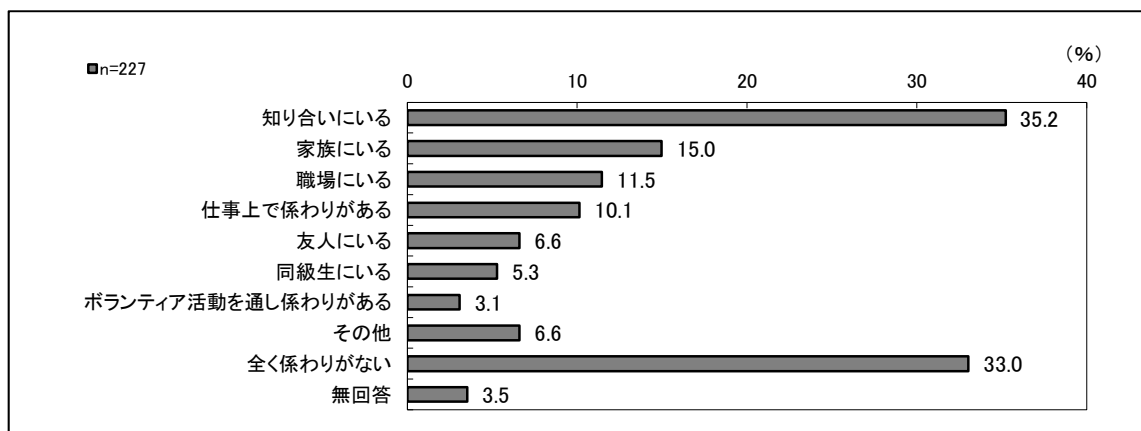
		(人)	問8 参加してみたい行事や催し						
			千葉県障害者スポーツ大会	千葉県手をつなぐスポーツのつどい	君津地域心身障害児者スポーツ大会	パラスポーツ体験会	その他	特にない	無回答
全体		227	12.8	6.2	7.9	13.2	2.2	15.9	3.1
性別	男	81	14.8	7.4	8.6	14.8	4.9	17.3	1.2
	女	76	5.3	1.3	3.9	17.1	0.0	15.8	3.9
年齢	20～39歳	32	15.6	9.4	9.4	21.9	0.0	18.8	0.0
	40～64歳	90	11.1	7.8	6.7	14.4	0.0	17.8	2.2
	65歳以上	104	13.5	3.8	8.7	9.6	4.8	13.5	4.8

3 障がいのある人との係わりについて

(1) 日常生活における障がいのある人との係わり

問9 あなたは、日常生活で障がいのある人との係わりがありますか。(○はいくつでも)【複数回答】

- 「知り合いにいる」(35.2%) が他を大きく引き離して最も多い。
- 次いで「家族にいる」(15.0%)、「職場にいる」(11.5%)、「仕事上で係わりがある」(10.1%)が続く。
- 「全く係わりがない」は33.0%となっている。



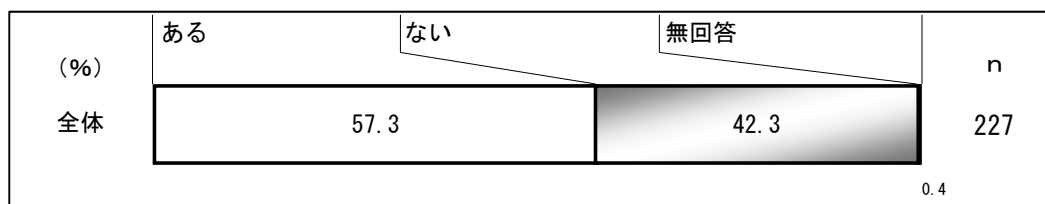
		(人)	問9 日常生活における障がいのある人との係わり				
			知り合い にいる	友人に いる	家族に いる	ボラン ティア 活動を通 し係わり がある	同級生に いる
全体		227	35.2	6.6	15.0	3.1	5.3
性別	男	81	30.9	8.6	12.3	3.7	2.5
	女	76	42.1	5.3	15.8	0.0	6.6
年齢	20～39歳	32	21.9	6.3	12.5	12.5	15.6
	40～64歳	90	34.4	4.4	16.7	0.0	3.3
	65歳以上	104	40.4	8.7	14.4	2.9	3.8

		(人)	問9 日常生活における障がいのある人との係わり				
			職場に いる	仕事上 で係わり がある	全く係 わりが ない	その他	無回答
全体		227	11.5	10.1	33.0	6.6	3.5
性別	男	81	13.6	8.6	38.3	7.4	3.7
	女	76	9.2	13.2	30.3	2.6	1.3
年齢	20～39歳	32	12.5	21.9	31.3	6.3	0.0
	40～64歳	90	17.8	14.4	33.3	6.7	2.2
	65歳以上	104	5.8	2.9	32.7	6.7	5.8

(2) 障がいのある人と交流した経験の有無

問10 今までに、障がいのある人と交流したことはありますか。(○は1つ)

- 「ある」(57.3%)が6割弱を占め多くなっており、「ない」(42.3%)は4割強となっている。
- 年齢別では、65歳以上で「ない」が54.8%と「ある」よりも多くなっている。

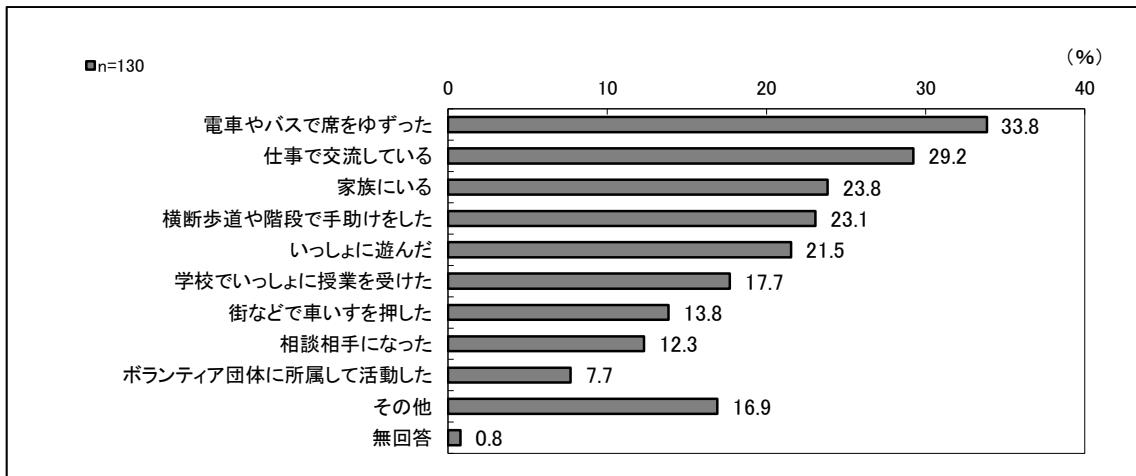


		(人)	問10 障がいのある人と交流した経験の有無		
			ある	ない	無回答
全体		227	57.3	42.3	0.4
性別	男	81	56.8	43.2	0.0
	女	76	55.3	43.4	1.3
年齢	20～39歳	32	81.3	18.8	0.0
	40～64歳	90	64.4	35.6	0.0
	65歳以上	104	44.2	54.8	1.0

(3) 障がいのある人と交流した具体的なこと

問 11 (問 10 で「1 ある」と回答した方へ) 障がいのある人に接したことは、具体的にどのようなことですか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「電車やバスで席をゆずった」が最も多い。
- 次いで「仕事で交流している」(29.2%)、「家族にいる」(23.8%)、「横断歩道や階段で手助けをした」(23.1%)、「いっしょに遊んだ」(21.5%) が2割台で続く。



		(人)	問11 障がいのある人と交流した具体的なこと					
			電車やバスで席をゆずった	横断歩道や階段で手助けをした	街などで車いすを押した	ボランティア団体に所属して活動した	相談相手になった	いっしょに遊んだ
全体		130	33.8	23.1	13.8	7.7	12.3	21.5
性別	男	46	47.8	21.7	23.9	6.5	13.0	21.7
	女	42	14.3	11.9	0.0	7.1	7.1	11.9
年齢	20～39歳	26	23.1	11.5	0.0	11.5	15.4	23.1
	40～64歳	58	32.8	22.4	13.8	5.2	6.9	20.7
	65歳以上	46	41.3	30.4	21.7	8.7	17.4	21.7

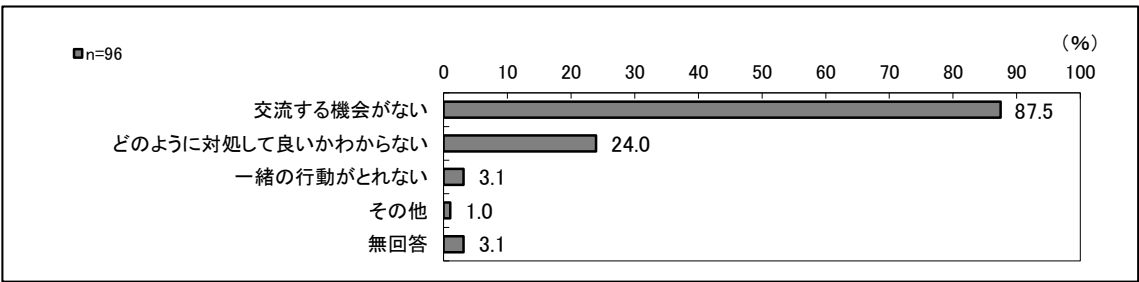
		(人)	問11 障がいのある人と交流した具体的なこと				
			学校でいっしょに授業を受けた	家族にいる	仕事で交流している	その他	無回答
全体		130	17.7	23.8	29.2	16.9	0.8
性別	男	46	15.2	19.6	32.6	13.0	0.0
	女	42	19.0	28.6	31.0	19.0	2.4
年齢	20～39歳	26	50.0	7.7	30.8	11.5	0.0
	40～64歳	58	8.6	27.6	39.7	17.2	1.7
	65歳以上	46	10.9	28.3	15.2	19.6	0.0

(4) 障がいのある人と交流した経験がない理由

問 12 (問 10 で「2 ない」と回答した方へ) 障がいのある人と交流したことがないのは、どのような理由によるものですか。(〇はいくつでも)【複数回答】



● 「交流する機会がない」(87.5%) が他を大きく引き離して最も多い。

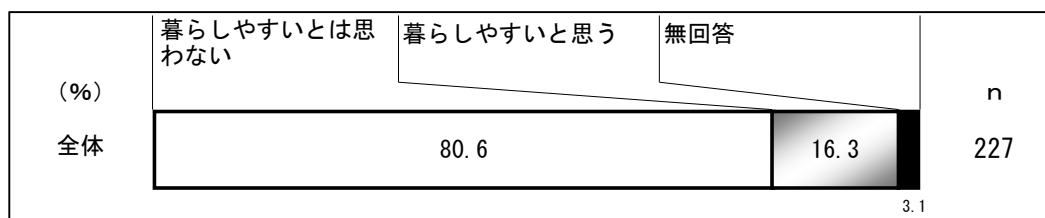


		(人)	問12 障がいのある人と交流した経験がない理由				
			交流する機会がない	どのように対処して良いかわからない	一緒に行動がとれない	その他	無回答
全体		96	87.5	24.0	3.1	1.0	3.1
性別	男	35	85.7	22.9	2.9	0.0	2.9
	女	33	87.9	27.3	3.0	0.0	0.0
年齢	20～39歳	6	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0
	40～64歳	32	87.5	31.3	0.0	0.0	3.1
	65歳以上	57	86.0	19.3	5.3	1.8	3.5

(5) 障がいのある人の暮らしやすさ

問13 あなたは、障がいのある人にとって現在の地域社会が暮らしやすいものだと思いますか。(○は1つ)

- 「暮らしやすいとは思わない」(80.6%)が約8割を占める。
- 「暮らしやすいと思う」(16.3%)は1割台半ばとなっている。

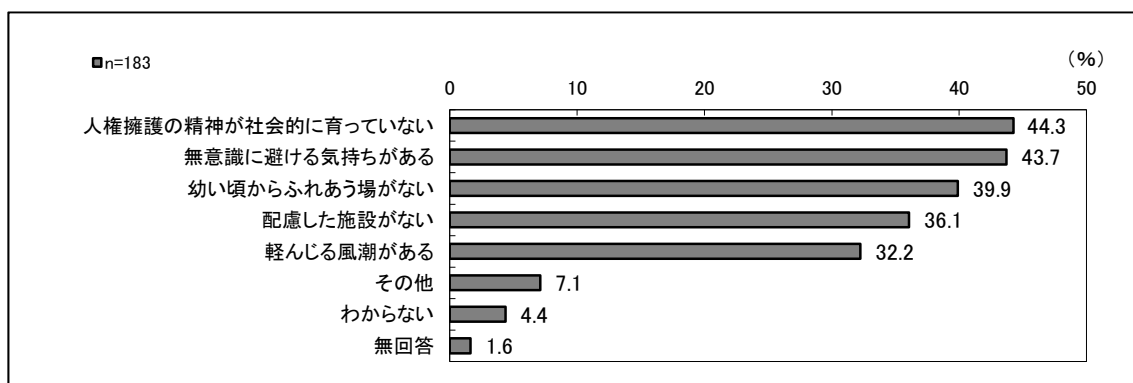


		(人)	問13 障がいのある人の暮らしやすさ		
			暮らしやすいとは思わない	暮らしやすいと思う	無回答
全体		227	80.6	16.3	3.1
性別	男	81	82.7	13.6	3.7
	女	76	85.5	13.2	1.3
年齢	20～39歳	32	71.9	28.1	0.0
	40～64歳	90	91.1	7.8	1.1
	65歳以上	104	74.0	20.2	5.8

(6) 暮らしやすい理由

問14 (問13で「1 暮らしやすいとは思わない」と回答した方へ) 現在の地域社会が障がいのある人にとって暮らしやすい理由は、どのようなことだと思いますか。
(○はいくつでも)【複数回答】

- 「人権擁護の精神が社会的に育っていない」(44.3%)と「無意識に避ける気持ちがある」(43.7%)が上位に並ぶ。
- 性別では、男性で「配慮した施設がない」(46.3%)が「人権擁護の精神が社会的に育っていない」と同率で最も多く、女性では「幼い頃からふれあう場がない」(43.1%)が最も多くなっている。



		(人)	問14 暮らしやすい理由							
			人権擁護の精神が社会的に育っていない	軽んじる風潮がある	幼い頃からふれあう場がない	配慮した施設がない	無意識に避ける気持ちがある	その他	わからない	無回答
全体		183	44.3	32.2	39.9	36.1	43.7	7.1	4.4	1.6
性別	男	67	46.3	35.8	34.3	46.3	43.3	6.0	6.0	4.5
	女	65	40.0	24.6	43.1	32.3	41.5	10.8	3.1	0.0
年齢	20～39歳	23	43.5	30.4	39.1	17.4	47.8	4.3	13.0	4.3
	40～64歳	82	36.6	29.3	42.7	35.4	45.1	7.3	3.7	0.0
	65歳以上	77	53.2	36.4	37.7	42.9	40.3	7.8	2.6	2.6

4 障がいのある人に対する差別の解消について

(1) 障害者差別解消法を知っているか

問 15 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を知っていましたか。（○は1つ）



- 「まったく知らなかった」（46.3%）が4割台半ばを占めて最も多い。
- 「知っていたが目的や内容は知らなかった」（31.3%）は約3割、「目的や内容についても理解している」（11.5%）は約1割となっている。
- 年齢別では、40～64歳で「知っていたが目的や内容は知らなかった」が34.4%と他の年齢区分に比べて多くなっている。

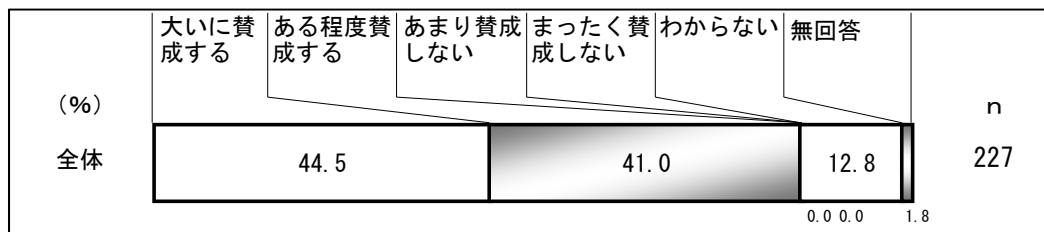
(%)	目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	n
全体	11.5	31.3	46.3	11.0	227

	(人)	問15 障害者差別解消法を知っているか				
		目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	
全体	227	11.5	31.3	46.3	11.0	
性別	男	81	16.0	24.7	45.7	13.6
	女	76	7.9	28.9	51.3	11.8
年齢	20～39歳	32	9.4	28.1	62.5	0.0
	40～64歳	90	13.3	34.4	38.9	13.3
	65歳以上	104	10.6	29.8	47.1	12.5

(2) 障害者差別解消法の考え方について

問 16 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の考え方についてどう思いますか。（○は1つ）

- 「大いに賛成する」(44.5%)と「ある程度賛成する」(41.0%)を合わせた“賛成する”(85.5%)が8割台半ばを占める。
- “賛成しない”という回答はなかった。

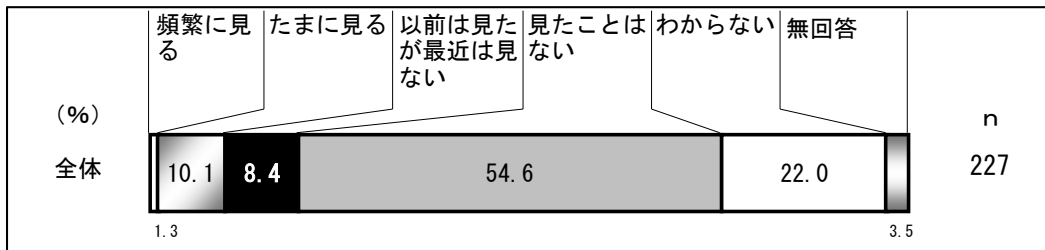


		(人)	問16 障害者差別解消法の考え方について					
			大いに賛成する	ある程度賛成する	あまり賛成しない	まったく賛成しない	わからない	無回答
全体		227	44.5	41.0	0.0	0.0	12.8	1.8
性別	男	81	45.7	40.7	0.0	0.0	11.1	2.5
	女	76	44.7	42.1	0.0	0.0	11.8	1.3
年齢	20～39歳	32	56.3	31.3	0.0	0.0	9.4	3.1
	40～64歳	90	33.3	51.1	0.0	0.0	15.6	0.0
	65歳以上	104	50.0	35.6	0.0	0.0	11.5	2.9

(3) 市役所や公共施設で差別や偏見を感じること

問 17-1 市役所や公民館などの公共施設で障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」を見たり感じたりしたことがありますか。(○は1つずつ)

- 「見たことはない」(54.6%)が5割台半ばを占めて最も多い。
- 一方で、「たまに見る」(10.1%)と「頻繁に見る」(1.3%)を合わせた“見る”(11.4%)は約1割となっている。
- 「たまに見る」については、性別では男性で12.3%、年齢別では65歳以上で12.5%と他の区分に比べて多くなっている。

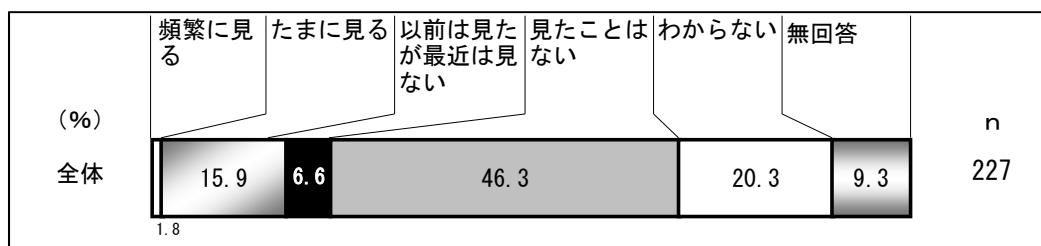


		(人)	問17-1 市役所や公共施設で差別や偏見を感じること					
			頻繁に見る	たまに見る	以前は見たが最近は見ない	見たことはない	わからない	無回答
全体		227	1.3	10.1	8.4	54.6	22.0	3.5
性別	男	81	2.5	12.3	9.9	46.9	25.9	2.5
	女	76	0.0	6.6	6.6	64.5	19.7	2.6
年齢	20～39歳	32	3.1	0.0	9.4	53.1	28.1	6.3
	40～64歳	90	1.1	11.1	8.9	53.3	25.6	0.0
	65歳以上	104	1.0	12.5	7.7	55.8	17.3	5.8

(4) 市内の店舗や民間事業所で差別や偏見を感じること

問 17-2 市内の店舗や民間の事業所などで障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」を見たり感じたりしたことがありますか。(○は1つずつ)

- 「見たことはない」(46.3%) が4割台半ばを占めて最も多い。
- 一方で、「たまに見る」(15.9%)と「頻繁に見る」(1.8%)を合わせた“見る”(17.7%)は2割弱となっている。
- 「たまに見る」については、年齢別では40～64歳で20.0%と約2割を占めている。

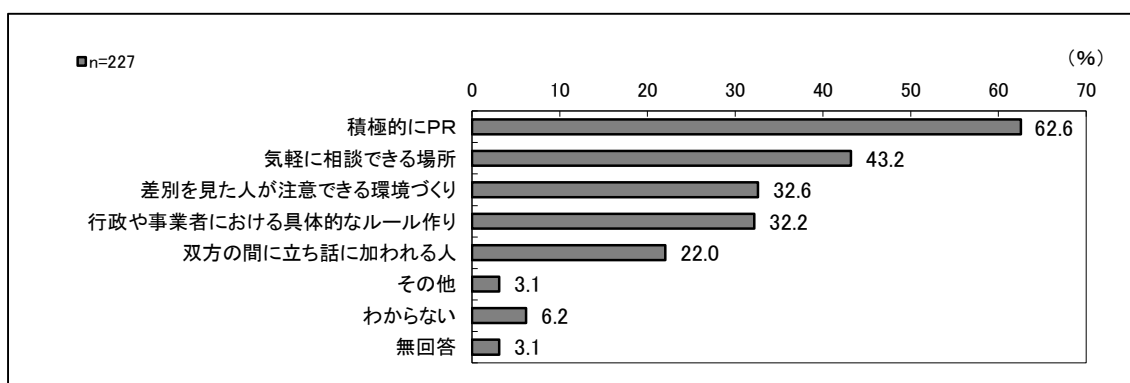


		(人)	問17-2 市内の店舗や民間事業所で差別や偏見を感じること					
			頻繁に見る	たまに見る	以前は見したが最近は見ない	見たことはない	わからない	無回答
	全体	227	1.8	15.9	6.6	46.3	20.3	9.3
性別	男	81	1.2	18.5	8.6	42.0	24.7	4.9
	女	76	0.0	18.4	2.6	50.0	19.7	9.2
年齢	20～39歳	32	3.1	18.8	0.0	43.8	28.1	6.3
	40～64歳	90	2.2	20.0	3.3	48.9	20.0	5.6
	65歳以上	104	1.0	11.5	11.5	44.2	18.3	13.5

(5) 障害者差別解消法の推進のために必要なこと

問 18 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を推進するためには、どういったことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）【複数回答】

- 「積極的にPR」(62.6%) が他を引き離して最も多い。
- 次いで「気軽に相談できる場所」(43.2%)、「差別を見た人が注意できる環境づくり」(32.6%)、「行政や事業者における具体的なルール作り」(32.2%)、「双方の間に立ち話に加われる人」(22.0%) の順となっている。



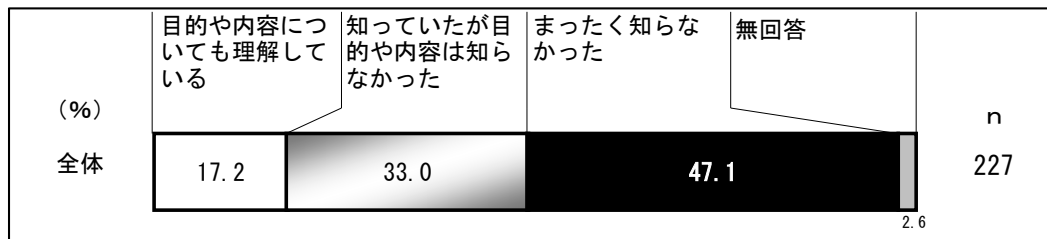
		(人)	問18 障害者差別解消法の推進のために必要なこと							
			積極的にPR	気軽に相談できる場所	差別を見た人が注意できる環境づくり	行政や事業者における具体的なルール作り	双方の間に立ち話に加われる人	その他	わからない	無回答
全体		227	62.6	43.2	32.6	32.2	22.0	3.1	6.2	3.1
性別	男	81	65.4	29.6	38.3	38.3	19.8	3.7	6.2	2.5
	女	76	69.7	46.1	23.7	26.3	19.7	2.6	2.6	2.6
年齢	20～39歳	32	62.5	43.8	15.6	21.9	25.0	3.1	9.4	0.0
	40～64歳	90	61.1	34.4	40.0	33.3	18.9	3.3	5.6	0.0
	65歳以上	104	63.5	50.0	31.7	34.6	23.1	2.9	5.8	6.7

5 障がいのある人に対する虐待の防止について

(1) 障害者虐待防止法を知っているか

問 19 あなたは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を知っていますか。（○は1つ）

- 「まったく知らなかった」（47.1%）が5割弱を占めて最も多い。
- 「知っていたが目的や内容は知らなかった」（33.0%）は3割強、「目的や内容についても理解している」（17.2%）は2割弱となっている。



	(人)	問19 障害者虐待防止法を知っているか				
		目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答	
全体	227	17.2	33.0	47.1	2.6	
性別	男	81	19.8	30.9	48.1	1.2
	女	76	18.4	23.7	55.3	2.6
年齢	20～39歳	32	15.6	31.3	53.1	0.0
	40～64歳	90	21.1	28.9	48.9	1.1
	65歳以上	104	14.4	37.5	43.3	4.8

(2) 虐待に該当する行為を知っていたか

問 20 以下に示す行為は、すべて虐待の対象になります。これらの行為が、虐待に該当することを知っていましたか。(○は1つ)

- 「いくつか知っていた」(46.7%) が4割台半ばを占めて最も多い。
- 「すべて知っていた」(34.8%) は3割台半ば、「知らなかった」(13.2%) は1割強となっている。

(%)	すべて知っていた	いくつか知っていた	知らなかった	無回答	n
全体	34.8	46.7	13.2	5.3	227

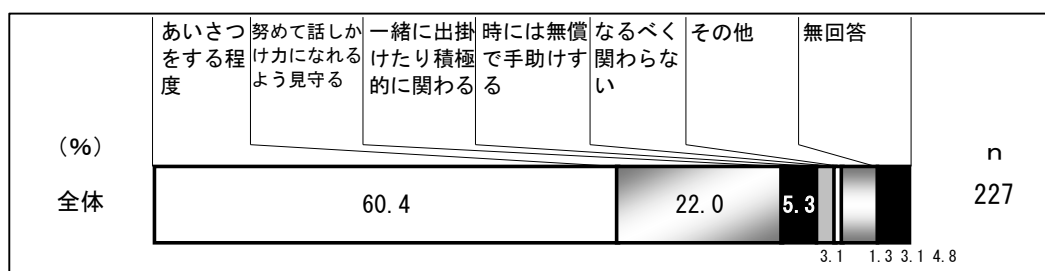
	(人)	問20 虐待に該当する行為を知っていたか				
		すべて知っていた	いくつか知っていた	知らなかった	無回答	
全体	227	34.8	46.7	13.2	5.3	
性別	男	81	35.8	50.6	12.3	1.2
	女	76	34.2	46.1	13.2	6.6
年齢	20～39歳	32	34.4	43.8	18.8	3.1
	40～64歳	90	34.4	50.0	12.2	3.3
	65歳以上	104	35.6	44.2	12.5	7.7

(3) 障がいのある人との付き合いの度合い

問21 虐待の防止（予防）には、周囲の人や地域の人々が障がいのある人やその家族等の養護者を温かく見守り、日常的に励ましたり声を掛けたりすることが有効であると言われています。あなたは、近所や知り合いなどの障がいのある人やその家族等（現にいない場合は「いる」と仮定）と、どのくらいのつきあいをしていますか（できますか）。（○は1つ）



- 「あいさつをする程度」(60.4%) が約6割を占めて最も多い。
- 以下「努めて話しかけ力になれるよう見守る」(22.0%)、「一緒に出掛けたり積極的に関わる」(5.3%)、「時には無償で手助けする」(3.1%)、「なるべく関わらない」(1.3%) の順となっている。



		(人)	問21 障がいのある人との付き合いの度合い						
			あいさつをする程度	努めて話しかけ力になれるよう見守る	一緒に出掛けたり積極的に関わる	時には無償で手助けする	なるべく関わらない	その他	無回答
全体		227	60.4	22.0	5.3	3.1	1.3	3.1	4.8
性別	男	81	56.8	28.4	7.4	1.2	2.5	1.2	2.5
	女	76	67.1	15.8	6.6	3.9	0.0	2.6	3.9
年齢	20～39歳	32	68.8	15.6	3.1	6.3	0.0	0.0	6.3
	40～64歳	90	65.6	17.8	8.9	1.1	2.2	3.3	1.1
	65歳以上	104	52.9	27.9	2.9	3.8	1.0	3.8	7.7

(4) 虐待を発見した場合の行動

問22 障がいのある人に対する虐待は、日常的にお世話をしたり、面倒を見たりしている身近な人（家族等近親者や施設の職員、雇用主など）が行為者になってしまう場合があります。

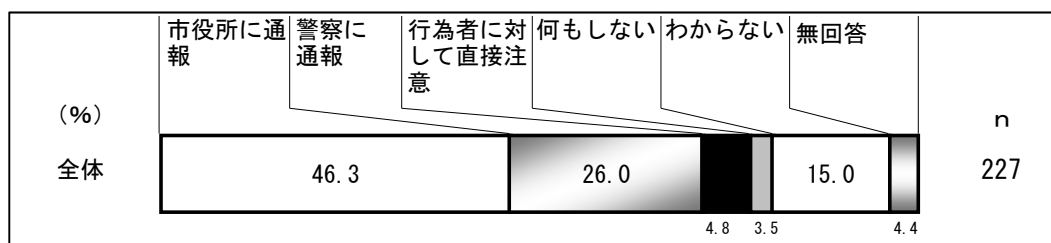
行為者は「しつけ」などと称し、虐待している自覚がなかったり、虐待行為を受けている者も虐待されている自覚がない場合もあるので、周囲の者が気づかなければ、深刻な事件や事故に発展してしまう可能性があります。

表面化しにくい障がいのある人に対する虐待ですが、以下に示すような「虐待のサイン」が外部から見てもわかる場合があります。

これらが発見した（複数回見るなどあなたが虐待ではないかと感じた）場合には、あなたはどうか行動しますか。（できますか）（○は1つ）



- 「市役所に通報」（46.3%）が4割台半ばを占めて最も多い。
- 以下「警察に通報」（26.0%）、「行為者に対して直接注意」（4.8%）、「何もしない」（3.5%）の順となっており、「わからない」は15.0%となっている。

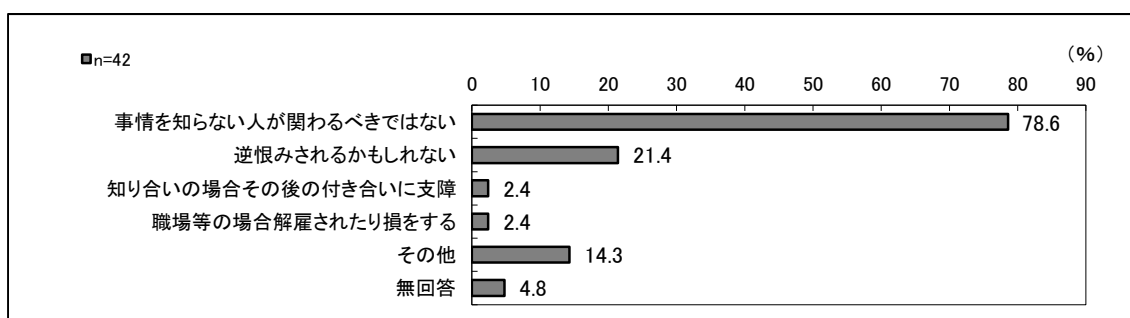


		(人)	問22 虐待を発見した場合の行動					
			市役所に通報	警察に通報	行為者に対して直接注意	何もしない	わからない	無回答
全体		227	46.3	26.0	4.8	3.5	15.0	4.4
性別	男	81	40.7	25.9	8.6	2.5	17.3	4.9
	女	76	52.6	25.0	1.3	2.6	15.8	2.6
年齢	20～39歳	32	34.4	37.5	6.3	3.1	15.6	3.1
	40～64歳	90	37.8	32.2	7.8	4.4	16.7	1.1
	65歳以上	104	56.7	17.3	1.9	2.9	13.5	7.7

(5) 虐待を発見した際に何もしない理由

問 23 問 22 で「4 何もしない」「5 わからない」とお答えになった理由はなんですか。
(○はいくつでも)【複数回答】

- 「事情を知らない人が関わるべきではない」(78.6%) が他を大きく引き離して最も多い。
- 次いで「逆恨みされるかもしれない」(21.4%)、「知り合いの場合その後の付き合いに支障」(2.4%)、「職場等の場合解雇されたり損をする」(2.4%) の順となっている。



		(人)	問23 虐待を発見した際に何もしない理由					無回答
			事情を知らない人が関わるべきではない	逆恨みされるかもしれない	知り合いの場合その後の付き合いに支障	職場等の場合解雇されたり損をする	その他	
全体		42	78.6	21.4	2.4	2.4	14.3	4.8
性別	男	16	87.5	18.8	0.0	0.0	12.5	0.0
	女	14	64.3	35.7	7.1	7.1	28.6	7.1
年齢	20～39歳	6	66.7	16.7	0.0	16.7	33.3	16.7
	40～64歳	19	68.4	36.8	5.3	0.0	15.8	5.3
	65歳以上	17	94.1	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0

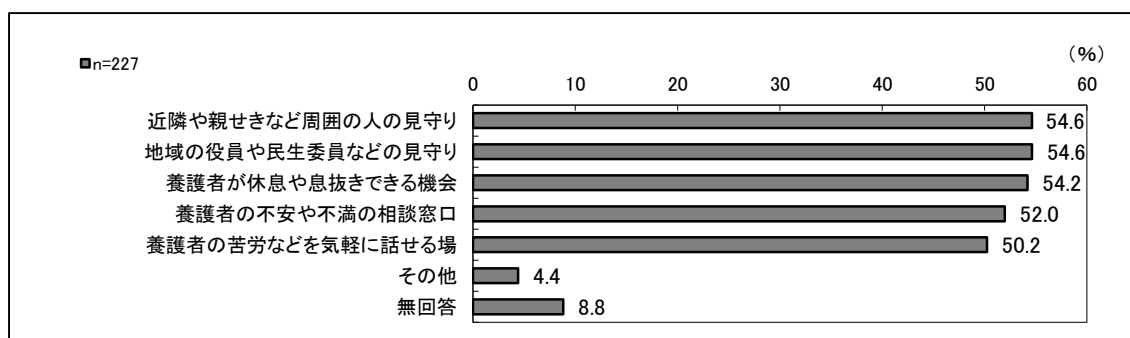
(6) 虐待をなくすために必要なこと

問 24 問 22 の設問にあるような、障がいのある人の身近な人（養護者）が虐待をしてしまうケースの背景には、養護者の「介護疲れ」や、養護者に対する「周囲の理解不足」「サポートの不足」など、虐待行為をしてしまう者も不安や不満を抱え込んで苦しんでいるということもあるようです。

市では、短期入所や通所サービスなど養護者の負担を軽減するサービスを提供したり、障がいに関する不安などを聞く相談窓口を設置するなどの対策をしております。

あなたは、障がいのある人に対する虐待をなくすには、どうしたらいいと思いますか。（〇はいくつでも）【複数回答】

- 「近隣や親せきなど周囲の人の見守りと「地域の役員や民生委員などの見守り」（同率 54.6%）が最も多い。
- 次いで「養護者が休息や息抜きできる機会」（54.2%）、「養護者の不安や不満の相談窓口」（52.0%）、「養護者の苦労などを気軽に話せる場」（50.2%）の順となっている。



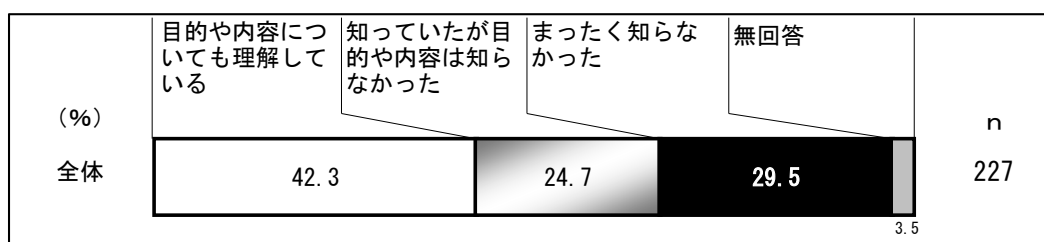
		(人)	問24 虐待をなくすために必要なこと						
			近隣や親せきなど周囲の人の見守り	地域の役員や民生委員などの見守り	養護者の不安や不満の相談窓口	養護者の苦労などを気軽に話せる場	養護者が休息や息抜きできる機会	その他	無回答
全体		227	54.6	54.6	52.0	50.2	54.2	4.4	8.8
性別	男	81	58.0	50.6	45.7	42.0	42.0	6.2	8.6
	女	76	48.7	53.9	57.9	59.2	65.8	1.3	9.2
年齢	20～39歳	32	50.0	43.8	46.9	37.5	46.9	6.3	3.1
	40～64歳	90	50.0	55.6	48.9	52.2	56.7	6.7	6.7
	65歳以上	104	60.6	56.7	55.8	51.9	53.8	1.9	12.5

6 成年後見制度について

(1) 成年後見制度を知っているか

問 25 あなたは「成年後見制度」を知っていましたか。(○は1つ)

- 「目的や内容についても理解している」(42.3%)が4割強を占めて最も多い。
- 以下「まったく知らなかった」(29.5%)が約3割、「知っていたが目的や内容は知らなかった」(24.7%)が2割台半ばとなっている。
- 年齢別では、20～39歳で「まったく知らなかった」が53.1%と最も多くなっている。



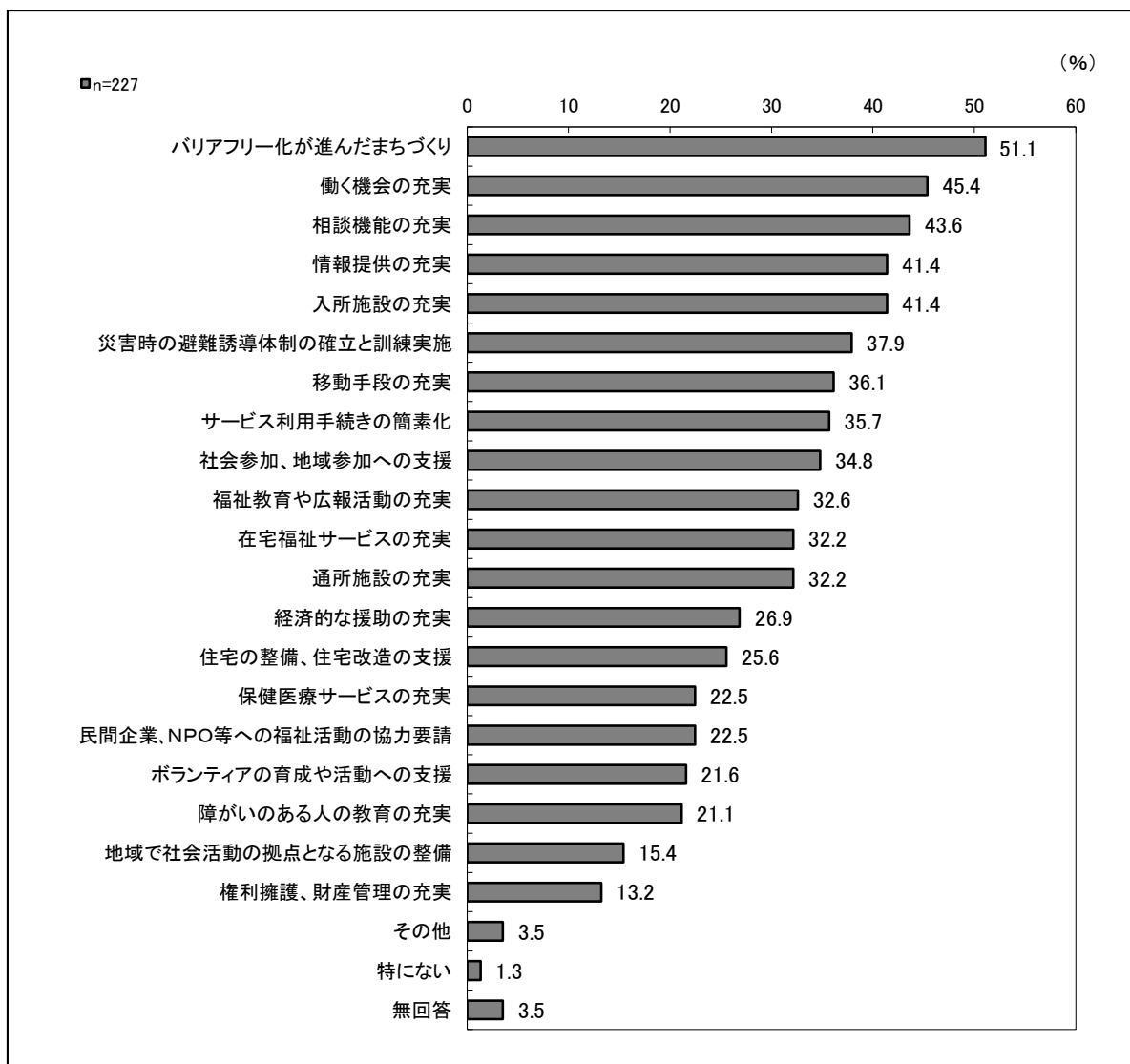
		(人)	問25 成年後見制度を知っているか			
			目的や内容についても理解している	知っていたが目的や内容は知らなかった	まったく知らなかった	無回答
全体		227	42.3	24.7	29.5	3.5
性別	男	81	40.7	25.9	30.9	2.5
	女	76	48.7	18.4	30.3	2.6
年齢	20～39歳	32	40.6	3.1	53.1	3.1
	40～64歳	90	47.8	23.3	27.8	1.1
	65歳以上	104	38.5	32.7	23.1	5.8

7 障がいのある人が安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて

(1) 障がいのある人のために充実してほしいこと

問 2 6 袖ヶ浦市がこれから障がいのある人のために、特に充実してほしいと思うことは何だと思いますか。(〇はいくつでも)【複数回答】

- 「バリアフリー化が進んだまちづくり」(51.1%) が最も多い。
- 次いで「働く機会の充実」(45.4%)、「相談機能の充実」(43.6%)、「情報提供の充実」・「入所施設の充実」(同率 41.4%) が続く。
- 年齢別では、65 歳以上で「相談機能の充実」が 51.0% と最も多くなっている。



		(人)	問26 障がいのある人のために充実してほしいこと							
			情報提供の充実	相談機能の充実	権利擁護、財産管理の充実	サービス利用手続きの簡素化	在宅福祉サービスの充実	入所施設の充実	通所施設の充実	保健医療サービスの充実
全体		227	41.4	43.6	13.2	35.7	32.2	41.4	32.2	22.5
性別	男	81	43.2	46.9	19.8	34.6	25.9	43.2	24.7	21.0
	女	76	46.1	44.7	9.2	38.2	40.8	35.5	38.2	25.0
年齢	20～39歳	32	34.4	34.4	9.4	28.1	12.5	34.4	18.8	9.4
	40～64歳	90	36.7	37.8	14.4	36.7	34.4	43.3	36.7	23.3
	65歳以上	104	47.1	51.0	12.5	36.5	35.6	41.3	31.7	25.0

		(人)	問26 障がいのある人のために充実してほしいこと							
			移動手段の充実	障がいのある人の教育の充実	住宅の整備、住宅改造の支援	バリアフリー化が進んだまちづくり	働く機会の充実	社会参加、地域参加への支援	経済的な援助の充実	福祉教育や広報活動の充実
全体		227	36.1	21.1	25.6	51.1	45.4	34.8	26.9	32.6
性別	男	81	35.8	19.8	23.5	53.1	45.7	33.3	28.4	38.3
	女	76	38.2	22.4	22.4	53.9	48.7	34.2	25.0	30.3
年齢	20～39歳	32	28.1	15.6	9.4	53.1	46.9	34.4	18.8	31.3
	40～64歳	90	37.8	18.9	28.9	52.2	42.2	36.7	25.6	30.0
	65歳以上	104	36.5	24.0	26.9	49.0	47.1	32.7	29.8	34.6

		(人)	問26 障がいのある人のために充実してほしいこと						
			地域で社会活動の拠点となる施設の整備	ボランティアの育成や活動への支援	民間企業、NPO等への福祉活動の協力要請	災害時の避難誘導体制の確立と訓練実施	その他	特にない	無回答
全体		227	15.4	21.6	22.5	37.9	3.5	1.3	3.5
性別	男	81	21.0	21.0	25.9	40.7	2.5	1.2	3.7
	女	76	10.5	23.7	22.4	34.2	2.6	1.3	2.6
年齢	20～39歳	32	6.3	9.4	15.6	37.5	6.3	0.0	3.1
	40～64歳	90	12.2	21.1	21.1	35.6	1.1	2.2	0.0
	65歳以上	104	20.2	25.0	25.0	39.4	4.8	1.0	6.7

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	1 各種相談支援の充実	(1) 相談支援事業(袖ヶ浦市障がい者相談支援事業 えがお袖ヶ浦)	障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される「基幹相談支援センター」について、本事業を基礎とした設置を検討します。 ー「障がい福祉計画」管理ー	実施	継続	障がいのある人やその保護者等から相談に応じ、令和元年度は447件の必要な情報提供や助言等の支援を行えた。 また、「基幹相談支援センター」については令和2年度中に設置する予定である。					A		A		相談支援事業(袖ヶ浦市障がい者相談支援事業 えがお袖ヶ浦)	障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行っています。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						情報提供件数	件数	768	447	700							
						基幹相談支援センター設置数	設置数	0	0	1							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	1 各種相談支援の充実	(2) 発達障がい児等療育支援事業(児童サービスセンター)	発達面等が気になる未就学児を対象とした療育に関する相談、また有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育を行います。	実施	継続	未就学児を対象とした療育に関する相談件数は、令和元年度で1183件であった。 今後も関係機関との連携を深め、相談支援を行っていく。					A		A		発達障がい児等療育支援事業(児童サービスセンター)	発達面等が気になる未就学児を対象とした療育に関する相談、また有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育を行います。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						療育相談件数	件数	960	1183	1200							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	1 各種相談支援の充実	(3) 精神保健福祉士による相談支援(ケアセンターさつき)	地域で生活する主に精神障がいのある人やその家族を対象に、精神保健福祉士による相談支援を行います。	実施	継続	地域で生活する主に精神障がいのある人やその家族の方に対し精神保健福祉士による相談支援件数は令和元年度で3,135件であった。 今後も関係機関との連携を深め、相談支援を行っていく。					A		A		精神保健福祉士による相談支援(ケアセンターさつき)	地域で生活する主に精神障がいのある人やその家族を対象に、精神保健福祉士による相談支援を行います。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						相談支援件数	件数	2747	3135	3000							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	1 各種相談支援の充実	(4) 障害者相談員事業(身体・知的)	身体障がいのある人や知的障がいのある人の更生支援に関し、身体障害者相談員や知的障害者相談員が、本人や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	実施	継続	身体障がいのある人や知的障がいのある人の更生支援に関し、身体障害者相談員や知的障害者相談員が受けた令和元年度の相談件数は19件(身体19件、知的0件)の相談があった。 今後も身体障がいのある人や知的障がいのある人に対し、相談支援を行っていく。					A		A		障害者相談員事業(身体・知的)	身体障がいのある人や知的障がいのある人の更生支援に関し、身体障害者相談員や知的障害者相談員が、本人や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						相談支援件数	件数	32	19	20							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)			Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等			
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	1 各種相談支援の充実	(5) 幼児相談	幼児の言葉や情緒等の発達、子どもとの接し方等育児に関し、その不安のある保護者からの要望に応じ、心理判定員による個別相談を行います。	実施	継続	保護者から相談等のあった幼児に対し、心理判定員による心理発達検査・相談・助言を個別相談にて実施。相談等により、療育等が必要と心理判定員が判断した場合は、必要な療育施設等の助言を行っている。					B		B	地域資源の活用を検討。不安等のある保護者が要望に応じ相談等できるよう他部署との連携や相談事業を検討する。	幼児相談	幼児の言葉や情緒等の発達、子どもとの接し方等育児に関し、その不安のある保護者からの要望に応じ、個別相談を行い、療育等の助言を行います。また、専門職の確保に努め、あわせて他部署・他機関と連携を行っています。	健康推進課
						実績	指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)							
						心理判定員による個別相談件数	件数	(延) 254件	(延) 210件	(延) 80件							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(1) ホームヘルパーの派遣(居宅介護)	障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスを提供します。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。					A		A	ホームヘルパーの派遣(居宅介護)	障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスを提供します。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課	
						実績	指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)							見込み (令和2年度)
						ヘルパー派遣件数	件数	1165	1184	1200							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(2) 障害者地域在宅福祉推進事業(グループホーム運営費補助金・入居者家賃助成)	障がいのある人の地域社会への移行を推進するため、グループホームの運営に要する経費の補助、また、グループホーム等に入居している障がいのある人に対し、その家賃の一部を助成します。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	家賃助成対象者については、滞りなく助成することができた。今後も対象者については支援を助成を行っていく。					A		A	障害者地域在宅福祉推進事業(グループホーム運営費補助金・入居者家賃助成)	障がいのある人の地域社会への移行を推進するため、グループホームの運営に要する経費の補助、また、グループホーム等に入居している障がいのある人に対し、その家賃の一部を助成します。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課	
						実績	指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)							見込み (令和2年度)
						グループホーム家賃助成人数	人数	55	59	60							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(3) ショートステイ(短期入所)	居宅において障がいのある人の介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設への短期入所を必要とする場合、入浴、排せつ及び食事の介護等や日常生活上の支援を提供します。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。					A		A	ショートステイ(短期入所)	居宅において障がいのある人の介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設への短期入所を必要とする場合、入浴、排せつ及び食事の介護等や日常生活上の支援を提供します。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課	
						実績	指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)							見込み (令和2年度)
						短期入所者件数	件数	498	541	540							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(4) 理容師の派遣	65歳未満の方で下肢・体幹または移動機能障がいを理由に身体障害者手帳2級以上で、障害支援区分4~6の方に対して、理容師の派遣料を支援します。	実施	継続	理容師の派遣を必要とする者に対し、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。					A		A		理容師の派遣	65歳未満の方で下肢・体幹または移動機能障がいを理由に身体障害者手帳2級以上で、障害支援区分4~6の方に対して、理容師の派遣料を支援します。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						理容師派遣件数	件数	8	6	4							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(5) 補装具費の支給	障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償し、日常生活又は職業の能率の向上を図るため、義肢や車いす等の補装具の購入費や修理費を支給します。	実施	継続	補装具の支給対象者については、滞りなく支給できた。今後も対象者については、支給を行っていく。					A		A	補装具費の支給	障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償し、日常生活又は職業の能率の向上を図るため、義肢や車いす等の補装具の購入費や修理費を支給します。	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						補装具費支給件数	件数	125	96	100							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(6) 紙おむつの給付	在宅の65歳未満の重度身体障がい者(児)で、失禁状態があり常時おむつを必要とする人に対して紙おむつを支給します。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	紙おむつの支給対象者については、滞りなく支給できた。今後も対象者については、支給を行っていく。					A		A	紙おむつの給付	在宅の65歳未満の重度身体障がい者(児)で、失禁状態があり常時おむつを必要とする人に対して紙おむつを支給します。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						紙おむつ支給件数	件数	47	47	47							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(7) 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	市内に在住する聴覚や言語に障がいをもつ方の中で、手話通訳等コミュニケーションの支援を必要とした人に対し、設置手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等の意思疎通の容易化を図ることができた。					A		A	意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						意思疎通支援件数	件数	322	283	300							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																						
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等							
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由		事業	事業内容					
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(8) 地域活動支援センター事業	障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。 ー「障がい福祉計画」管理ー	H30~	R2現在	実施	令和元年度については在宅の障がい者415人(I型401人・II型3人・III型11人)に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するため事業を実施し、福祉の向上を図ることができた。					A		A		地域活動支援センター事業	障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課				
							指標名												単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)
							地域活動支援センター利用者数	人数	765	415	400											
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(9) 訪問入浴サービス事業(移動入浴車の派遣)	居室において入浴が困難な重度身体障がいのある人に対し、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。 ー「障がい福祉計画」管理ー	H30~	R2現在	実施	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。					A		A	訪問入浴サービス事業(移動入浴車の派遣)	居室において入浴が困難な重度身体障がいのある人に対し、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課					
							指標名											単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)	
							訪問入浴サービス利用回数	回	128	104	110											
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	2 在宅福祉サービス等の充実	(10) 障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費や自動車改造費の助成等の事業を行います。 ー「障がい福祉計画」管理ー	H30~	R2現在	実施	運転免許取得費の助成対象者については、滞りなく助成できた。自動車改造費の助成については実績はなかった。今後も助成対象者については、助成を行っていく。					A		A	障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費や自動車改造費の助成等の事業を行います。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課					
							指標名											単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)	
							運転免許取得費等助成件数	件数	4	3	3											
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	(1) 保健福祉専門職の養成	相談支援専門員等の相談・援助に従事する人材や、障がい福祉サービスを提供する人材を、関係機関と連携し養成します。	H30~	R2現在	未実施	基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所からの相談を受けるとともに相談員への助言等を行うことにより、相談員の保健福祉に関する知識や対応力を向上させる。					C	当初令和2年度当初から開設する基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等の人材育成について関係機関と連携した養成を考えていたが、国庫補助に伴うことから、市との契約に関する県等との調整や新型コロナウイルス感染症対策から、設置時期が遅れたため、事業内容の一部を変更して行うもの	D	計画当初どおりの事業実施の有無については、基幹相談支援センターの設置後の実施を検討	-	-	障がい者支援課				
							指標名												単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)
							保健福祉専門職養成件数	件数	-	-	-											

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	担当課等
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	(2) ボランティアの養成	文章のCDへの吹き込み、簡単な手話を用いた支援、日常生活での支援等、障がいのある人に対するボランティア活動を実践する人を養成し、活動の場を紹介する等、ボランティアの支援を希望する人とボランティア活動を希望する人の調整機能を果たしていきます。	実施	継続	令和元年度のボランティア養成人数は6人であった。今後も周知等行い、養成していく。 ボランティア養成講座を開催し、市民のボランティア意識の醸成を図った。また、ボランティア活動を希望する方に対してボランティア活動の紹介、マッチング等を行った。					A		A		ボランティアの養成	文章のCDへの吹き込み、簡単な手話を用いた支援、日常生活での支援等、障がいのある人に対するボランティア活動を実践する人を養成し、活動の場を紹介する等、ボランティアの支援を希望する人とボランティア活動を希望する人の調整機能を果たしていきます。	障がい者支援課・袖ヶ浦市社会福祉協議会
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						ボランティア養成人数 (障がい者支援課記入)	人数	20	6	10							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	(3) 音訳ボランティア養成講座	視覚障がいのある人に市政等の情報を提供するため、声の広報を作成する音訳ボランティアを養成し、活動を支援します。	実施	継続	令和元年度はボランティア養成人数は3人であった。また、養成講座を1回(4日間)開催した。今後も周知等行い、養成していく。 音訳ボランティア講座を開催し、音訳に関する知識の醸成を図ったとともに、音訳ボランティアグループの紹介及びボランティア協力を募った。(社会福祉協議会記入)					A		A		音訳ボランティア養成講座	視覚障がいのある人に市政等の情報を提供するため、声の広報を作成する音訳ボランティアを養成し、活動を支援します。	障がい者支援課・袖ヶ浦市社会福祉協議会
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						音訳ボランティア養成講座開催数	開催数	1(4日間)	1(4日間)	1(4日間)							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	(4) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の日常生活における意思疎通を支援するため、手話のできる市民の養成を行います。	実施	継続	令和元年度は1人受講し、修了を受けている。今後も広報等で周知し、手話奉仕員の増員を図っていく。					A		A		手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の日常生活における意思疎通を支援するため、手話のできる市民の養成を行います。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						手話奉仕員養成研修受講者数	人数	1	1	0							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	(5) 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価	県が実施している介護サービス情報の公表制度、福祉サービスの第三者評価事業について、県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。	実施	継続	事業者に対し、情報公表制度等の周知を行い、普及・啓発等を行った。					A		A		(5) 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価	県が実施している介護サービス情報の公表制度、福祉サービスの第三者評価事業について、県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。	地域福祉課・介護保険課・子育て支援課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						介護サービス情報の公表制度普及啓発件数	件数	28	28	29							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	4 介護家族等への支援	(1) 日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのある人に日中、日帰りによる活動の場を提供します。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。					A		A		日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのある人に日中、日帰りによる活動の場を提供します。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						日中一時支援利用回数	回	5012	3025	3500							
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	4 介護家族等への支援	(2) 障がいに関する当事者団体等への支援	障がいに関する当事者団体等については、障がいのある人やその家族等の心のよりどころとなり孤立を予防するなど、重要な役割を担ってきましたが、近年会員の高齢化等により団体の存続が難しくなっている団体もあるため、団体の継続を促す有効な支援の方法を検討し、支援します。	実施	継続	引き続き団体に対し、団体の継続を促す有効な支援の方法を検討し、支援していく。					A		A	障がいに関する当事者団体等への支援	障がいに関する当事者団体等については、障がいのある人やその家族等の心のよりどころとなり孤立を予防するなど、重要な役割を担ってきましたが、近年会員の高齢化等により団体の存続が難しくなっている団体もあるため、団体の継続を促す有効な支援の方法を検討し、支援します。	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						-	-										
第2節 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	(1) 乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病の早期発見と保護者への適切な支援を行うため、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を行います。 また、乳幼児の成長にあわせ、医師・歯科医師・歯科衛生士・心理判定員・保健師・栄養士等の専門職が、適切な助言を行います。	実施	継続	幼児の発達、発育の確認及び疾病の早期発見を健康診査で実施している。必要に応じて健康診査時や健康診査後に、各専門職による適切な支援を行っている。場合によっては必要な他機関を紹介し、他機関へつなげている。					A		A	乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病の早期発見と保護者への適切な支援を行うため、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を行います。 また、乳幼児の成長にあわせ、医師・歯科医師・歯科衛生士・心理判定員・保健師・栄養士等の専門職が、適切な助言を行います。	健康推進課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						健康診査(1歳6か月児、3歳児)受診者数	人数	1,112人	1,007人	1,121人							
第2節 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	(2) 特定健康診査・特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のため、40歳以上の袖ヶ浦市国民健康保険加入者に対し特定健康診査を行います。 また、生活習慣病のリスクが重複する対象者に対し、保健師・管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行います。	実施	継続	過去5年間特定健康診査を受診していない者や前年勧奨を実施したが、受診がなかった者などを対象とし、受診勧奨を実施した。 通知については、平成30年度、令和元年度ともに対象者全員へ送付することができた。(国保資格喪失者除く) 今後は勧奨対象者の受診率向上を図るため、送付する資料の改善や他の受診勧奨にも取り組んでいく。 なお、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、積極的な受診勧奨を控えることとしたため、未実施とした。 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健診及び特定保健指導を実施している。特定保健指導対象者に対し、保健師・管理栄養士等が生活習慣改善のための支援として保健指導を実施している。(健康推進課記入)					A		A	特定健康診査・特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のため、40歳以上の袖ヶ浦市国民健康保険加入者に対し特定健康診査を行います。 また、生活習慣病のリスクが重複する対象者に対し、保健師・管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行います。	保険年金課・健康推進課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						継続受診勧奨通知の実施率	%	100	100	0							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)				評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容		
					実績	特定健康診査受診者数	人数										
						保健指導を行った人数	人数	379人	317人(暫定)	369人							
第2節 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	(3)健康づくり支援センター運営事業	障がいのある人を含めた市民全員の健康維持・増進をハード・ソフトの両面から支援するために、健康づくり支援センターでの総合的な健康づくり活動を展開します。		実施	継続	市民が主体的に健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣の獲得と維持に寄与するため、各種イベントや教室を実施した。また、参加者募集に関する情報発信を自治会回覧や広報紙、小学校へのチラシ配布を通じて行った。				A		A	健康づくり支援センター管理事業	障がいのある人を含めた市民全員の健康維持・増進をハード・ソフトの両面から支援するために、健康づくり支援センターでの総合的な健康づくり活動を展開します。	健康づくり支援センター	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						利用促進活動回数	回数	30	23	30							
第2節 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	(4)後期高齢者健康診査	千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対し、健康診断を実施し、糖尿病等生活習慣病の早期発見を図り、健康維持、生活の質の確保に資することを旨とします。		実施	継続	高齢者の健康診査を実施することにより、疾病の予防対策や早期発見、早期治療、健康寿命の延伸に寄与した。健康診査受診率は現時点で、県の目標値(令和元年度37.8%)を大きく上回っているが、いまだに5割程度の被保険者が未受診であるため、平成30年度より集団健診の併用など実施機会を増やすことで受診率の向上を図っている。 袖ヶ浦市受診率 平成30年度 59.5% 令和元年度 56.8% 令和2年度 56.9%(見込み)				A		A	後期高齢者健康診査	千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対し、健康診断を実施し、糖尿病等生活習慣病の早期発見を図り、健康維持、生活の質の確保に資することを旨とします。	保険年金課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						後期高齢者医療健康診査受診者数	人数	3921人	3,962人	4,180人							
第2節 保健・医療の推進	1 障がいの原因となる疾病等の予防の充実	(5)がん検診	肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療に結びつきます。		実施	継続	がん検診の受診がしやすくなるよう、休日検診や保育サービスを実施したほか、特定健診との同日実施、乳がん検診と子宮がん検診の同日実施日を設けている。また、各がん検診において、要精密検査と判定された場合は、速やかに該当者に対し、精密検査の受診勧奨を行っている。				A		A	がん検診事業	各種がん検診の実施により、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期発見・早期治療に結びつきます。	健康推進課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						がん検診実施率	率	25.2%	23.8%	24.9%							
第2節 保健・医療の推進	2 医療サービス	(1)自立支援医療(更生医療、育成医療)	身体障がいのある人が、その日常生活能力、社会生活能力、また職業能力を回復・向上・獲得することを目的とした医療の給付として、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。		実施	継続	身体障害者手帳取得時に案内を行い、制度案内の周知に努めた。また、手続きの更新案内を行うなど、切れ目のない利用の促進を行い、適切な医療費の現物給付を行い、生活能力の向上に努めた。				A		A	自立支援医療(更生医療、育成医療)	身体障がいのある人が、その日常生活能力、社会生活能力、また職業能力を回復・向上・獲得することを目的とした医療の給付として、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。	障がい者支援課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						自立支援医療(更生、育成)件数	件数	1,202	1,570	2,035							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																						
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等							
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容						
第2節 保健・医療の推進	2 医療サービス	(2) 自立支援医療(精神通院医療)	精神障がいにかかる通院医療に関して、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。	実施	継続	手帳の取得に拘らず、精神疾患における医療を継続的に必要とする者に、公費による医療費の現物給付を行った。	A	A	A	A	A	A	A	A	自立支援医療(精神通院医療)	精神障がいにかかる通院医療に関して、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。	障がい者支援課					
																		指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)
																		自立支援医療(精神通院)件数	件数	972	1,038	1,110
第2節 保健・医療の推進	2 医療サービス	(3) 重度心身障害者医療費の助成	重度心身障がいのある人が医療機関等で診療を受けた場合に、健康保険が適用される医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。	実施	継続	重度の身体及び知的障害者手帳を所持している者(児)に対して、現物給付などによる医療費の負担軽減を図った。	A	A	A	A	A	A	A	重度心身障害者医療費の助成	重度心身障がいのある人が医療機関等で診療を受けた場合に、健康保険が適用される医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。	障がい者支援課						
																	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)	
																	重度心身障害者医療費助成件数	件数	8,540	8,407	8,239	
第2節 保健・医療の推進	2 医療サービス	(4) 精神障害医療費の助成	精神障がいのある人に対し、精神障がいの治療のための医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。	実施	継続	精神疾患における医療の助成を必要とする者に対して、医療費の還付による負担軽減を図った。	A	A	A	A	A	A	A	精神障害医療費の助成	精神障がいのある人に対し、精神障がいの治療のための医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。	障がい者支援課						
																	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)	
																	精神障害医療費助成件数	件数	5,909	6,308	6,686	
第2節 保健・医療の推進	2 医療サービス	(5) 難病患者療養見舞金の支給	指定難病又は小児慢性特定疾病の治療のため、1か月以上継続的に入院又は通院している人に対し、見舞金を支給します。	実施	継続	難病患者及びその保護者に対して、通院又は入院日数に応じた見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図った。	A	A	A	A	A	A	A	難病患者療養見舞金の支給	指定難病又は小児慢性特定疾病の治療のため、1か月以上継続的に入院又は通院している人に対し、見舞金を支給します。	障がい者支援課						
																	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)	
																	難病患者療養見舞金支給件数	件数	408	439	485	

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等	
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)				評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業		事業内容
第2節 保健・医療の推進	2 医療サービス	(6) 中核医療機関との連携	専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を一層図っていきます。	実施	継続	中核医療機関と連携しながら障がいのある人に支援することができた。今後も中核医療機関との連携を一層図っていく。				A		A		中核医療機関との連携	専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を一層図っていきます。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							
				実績		-	-	-	-							
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	1 子ども・子育ての支援	(1) 障がい児保育の実施	集団保育が可能な障がいのある児童の保育について、対象児童の入所希望に応じて引き続き受け入れていきます。 -「障がい児福祉計画」管理-	実施	継続	児童の障がいの状況や年齢により職員の加配の必要性等を把握し、各保育所との間で入所の調整を行っている。障害のある児童の年齢によって保育の対象となるかが変わるので、受け入れ人数は毎年変動する。				A		A		障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							
				実績		入所を希望する障がいのある児童の受入人数	人数	7	9	6						
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	1 子ども・子育ての支援	(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)	放課後児童クラブは、放課後等、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設で、障がいのある子どもについても、適正な保育が行えるよう、年1回研修を開催し、指導員は受講することとしています。 また、障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに専門知識等を有する指導員を配置するための費用として補助金交付を行います。 -「障がい児福祉計画」管理-	実施	継続	障がいのある子どもについて適正な保育が行えるよう、放課後児童クラブの指導員を対象とした研修を年1回開催した。 また、障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに、専門知識等を有する指導員を配置するための費用として補助金交付を行った。				A		A		放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ支援事業)	放課後児童クラブは、放課後等、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設で、障がいのある子どもについても、適正な保育が行えるよう、年1回研修を開催し、指導員は受講することとしています。 また、障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに専門知識等を有する指導員を配置するための費用として補助金交付を行います。 -「障がい児福祉計画」管理-	子育て支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							
				実績		研修を受講した指導員数	人数	41	55	30						
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	1 子ども・子育ての支援	(3) ファミリー・サポート・センター事業	子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターを運営しています。障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めたうえで、提供会員に対し援助の受け入れに向けた連絡調整を行います。 -「障がい児福祉計画」管理-	実施	継続	障がいのある子どもの援助については、面談を行う中で子どもの状況を細かくヒアリングし、子どもの状況に応じて援助可能な提供会員とのマッチングを行っている。				A		A		ファミリー・サポート・センター事業	子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターを運営しています。障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めたうえで、提供会員に対し援助の受け入れに向けた連絡調整を行います。 -「障がい児福祉計画」管理-	子育て支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							
				実績		障がいのある子どもの受け入れ人数	人数	-	-							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	1 子ども・子育てでの支援	(4) ライフサポートファイルの活用	幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。 ー「障がい児福祉計画」管理ー	実施	継続	幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図れた。					A		A		ライフサポートファイルの活用	幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。 ー「障がい児福祉計画」管理ー	袖ヶ浦市地域総合支援協議会
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	2 インクルーシブ教育システムの構築	(1) 特別支援教育の推進(特別支援教育総合推進事業)	発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談、外部専門家による巡回指導、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進します。	実施	継続	・校内では、就学指導コーディネーターを中心に校内教育支援委員会や生徒指導会議を開くことで、発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒について周知している。 ・教育現場における特別支援教育の体制整備を整えるため、外部専門家による巡回指導などを活用している。					A		A	(1) 特別支援教育の推進(特別支援教育総合推進事業)	発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談、外部専門家による巡回指導、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進します。	学校教育課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						特別支援教育支援実施件数	件数	45	34	45							
						(外部専門家による巡回指導は、(2)巡回相談と同様)											
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	2 インクルーシブ教育システムの構築	(2) 特別支援連携協議会、専門家チームの設置及び巡回相談の実施	学習症(LD)、注意欠如多動症(ADHD)、高機能自閉症(HFA)等の児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に対する支援体制を整備促進するために、教育・医療・保健・福祉等関係者からなる「特別支援連携協議会」及び「専門家チーム」を設置しています。また、要請に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園(保育所)、小・中学校及び高等学校における学習症、注意欠如多動症、高機能自閉症等の障がいがある児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るとともに、望ましい教育的対応の助言等を行います。	実施	継続	・学習症(LD)、注意欠如多動症(ADHD)、高機能自閉症(HFA)等の児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に対する支援体制を整備促進するために、教育・医療・保健・福祉等関係者からなる「特別支援連携協議会」及び「専門家チーム」を設置している。 ・要請に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園(保育所)、小・中学校における学習症、注意欠如多動症、高機能自閉症等の障がいがある児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るとともに、望ましい教育的対応の助言等を行っている。					A		A	(2) 特別支援連携協議会、専門家チームの設置及び巡回相談の実施	学習症(LD)、注意欠如多動症(ADHD)、高機能自閉症(HFA)等の児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に対する支援体制を整備促進するために、教育・医療・保健・福祉等関係者からなる「特別支援連携協議会」及び「専門家チーム」を設置しています。また、要請に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園(保育所)、小・中学校及び高等学校における学習症、注意欠如多動症、高機能自閉症等の障がいがある児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るとともに、望ましい教育的対応の助言等を行います。	学校教育課 書支援課 子育て支援課 保育課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						巡回相談員派遣件数	件数	45	34	45							
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	2 インクルーシブ教育システムの構築	(3) 通級指導による特別支援教育の充実	通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を推進します。	実施	継続	通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を行っている。					A		A	(3) 通級指導による特別支援教育の充実	通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を推進します。	学校教育課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						通級指導教室開設日数	日数	200	200	200							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	2 インクルーシブ教育システムの構築	(4) 市特別支援教員活用事業	通常学級において、学習症(LD)、注意欠如多動症(ADHD)・高機能自閉症(HFA)等さまざまな障がい及びその傾向のある児童・生徒に対し、学習・生活上の困難を改善するために、特別支援教員を配置します。	実施	継続	通常学級において、学習症(LD)・注意欠如多動症(ADHD)・高機能自閉症(HFA)等さまざまな障がい及びその傾向のある児童・生徒に対し、学習・生活上の困難を改善するために、特別支援教員、児童支援員を配置している。					A		A		(4) 市特別支援教員活用事業	通常学級において、学習症(LD)、注意欠如多動症(ADHD)・高機能自閉症(HFA)等さまざまな障がい及びその傾向のある児童・生徒に対し、学習・生活上の困難を改善するために、特別支援教員を配置します。	学校教育課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						特別支援教員配置人数	人数	19	21	22							
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	2 インクルーシブ教育システムの構築	(5) 特別支援教育就学奨励費の支給(特別支援教育就学奨励費事業)	特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な費用の一部を奨励費として支給します。	実施	継続	特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な費用の一部を奨励費として支給している。					A		A		(5) 特別支援教育就学奨励費の支給(特別支援教育就学奨励費事業)	特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な費用の一部を奨励費として支給します。	学校教育課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						特別支援教育就学奨励金支給件数	件数	86	102	103							
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	3 教育環境の整備	(1) 教育相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラーを1校に1名ずつ配置します。	実施	継続	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラー、心の相談員を1校に1名ずつ配置している。					A		A		(1) 教育相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラー、心の相談員を1校に1名ずつ配置します。	学校教育課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						スクールカウンセラー配置人数	人数	7	7	7							
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	3 教育環境の整備	(2) うぐいす教育相談	軽度発達障がいを持つ又はその疑いがある児童・生徒を対象に、学校職員、保護者と専門医による相談を行います。	実施	継続	年間5回(1回につき3件まで相談可能)の相談を継続して実施している。軽度発達障がいの疑いのある児童・生徒は増加傾向にあり、その対応に苦慮する保護者や学校関係者が専門医から適切なアドバイスを受けられる機会となっている。					A		A		うぐいす教育相談	軽度発達障がいを持つ又はその疑いがある児童・生徒を対象に、学校職員、保護者と専門医による相談を行います。	総合教育センター
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						学校職員、保護者と専門医による相談件数	件数	10	13	13							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																					
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等						
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容					
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	3 教育環境の整備	(3) 電話相談・来所相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、電話相談・来所相談を行います。	実施	継続	児童・生徒の障がいに関する対応を含め、学校不応等様々な悩みに対応するため、電話相談・来所相談を受け付けている。	A					A		電話相談・来所相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、電話相談・来所相談を行います。	総合教育センター					
																	指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)
																	電話相談・来所相談件数	件数	493	569	550
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	3 教育環境の整備	(4) 教職員研修の充実	「LD・ADHD児等指導研修会」「教育相談研修会」「幼稚園教諭研修会」にて、障がいのある児童・生徒について教職員の理解を深め、指導の工夫・改善を図ります。	一部実施	未実施	夏季研修で「教育相談研修会」を継続して実施している。「LD・ADHD児等指導研修会」は「特別支援教育研修会Ⅰ・Ⅱ」として、「幼稚園教諭研修会」は「幼児教育研修会」として、同じく夏季研修で実施している。障がいのある児童・生徒についての理解を深め、指導の改善に向けた一助となっている。	B					A	教職員研修の充実	「特別支援教育研修会」「教育相談研修会」「幼稚園教諭研修会」にて、障がいのある児童・生徒について教職員の理解を深め、指導の工夫・改善を図ります。	総合教育センター						
																指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)	
																研修参加人数	人数	67	68	0	
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	3 教育環境の整備	(5) 就学相談・進路相談の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応じた就学相談の充実・努めます。また、障がいを持った児童・生徒がその後の進路を進む際に、一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応じた進路相談を行います。	実施	継続	個々の障害の状態や教育的ニーズ、必要な支援等に応じた適切な就学に向け、学校見学会や体験学習等の就学相談を実施した。また、卒業後の生活を見通し、より適切な進路選択ができるよう、進路相談を実施した。	A					A	就学相談・進路相談の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応じた就学相談の充実・努めます。また、障がいを持った児童・生徒がその後の進路を進む際に、一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応じた進路相談を行います。	特別支援学校						
																指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)	
																進路相談実施件数	件数	43	45	40	
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	4 生涯学習・スポーツ	(1) 障がいのある人に対応した社会体育施設の整備	屋内外のスポーツ拠点施設である臨海スポーツセンターと総合運動場において、障がいのある人のためのバリアフリー対策、安全に配慮した施設整備の可能性の検討を進め、利用者ニーズに対応した社会体育施設の適切な改修・修繕を進めます。	実施	継続	平成30年度陸上競技場管理棟の改修を実施する際に、トイレの洋式化、多目的トイレの改修、棟内の段差解消を行った。	A					A	(1) 障がいのある人に対応した社会体育施設の整備	屋内外のスポーツ拠点施設である臨海スポーツセンターと総合運動場において、障がいのある人のためのバリアフリー対策、安全に配慮した施設整備の可能性の検討を進め、利用者ニーズに対応した社会体育施設の適切な改修・修繕を進めます。	体育振興課						
																指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)	
																社会体育施設改修・修繕工事件数	件数	1	0	0	

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)			Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等			
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	4 生涯学習・スポーツ	(2) 君津地域心身障害者(児)スポーツ大会	君津地域(袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市)の障がいのある人を対象に、4市合同のスポーツ大会を実施し、障がいのある人の交流の場の提供及びスポーツを通して体力の増強、機能の回復及び残存能力の向上を図ります。	実施	継続	ホームページや広報紙等で周知をし、令和元年度は38人の参加者となった。今後も障がいのある人の交流の場の提供及び体力の増強、昨日の回復及び残存能力の向上のため、周知を徹底し事業を実施していく。					A		A		君津地域心身障害者(児)スポーツ大会	君津地域(袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市)の障がいのある人を対象に、4市合同のスポーツ大会を実施し、障がいのある人の交流の場の提供及びスポーツを通して体力の増強、機能の回復及び残存能力の向上を図ります。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	4市スポーツ大会参加者数	人数	37	38	38								
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	4 生涯学習・スポーツ	(3) 市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。聴覚障がいのある人も講演内容を理解できるよう、手話通訳者による同時通訳を実施します。	実施	継続	第1回 7/6 スマイリーキクチ 参加者410人 第3回 12/14 前園真聖 参加者400人 第4回 2/15 立木早絵 参加者380人 *第2回は台風により中止					A		A	市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。聴覚障がいのある人も講演内容を理解できるよう、手話通訳者による同時通訳を実施します。	生涯学習課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	市民三学大学開催時の同時通訳実施数	実施数	4回	3回	3回								
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	4 生涯学習・スポーツ	(4) 図書館サービス	視覚障がいや寝たきり等の理由により、図書館利用が困難な市民に、対面朗読、録音資料、大活字図書等の貸出し、宅配サービス等のサービスを提供します。また、音訳ボランティアの養成講座を定期的に行います。	実施	継続	視覚障がいや寝たきり等の理由により、図書館利用が困難な市民に対する宅配による貸出サービスを行い、平成30年度に56件359点、令和元年度47件271点の貸出があった。なお、音訳ボランティアの養成講座については、現在対面朗読の利用がないことから養成講座は行わず、平成28年度から視覚障がい者等向け図書館「サビエ」に加入し、活字による読書が困難な方向けに録音図書等のデータの提供を行っている。					B	音訳ボランティアの養成講座については、対面朗読の利用がなく、また「サビエ」により、録音図書等を提供することができるようになったことから、今後の実施を見直す。	B	音訳ボランティアの養成講座については今後実施せず、「サビエ」サービスの普及と提供を実施していく。	図書館サービス	視覚障がいや寝たきり等の理由により、図書館利用が困難な市民に、宅配サービス等による貸出サービス等の提供を行います。また、「サビエ」に加入することで、活字による読書が困難な方にも資料を提供していきます。	中央図書館
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	図書館サービスの提供件数	件数	71	56	47								
					実績	音訳ボランティア養成講座開催数	開催数	0	0	0							
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援	1 就労支援	(1) 障がい者就労促進体制の整備	障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援します。また、安定した就労を継続できるよう、就労から職場定着まで支援するため、各支援機関との連携を図ります。	実施	継続	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。					A		A		障がい者就労促進体制の整備	障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援します。また、安定した就労を継続できるよう、就労から職場定着まで支援するため、各支援機関との連携を図ります。	障がい者支援課
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	就労支援件数	件数	1,451	1,598	1,600								

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)			Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等			
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)			評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容			
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援	1 就労支援	(2)市職員としての採用促進	障害者雇用促進法の趣旨に基づき、積極的に障がいのある人の採用に努め、事業主としての責務と市内企業に対する市としての先導的役割を果たしていきます。法定雇用者を維持し、法定雇用率を達成するため、採用試験の周知を図り、これまで以上に障がいのある人の雇用を推進します。	実施	継続	H30年度はチャレンジドオフィスを新規開設し、新たに障がいのある人材を雇用することで市の姿勢を示すことができた。令和2年度の会計年度任用職員制度開始に伴い、市のホームページにおいて広く募集を行った。			A		A	庁舎における多目的トイレの不足やバリアフリー化ができていない箇所があることから、今後の庁舎改修も踏まえながら更なる雇用拡大を検討していく。	(2)市職員としての採用促進	障害者雇用促進法の趣旨に基づき、積極的に障がいのある人の採用に努め、事業主としての責務と市内企業に対する市としての先導的役割を果たしていきます。法定雇用者を維持し、法定雇用率を達成するため、採用試験の周知を図り、これまで以上に障がいのある人の雇用を推進します。	総務課		
						指標名	単位	実績(平成30年度)								実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)
				実績	採用試験の周知回数	回数	0	1	1								
						障がいのある人の雇用者数	人数	13	13	13							
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援	2 経済的支援	(1)心身障害者(児)手当支給事業	障がいのある人が地域で安定した生活を営むために、特別障害者手当等の制度について、対象者への申請案内や相談を行います。 ①特別障害者手当(国) ②障害児福祉手当(国) ③重度心身障害者福祉手当(市) ④心身障害児福祉手当(市) ⑤特別児童扶養手当(国) ⑥児童扶養手当(国)	実施	継続	精神または身体に障害を有する対象者に対し、申請案内や相談を行った。受給の対象と判定された方に手当を支給し、経済的な負担の軽減を図ることができた。			A		A		心身障害者(児)手当支給事業	障がいのある人が地域で安定した生活を営むために、特別障害者手当等の制度について、対象者への申請案内や相談を行います。 ①特別障害者手当(国) ②障害児福祉手当(国) ③重度心身障害者福祉手当(市) ④心身障害児福祉手当(市) ⑤特別児童扶養手当(国) ⑥児童扶養手当(国)	障がい者支援課		
						指標名	単位	実績(平成30年度)								実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)
						特別障害者手当	件数	53								56	53
						障害児福祉手当	件数	32								31	32
						経過措置福祉手当	件数	1								1	1
						重度心身障害者福祉手当	件数	69								70	69
						心身障害児福祉手当	件数	88								91	88
						特別児童扶養手当	件数	106								107	108
児童扶養手当	件数	414	378	377													
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援	2 経済的支援	(2)障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金	一定の要件等に該当するものが、病気やけがで所定の障がいのある状態となった場合に、その程度に応じて年金・一時金が支給されます。	実施	継続	障害基礎年金の相談窓口として、請求方法、請求時期などを案内した。また、障害基礎年金の申請に基づき、納付要件及び請求書等を確認して年金事務所に書類を送達した。障害厚生年金、障害共済年金については、年金事務所又は各共済組合が申請窓口になるため申請先を案内した。特別障害給付金については申請者がいなかった。			A		A	障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金	一定の要件等に該当するものが、病気やけがで所定の障がいのある状態となった場合に、その程度に応じて年金・一時金が支給されます。	保険年金課・日本年金機構・各共済組合			
						指標名	単位	実績(平成30年度)							実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)	
				実績	障害基礎年金等支給人数	人数	1,817人	1,840人	1,863人								
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援	2 経済的支援	(3)心身障害者扶養年金	障がいのある人の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者に万が一のことがあった場合に、残された障がいのある人に終身一定額の年金を支給します。	実施	継続	心身に障害を有する者に対し、終身一定額の年金を支給することで、生活の安定、福祉の向上を図った。			A		A	心身障害者扶養年金	障がいのある人の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者に万が一のことがあった場合に、残された障がいのある人に終身一定額の年金を支給します。	障がい者支援課			
						指標名	単位	実績(平成30年度)							実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)	

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)				評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容		
					実績	心身障害者扶養年金支給件数	件数	48	48	48							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	1 居住支援	(1)日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。 ー「障がい福祉計画」管理ー		実施	日常生活用具の支給対象者については、滞りなく支給できた。今後も対象者については、支給を行っていく。				A		A		日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						日常生活用具給付等支給件数	件数	149	151	150							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	1 居住支援	(2)生活ホーム運営助成事業	独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がいのある人に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行っている事業者へ補助金を交付します。		実施	平成30年度、令和元年度の実績はないが、対象者が発生した場合は補助金を交付していく。				A		A		生活ホーム運営助成事業	独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がいのある人に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行っている事業者へ補助金を交付します。	障がい者支援課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						生活ホーム運営助成件数	件数	0	0	0							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	1 居住支援	(3)各種サービスの提供	障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、様々な支援サービスを、利用計画に基づいて適切に提供します。 また、法改正に伴うサービス内容の変更や事業の改廃にも対応し、サービスの安定提供に努めます。 ー「障がい福祉計画」管理ー		実施	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。				A		A		各種サービスの提供	障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、様々な支援サービスを、利用計画に基づいて適切に提供します。 また、法改正に伴うサービス内容の変更や事業の改廃にも対応し、サービスの安定提供に努めます。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						-	-	-	-	-							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	2 移動支援	(1)移動支援事業	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を支援します。 ー「障がい福祉計画」管理ー		実施	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。				A		A		移動支援事業	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を支援します。 ー「障がい福祉計画」管理ー	障がい者支援課	
					実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
						移動支援件数	件数	1,738	1,834	1,900							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)				評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業		事業内容	
第5節 安全・安心な生活環境の整備	2	移動支援 (2) 重度心身障害者福祉タクシー事業	在宅の重度の心身障がいのある人に対して、タクシーの利用券を交付します。	実施	継続	社会参加の困難な在宅の重度心身障がい者(児)申請により、福祉タクシー利用券を交付した。タクシー料金の一部を助成することにより、外出の支援を図ることができた。				A		A		重度心身障害者福祉タクシー事業	在宅の重度の心身障がいのある人に対して、タクシーの利用券を交付します。	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)								見込み (令和2年度)
						重度心身障害者福祉タクシー助成件数	件数	281	285								200
第5節 安全・安心な生活環境の整備	2	移動支援 (3) 車いすの貸し出し	障がい、高齢、疾病等により歩行が困難な人を対象に、3か月を限度に車いすの貸し出しを行います。	実施	継続	介護認定までの期間や祖父母との旅行、骨折などの理由により一時的に車いすが必要な方へ貸し出しを行った。 今後も車いすの貸し出しを行い福祉サービスの向上に努める。				A		A				袖ヶ浦市社会福祉協議会	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)								見込み (令和2年度)
						車いす貸出件数	件数	60	60								60
第5節 安全・安心な生活環境の整備	2	移動支援 (4) 居宅介護(通院等介助)	移動するにあたっての支援と介護を一体的に提供する必要がある重度の障がいのある人について、居宅介護(うち通院等介助、通院等乗降介助)により対応します。 -「障がい福祉計画」管理-	実施	継続	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。 今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。				A		A		居宅介護(通院等介助)	移動するにあたっての支援と介護を一体的に提供する必要がある重度の障がいのある人について、居宅介護(うち通院等介助、通院等乗降介助)により対応します。 -「障がい福祉計画」管理-	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)								見込み (令和2年度)
						居宅介護(通院等介助)件数	件数	348	368								380
第5節 安全・安心な生活環境の整備	2	移動支援 (5) 移送サービス	障がいや高齢により、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の市民の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	実施	継続	正会員(2月3回)及び準会員(1月1回)の利用申し込みに対し、コーディネーターが調整を図り、運転ボランティア及び付添いボランティアの協力のもと実施した。				A		A				袖ヶ浦市社会福祉協議会	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)								見込み (令和2年度)
						医療機関等への移動支援件数	件数	207	190								190

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	担当課等
第5節 安全・安心な生活環境の整備	2 移動支援	(6) 福祉カー貸出	障がいのある人の家族等に対して、リフト付ワゴン車、スロープ付ワゴン車(袖ヶ浦ゆうあい号)を貸し出し、通院や買い物、旅行等の外出を支援します。	実施	継続	サービスの提供については、求められる必要な支援を滞りなく提供できた。今後も関係事業所と連携を深め、支援を行っていく。 障がいのある人や高齢者の家族へスロープ付きワゴン車を貸し出し、通院等の支援を行った。(社会福祉協議会)					B	平成29年度にリフト付ワゴン車を廃車した。計画策定時は、リフト付きワゴン車とスロープ付きワゴン車の計2台で運用することになっていたが、リフト付きワゴン車は故障により平成30年2月に廃車となり、スロープ付きワゴン車1台で運用している。また、スロープ付きワゴン車は運用開始から17年(平成15年7月初年度登録)経過しており、更新等が必要と思われる。	B	リフト付ワゴン車を廃車したことから、事業内容から削除する。	福祉カー貸出	障がいのある人の家族等に対して、スロープ付ワゴン車(袖ヶ浦ゆうあい号)を貸し出し、通院や買い物、旅行等の外出を支援します。	障がい者支援課・袖ヶ浦市社会福祉協議会
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	福祉カー貸出件数	件数	130	103	110								
第5節 安全・安心な生活環境の整備	3 情報アクセシビリティの向上	(1) 音声コード等の利用促進	視覚障がいのある人が、文書からの情報を容易に得られるようにするため、市が作成するリーフレット等で、音声コード等の利用を促進します。	実施	継続	市が作成するリーフレット等については、音声コード等を利用するよう促進してきた。今後も市が作成するリーフレット等については、視覚障がいのある方でも文書から情報が容易に得られるよう音声コード等の利用を促進していきます。					A		A	音声コード等の利用促進	視覚障がいのある人が、文書からの情報を容易に得られるようにするため、市が作成するリーフレット等で、音声コード等の利用を促進します。	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	音声コード利用周知件数	件数	不明	不明	不明								
第5節 安全・安心な生活環境の整備	3 情報アクセシビリティの向上	(2) 声の広報、インターネットによる市政情報提供	視覚障がいのある人が、市からの情報を容易に得られるようにするため、広報紙の内容をボランティア団体の協力によりCDに吹き込み、希望者に貸し出します。また、市ホームページを、JIS標準規格である音声読み上げソフトに対応した文章表記で作成するなど、アクセシビリティの向上に努め、障がいのある人への情報提供を充実させていきます。	実施	継続	声の広報そでがうらに関しては、視覚障がいのある方への広報そでがうらの読みあげCDの貸出を計画通り実施し、情報を提供することができた。ホームページに関しては実績が数値として出にくいので、各課作成ページを随時確認、修正し、主に記号や時間、曜日の表記などをアクセシビリティ上問題のない表記に変更する作業を行った。また全庁的にアクセシビリティに関する知識向上を図るため、定期的にホームページ操作研修を行った。今後も引き続き研修や掲示板を利用し、アクセシビリティの向上に努める。					A		A	声の広報、インターネットによる市政情報提供	視覚障がいのある人が、市からの情報を容易に得られるようにするため、広報紙の内容をボランティア団体の協力によりCDに吹き込み、希望者に貸し出します。また、市ホームページを、JIS標準規格である音声読み上げソフトに対応した文章表記で作成するなど、アクセシビリティの向上に努め、障がいのある人への情報提供を充実させていきます。	秘書広報課	
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	広報紙吹き込み媒体貸出件数	件数	192	192	168								
						障がいのある人への情報提供回数	回数	24	24	21							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	4 生活環境の整備	(1) 都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランでは、これまでも福祉のまちづくりを推進してきましたが、平成31年度に策定を予定している次期都市計画マスタープランにおいても、引き続き障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりを推進していきます。	実施	継続	次期、都市計画マスタープランについては策定作業を進め、(案)についてパブリックコメント手続きまでを完了することができた。今後、令和2年7月頃の策定を目指す。また、マスタープランの基本方針に「人や環境にやさしい魅力あふれる都市づくり」を盛り込みバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設整備を位置付けている。					A		D	具体的な取組事業がないことから、評価ができないため、計画から削除	都市整備課		
						指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)							
				実績	-	-	-	-	-								

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)			Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等			
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第5節 安全・安心な生活環境の整備	4 生活環境の整備	(2) 都市公園及び路外駐車場のバリアフリー化	障がいのある人の日常生活及び社会生活における施設利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー関連法令等の基準に基づき都市公園及び路外駐車場のバリアフリー化を推進します。	実施	継続	袖ヶ浦駅海側地区において、バリアフリー関連法令の基準に適合した新たな公園整備を進めており、平成30年度、令和元年度においては街区公園を各1公園開設した。 令和2年度においては、同地区に計画されている近隣公園をバリアフリー基準に適合させた形で開設する予定である。					A		A		都市公園及び市営駐車場のバリアフリー化	障がいのある人の施設利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー関連法令等の基準に基づき都市公園及び市営駐車場のバリアフリー化を推進します。	都市整備課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
				実績		都市公園及び路外駐車場バリアフリー化実施箇所数	箇所数	1	1	1							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	4 生活環境の整備	(3) 小中学校におけるバリアフリー化	市内にある小学校8校、中学校5校では、車いす用スロープ、洋式トイレの設置、階段両側への手すりの設置等に取り組んでいますが、今後とも「福祉のまちづくり条例関連学校改修時の基本方針」に沿ったうえで、施設の大規模改修等に併せてバリアフリー化を進めていきます。	実施	継続	【平成30年度】・トイレ工事(昭和小学校、平岡小学校) ・校舎増築工事(蔵波小学校、奈良輪小学校) 【令和元年度】・トイレ工事(昭和小学校) 【令和2年度】・トイレ工事(中川小学校、平川中学校)					A		A	小中学校におけるバリアフリー化	市内にある小学校8校、中学校5校では、車いす用スロープ、洋式トイレの設置、階段両側への手すりの設置等に取り組んでいますが、今後とも「福祉のまちづくり条例関連学校改修時の基本方針」に沿ったうえで、施設の大規模改修等に併せてバリアフリー化を進めていきます。	教育総務課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
				実績		バリアフリー化実施箇所数	箇所数	4	1	2							
第5節 安全・安心な生活環境の整備	4 生活環境の整備	(4) 庁舎整備事業	来庁者の利便性及び安全性の向上を図るため、庁舎の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。	実施	継続	平成30年度は、庁舎整備にあたり最適な整備手法の検討を行い、民間のノウハウを活用する「設計・施工一括発注方式」を採用することとした。 令和元年度は、高度な技術力等、総合的なノウハウとともに、安定的な業務遂行能力を有する受注者を選定するため、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定し、12月に契約を締結した。 令和2年度は、基本設計を基に事業者からの技術提案等を反映させた実施設計を策定するとともに準備工事を実施する。					A		A	庁舎整備事業	来庁者の利便性及び安全性の向上を図るため、庁舎の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します	管財契約課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
				実績		-	-	-	-	-							
第6節 防災・防犯の推進	1 防災対策	(1) 震災火災対策自主防災組織整備事業	「自分たちの地域は、自分たちで守る」という視点から、各地域において災害を最小限に抑え、地域住民の生命、身体、財産を守る体制強化を図るための自主的な防災組織の結成促進や訓練の充実、資与資器材の充実にも努め、防災意識の高揚を図ります。 また、未結成の区・自治会に対する自主防災組織の結成促進、既存組織への防災訓練の指導、防災資器材の貸与・更新を行います。 自主防災組織が中心となり、災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である障がいのある人(要援護者)に対し、より迅速な避難支援体制が整えられるよう努めます。	実施	継続	自主防災組織の結成数は地域によって偏りがあったが、地区別防災訓練等の開催に伴い、結成の機運が向上し結成数の偏りは解消しつつあり、結成数は75組織となった。結成された自主防災組織が合同で地区の防災訓練を実施するなど、44組織が訓練を実施し、地域防災力の向上につなげた。 今後も防災に対する意識を高め、さらにその意識を継続させるための啓発を行い、自主防災組織の結成及び活性化に努める。					A		A	震災火災対策自主防災組織整備事業	自助・共助による地域における防災体制の強化を図るため、未結成の区・自治会に対する自主防災組織の結成促進、既存組織への防災訓練の指導、防災資器材の貸与・更新を行い、防災意識の高揚、より迅速な避難支援体制の整備を図ります。	危機管理課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						自主防災組織訓練回数	回数	69	44	40							
				実績		リーダー研修会実施回数	回数	1	1	1							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)			Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等			
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	担当課等
第6節 防災・防犯の推進	1 防災対策	(2) 災害時要援護者の避難支援	災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である要援護者(障がいのある人や高齢者等)が安否確認や避難支援など必要な支援が受けられるように、平成22年6月から「袖ヶ浦市災害時要援護者登録制度」をスタートさせ、手上げ方式及び同意方式(民生委員児童委員などと連携)により、登録台帳の整備・更新等を行い、要援護者の把握に努めています。 区等自治会などと協力し避難支援者の選定を進めるとともに、情報伝達体制の整備、情報の共有、避難支援計画の具体化、避難所における支援のあり方(福祉避難所の指定等)、各種訓練の実施など、関係機関と連携を図り、要援護者に配慮したより迅速な支援体制を構築できるよう努めます。	実施	継続	災害時要援護者名簿を作成し、避難支援者等関係者への名簿配付に同意をいただいた方の名簿を警察署、消防署、市政協力員、民生委員、社会福祉協議会に配付し、要援護者の迅速な避難の確保に向けた取組を行った。 また、災害時要援護者安否確認訓練を総合防災訓練や地区別防災訓練において実施することと併せて、自主防災組織の訓練に取り入れている組織もあり、要援護者の避難支援の意識を高めることができた。 今後も、民間の福祉避難所と訓練を通して連携を深め、災害時の初動体制を確立していく。					A		A		要配慮者の避難支援	災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である要援護者が必要支援を受けられるように、袖ヶ浦市災害時要援護者登録制度により、手上げ方式及び同意方式(民生委員児童委員などと連携)により、登録台帳の整備・更新等を行い、要援護者の把握に努めます。 また、関係機関と連携して避難所における支援のあり方を検討し、要配慮者に配慮した避難生活環境の充実にも努めます。	危機管理課
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						要援護者安否確認訓練	自治会	3	3	3							
			福祉避難所指定施設数	回数	19	19	19										
第6節 防災・防犯の推進	1 防災対策	(3) 家具転倒防止器具取付事業	満18歳未満及び満65歳以上の人のみにより構成される世帯、満18歳未満及び満65歳以上の人を除き、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている人のみにより構成される世帯等、いわゆる災害弱者を地震時の家具転倒の被害から守るため、家具転倒防止器具の取り付けを行います。	実施	継続	地震における家具転倒等による被害から高齢者の生命及び財産を守るため、申請のあった高齢者に対し家具転倒の防止措置を講じることに、高齢者が安心して生活できる環境の整備を図った。					A		D	令和3年度以降はシルバー人材センターの事業として実施する予定である。	高齢者支援課		
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						家具転倒防止器具取付件数	件数	2	1	1							
第6節 防災・防犯の推進	2 防犯対策	(1) 防犯意識の向上と防犯情報の提供	木更津警察署や袖ヶ浦市防犯協会等と連携して、地域における防犯意識の向上を目指して啓発活動を進めるとともに、生活安全メールや防災行政無線等を通じ、犯罪や不審者等に関する情報提供を行います。	実施	継続	高齢者の犯罪被害未然防止のため、木更津警察署や防犯指導員等の関連団体と連携し、市内各地で啓発活動及び防犯講習会を実施している。「地域安全ニュース」及び「犯罪発生地図」の発行、市民生活安全メールの配信などによる注意喚起を行っている。					A		A	地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民協働による防犯パトロールなどの各種防犯活動を総合的に実施することで犯罪の発生抑制に努めます。また、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、既存団体が継続して活動できるよう支援します。	市民活動支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						自主防犯組織未結成地区への説明会	件数	1	0	1							
			生活安全メール送信数	件数	10	19	30										
第6節 防災・防犯の推進	2 防犯対策	(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費者トラブルや振り込め詐欺、還付金詐欺等による被害が急増する中で、障がいのある人がこうしたトラブルや犯罪等に巻き込まれないため、また、巻き込まれてしまった場合の相談体制の充実を図るとともに、有効な予防策を検討します。	実施	継続	障がいのある方の消費者トラブル等の相談があった場合は、相談支援事業所や消費生活相談等につなげている。 今後も相談があった場合は関係機関につなげ、相談体制の充実を図っていく。					A		A	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費者トラブルや振り込め詐欺、還付金詐欺等による被害が急増する中で、障がいのある人がこうしたトラブルや犯罪等に巻き込まれないため、また、巻き込まれてしまった場合の相談体制の充実を図るとともに、有効な予防策を検討します。	障がい者支援課	
						指標名	単位	実績 (平成30年度)	実績 (令和元年度)	見込み (令和2年度)							
						障がいのある人の消費者相談件数	件数	不明	不明	不明							

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)				Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等		
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	1 障がい理解・交流	(1) 福祉教育	小・中学校において、障がい者福祉施設等での福祉体験、福祉への理解を深めるための教育の推進に努めます。また、市民向けにも障がいに対する理解を深める講座等を実施し、市民の福祉意識の醸成を図ります。		実施	継続	市民向けに障がいに関する出前講座を令和元年度は1件39名の参加者を対象に実施した。今後も市民向けの出前講座等を開催していく。 小中学校・自治会を対象に、アイマスク体験・車いす体験講座等を実施した。(社会福祉協議会)					A		A	福祉教育	小・中学校において、車いすやの福祉体験、福祉への理解を深めるための教育の推進に努めます。また、市民向けにも障がいに対する理解を深める講座等を実施し、市民の福祉意識の醸成を図ります。	障がい者支援課・学校保健課・生涯学習課・袖ヶ浦市社会福祉協議会
					実績		指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)						
							障がいに関する出前講座	件数	1	1	1						
							障がいに対する理解を深める講座実施数	実施数	7	5	5						
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	1 障がい理解・交流	(2) 心身障がい児者の集い	障がいのある人やその家族が気軽に集い、ボランティア等の協力を得ながら、交流を深めることができる場を充実させます。		実施	継続	老人福祉会館にて令和2年1月に開催。ボランティアの協力を得ながらレクリエーションを企画し、障がいのある人やその家族が集い、交流する場を設置した。					A		A		袖ヶ浦市社会福祉協議会	
					実績		指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)						
							交流を深めることができる場の設置数	設置数	1	1	1						
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	2 権利擁護の推進・虐待の防止	(1) 障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。		実施	継続	虐待の疑いの通報があった場合は、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極め、障害者の安全を第一に考えて対応している。令和元年度は施設従事者による虐待による通報が1件あった。今後も障害者虐待については、適切な対応を行っていく。					A		A	障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	障がい者支援課
					実績		指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)						
							障がい者虐待防止に関する周知件数	件数	1	1	1						
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	2 権利擁護の推進・虐待の防止	(2) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	障がいのある人や高齢者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、金融機関からの現金引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。		実施	継続	障がいのある人や高齢者が、日常生活を送るために必要な預金の引出しや各種料金の支払い等(財産管理サービス)、重要な書類や印鑑などのお預かり等(財産保全サービス)を支援計画に基づき実施した。					A		A	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	障がいのある人や高齢者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、金融機関からの現金引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。	袖ヶ浦市社会福祉協議会
					実績		指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)	見込み(令和2年度)						
							利用契約者数	人数	7	9	11						

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)見直しにおける事業評価

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)																	
施策・事業内容(Plan:計画)			Do:実行					Check:点検		Action:見直し		PDCAを踏まえた 中間見直し後の事業内容		担当課等			
基本目標	施策	事業	内容	H30~	R2現在	実施状況(未実施の場合(一部未実施含む)は、その理由も記載)					評価	見直し内容又は実施できていない理由	評価	今後見直す内容又は実施しない場合等の理由	事業	事業内容	担当課等
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	2 権利擁護の推進・虐待の防止	(3) 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい県づくり条例」に基づき、障がいを理由とする不利益な取り扱いや合理的な配慮に基づく措置の欠けなどの差別をなくすため、個別事案の解決に取り組みます。地域相談員を配置し、広域専門指導員と連携したうえで、場合により調整委員会への申し立て等を行います。	実施	継続	・地域の課題や取り巻く環境が多く含まれる相談事案の場合は、特に担当課や関係機関、地域相談員との情報交換や情報共有をすることで、より具体的に実効性のある問題解決につながった。地域相談員は、分野ごとに専門的な知識をもち、日頃から地域に根差した活動を通して障者のある方への理解を深め、支援を行っている。従って、相談事案が内包するニーズを把握し、解決策を導き出すために、今後もネットワークを構築していきたい。					A		A		(3) 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい県づくり条例」に基づき、障がいを理由とする不利益な取り扱いや合理的な配慮に基づく措置の欠けなどの差別をなくすため、個別事案の解決に取り組みます。地域相談員を配置し、広域専門指導員と連携したうえで、場合により調整委員会への申し立て等を行います。	君津健康福祉センター
						実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							
						袖ヶ浦市における地域相談員配置数	配置数	7	7	7							
						袖ヶ浦市における調整委員会への申立件数	件数	0	0	0							
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	2 権利擁護の推進・虐待の防止	(4) 成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	認知症や障がい等により、自分で十分判断のできない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。	実施	継続	広報等制度の普及啓発を図るとともに、認知症高齢者等で親族がいない場合などに市が後見制度の審判請求を行った。 後見人等が必要な方で2親等以内の親族がいない又はいる場合でも支援しない場合に市長申立てを行った。 今後も市長申立てによる後見人等の対象者が発生した場合、滞りなく申立て手続きを行っていく。					A		A	成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	〈基本計画〉自分で十分判断のできない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きや利用に係る援助を行います。 ※親族申立て、後見センターについて定めるが要相談(親族申立て) 10月に親族等が行う審判に対して費用の一部助成ができるよう要綱改定を行った。 認知症や障がい等により、自分で十分判断のできない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。	高齢者支援課・障がい者支援課	
						実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							見込み(令和2年度)
						成年後見制度利用支援市長申立件数	件数	7	7	10							
						成年後見制度利用支援市長申立件数(障がい者支援課分)	件数	1	2	3							
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	3 障がいを理由とする差別の解消の推進	(2) 障がい者差別に関する啓発活動及び指導	障者差別解消法についての周知をはじめ、障がいのある人に対する偏見や差別の是正のための啓発活動を推進するとともに、合理的配慮の提供等の取組みに向けた助言・指導を行います。	実施	継続	広報による周知や平成29年度であるが市職員を対象にした研修等を行った。 また、毎年新人採用職員に対し、研修を行っている。 今後も広報等による周知を行っていく。					A		A	障がい者差別に関する啓発活動及び指導	障者差別解消法についての周知をはじめ、障がいのある人に対する偏見や差別の是正のための啓発活動を推進するとともに、合理的配慮の提供等の取組みに向けた助言・指導を行います。	障がい者支援課	
						実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							見込み(令和2年度)
						障がい者支援制度に関する周知件数	件数	不明	不明	不明							
第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	3 障がいを理由とする差別の解消の推進	(3) 障がい者差別解消の推進	障がいを理由とする差別に関する相談があった場合は、その内容や対応について、事後に「障がい者差別解消支援地域協議会」に報告、情報を共有し、対策を検討することで、障がい者差別の解消を推進します。袖ヶ浦市においては、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」がその役割を担います。	実施	継続	平成28年4月1日差別解消法が施行され、行政機関等と事業者においては、不当な差別的取扱いの禁止とともに、合理的配慮の提供が求められているため、障がいを理由とする差別に関する相談があった場合は、その内容等を聞き取り、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」に報告、情報共有をし、対策の検討をしている。 平成30年度は3件、令和元年度は0件の実績であり、相談があった場合は引き続き対応していく。					A		A	障がい者差別解消の推進	障がいを理由とする差別に関する相談があった場合は、その内容や対応について、事後に「障がい者差別解消支援地域協議会」に報告、情報を共有し、対策を検討することで、障がい者差別の解消を推進します。袖ヶ浦市においては、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」がその役割を担います。	障がい者支援課	
						実績	指標名	単位	実績(平成30年度)	実績(令和元年度)							見込み(令和2年度)
						障がいを理由とする差別相談件数	件数	3	0	0							